

水俣市議会会議録

平成30年6月第2回定例会（6月13日招集）

水俣市議会事務局

平成30年6月第2回定例会（6月13日招集）会期日程表

（会期 6月13日から7月5日まで23日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月13日	水	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明
2	14日	木		休 会	議案調査（予算説明）
3	15日	金			議案調査（予算説明）
4	16日	土			市の休日（土曜日）
5	17日	日			市の休日（日曜日）
6	18日	月			議案調査
7	19日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
8	20日	水			議案調査
9	21日	木			議案調査
10	22日	金			議案調査
11	23日	土			市の休日（土曜日）
12	24日	日			市の休日（日曜日）
13	25日	月			議案調査
14	26日	火			午前9時30分
15	27日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（桑原一知君、塩崎達朗君、野中重男君）
16	28日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（田中 睦君、牧下恭之君、小路貴紀君） 議案質疑 委員会付託
17	29日	金	————	委員会	委員会
18	30日	土		休 会	市の休日（土曜日）
19	1日	日			市の休日（日曜日）
20	2日	月	————	委員会	委員会
21	3日	火		休 会	議事整理日
22	4日	水		休 会	議事整理日
23	5日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成30年6月第2回水俣市議会定例会会議録目次

平成30年6月13日（水） — 1日目 —

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表	3
開 会	3
全国市議会議長会表彰状の伝達	3
○中村幸治君のあいさつ	4
副市長並びに教育長のあいさつ	4
開 議	5
諸般の報告	5
日程第1 会議録署名議員の指名について	5
日程第2 会期の決定について	5
議案上程	7
日程第3 議第46号 専決処分の報告及び承認について	8
専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程第4 議第47号 専決処分の報告及び承認について	18
専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	
日程第5 議第48号 専決処分の報告及び承認について	19
専第5号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条 例の制定について	
日程第6 議第49号 専決処分の報告及び承認について	20
専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第12号）	
日程第7 議第50号 専決処分の報告及び承認について	23
専第7号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉 施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	
日程第8 議第51号 専決処分の報告及び承認について	23

	専第8号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第9	議第52号	専決処分の報告及び承認について	1 - 24
	専第9号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第10	議第53号	専決処分の報告及び承認について	25
	専第10号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	
日程第11	議第54号	水俣市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	26
日程第12	議第55号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26
日程第13	議第56号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	27
日程第14	議第57号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	27
日程第15	議第58号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	28
日程第16	議第59号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	29
日程第17	議第60号	平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	32
日程第18	議第61号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	33
日程第19	議第62号	平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	34
日程第20	議第63号	平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	35
日程第21	議第64号	市道の路線認定について	36
		市長の所信表明並びに提案理由説明	36
		休憩・開議	45
		市長の所信表明並びに提案理由説明（続）	46
		休憩・開議	50
	議第65号	教育委員会委員の任命について（日程追加）	51
		市長の提案理由説明	51
		質疑	52
		討論	52

採 決	1 - 52
散 会	52

平成30年 6 月26日（火） —— 2 日 目 ——

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第 2 号	2
請願・陳情文書表	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第 1 一般質問	3
○中村幸治君の質問	3
1 教育について	3
(1) 教育長の教育方針について	
(2) 教育振興基本計画について	
2 第 6 次水俣市総合計画策定について	4
3 部活動の社会体育移行について	4
4 水俣市地域おこし協力隊について	5
市長の答弁	5
教育長の答弁	5
○中村幸治君の再質問	7
教育長の答弁	8
○中村幸治君の再々質問	10
教育長の答弁	10
市長の答弁	11
○中村幸治君の再質問	13
市長の答弁	14
○中村幸治君の再々質問	16
市長の答弁	17
教育長の答弁	17

○中村幸治君の再質問	2 - 18
教育長の答弁	19
○中村幸治君の再々質問	19
教育長の答弁	19
総務部長の答弁	20
○中村幸治君の再質問	21
総務部長の答弁	21
○中村幸治君の再々質問	23
総務部長の答弁	23
休憩・開議	23
○谷口明弘君の質問	23
1 施政方針について	24
2 教育関係について	24
3 水俣病犠牲者慰霊式後のマスコミ取材にチッソ社長が「水俣病被害者救済法に基づく救済は終わっている」と発言し、後に謝罪し発言を撤回したことについて	24
4 ふるさと納税について	25
市長の答弁	25
○谷口明弘君の再質問	27
市長の答弁	27
○谷口明弘君の再々質問	28
教育長の答弁	28
総合政策部長の答弁	29
○谷口明弘君の再質問	30
教育長の答弁	32
○谷口明弘君の発言	32
市長の答弁	33
○谷口明弘君の再質問	33
市長の答弁	34
○谷口明弘君の発言	34
総合政策部長の答弁	35
○谷口明弘君の再質問	35
総合政策部長の答弁	36

○谷口明弘君の再々質問	2 - 37
総合政策部長の答弁	37
休憩・開議	37
○藤本壽子君の質問	37
1 水俣市の商店街の活性化について	38
2 道の駅・海の駅の整備計画について	38
3 川内原発事故時の原子力防災対策について	39
市長の答弁	39
産業建設部長の答弁	39
○藤本壽子君の再質問	40
産業建設部長の答弁	41
総務部長の答弁	42
○藤本壽子君の再々質問	42
産業建設部長の答弁	44
副市長の答弁	44
○藤本壽子君の再質問	45
副市長の答弁	46
市長の答弁	47
○藤本壽子君の再々質問	47
市長の答弁	49
休憩・開議	49
市長の答弁	50
○藤本壽子君の再質問	50
総合政策部長の答弁	51
市長の答弁	52
○藤本壽子君の再々質問	53
市長の答弁	54
休憩・開議	54
○高岡朱美君の質問	54
1 水俣市における貧困の現状と対策について	55
2 これからの高齢者福祉・介護保険事業について	55
3 環境絵本大賞について	55

4 観光振興について	2 - 56
市長の答弁	56
○高岡朱美君の再質問	58
市長の答弁	60
教育長の答弁	60
福祉環境部長の答弁	60
産業建設部長の答弁	61
市長の答弁	61
○高岡朱美君の再々質問	61
市長の答弁	65
教育長の答弁	66
福祉環境部長の答弁	66
○高岡朱美君の再質問	68
福祉環境部長の答弁	70
○高岡朱美君の再々質問	71
市長の答弁	72
福祉環境部長の答弁	72
教育長の答弁	73
○高岡朱美君の再質問	74
教育長の答弁	74
○高岡朱美君の発言	74
散 会	75

平成30年6月27日（水） — 3日目 —

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2

○桑原一知君の質問	3 - 3
1 市長所信表明について	3
(1) 市政運営に対する決意について	
(2) 市政運営の基本方針と主要施策について	
2 雇用環境の整備について	3
3 農業政策について	3
市長の答弁	4
○桑原一知君の再質問	6
市長の答弁	8
○桑原一知君の発言	9
副市長の答弁	10
○桑原一知君の再質問	11
副市長の答弁	12
○桑原一知君の発言	12
産業建設部長の答弁	13
○桑原一知君の再質問	14
産業建設部長の答弁	15
○桑原一知君の発言	15
休憩・開議	16
○塩崎達朗君の質問	16
1 市長の所信表明について	17
2 防災について	18
市長の答弁	18
○塩崎達朗君の再質問	20
市長の答弁	21
○塩崎達朗君の発言	22
総合政策部長の答弁	23
○塩崎達朗君の再質問	24
総合政策部長の答弁	25
福祉環境部長の答弁	26
○塩崎達朗君の再々質問	27
福祉環境部長の答弁	28

休憩・会議	3 - 29
○野中重男君の質問	29
1 施政方針について	29
2 水俣病について	29
3 チッソが所有する J N C の株式売却について	29
4 水俣川河口臨海部振興構想について	30
市長の答弁	30
○野中重男君の再質問	30
市長の答弁	32
○野中重男君の再々質問	32
市長の答弁	35
市長の答弁	35
○野中重男君の再質問	36
市長の答弁	36
○野中重男君の再々質問	37
市長の答弁	37
市長の答弁	37
○野中重男君の再質問	38
市長の答弁	38
○野中重男君の再々質問	39
市長の答弁	39
産業建設部長の答弁	39
○野中重男君の再質問	40
休憩・開議	43
産業建設部長の答弁	43
○野中重男君の再々質問	43
休憩・開議	45
産業建設部長の答弁	46
市長の答弁	46
○野中重男君の発言	46
休憩・開議	47
産業建設部長の答弁	47

散 会	3 - 47
-----	--------

平成30年6月28日（木） —— 4 日目 ——

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	4
○田中陸君の質問	4
1 市長の基本姿勢について	4
(1) 市民や職員との対話について	
(2) 水俣病問題について	
2 小学校運動部活動の社会体育への移行について	5
3 小中学校教員の超過勤務削減について	5
市長の答弁	5
○田中陸君の再質問	7
市長の答弁	8
○田中陸君の再々質問	10
市長の答弁	10
教育長の答弁	11
○田中陸君の再質問	11
教育長の答弁	12
○田中陸君の再々質問	13
教育長の答弁	14
教育長の答弁	14
○田中陸君の再質問	16
教育長の答弁	17
○田中陸君の再々質問	17
教育長の答弁	18

休憩・開議	4 - 18
○牧下恭之君の質問	18
1 消防団について	18
2 重度障がい者医療について	19
3 介護保険料引き下げについて	20
市長の答弁	20
○牧下恭之君の再質問	21
市長の答弁	22
福祉環境部長の答弁	22
○牧下恭之君の再質問	23
福祉環境部長の答弁	24
○牧下恭之君の再々質問	25
福祉環境部長の答弁	25
福祉環境部長の答弁	25
○牧下恭之君の再質問	26
福祉環境部長の答弁	27
○牧下恭之君の再々質問	28
福祉環境部長の答弁	28
休憩・開議	28
○小路貴紀君の質問	28
1 平成30年度施政方針について	29
2 農業振興及び政策について	29
3 観光及び教育行政における外国語を話せる人材の確保について	29
4 小中学校の安全対策について	29
市長の答弁	30
○小路貴紀君の再質問	31
市長の答弁	33
○小路貴紀君の再々質問	34
市長の答弁	34
産業建設部長の答弁	35
○小路貴紀君の再質問	36
産業建設部長の答弁	37

○小路貴紀君の再々質問	37
産業建設部長の答弁	39
副市長の答弁	39
○小路貴紀君の再質問	40
副市長の答弁	40
○小路貴紀君の再々質問	40
副市長の答弁	42
教育長の答弁	42
○小路貴紀君の再質問	43
教育長の答弁	44
○小路貴紀君の発言	44
休憩・開議	45
質　　疑	45
日程第2 議第46号 専決処分の報告及び承認について	45
専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程第3 議第47号 専決処分の報告及び承認について	45
専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	
日程第4 議第48号 専決処分の報告及び承認について	45
専第5号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条 例の制定について	
日程第5 議第49号 専決処分の報告及び承認について	45
専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第12号）	
日程第6 議第50号 専決処分の報告及び承認について	46
専第7号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉 施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	
日程第7 議第51号 専決処分の報告及び承認について	46
専第8号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事 業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	
日程第8 議第52号 専決処分の報告及び承認について	46

専第9号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9	議第53号	専決処分の報告及び承認について……………	4 - 47
		専第10号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	
日程第10	議第54号	水俣市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について……………	47
日程第11	議第55号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	47
日程第12	議第56号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について……………	47
日程第13	議第57号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	48
日程第14	議第58号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………	48
日程第15	議第59号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第2号）……………	48
日程第16	議第60号	平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	48
日程第17	議第61号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）……………	48
日程第18	議第62号	平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）……………	49
日程第19	議第63号	平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）……………	49
日程第20	議第64号	市道の路線認定について……………	49
議案上程……………			49
日程第21	議第66号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	49
		市長の提案理由説明……………	50
休憩・開議……………			50
質 疑……………			50
委員会付託……………			51
散 会……………			51

平成30年7月5日（木） —— 5日目 ——

出欠席議員……………	5 - 1
事務局職員出席者……………	1

説明のため出席した者	5 - 1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第46号 専決処分の報告及び承認についてから日程第20議第66号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定についてまで20件に関する委員会の審査報告	4
○総務産業委員長の報告	5
○厚生文教委員長の報告	10
委員会審査報告書	13
委員長報告に対する質疑	14
討 論	14
採 決	14
日程第21 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	15
採 決	16
閉会中継続審査・調査申出書	16
議案上程	17
日程第22 議第67号 人権擁護委員候補者の推薦について	17
市長の提案理由説明	18
質 疑	18
討 論	18
採 決	18
議案上程	19
日程第23 決議第1号 水俣川河口臨海部振興構想予算にチッソ及びJNCの負担を求める決議について	19
○野中重男君の提案理由説明	20
質 疑	21
討 論	21
○小路貴紀君の反対討論	21
○高岡朱美君の賛成討論	24
○谷口明弘君の反対討論	26
○谷口眞次君の賛成討論	26

採 決	5 - 28
閉 会	28

平成30年6月13日

平成30年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成30年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成30年6月13日水俣市長第2回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成30年6月13日午前10時0分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成30年7月5日午前11時16分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成30年6月13日（水曜日）

午前10時0分 開会

午前11時27分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（松 尾 裕 二 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総 合 政 策 部 長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福 祉 環 境 部 長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総 合 政 策 部 次 長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総 合 医 療 セ ン タ ー 事 務 部 次 長（松 木 幸 蔵 君）
総 合 政 策 部 政 策 推 進 課 長（設 楽 聡 君）	総 務 部 財 政 課 長（梅 下 俊 克 君）

○議事日程 第1号

平成30年6月13日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

第7 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

第11 議第54号 水俣市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第55号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第56号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

- 第14 議第57号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第58号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議第59号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第17 議第60号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議第61号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議第62号 平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第20 議第63号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第21 議第64号 市道の路線認定について

平成30年6月第2回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第1号	最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度及び、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について	水俣市浦上町3-93 水俣芦北地区労連 中山 徹	/	総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

議第65号 教育委員会委員の任命について

開会

午前10時0分 開会

○議長（福田 斉君） ただいまから平成30年第2回水俣市議会定例会を開会します。

全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（福田 斉君） 会議に入ります前に、去る5月30日、東京都で開催された全国市議会議長会第94回定期総会において、中村幸治議員、福田 斉、以上2人の議員が議員15年勤続の表彰を受けられました。

これから表彰状を伝達します。

被表彰者の中村議員は、演壇の前までおいで願います。

（議長が表彰状を朗読し、議員に表彰状を伝達する。）

○議長（福田 斉君） 被表彰者を代表し、中村幸治議員から発言を求められております。

この際、発言を許します。

中村幸治議員。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 みなさんおはようございます。ただいま福田議長と私2名が、全国市議会議長会より15年の表彰をいただきました。本当にありがとうございます。代表しまして一言お礼の挨拶を申し上げたいと思います。

私達は、平成15年に市民の皆様より議員の仕事をいただきました。私の記憶では津奈木との合併を協議したことが頭の片隅に今でも残っています。それから平成15年の水俣市土石流災害、その後、産業廃棄物最終処分場の建設問題、風力発電建設問題、近年は熊本の地震発生、ということでそれに基づいて、現在は新庁舎建設に携わっています。

この15年間どうか議員としてやってこれたのも、皆様のおかげとっております。今後とも、皆様の温かい御指導と御鞭撻を心よりお願い申し上げまして、お礼の挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(福田 斉君) 以上で全国市議会議長会の表彰状の伝達を終わります。

○議長(福田 斉君) この際、小林副市長並びに小島教育長から発言を求められておりますので、これから順次発言を許します。

初めに、小林副市長に許します。

(副市長 小林信也君登壇)

○副市長(小林信也君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、副市長就任の御挨拶を述べさせていただきます。

3月議会で皆様の同意をいただき、4月1日付けで副市長に就任いたしました。高岡市長の補佐役として、大変微力ではございますけれども、水俣市の発展のために誠心誠意努力してまいります。議員の皆様のお指導、御支援を切にお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、就任の挨拶とさせていただきます。今後ともよろしく申し上げます。

○議長(福田 斉君) 次に、小島教育長に許します。

(教育長 小島泰治君登壇)

○教育長(小島泰治君) おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

先の定例会議におきまして、皆様方の御同意をいただき、4月2日付けで教育長に就任をいたしました。私はこれまで36年間、学校教育及び教育行政の職に携わり、子供たちの生きる力の育成に向けて、微力ではありますが、精一杯努めてまいりました。現在教育委員会として取り組むべき課題は山積しておりますが、これまでの経験を生かし、市民の皆様と連携を図りながら、解決に向けて一つ一つ丁寧に取り組み、職責を果たすために精一杯努力してまいりたいと思

ます。

議員の皆様方の御指導、御支援をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（福田 斉君） これから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、去る3月定例会で可決された教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書については、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、本日、市長から、地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告1件、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費報告3件、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算の繰越しの報告2件、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく水俣市土地開発公社及び株式会社みなまたの経営状況報告各1件、以上8件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成29年度の定期監査並びに平成29年12月分、平成30年1月分、2月分、3月分の一般会計、特別会計等及び平成30年1月分、2月分、3月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、帆足総合政策部長、関総務部長、深江福祉環境部長、城山産業建設部長、本田総合政策部次長、坂本総務部次長、田中産業建設部次長、設楽政策推進課長、梅下財政課長、小島教育長、松木総合医療センター事務部次長、岩井水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福田 斉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において桑原一知議員、谷口眞次議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成30年6月第2回定例会（6月13日招集）会期日程表

（会期 6月13日から7月5日まで23日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月13日	水	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明
2	14日	木		休 会	議案調査（予算説明）
3	15日	金			議案調査（予算説明）
4	16日	土			市の休日（土曜日）
5	17日	日			市の休日（日曜日）
6	18日	月			議案調査
7	19日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
8	20日	水			議案調査
9	21日	木			議案調査
10	22日	金			議案調査
11	23日	土			市の休日（土曜日）
12	24日	日			市の休日（日曜日）
13	25日	月			議案調査
14	26日	火	午前9時30分		本会議
15	27日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
16	28日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
17	29日	金	————	委員会	委員会
18	30日	土		休 会	市の休日（土曜日）
19	1日	日			市の休日（日曜日）
20	2日	月	————	委員会	委員会
21	3日	火		休 会	議事整理日
22	4日	水		休 会	議事整理日
23	5日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（福田 斉君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から7月5日までの23日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、23日間と決定しました。

- 日程第3 議第46号 専決処分の報告及び承認について
専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第47号 専決処分の報告及び承認について
専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第48号 専決処分の報告及び承認について
専第5号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第49号 専決処分の報告及び承認について
専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第7 議第50号 専決処分の報告及び承認について
専第7号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第51号 専決処分の報告及び承認について
専第8号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第52号 専決処分の報告及び承認について
専第9号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第53号 専決処分の報告及び承認について
専第10号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第54号 水俣市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第55号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第56号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第14 議第57号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15 議第58号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16 議第59号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
日程第17 議第60号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議第61号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19 議第62号 平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
日程第20 議第63号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第21 議第64号 市道の路線認定について

○議長（福田 齊君） 日程第3、議第46号専決処分の報告及び承認についてから、日程第21、議第64号市道の路線認定についてまで、9件を一括して議題とします。

議第46号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

専第3号

専 決 処 分 書

水俣市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成30年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市税条例等の一部を改正する条例

第1条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第48条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第24条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項中「の者」を「に掲げる者」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第7項から第9項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「(以下この節)を「(次条第1項)」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節)を「(次条第2項)」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第52条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第53条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

（製造たばこことみなす場合）

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具

に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たば

この本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改める。

附則第10条の2第15項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第14項を同条第21項とし、同条第13項を同条第20項とし、同条第12項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第11項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第10項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第9項を同条第11項とし、同項の次に次の5項を加える。

12 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

13 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

14 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第8項を同条第10項とし、同条第7項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項の次に次の2項を加える。

7 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附

則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第21項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

第3条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正す

る法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（水俣市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 水俣市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中水俣市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中水俣市税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。） 平成31年4月1日
- (4) 第2条中水俣市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中水俣市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中水俣市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の市税条例（次項及び次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第

3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

- 4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（水俣市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第16号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	水俣市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第12号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第3項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

- 5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

- 第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

- 第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部

を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	水俣市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第12号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第3項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項

- 5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

- 第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	水俣市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第12号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条第3項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第47号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専第4号

専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成30年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、ただし書中「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第5条第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第21条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第22条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第48号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

専第5号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

専第5号

専 決 処 分 書

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成30年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については）及び（）」を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の水俣市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以降に支給すべき事由の生じた同条例同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以降の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する傷害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成30年4月1日に施行されることに伴い、条例の施行に急施を要することから、専決処分するものである。

議第49号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

専第6号

専 決 処 分 書

平成29年度水俣市の一般会計補正予算（第12号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成29年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

平成29年度水俣市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48,186千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,686,575千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第12号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
13 国庫支出金		1,987,790	6,499	1,994,289
	1 国庫負担金	1,651,424	22,635	1,674,059
	2 国庫補助金	330,770	△16,136	314,634
17 繰入金		640,017	89,571	729,588
	1 基金繰入金	639,968	89,571	729,539
20 市債		1,373,400	△144,256	1,229,144
	1 市債	1,373,400	△144,256	1,229,144
補正されなかった款に係る額		10,733,554		10,733,554
歳 入 合 計		14,734,761	△48,186	14,686,575

歳 出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,945,436	△5,878	1,939,558
	1 総務管理費	1,590,679	△5,878	1,584,801
3 民生費		5,312,157	△87	5,312,070
	1 社会福祉費	3,107,319	△87	3,107,232

	2 児童福祉費	1,667,288	0	1,667,288
4 衛生費		2,016,998	△9,299	2,007,699
	1 保健衛生費	362,178	0	362,178
	2 清掃費	830,022	△8,319	821,703
	4 環境対策費	192,931	△980	191,951
5 農林水産業費		382,173	△360	381,813
	2 林業費	98,758	△360	98,398
	3 水産業費	46,653	0	46,653
6 商工費		406,950	0	406,950
	1 商工費	244,008	0	244,008
7 土木費		1,517,620	△19,278	1,498,342
	2 道路橋りょう費	408,764	△215	408,549
	3 河川費	77,549	△1,100	76,449
	6 住宅費	336,140	△17,963	318,177
8 消防費		430,438	△11,705	418,733
	1 消防費	430,438	△11,705	418,733
9 教育費		964,939	△1,579	963,360
	4 社会教育費	230,581	△639	229,942
	5 保健体育費	252,848	△940	251,908
10 災害復旧費		73,264	0	73,264
	2 公共土木施設災害復旧費	66,172	0	66,172
11 公債費		1,511,340	0	1,511,340
	1 公債費	1,511,340	0	1,511,340
補正されなかった款に係る額		173,446		173,446
歳 出 合 計		14,734,761	△48,186	14,686,575

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電算システム管理運用経費	千円 173

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 139,100				千円 130,900			
災害復旧事業	93,300				61,200			
緊急防災・減災事業	42,300				31,000			
自然災害防止事業	63,900				59,600			
過疎対策事業	539,200				480,600			
臨時財政対策債	403,000				373,244			
補正されなかった事業に係る額	92,600				92,600			
計	1,373,400				1,229,144			

議第50号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

専第7号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

専第7号

専 決 処 分 書

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成30年4月1日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例（平成24年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「同じ。」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（専決処分を必要とする理由）

本案は介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成30年3月22日に公布されたことに伴い、条例の施行に急施を要することから、専決処分するものである。

議第51号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

専第8号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

専第8号

専 決 処 分 書

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一

部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成30年4月1日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成24年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「政令で定める者」の次に、「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第46条中「政令で定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第59条の9第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第59条の22中「第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」」を「第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に改める。

第59条の29第1項中「第59条の34」を「第59条の36」に、「重要事項に関する規定」を「重要事項に関する規程」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が平成30年3月22日に一部改正されたことに伴い、条例の施行に急施を要することから、専決処分するものである。

議第52号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

専第9号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

専第9号

専 決 処 分 書

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成30年4月1日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（専決処分を必要とする理由）

本案は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が平成30年3月22日に一部改正されたことに伴い、条例の施行に急施を要することから、専決処分するものである。

議第53号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

専第10号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

専第10号

専 決 処 分 書

平成30年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成30年4月24日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

平成30年4月24日の豪雨による災害復旧等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成30年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,547千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,961,420千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
17 繰入金		367,480	9,547	377,027
	1 基金繰入金	367,480	9,547	377,027
補正されなかった款に係る額		13,584,393		13,584,393
歳入合計		13,951,873	9,547	13,961,420

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
10 災害復旧費		43	9,547	9,590
	2 公共土木施設災害復旧費	42	4,600	4,642
	3 文教施設災害復旧費	0	4,947	4,947
補正されなかった款に係る額		13,951,830		13,951,830
歳出合計		13,951,873	9,547	13,961,420

議第54号

水俣市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市職員定数条例の一部を改正する条例

水俣市職員定数条例（昭和24年告示第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「450」を「470」に改め、同号イ中「420」を「440」に改め、同条中「合計 846人」を「合計 866人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

病院事業の職員定数を増員し、総合医療センターにおける医療機能の充実を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第55号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次の1号を加える。

(3) 規則で定める有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員

第9条第2項に次の1号を加える。

(3) 前項第3号に掲げる職員 有料宿舍使用料相当額
附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(提案理由)

職員の住居手当について、他市との均衡を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第56号

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「					
	家庭相談員		〃	106,800円	
					」
「					
	家庭相談員		〃	149,300円	
					」

改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

第2条 この条例による改正前の水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例に基づいて支給された報酬は、改正後の条例による報酬の内払とみなす。

(提案理由)

同様の相談業務を行う婦人相談員の報酬との均衡を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第57号

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険条例（昭和34年告示第10号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名中「この」を「本」に、「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に改める。

第1条（見出しを含む。）中「この」を「本」に、「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に改める。

第2章の章名中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 被保険者

（被保険者としなない者）

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としなない。

第7条及び第10条中「この」を「本」に改める。

第11条中「この」を「本」に、「国民健康保険法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（以下「法」という。）に、「第7項」を「第9項」に改める。

第12条中「この」を「本」に、「国民健康保険法」を「法」に改める。

第13条中「この」を「本」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部改正）

2 水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「			
「	国民健康保険運営協議会委員	〃	4,500円
」			」
「			
「	国民健康保険事業の運営に関する協議会委員	〃	4,500円
」			」

改める。

（提案理由）

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第58号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

牧ノ内団地	昭和30年度～36年度 平成27年度～29年度	水俣市牧ノ内95番	木造平屋 簡易耐火平屋 低層耐火2階	56	を
-------	----------------------------	-----------	--------------------------	----	---

牧ノ内団地	昭和36年度 平成27年度～29年度	水俣市牧ノ内95番1	簡易耐火平屋 低層耐火2階	52	に、
-------	-----------------------	------------	------------------	----	----

河原団地	昭和30年度～34年度	水俣市大園町3丁目88番地	簡易耐火2階	16	を
------	-------------	---------------	--------	----	---

河原団地	昭和34年度	水俣市大園町3丁目88番地	簡易耐火2階	8	に
------	--------	---------------	--------	---	---

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

牧ノ内団地及び河原団地の一部住宅の廃止に伴う除却により、本案のように制定しようとするものである。

議第59号

平成30年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

平成30年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,765,792千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,727,212千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加・変更は、「第4表地方債補正」による。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
11	分担金及び負担金	112,188	2,051	114,239

	1 分担金	1	2,051	2,052
13 国庫支出金		1,865,225	125,878	1,991,103
	1 国庫負担金	1,631,696	7,107	1,638,803
	2 国庫補助金	227,029	118,771	345,800
14 県支出金		1,027,667	258,764	1,286,431
	2 県補助金	257,834	258,273	516,107
	3 委託金	60,958	491	61,449
15 財産収入		29,665	25,943	55,608
	2 財産売払収入	17,065	25,943	43,008
17 繰入金		377,027	480,748	857,775
	1 基金繰入金	377,027	480,748	857,775
19 諸収入		345,876	28,308	374,184
	4 雑入	219,540	28,308	247,848
20 市債		1,389,100	844,100	2,233,200
	1 市債	1,389,100	844,100	2,233,200
補正されなかった款に係る額		8,814,672		8,814,672
歳 入 合 計		13,961,420	1,765,792	15,727,212

歳 出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		155,146	1,092	156,238
	1 議会費	155,146	1,092	156,238
2 総務費		1,783,008	183,802	1,966,810
	1 総務管理費	1,442,769	197,793	1,640,562
	2 徴税費	197,336	△11,444	185,892
	3 戸籍住民基本台帳費	74,522	205	74,727
	4 選挙費	17,118	536	17,654
	5 統計調査費	16,834	△342	16,492
	6 監査委員費	34,429	△2,946	31,483
3 民生費		5,332,174	5,591	5,337,765
	1 社会福祉費	3,080,927	△3,191	3,077,736
	2 児童福祉費	1,722,194	4,567	1,726,761
	3 生活保護費	529,053	4,215	533,268
4 衛生費		1,882,536	322,476	2,205,012
	1 保健衛生費	371,613	△7,305	364,308
	2 清掃費	929,272	10,401	939,673
	4 環境対策費	175,009	4,380	179,389
	5 病院費	400,000	215,000	615,000
	6 上水道費	0	100,000	100,000
5 農林水産業費		229,567	264,887	494,454
	1 農業費	158,058	66,664	224,722
	2 林業費	50,832	39,510	90,342
	3 水産業費	20,677	158,713	179,390
6 商工費		237,370	434,266	671,636
	1 商工費	131,252	67,581	198,833

	2 総合経済対策費	106,118	366,685	472,803
7 土木費		1,022,182	497,414	1,519,596
	1 土木管理費	21,039	△17,521	3,518
	2 道路橋りょう費	228,191	369,918	598,109
	3 河川費	2,187	86,318	88,505
	4 港湾費	117	8,000	8,117
	5 都市計画費	614,821	△10,287	604,534
	6 住宅費	155,827	60,986	216,813
8 消防費		603,879	3,099	606,978
	1 消防費	603,879	3,099	606,978
9 教育費		1,146,405	34,450	1,180,855
	1 教育総務費	185,970	23,349	209,319
	2 小学校費	144,660	1,260	145,920
	3 中学校費	99,842	643	100,485
	4 社会教育費	471,972	△6,341	465,631
	5 保健体育費	243,961	15,539	259,500
10 災害復旧費		9,590	18,715	28,305
	2 公共土木施設災害復旧費	4,642	8,715	13,357
	3 文教施設災害復旧費	4,947	10,000	14,947
11 公債費		1,544,563	0	1,544,563
	1 公債費	1,544,563	0	1,544,563
	補正されなかった款に係る額	15,000		15,000
	歳 出 合 計	13,961,420	1,765,792	15,727,212

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
5 農林水産業費	3 水産業費	漁港施設等維持管理費	千円 84,198

第3表 債務負担行為補正

追 加

事項	期 間	限 度 額
牧ノ内団地4号棟・集会所建設事業 (都市計画課)	自 平成31年度 至 平成31年度	千円 133,499

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共施設等適正管理推進事業	千円 52,200	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
水道事業	84,000			

計	136,200			
---	---------	--	--	--

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 35,300				千円 78,400			
自然災害防止事業	16,900				103,000			
一般単独（一般）事業	105,000				105,100			
地方道路等整備事業	54,000				66,200			
過疎対策事業	656,800				1,219,900			
災害復旧事業	93,200				96,500			
補正されなかった事業に係る額	427,900				427,900			
計	1,389,100				2,097,000			

議第60号

平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,535,010千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 保険料		643,147	1,380	644,527
	1 介護保険料	643,147	1,380	644,527
3 国庫支出金		942,622	1,500	944,122
	2 国庫補助金	356,597	1,500	358,097
4 支払基金交付金		911,432	1,620	913,052
	1 支払基金交付金	911,432	1,620	913,052
5 県支出金		502,881	750	503,631
	2 県補助金	25,687	750	26,437
6 繰入金		522,983	750	523,733
	1 一般会計繰入金	522,983	750	523,733
補正されなかった款に係る額		5,945		5,945
歳 入 合 計		3,529,010	6,000	3,535,010

歳 出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
---	---	-----	-----	---

3 地域支援事業		175,744	6,000	181,744
	2 一般介護予防事業費	28,479	6,000	34,479
補正されなかった款に係る額		3,353,266		3,353,266
歳 出 合 計		3,529,010	6,000	3,535,010

議第61号

平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,359千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,065,074千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3 国庫支出金		56,050	△12,250	43,800
	1 国庫補助金	56,050	△12,250	43,800
4 繰入金		529,915	△2,591	527,324
	1 繰入金	529,915	△2,591	527,324
7 市債		190,600	23,200	213,800
	1 市債	190,600	23,200	213,800
補正されなかった款に係る額		280,150		280,150
歳 入 合 計		1,056,715	8,359	1,065,074

歳 出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		368,089	8,359	376,448
	1 公共下水道事業費	368,089	8,359	376,448
補正されなかった款に係る額		688,626		688,626
歳 出 合 計		1,056,715	8,359	1,065,074

第2表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 171,500				千円 183,100			
過疎対策事業	19,100				30,700			

計	190,600				213,800			
---	---------	--	--	--	---------	--	--	--

議第62号

平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度水俣市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
建設工事費 総合医療センター	34,668千円	178,594千円	213,262千円
固定資産購入費 （器械設備購入費）総合医療センター	253,215千円	83,788千円	337,003千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 総合医療センター事業収益	6,958,726千円	212,850千円	7,171,576千円
第1項 医業収益	6,467,578千円	85,441千円	6,553,019千円
第2項 医業外収益	488,654千円	127,409千円	616,063千円
第2款 久木野診療所事業収益	8,358千円	2,150千円	10,508千円
第2項 医業外収益	1,938千円	2,150千円	4,088千円
収益的収入合計	6,967,084千円	215,000千円	7,182,084千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額525,721千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額525,903千円」に、「、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,325千円、過年度分損益勘定留保資金504,396千円」を「、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,760千円、減債積立金485,143千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 総合医療センター資本的収入	287,785千円	262,200千円	549,985千円
第1項 企業債	284,000千円	262,200千円	546,200千円
資本的収入合計	287,785千円	262,200千円	549,985千円
	支	出	
第1款 総合医療センター資本的支出	813,506千円	262,382千円	1,075,888千円
第1項 建設改良費	287,883千円	262,382千円	550,265千円
資本的支出合計	813,506千円	262,382千円	1,075,888千円

（企業債）

第5条 予算に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的		補正前				補正後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合医療センター	病院施設整備事業	千円 34,600				千円 213,100			
	医療機械器具等整備事業	千円 249,400				千円 333,100			
計		284,000				546,200			

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 予算第9条の次に、重要な資産の取得を次のとおり追加する。

	種類	名称	数量
1	取得する資産 器械備品	生体情報モニタリングシステム	一式
	平成30年6月13日提出		

水俣市長 高岡利治

議第63号

平成30年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成30年度水俣市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成30年度水俣市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 水道事業収益	499,585千円	△372千円	499,213千円
第1項 営業収益	455,799千円	0千円	455,799千円
第2項 営業外収益	43,784千円	△372千円	43,412千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
	支 出		
第1款 水道事業費	408,428千円	△1,315千円	407,113千円
第1項 営業費用	375,552千円	△1,315千円	374,237千円
第2項 営業外費用	31,874千円	0千円	31,874千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(資本的収支の補正)

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額218,943千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額218,955千円」に、「当年度分損益勘定留保資金96,668千円」を「当年度分損益勘定留保資金96,680千円」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	44,505千円	100,000千円	144,505千円
第1項 負担金	3,103千円	0千円	3,103千円
第2項 補助金	41,400千円	0千円	41,400千円
第3項 繰入金	1千円	100,000千円	100,001千円
第4項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
	支 出		
第1款 資本的支出	263,448千円	100,012千円	363,460千円
第1項 建設改良費	218,605千円	100,012千円	318,617千円
第2項 企業債償還金	43,843千円	0千円	43,843千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条第1号中、職員給与費「107,482千円」を「106,735千円」に改める。

平成30年6月13日提出

議第64号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定することとする。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

路線	起 点	終 点	重要な経過地
丸島町16号線	丸島町3丁目257番4地先	丸島町3丁目197番4地先	なし

（提案理由）

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

（添付図掲載略）

○議長（福田 齊君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 平成30年第2回水俣市議会定例会の開会に当たり、提案理由の説明に先立ちまして、これからの市政に対する私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

先の市長選挙において、多くの市民の皆様から、温かい御支持と負託を賜り、市政の運営を担わせていただくという榮譽を感じますとともに、その職責と使命の重大さに、身の引き締まる思いがしております。

今後、地域経済の活性化による、本市のさらなる発展と市民福祉の一層の向上に、全力を尽くしてまいります。

現在、我が国では、人類がかつて経験したことのない、急激な人口減少が進んでおります。

出生数の減少、高齢者の増加、勤労世代の減少に伴い、社会の担い手が不足していく中、何とかして、持続可能な社会を維持するための、数々の施策が講じられているところであります。

本市における人口は、60年程前のピーク時から半減し、2万5千人を切り、一方で、65歳以上の高齢者は37%を超え、全国平均より約10ポイント高くなっております。

地域の経済活動を支える生産年齢人口は、1960年代がピークで約2万9千人でしたが、2015年には約1万3千人となり、50%を下回り、いずれの数値も、他の地域より速いスピードで進んでいて、これらに伴う経済規模の縮小も顕著であります。

このような状況の中、今まさに、閉塞感の打破、そして大きな変革が求められていると考えます。

行政がどこまで本気になり、市民と一緒にあって、水俣の有する可能性を十分に引き出し、地域を元気にしていけるのかが問われています。

そのためには、地域経済の浮揚と活性化が必要不可欠であり、水俣に根を張り頑張っている企業や商店街、そして、市民が一体となって、これからの水俣を主体的につくっていかねばなりません。

1956年の公式確認以降62年の長きにわたり、本市が向かい合ってきました水俣病問題、さらには、そこから始まった環境に配慮した様々な施策や取り組み、循環型社会の構築など、継承すべきものは継承していくとともに、一方では、大胆な変革を行いながら、新たな地域経営に挑戦してまいりたいと考えております。

このような視点に立脚して市政に取り組んでまいりますが、本年度は、その羅針盤として、本市の新たな基本理念や目標、基本方針などを示す「第6次水俣市総合計画」を策定することといたします。

また、本市の財政状況を見ますと、平成28年度決算の市債残高は、約147億3,500万円で、市政始まって以来、最大の市債残高となりました。

さらに、2年前の熊本地震で建替えを余儀なくされた、市役所本庁舎の建設をはじめ、水俣川河口臨海部振興構想事業、文化会館の空調機の更新、水俣芦北広域行政事務組合で進める芦北消防署の建設等、複数の大型事業が控えており、昨年11月の時点での試算によりますと、3年後の市債残高は、約200億円に上る見込みとなっております。

したがって、私の任期中は、厳しい財政状況をにらみながら、市政の舵取りをしていくことが必定となってまいります。

今回、提案をさせていただきました肉付け補正予算につきましても、平成14年度の肉付け後の予算額であります約157億6,000万円に次ぐ、157億2,700万円となっており、財源不足を補うための、財政調整基金からの繰入金は8億円を超え、今後更に、効果的かつ効率的な財政運営が求められることとなります。

こうした中、組織の合理化、事務・事業の見直しや財政の健全化を、より強力に進めていくために、本年度中に新たな「行財政改革大綱」を策定し、「最小経費で最大効果」を追求することといたします。

議員各位をはじめ、市民の皆様、職員とともに、これらの難題に真正面から取り組まさせていただきます、一つずつ解決をしてまいり所存でございます。

水俣市の長といたしまして、市政の先頭に立ち、課題の克服、本市の発展のために、全身全霊を捧げてまいりますことを、この場でお約束をいたします。

それでは、以下、市政運営に係る基本方針と主要な施策について申し上げます。

まず、「皆で支える子育てしやすい水俣」について申し上げます。

私は、長年、地元の小中高生の水泳指導を行ってまいりました。スポーツを通じて見せてくれる子どもたちの純粋な笑顔が、私の活動力の源であり、何よりの癒しであります。

本市の宝ともいふべき、「水俣の子ども」を大切に育てていくために、切れ目のない子育て支援策を講じるとともに、教育環境の充実に努めてまいります。

また、地域全体で、子どもの成長を支えていく、そのようなまちづくりを推進し、水俣で生まれた子どもが高校卒業を迎える年齢に達するまでの間、心身ともに大きく成長していくことができる、豊かな子育て環境の創出を進めることといたします。

その結果として、子どもたちに郷土・水俣を愛する気持ちを抱いてもらい、水俣に住み続けたい、そして、鮭が海で成長した後、再び生まれ故郷の川に戻ってくる「母川回帰」のごとく、水俣に戻りたい、故郷のために役立ちたい、と思うような人材を輩出していきたいと考えております。

以上のようなことを踏まえまして、子どもの出生時点から順に、本市で取り組んでまいります子育て支援等の施策について述べます。

まず、出生後、本市に在住しており、4か月及び6か月乳幼児健診の対象となった子どもに対し、健やかな成長を願い、併せて子育て世帯の経済負担の軽減を図るため、「子ども子育て支援金」の支給を継続するとともに、更なる拡充についても検討することとします。

幼年期の子育て支援としましては、幼稚園が認定こども園に移行する際、必要となる施設改修等の支援や、乳幼児とその保護者が集う「水俣市こどもセンター」の交流スペースの充実に図るなど、子育てしやすい環境整備を進めてまいります。

学童期の子どもに関しましては、質の高い教育を受けることができるように、各小学校における学力保障等を含め、教育環境の整備、充実に図っていくこととします。

平成32年度に施行される「新小学校学習指導要領」の中に、英語教育の充実が盛り込まれていますが、本市ではこれに先立ち、本年度から、小学校の外国語活動支援員を増員し、3・4年生については週1時間の外国語活動、5・6年生については週2時間の外国語科を先行実施し、「確かな学び」の定着を推進していくために、市内全小学校に電子黒板を導入いたします。

また、スポーツ面では、県教育委員会の基本方針を受け、小学校の運動部活動が平成30年度末までに、社会体育へ移行することになっております。

本市では、関係機関に御協力をいただき、4月に「水俣っ子クラブ運営協議会」を立ち上げております。平日の夕方に指導可能な指導者の確保や、道具の保管場所の整備、活動場所への移動等、これまで出された課題の一つ一つに、丁寧に対応しながら、限られた期間で部活動の移行を円滑に完了し、地域が一体となって、スポーツを通し児童が心身ともに健康で、生き生きと活動

できる環境を整備してまいりたいと考えております。

さらに、水俣の児童・生徒の全国大会出場など大きなステージでの活躍、夢の実現を応援し、その頑張りを見守る多くの市民を勇気づけたり、元気にしたりするために、キッズサポーター基金の創設を進め、併せて一流アスリートと直接触れ合い、指導を受けることのできる、スポーツアカデミア関連事業を実施してまいります。

次に、日々の生活の中で、困難な課題を抱えている児童・生徒に対しましては、家庭や学校と福祉・医療等の専門機関とをつなぐ、専門職である「スクールソーシャルワーカー」を市独自に配置し、自立支援に向けた取組を推進していきます。

加えて、児童・生徒の出席簿や成績、通知表等のデータを、各学校で一元管理することができる「統合型校務支援システム」を導入し、事務改善を図ることで、より一層、教師が一人一人の子どもに向き合う時間を増やし、より充実した教育環境の整備に努めてまいります。

学校給食につきましては、教育活動の一環として、学校・地域・家庭の連携による「食育」を展開していくとともに、学校給食費の段階的負担軽減を検討していくこととします。

高校生を対象とする施策としては、水俣高校の支援を充実してまいります。

水俣高校は県立高校であります。地元唯一の高校であり、私としましては、もはや「水俣市立・水俣高校」と同義であるというように捉えており、地域全体で支えていかなければならない、と考えているところであります。

平成28年度から、水俣高校は、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を目的とする、文部科学省のスーパーグローバルハイスクールの指定を受け、様々な実践を重ねておられます。

一方、本市では、同年、環境アカデミアを開設したこともあり、これまで大学と連携した共同研究や遠隔講義、外国人研究者とのディスカッションなど様々な学術的支援を行ってまいりました。

今後も高校の意見を伺いながら、水俣の子どもたちはもとより、県内外の中学生に選んでいただける、魅力ある、高校となるよう、知恵を絞りながら取り組んでまいり所存です。

さらに、現在、中学3年生までを対象としております医療費助成制度を、高校3年生まで広げることについて検討し、教育面を含め、きめ細やかな様々な支援に努めてまいります。

次に、「長く地域を支えてきた地元商工業者と共に歩む水俣＝環境と経済の両立」について申し上げます。

5月1日の水俣病犠牲者慰霊式の市長式辞で述べましたとおり、私は間もなく還暦を迎えます。胎児性患者の方々と同世代でございます。

長年水俣病問題に苦しんできた本市にあって、今、我々に託されておりますのは、このつらい

経験をした水俣だからこそ、生命・健康・環境を大切にしつつ、市民や企業、地域社会のつながりを中核に据え、次代を担う子どもたちが誇りうる、経済基盤の強い、活力ある水俣を築いていくことである、と考えております。

また、経済基盤の強化は、必ずや、次の環境配慮のまちづくり、福祉の充実、人材育成等にも結びつき、地域に好循環をもたらすものであると信じています。

本市にあっては、これまでリサイクル企業の集積や、環境・健康に配慮した農業の振興など、環境を切り口とする産業創造の取組によって、一定の成果をあげてきました。

しかし、全国の多くの自治体と同様、人口減少、高齢化等が進行していく中、地域経済の疲弊が続いています。

今後、これまで培ってきた環境配慮型のまちづくりを進めながら、地域経済の再生をいかに図っていくか、が大きな課題であると考えております。

この課題解決に向け、地域内に存在する資源を磨き上げ、活用することで、「内発的発展」を継続していくとともに、地域にないものは外部から積極的に引っ張ってくる働きかけを行うことが重要になってきます。

そのために、まず、本市の重要な地域資源であります「地元企業」が持っている力の強化を目指し、より効果的な支援策を講じ、地域に根差した、足腰の強い産業づくりを進めることといたします。

地元企業と意見交換を行い、「どのような支援を必要としているのか」、「地域経済についてどのような考えをお持ちなのか」等を、丁寧に聴取し、その結果を施策に十分反映して、地域経済の活性化に結びつけてまいります。

地域経済の活性化を図るに当たっては、市外部から企業を誘致することがもう1つの大きな柱となります。

高速道路や新幹線等のインフラはもとより、地域が持っている魅力を発信しながら、積極的に訪問活動を行っていくとともに、企業の活動拠点として活用できる民間所有の空き用地や空き工場等に係る情報を収集し、それらを発信する仕組みとして、「空き工場バンク制度」の創設を進めることとします。

また、「環境首都水俣創造事業補助金」を活用し、水俣川河口臨海部から産業団地・丸島漁港へのアクセス向上と、埋立地の利活用による産業振興を図るために「水俣川河口臨海部振興構想」を推進してまいります。

次に、商店街及び商業施設の賑わいづくりについて申し上げます。

商店街等は、その事業活動を通じて、コミュニティづくりや地域社会への貢献など多面的な役割を果たしていますが、実態として、事業所数、商品販売額等は年々減少傾向にあり、厳しい状

況が続いております。

特に、空き店舗と事業継承に関する問題は深刻であり、これらについては、早急に商工会議所と連携し調査分析を進め、「企業カルテ」を整備しながら、自らの創意工夫と努力によって、新たな企画に取り組もうとする商店等を積極的に支援することといたします。

今後、市内で小売業等を営む者が自ら、店舗の魅力向上を目的とする、店舗リフォームを行う場合の助成制度や、市内産の農水産物等を活用した加工品の販路開拓・拡大を目指し、物産展に出展する際の補助制度を拡充するなど、チャレンジする人と事業者を支援してまいりたいと考えております。

次に、「また訪れたい水俣＝誇りを持てる、選んでもらえる、物産と観光振興」について申し上げます。

本市において、第1次産業は、地域の活性化につながる重要な産業であります。農林業に関しては、耕作条件の悪い場所を中心に広がっている耕作放棄地や間伐等のおくれによる山林の荒廃について、その発生を抑制するための支援、担い手育成等が急務となっております。

水産業については、水俣病による風評被害はもとより、魚価の低下、燃料費の高騰、漁港や漁場の環境悪化、従事者の高齢化等の課題があり、その対策が求められています。

一方、観光については、本市への観光入込客数を見ますと、平成10年が71万9,000人で最多となっており、近年は50万人台で推移しています。

よって、PR活動や受入態勢の強化、物産の充実などを含む水俣らしい魅力を付加し、新たな観光客層を取り込むための試みが必要であると考えます。

このような状況にあって、平成30年度末には、念願でありました「南九州西回り自動車道・水俣インターチェンジ（仮称）」が供用開始される予定となっております。

この交通アクセス向上の時を千載一遇のチャンスと捉え、本市の海・山・温泉という豊かな地域資源を前面に打ち出し、産業振興、観光客の集客、交流人口の増加に結びつけ、地域活性化の起爆剤にしてまいります。

インターチェンジの開通を機に、多くの人々に、ぜひ水俣に足を運んでいただき、一度来ていただいた方には、「また訪れたい」と思っただけのような、魅力ある水俣づくりを目指してまいりたい、と考えております。

水俣の「農」については、効率的な農業生産体制の確立、地域農業の担い手となるべき人材の育成・確保に努めながら、従来の柑橘類やサラダ玉ねぎ、お茶の生産に加えまして、太秋柿・和紅茶の産地確立に向けた取組を展開するとともに、「サラたまちゃん祭り」や「和紅茶イベント」の開催を支援し、地元農産物の販売促進、これらを活かした交流人口の増加を目指します。

その他、新たな挑戦といたしまして、収益率の高い「早掘りタケノコ」を安定的に生産・供給

できる方法、産地化に向けた調査研究に着手します。

「水産業」については、安心・安全で旨い、水俣独自のカキのブランドである「恋路ブランド」の確立と「稼げる仕組みづくり」を強力に進めてまいります。

現在、漁業従事者等が取り組んでいる「水俣漁師市」や「カキ小屋」の企画をさらに後押しし、直売加工所の有効活用、水産加工品の開発による「6次産業化」を推進していくこととします。

農林水産加工品の高付加価値化により、誇れる「水俣ブランドの食」を築き、販売に結びつけてまいります。

次に、「観光振興」について、申し上げます。

今年度は、特に、水俣インターチェンジ（仮称）の開通を視野に入れた、観光客の誘致に注力してまいります。

インターチェンジの開通を記念したウォーキング大会等のイベント実施、市内飲食店、宿泊施設で使用可能なクーポンの発行、メディアを活用した県内外における広報活動等、積極的なキャンペーンを実施するとともに、映像等を用いて地域イメージの向上を図るなどし、強力な誘客促進事業を実施することといたします。

また、エコパーク水俣で開催されております集客率の高い、「みなまたローズフェスタ」、「サラたまちゃんまつり」等の支援を図るとともに、敷地内にあるグラウンド・陸上競技場・テニスコートで行われる各種大会やイベント、合宿の誘致を促進し、エコパークをスポーツと健康増進活動のメッカとして、市民はもとより、市外の人たちを多く呼び込み、水俣の魅力を体感してもらうことで、経済効果を高めてまいりたいと考えております。

具体策として、スポーツ等を目的とするグループ・団体が、本市で宿泊をする場合の助成制度であります「水俣市交流促進奨励金」の制度を見直すことで、より使い勝手のいいものに改善し、宿泊客の増加に結びつけていくこととします。

また、湯の岬でのスキューバダイビングやシュノーケリング、スタンドアップパドルボード、湯の鶴での七滝・矢筈岳のトレッキング等のレジャー、スポーツに、温泉・グルメを加え、旅先での遊びを提案していく「アクティビティプロモーション」の推進を図るため、水俣にあるアクティビティのPR、受入体制を強化するための人材育成を実施してまいります。

加えて、八代港に入港する大型クルーズ船による「インバウンド」の一部を水俣で受け入れられるように、通訳等、外国人に対応するための支援を行います。

さらに、本市物産品の販売向上を図るためのブランド化、市外の人たち、ひいては外国人目線による、「選んでもらえる」、「買ってもらう」商品を揃えた物産館の整備に向け、積極的に検討を進めてまいります。

次に、「安心・安全で、楽しく快適な暮らしができる水俣」について申し上げます。

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、全ての市民が安心して暮らせる、安全なまちづくりは、行政施策の基本であり、加えて、住んで楽しくなるような、そして、快適なまちづくりを進めてまいります。

日常生活の中で起こりうる、気候変動に伴う局地的な大雨、大規模地震による危険性等が身近にあることを認識し、少子高齢化と人口減少の現状を踏まえ、市民の生命と財産を守り、安心・安全を確保するために、災害時の拠点施設と体制の充実強化、あわせて誰もが、住み慣れた地域の中で、元気に暮らしていける、相互支援の考えに基づく「地域福祉」を推進していくこととします。

まず、有事の際においても、行政機能の維持・継続を図り、市民の生活を守る防災対策拠点としての、市役所の「庁舎建替事業」を進めてまいります。

昨年度、新庁舎建設に係る基本構想を策定しましたが、本年度は、ワークショップ等により市民の皆様の御意見も伺いながら、具体的な整備方針、事業計画等を盛り込んだ基本設計をまとめ、その後、実施設計に取り組みます。

さらに、建設予定地となる旧庁舎敷地内にあります既存施設の解体工事に着手するための設計業務を進めてまいります。

次に、市民が安全に暮らしていくための防災対策として、平成29年度からデジタル防災行政無線の運用を開始しておりますが、各家庭への戸別受信機の設置を継続するとともに、地域内の消防力の維持・強化を図るため、消防署と連携しながら消防団員の定期的訓練を行っていくとともに、消防車両や防火水槽を、計画的に更新してまいります。

また、地域防災の要として活躍する消防団の支援、団員の確保を目的とし、地元商店街や事業所に、消防団員等に対する割引等の優遇措置を実施していただく「消防団応援の店」登録制度を広げていくこととします。

本年度中に20店舗の登録を目指し、登録いただいた商店・事業所には「消防団応援の店」の表示証を交付し、市の広報紙やホームページで、積極的に紹介をしてまいります。

次に保健医療について申し上げます。

健康づくりの推進については、誰もが、生涯にわたり、元気に暮らしていけるよう、本年度からスタートしました「いきいき・みなまたヘルスプラン」に従って、市民のライフステージに応じた健康づくりや、生活習慣病の予防を推進していきます。

特に、がんを含む生活習慣病の早期発見を目的として、「受けやすい健診」の仕組みを整備し、受診率の向上に努めるとともに、健診結果に基づく保健指導を行うことで、市民一人一人の健康づくりを促進し、健康寿命の延伸につなげてまいります。

また、高齢者や障がいのある人が尊厳を持って、住み慣れた地域で、家族や地域の人たちとともに、「もやい、ふれあい、支えあい」ながら、安心して暮らしていけるよう、多様な担い手によりお互いを支え合うぬくもりのある地域社会の構築を目指します。

加えて、高齢者福祉に関しては、今年度から3年間、「第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づいて、施策を推進してまいります。

医療については、本市のみならず地域医療の中核となっております総合医療センターにおいて、地域医療支援病院としての使命に基づき、かかりつけ医を支援するとともに、専門外来や入院、救急医療等の充実を図っていくこととします。

本年度は、平成31年度に稼働予定の、高度治療室（ハイケアユニット）病床の新設に向け、改修工事に取り組んでまいります。

住環境に係る施策としましては、「水俣市空き家対策等計画」に沿って、空き家の所有者に、適正管理を促していくとともに、倒壊などの危険性がある空き家の除却費用に対する一部補助制度を創設いたします。

併せて、使える空き家の「空き家バンク」への登録を増やし、移住・定住の促進に活用してまいります。

公営住宅につきましては、老朽化した牧ノ内団地の建替えを、順次進めておりますが、本年度は第5号棟が完成する予定であります。

このほか、水道施設、公共下水道事業における雨水施設等の改築・更新、芸術・文化活動の拠点であります文化会館の空調設備の改修、高齢者や障がい者等、交通弱者の移動手段の確保と支援を行いながら、快適で潤いのある暮らしができるまちづくりを進めていくこととします。

最後に、本市における長年の重要課題であります、水俣病問題への対応について申し上げます。

水俣病被害者の救済支援につきましては、これまで様々な施策が講じられて、ある程度進んでいるものと認識をしておりますが、その一方で、公害健康被害補償法による認定申請や、救済を求める訴訟が継続している等の状況があり、地元自治体には、今後も幅広い対応が求められてくると考えています。

市としましては、被害を受けられた方々はもちろん、多くの市民の声を、国や県、原因企業にしっかりと伝えていかなければならないと考え、そのために、私は様々な立場の人から話を伺いますとともに、対話の機会をつくり出し、つないでまいる所存でございます。

また、子どもたちには、水俣病が発生した背景、これまで歩んできた歴史、環境再生の取組、現在の市のありのままの姿をしっかりと学んでいただくことで、水俣に対する郷土愛と誇りを抱いてもらう、そのような強い思いのもと、水俣を総合的に学んでもらう機会の提供に努めてまいります。

次に、水俣病を体験しました本市が、力を注いできた環境モデル都市づくりについて、申し上げます。

これまで、本市にあっては市民協働で、多くの、環境に配慮した取組を実践してまいりましたが、今後は、従来の活動の中で見えてきた、新たな課題への対応について、検討していくこととします。

また、本市は、ちょうど10年前、政府によって、低炭素社会の実現に向けて温室効果ガスの大幅削減に取り組む「環境モデル都市」に認定をされておりますが、現在進めている、市役所仮庁舎の電力を再生可能エネルギーで賄う実証実験を継続し、データを蓄積・分析したうえで、今後の展開について検討してまいります。

さらに、昨年8月に発効しました、本市の市名を冠する「水銀に関する水俣条約」に基づく水銀フリー社会の実現に向け、水俣病が発生したまちとしまして、国・県・関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上、市政運営に係る基本方針及び平成30年度に取り組みます施策の概要について述べてまいりましたが、少子高齢、地域産業の低迷、財政難など厳しい環境下にあつて、市民の皆様にも最も身近な行政組織である、市役所としましては、顧客重視で的確な事業の取捨選択を行い、住民満足度の向上を図り、地域経済の安定と発展を可能にする「最適な行政」の実現を追及していくこととします。

市民のニーズ、地域の実情に合致した、最適な行政サービスの提供を目指し、組織を構成する職員一人一人の力を、最大限引き出し、それを活用していくため、事務の合理化、効率化を進め、仕事上の責任を十分に果たしてもらおう一方で、フレックスタイム制の導入など、柔軟で多様な働き方に関する検討を進め、家庭や地域生活の充実を図っていく「市役所の働き方改革」に取り組んでまいります。

また、「地域に飛び出す公務員」を応援し、市民の立場に立って考え行動する、信頼される、元気な職員の育成に努めます。

以上のことを踏まえながら、市民が真に必要とし、価値を認めるものは何なのかを考え、誰もが元気よく生きがいを持って、安心して暮らせるような地域づくりを進めるために、誠心誠意、取り組んでまいります。

今後とも、皆様方の御指導と御支援、御協力を心からお願いを申し上げます。

○議長（福田 斉君） この際、5分間休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時47分 開議

○議長（福田 齊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第46号専決処分の報告及び承認について、専第3号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、個人市民税における給与所得控除及び公的年金等控除並びに基礎控除の見直し、たばこ税における税率の引上げ及び加熱式たばこの課税方式の見直し、固定資産税における課税標準の特例で市町村条例で定める割合の制定等であります。

次に、議第47号専決処分の報告及び承認について、専第4号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の算定における課税限度額の引上げと、低所得者軽減措置の拡充であります。

次に、議第48号専決処分の報告及び承認について、専第5号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」の施行に伴い、条例の施行に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、消防団員等が、公務中、事故で休業補償が発生した場合、損害補償の算定基礎となる額の扶養親族加算額を改正するものです。

次に、議第49号専決処分の報告及び承認について、専第6号平成29年度水俣市一般会計補正予算第12号について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,818万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ146億8,657万5,000円とするものであります。

補正の内容としましては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っております。

その財源といたしまして、第13款国庫支出金、第17款繰入金、第20款市債をもって調整しております。

このほか、繰越明許費の補正として、電算システム管理運用経費を計上いたしております。

地方債の補正として、過疎対策事業外5件の限度額の変更を計上しております。

次に、議第50号専決処分の報告及び承認について、専第7号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成30年3月22日に公布されたことに伴い、条例の施行に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者に「病床を有する診療所を開設している者」を追加するものです。

次に、議第51号専決処分の報告及び承認について、専第8号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が平成30年3月22日に一部改正されたことに伴い、条例の施行に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び指定夜間対応型訪問介護の訪問介護員の要件を明確化するものであります。

次に、議第52号専決処分の報告及び承認について、専第9号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が平成30年3月22日に一部改正されたことに伴い、引用する条項について改正する必要が生じ、条例の施行に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

次に、議第53号専決処分の報告及び承認について、専第10号平成30年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、平成30年4月24日の豪雨に係る災害復旧等の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ954万7千円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ

れ139億6千142万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第10款災害復旧費に公共土木施設災害復旧費などを計上いたしております。

その財源といたしましては、第17款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第54号水俣市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、病院事業の職員定数を増員し、総合医療センターにおける医療機能の充実を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第55号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、派遣職員の住居手当について、他市との均衡を図るため、本案のように制定しようとするものです。

次に、議第56号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、家庭相談員の報酬について、同様の相談業務を行う婦人相談員の報酬との均衡を図るため、本案のように制定しようとするものです。

次に、議第57号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第58号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地及び河原団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第59号平成30年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費等の調整のほか、市長選挙の実施に伴い当初予算を骨格予算としたため、政策的事業に係る経費や投資的経費を追加する、いわゆる肉付け予算として編成したものであります。

補正額といたしましては、歳入歳出それぞれ17億6,579万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ157億2,721万2,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、研究者招へい事業、水俣環境アカデミア活動推進事業、第3款民生費に、次世代育成支援施設整備事業、子ども・子育て世帯応援事業、第4款衛生費に、病院事業会計負担金、水道事業会計負担金、第5款農林水産業費に、漁港施設等維持管理費、中山間地域等直接支払事業、水俣川河口臨海部振興構想事業、市町村営林道開設事業、第6款商工費に、水俣川河口臨海部振興構想事

業、湯の尻地区観光開発事業、産業振興戦略策定事業、店舗リフォーム助成事業、水俣観光誘客事業、第7款土木費に、袋インター関連道路改良事業、市内一円河川等維持補修費、公営住宅整備事業、公共施設等適正管理推進事業、築地・丸島町線補修事業、第8款消防費に、消防防災施設整備事業、第9款教育費に、公立小中学校ICT整備事業、ふるさと水俣発信事業、第10款災害復旧費に文教施設災害復旧費などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第15款財産収入、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、漁港施設等維持管理費を追加いたしております。

債務負担行為の補正として、牧ノ内団地4号棟・集会所建設事業を追加いたしております。

また、地方債の補正として、公共施設等適正管理推進事業ほか1件を追加、過疎対策事業ほか5件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第60号平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ600万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ35億3,501万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、一般介護予防事業の実施に伴う、第3款地域支援事業の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金、第6款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第61号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ835万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ10億6,507万4,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第1款公共下水道事業費において、職員の異動に伴う人件費の減額のほか、旅費、需用費、委託料、工事請負費及び負担金を増額いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第7款市債をもって調整いたしております。

このほか、地方債の補正といたしまして、公共下水道事業外1件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第62号平成30年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成30年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を2億1,500万円増額して、補正後の収益的収入の額を71億8,208万4,000円とするものです。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を2億6,220万円増額して、補正後の資本的収入の

額を5億4,998万5,000円に、資本的支出の額を2億6,238万2,000円増額して、補正後の資本的支出の額を10億7千588万8,000円とするものであります。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び減債積立金で補てんすることとしております。

補正の内容といたしましては、収益的収入に一般会計からの繰入金を計上し、資本的収入及び支出につきましては、ハイケアユニット病床新設に伴う企業債及び建設改良費の増額を計上いたしております。

次に、議第63号平成30年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成30年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を37万2,000円減額して、補正後の収益的収入の額を4億9,921万3,000円に、収益的支出の額を131万5,000円減額して、補正後の収益的支出の額を4億711万3,000円とするものです。

また、第4条に定める資本的収入の額を1億円増額して、補正後の資本的収入の額を1億4,450万5,000円に、資本的支出の額を1億1万2,000円増額して、補正後の資本的支出の額を3億6,346万円とするものであります。

補正の内容としましては、収益的収入には児童手当繰入金の減額、収益的支出には職員の人事異動に伴う人件費の補正を計上し、資本的収入には一般会計からの繰入金の増額を、資本的支出には工事請負費の増額を計上しております。

次に、議第64号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、水俣市丸島町3丁目の県道水俣港・大黒町線に接道する公衆用道路であります。関係する地権者からの寄附の申し出があり、水俣市道認定基準を満たすことから、新たに本路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案をするものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第46号から議第64号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 齊君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、しばらく休憩します。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（福田 齊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長から、人事案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

お諮りします。

ただいま市長から議第65号教育委員会委員の任命についてが提出されました。

この際、本件を日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって議第65号教育委員会委員の任命についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議第65号 教育委員会委員の任命について(日程追加)

○議長(福田 斉君) 議第65号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議第65号

教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求めます。

平成30年6月13日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市桜井町1丁目1番17号

氏 名 本田 恵津子

生年月日 昭和43年2月27日

(提案理由)

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

○議長(福田 斉君) 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 本日、追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第65号教育委員会委員の任命について申し上げます。

このたび、本市教育委員会の河田奈保子委員の任期が6月30日をもって満了となりますので、後任に本田恵津子氏を任命したく、御提案申し上げる次第であります。

本田恵津子氏につきましては、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見にすぐれ、教育委員会委員として適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案をいたしました議第65号について、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいま提案理由の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

○議長（福田 斉君） これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第65号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明14日から25日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、26日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により26日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は19日正午まで、議案質疑の通告は26日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時27分 散会

平成30年6月26日

平成30年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成30年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成30年6月26日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後3時37分 散会

（出席議員） 16人

小路貴紀君	桑原一知君	塩崎達朗君
谷口明弘君	田口憲雄君	岩村龍男君
高岡朱美君	田中陸君	牧下恭之君
松本和幸君	福田斉君	藤本壽子君
中村幸治君	岩阪雅文君	谷口眞次君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（岩下一弘君）	次長	（岡本広志君）
参事	（松尾裕二君）	参事	（前垣由紀君）
参事	（上田純君）		

（説明のため出席した者） 20人

市長	（高岡利治君）	副市長	（小林信也君）
総合政策部長	（帆足朋和君）	総務部長	（関洋一君）
福祉環境部長	（深江浩一郎君）	産業建設部長	（城山浩和君）
教育長	（小島泰治君）	総合政策部次長	（本田聖治君）
総務部次長	（坂本禎一君）	産業建設部次長	（田中真也君）
水道局長	（岩井昭洋君）	総合医療センター事務部次長	（松木幸蔵君）
総合政策部政策推進課長	（設楽聡君）	総務部財政課長	（梅下俊克君）
福祉環境部環境課長	（柿本英行君）	福祉環境部いきいき健康課長	（竹下浩久君）
福祉環境部福祉課長	（小形浩充君）	教育委員会事務局教育総務課長	（岩井浩昭君）
教育委員会事務局生涯学習課長	（島田竜守君）	教育委員会事務局スポーツ振興課長	（緒方卓也君）

○議事日程 第2号

平成30年6月26日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 中村幸治君 1 教育について
 (1) 教育長の教育方針について
 (2) 教育振興基本計画について
 2 第6次水俣市総合計画策定について
 3 部活動の社会体育移行について
 4 水俣市地域おこし協力隊について
- 2 谷口明弘君 1 施政方針について
 2 教育関係について
 3 水俣病犠牲者慰霊式後のマスコミ取材にチッソ社長が「水俣病被害者救済法に基づく救済は終わっている」と発言し、後に謝罪し発言を撤回したことについて
 4 ふるさと納税について
- 3 藤本壽子君 1 水俣市の商店街の活性化について
 2 道の駅・海の駅の整備計画について
 3 川内原発事故時の原子力防災対策について
- 4 高岡朱美君 1 水俣市における貧困の現状と対策について
 2 これからの高齢者福祉・介護保険事業について
 3 環境絵本大賞について
 4 観光振興について

平成30年6月第2回水俣市議会定例会陳情文書表（追加）

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第2号	「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」に対する市民説明会を求める陳情について	水俣市陣内1-10-33 水俣の暮らしを守る・みんなの会 代表 山下 善寛		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情 1 件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成30年 4 月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、柿本環境課長、竹下いきいき健康課長、小形福祉課長、岩井教育総務課長、島田生涯学習課長、緒方スポーツ振興課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 2 号をもって進めます。

日程第 1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 皆さん、おはようございます。政進クラブの中村幸治です。

トップバッターとして質問しますので、よろしくお願いします。

ことしは本市の市長、副市長、教育長の交代がありました。市民の皆様も、水俣市が変わることを期待されていると思います。

本市は、今年、水俣市の将来像を決める第 6 次水俣市総合計画の策定を行うことになっています。交代された 3 人の政策が、どう反映されるか楽しみにしています。

そのために、今回の私の質問は、具体的な取り組みについて、質問を考えてみました。執行部の考え方がわかるような答弁をよろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。

1、教育について。

(1)、教育長の教育方針について。

①、教育長として、水俣市の教育方針をどのように考えているのか。

②、ICTを活用した教育について、現状はどのようになっているのか。教育長は、ICT教

育に対して、積極的に取り組む考えはあるのか。

③、小中一貫教育についてどう思うか。今後、取り組む考えはあるのか。

④、教員の働き方改革について、取り組みの現状はどうなっているのか。また、今後どのような取り組みを考えているのか。

⑤、今後の本市の学校統廃合について、どのような考えを持っているのか。

次は、教育振興基本計画についてです。

本市は、対象期間が平成27年度から平成29年度の水俣市教育大綱を策定されました。今年は平成30年です。大綱ができたなら、それを実行するための基本計画が必要ではないのでしょうか。

そこで、次の質問をします。

(2)、教育振興基本計画について。

①、本市は、教育振興基本計画を策定していないがなぜか。今後、策定の計画はあるのか。

教育については、以上、質問いたします。

次は、第6次水俣市総合計画策定について質問します。

①、市長は第6次水俣市総合計画策定に当たって、どのような構想を持っているのか。

②、策定に当たり、市長は政策等の具体的な指示はされたのか。

③、地方が生き残るための将来構想を策定するためには、国や県の動向を把握することが必要ですが、現段階で把握はできているのか。

④、総合計画を推進する個別計画はどのようなものがあるのか。

⑤、4回の市民ワークショップ、パブリックコメント、市民アンケート、高校生によるワークショップ等で市民の声を策定に反映することになっているが、そのほかに、市民の声を反映する考えはないのか。

⑥、市民アンケートの分析はできているのか。また、市民アンケートは策定に反映できるのか。

⑦、策定に当たっての詳細なスケジュールはできているのか。

以上、7点を質問します。

次に、部活動の社会体育移行について質問します。

関係者の方々は移行のために、日々努力をされていると思いますが、心配の声がまだ聞こえてきます。

そこで、次の質問をします。

①、小学校部活動の社会体育移行の取り組みの現状はどのようになっているのか。また、現状把握している課題は何か。

②、組織全体図はどのようなイメージなのか。

③、平成31年3月末の完全移行はできるのか。

④、中学校部活動はどうなるのか。

以上、4点を質問します。

最後に、水俣市地域おこし協力隊について質問します。

協力隊員については、総務・文教委員会で他県を視察し、協力隊員増を提案し、新たに1名採用されたと記憶しています。

そこで次の質問をします。

①、地域おこし協力隊の活動をどう評価しているか。

②、地域おこし協力隊を受け入れて、本市にどのような成果があったのか。

③、協力隊員1名が退任されたが、続けられなかった理由は何か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 中村議員の御質問に順次お答えします。

まず、教育について及び部活動の社会体育移行については教育長から、第6次水俣市総合計画策定については私から、水俣市地域おこし協力隊については総務部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（福田 斉君） 教育について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 初めに、教育についての御質問のうち、教育長の教育方針について、順次お答えします。

まず、教育長として、水俣市の教育方針をどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

私は、水俣市教育大綱の基本理念である「郷土の明日をつくる心豊かな人づくり」を念頭に置きながら、これまでの経験を生かし、何よりも児童生徒が安心して明るく学べる学校づくりを目指したいと考えております。特に学校教育に関しては、学力向上、不登校対策に力を入れていきたいと考えております。あわせて、学校教育の担い手である教職員が児童生徒と触れ合う時間を確保する等の働き方改革にも取り組んでまいります。また、社会教育及びスポーツ・文化振興に関しては、さらなる充実発展に精いっぱい取り組んでいきたいと考えております。

教育委員会として取り組むべき課題はたくさんありますが、計画的に一つ一つ丁寧に対応していきたいと考えております。

次に、ICTを活用した教育について、現状はどのようなになっているのか。教育長は、ICT教育に対して積極的に取り組む考えはあるのかとの御質問にお答えします。

教育におけるICT（情報通信技術）の活用は、子どもたちの学習への興味・関心を高めるわかりやすい授業や子どもたちの主体的・協働的な学びを実現する上で効果的であり、確かな学力の育成に資するものとして、文部科学省もICT教育環境の整備を推進しております。ただし、整備には多額の費用がかかる等の理由から、本市では国や県の示す整備目標数値に及んでいない現状があります。

私は、現在の教育現場におけるICTの活用は、子どもたちの学力向上や教育の質の向上のために、その効果の大きさと必要性を十分認識しております。そのため、各小学校への電子黒板の増設など本議会の予算にも上程しましたように、今後も財源等を考慮しながら、段階的かつ適切な整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小中一貫教育についてどう思うか、今後取り組む考えはあるのかとの御質問にお答えします。

小中一貫教育については、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成することで、系統的な教育が可能であること、小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる中一ギャップの解消が期待できること等、大きなメリットがあると考えております。しかしながら、義務教育9年間を見通した学校教育目標の設定や教育課程・指導計画の作成、小中学校教員の兼務辞令発令、小中教員の相互乗り入れ授業の実施等解決しなければならない課題も多くあります。

そこで、本市としましては、平成29年度から小中一貫教育についての検討を始めるに当たり、その研究推進校に小中学校が隣接しており、連携、一貫した教育が展開しやすい袋中学校を指定し、袋小学校及び水俣さくら保育園、みどりの森こども園を研究協力校・園にそれぞれ指定したところです。

今年度は研究成果を発表することとなり、その報告を受けて、小中一貫教育の可能性について、教育委員会で検討をしていく予定です。

次に、教員の働き方改革について、取り組みの現状はどうなっているのか。また、今後どのような取り組みを考えているのかとの御質問にお答えします。

これまで教員の働き方改革については、教員の意識改革、組織としての体制づくり、業務の効率化の3点について取り組んできました。

1点目の教員の意識改革では、職員室のボードに「私の定時退勤日」を掲示することで、全職員に周知し、帰りやすい雰囲気醸成を図る取り組みを行い、効果を上げている学校があります。2点目の組織としての体制づくりでは、効果的な業務分担、互いにカバーし合える組織づく

りが効果を上げています。3点目の業務の効率化では、行事の後に次年度の計画案作成までを行う事後プランの取り組みが、担当教員の負担軽減や会議時間縮減につながり、一定の効果を上げています。

今後も、市校長会議や市教頭研修会等において、各学校で効果のあったさまざまな取り組み事例を紹介し合うことによる意識化、バーコードリーダーによる客観的な勤務時間管理や留守番電話導入による時間外対応の削減などの効率化を図ることで、さらなる働き方改革の推進に努めてまいります。

次に、今後の本市の学校統廃合について、どのような考えを持っているのかとの御質問にお答えします。

学校統廃合の実施については、現在のところ考えておりません。なお、平成19年に策定した水俣市小中学校再編成実施計画における再編成の基本方針については、再編成をした後、児童生徒数の著しい減少等があった場合には、再検討するものとなっておりますが、学校は地域コミュニティーの核でもありますので、保護者や地域住民の方々の御意見やお考えをお聞きすることも大切であると考えております。

次に、教育振興基本計画について、本市は、教育振興基本計画を策定していないがなぜか、今後、策定の計画はあるのかとの御質問にお答えします。

地方公共団体の教育振興基本計画については、教育基本法第17条第2項に、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されており、計画の策定は努力義務となっております。

本市におきましては、教育振興基本計画は策定しておりませんが、水俣市総合計画の中に地域の実情に応じた本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めております。また、具体的に取り組む施策として水俣市教育委員会事業構想等を毎年度策定し、教育の振興を図っております。教育振興基本計画の策定につきましては、必要に応じて検討していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 答弁ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をいたします。

ただいまの答弁で、教育長の教育方針については理解をしました。水俣のために頑張ってください。よろしく申し上げます。

I C Tを活用した教育についての効果は、十分認識をしているが、費用の面で国や県が示す整備や目標数値には及んでいないという答弁だったというふうに思います。

I C Tに関して、次の2点質問したいと思います。

1つ目は、ICTを活用した教育の普及を図る上での課題をどう捉えているのか。

2つ目、ICTを活用した教育を行うためのネット環境は整っているのか、質問します。

これがICTについて、2問質問したいと思います。

次に、小中一貫教育についてですが、改正学校教育法で2016年、平成28年度から義務教育学校が創設され、市町村の教育委員会などの判断で既存の小中学校などを義務教育学校にできるようになりました。

教育長の先ほどの答弁では、袋中学校を研究推進校に指定し、今年度研究成果発表を受ける、検討するとの答弁がありました。

質問は、小中一貫教育に積極的に取り組むべきと思うがどうか質問します。

次に、職員の働き方改革について質問したいと思います。

まず、質問です。平成29年12月26日、文部科学大臣により、学校における働き方改革に関する緊急対策が出ています。その中に、教育委員会における学校の業務改善のための取り組み、現況調査を引き続き実施というふうに書いてありますが、水俣市教育委員会でも行っているのかどうか。取り組み状況、調査、これを行っているかどうか1点質問したいと思います。

次に、働き方改革について、あと一つ質問します。

「学校改革！教員の時間創造プログラム」の取り組みを熊本市が行っているのを御存じかどうか。このような取り組みを行うことが必要と思うが、取り組む考えがあるのかどうか、これを5番目の質問とします。

次に、教育振興基本計画について、質問します。

教育基本の中で、策定は努力義務となっていることは、私も知っています。答弁では、水俣市総合計画の中に、基本的な計画を定めているという答弁がありました。

私は、教育振興基本計画があって、それをもとにして総合計画があるというふうに思っています。国の動きは、平成20年7月1日に、第1期教育振興基本計画を閣議決定しています。現在は、これが3期に進んでいるという現状があります。このような現状を見て、次の質問をしたいと思います。

教育振興基本計画を早急につくるべきではないのか、以上6点を2回目の質問とします。よろしくをお願いします。

○議長（福田 齊君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 6つございました。

1つ目ですけれども、ICTを活用した教育の普及を図る上での課題についてお答えします。

ハード面とソフト面、大きく2つの課題があると考えています。

まず、ハード面についてですが、ICT機器導入を図り、環境整備をするための財源確保が挙

げられます。各種機器導入のためには、計画的に予算要求を重ね、整備していく必要があります。

次に、ソフト面についてですが、ICT機器導入とあわせて、その機器を効果的に活用するため、教員への研修が必要です。先進校の好事例等の情報収集に努め、適切なタイミングで研修を行ってまいりたいと考えています。

2つ目です。ICTを活用した教育を行うためのネット環境は、整っているのかについて、お答えします。

インターネット環境については、全ての小中学校で整備されており、普通教室や特別教室で利用が可能となっております。

3つ目です。小中一貫教育に積極的に取り組むべきだと思うが、どうかについてお答えします。

小中一貫教育は、関係者への周知徹底による機運の醸成が大変重要であると考えています。また、先行事例では、実践の長さや成果が比例し、浸透が図られるという報告もあります。

昨年度から2カ年の研究指定を行っており、本年度中に研究実践の発表予定となっております。この発表で、報告される成果と課題を検証し、本市に合った小中一貫教育の形を模索していきたいと考えております。

4つ目は、働き方改革についてです。

緊急対策の教育委員会における学校の業務改善のための取り組み状況調査を引き続き実施していくかとの御質問にお答えします。

本調査は、平成30年3月30日付で文部科学省初等中等教育局参事官から、熊本県教育庁教育政策課長を通じて依頼があり、当教育委員会の取り組みを5月11日に回答をしております。

調査の主な内容は、業務改善方針、計画の策定、事務職員の校務運営への参画推進、専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援、教育委員会事務局の体制整備等でした。今後とも教職員の働き方改革を推進してまいります。

5つ目、熊本市がつくっているプログラムを知っているか。また、このような取り組みを行うことが必要と思うが、取り組む考えはあるのかについてお答えします。

熊本市の「学校改革！教員の時間創造プログラム」は、平成29年度に策定されております。6回の検討会議を通して取りまとめられ、アンケートをもとにした実態把握から始まり、目標、取り組み方針と具体的取り組み、今後の検討課題等で構成されています。

なお、本市におきましては、文部科学省や県教育委員会からの通知文等に基づき、教職員の働き方に関する意識改革や環境整備に取り組んでいるところです。

6つ目、教育振興基本計画を早急につくるべきではないかにお答えします。

先ほど答弁しましたとおり、教育委員会では、水俣市総合計画に基本的な施策を定め、その計画に沿って、具体的に取り組むための事業構想等を毎年度見直ししながら策定しております。その

ため、現時点におきまして、本市の教育の振興は図られていると考えておりますが、議員がおっしゃる御意見も参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 ありがとうございます。

それでは、3回目の質問をします。2点ほど質問をしたいと思います。

1点は、ICTのネット環境として、1人1台のタブレット端末あるいはグループ1台という環境が必要ということですね。それと、全ての教室に電子黒板、これの設置、それと無線LANの整備、それとインターネット回線の増設、それと光回線の普及など、こういうものがあります。

取り組むとしたら、先ほどの答弁にありましたように、相当な予算が必要だということがあります。

質問は、もしこういうことをやっていくとしたら、どれくらいの予算が必要かということを経算されたことがあるのか、そしてどのように予算を捻出するのか、何か考えがあるのか、予算の関係についてわかる限りで質問しますので、答弁をいただければというふうに思います。

それから、2つ目の質問ですけど、熊本市が取り組んでいる「学校改革！教員の時間創造プログラム」、これは私も見させてもらって、具体的な部分での取り組み方が載っていますので、これは、ぜひ取り組まれてはどうかというふうに私は考えております。そのためには、早急にプロジェクトチームを立ち上げて実行するということが必要ではないのかというふうに思いますので、早急にプロジェクトチームを立ち上げ、実行するということはどうなのかということも2点目に質問したいと思います。

以上2点、3回目の質問です。

○議長（福田 齊君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 2つございました。

1点目、ICTネット環境としての整備について、どのようにして予算を捻出するのかについてです。

議員御指摘のとおり、ICT環境につきましては整備がはかまれていると思っております。ICT機器を活用した教育の効果と必要性の大きさは認識しております。

今後とも予算の計算を含め、教育予算を確保するために委員会内で事業内容の精査を行いながら、財政との協議を進めてまいります。

2つ目、「学校改革！教員の時間創造プログラム」に取り組むためのプロジェクトチームの立ち上げ、実行についてです。

先ほどと同様に重ねての答弁になりますけれども、本市におきましては、文部科学省や県教育

委員会からの通知文等により、教職員の働き方に関する意識改革や環境整備に取り組んでいるところではあります。

また、一方で、本市は学校教育の緊急課題にアプローチし、解決に向けた研究及び実践を行う機関として、学校教育改革プロジェクト会議を設置しており、授業力向上とふるさと学習資料作成の2つの委員会にて一定の成果を上げています。

いずれにしても、今後も教職員の働き方改革の推進に取り組んでいきたいと考えています。以上でございます。

○議長（福田 齊君） 次に、第6次水俣市総合計画策定について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、第6次水俣市総合計画策定について、順次お答えします。

まず、市長は第6次水俣市総合計画策定に当たって、どのような構想を持っているのかとの御質問にお答えします。

私は、市民や企業、地域社会のつながりを中核に据え、経済基盤の強い、活力ある水俣を築いていくことが、最も重要なことであると考えております。そのために、地元企業が持っている力の強化を促し、地域に根差した足腰の強い産業づくりを推進していきたいと考えております。

経済基盤の強化は、本市における新たなまちづくりや福祉の充実、人材育成等に結びつき、地域全体に好循環をもたらすものであると考えています。このような地域経営の方針となりますが、第6次水俣市総合計画であると考えています。このため、本市の現状分析をしっかりと行い、総合計画の策定段階から市民の皆様の御意見を十分伺うことで、本市にとって必要な政策を計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

次に、策定に当たり、市長は政策等の具体的な指示はされたのかとの御質問にお答えします。

私は、さきの市長選挙で掲げたマニフェストを整理いたしまして、その実現に向けて検討するよう職員に指示をいたしました。また、厳しい財政事情の中、マニフェストで掲げたこと以外にも、さまざまな政策を実現していかなければなりませんので、総合計画の策定に当たっては、優先順位をつけ、盛り込む内容の取捨選択を総合的に行うよう、指示をしております。

次に、地方が生き残るための将来構想を策定するためには、国や県の動向を把握することが必要ですが、現段階で把握はできているのかとの御質問にお答えします。

国の動向につきましては、現在、地方創生が推進されておりますが、その中で、来年度が最終年度となるまち・ひと・しごと総合戦略の総点検がなされ、次期戦略の策定を検討することとなっているようでございます。

まち・ひと・しごと総合戦略には4つの基本目標が定められていますが、これらの基本目標の

うち、地方への新しいひとの流れをつくるという目標については、東京圏への転入超過が拡大し、目標達成が困難な状況となっているようでございます。このため、今後さらに、地方から東京圏への人口流出の抑制、あるいは東京圏から地方への流入を促進するための施策が推進されるものと考えております。

また、県の動向につきましては、平成28年度から平成32年度までの5カ年を計画期間とします第6次水俣・芦北地域振興計画が策定され、この計画に基づいて、本市に対する国・県の総合的な支援が進められています。

また、各分野については、くまもと県南フードバレー推進協議会による食に関連する産業の振興や販路の拡大、くまもと県南広域観光連携推進会議による広域観光の推進、水俣・芦北地域雇用創造協議会による総合的な産業振興等が実施されております。

市としましては、これらの国、県の動向を踏まえた上で、第6次総合計画を策定してまいります。

次に、総合計画を推進する個別計画はどのようなものがあるのかとの御質問にお答えします。

主な個別計画としては、産業分野における水俣市観光振興計画、水俣市産業振興戦略2015、保健・福祉分野における水俣市健康増進計画及び食育推進計画、第7期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、住民生活に係るものでは、水俣市公共下水道事業計画、水俣市地域防災計画などがあります。また、行政サービスの水準を維持し、住民に最も身近な基礎自治体としての責務を果たしていくために、本年度、総合計画と並行して、第6次行財政改革大綱を策定することとしています。

次に、4回の市民ワークショップ、パブリック・コメント、市民アンケート、高校生によるワークショップ等で、市民の声を策定に反映することになっているが、そのほかに市民の声を反映する考えはないのかとの御質問にお答えします。

市民ワークショップ等以外の市民参画の機会といたしましては、広報みなまたや市のホームページ等での情報発信を積極的に行うとともに、さまざまな方法でまちづくりのアイデアや御意見等をお伺いし、可能な限り計画策定に反映させてまいりたいと考えております。また、従来の手法以外にも、今後、水俣市総合計画策定審議会の中でも検討してまいります。

次に、市民アンケートの分析はできているのか。また、市民アンケートは策定に反映できるのかとの御質問にお答えします。

今回のアンケートは、平成29年1月に、市内の全1万1,891世帯を対象に、慶應義塾大学が実施しており、回収数は4,222世帯、回収率は36%でした。アンケートの分析につきましては、52の調査項目に対する結果を取りまとめ、その特徴を解説する形で行っております。今後は、アンケート結果及び分析内容をホームページに掲載したり、市民ワークショップの中で紹介したりす

るなどして、それらを踏まえた上で課題を共有し、その後の計画策定に反映してまいりたいと考えております。

次に、策定に当たっての詳細なスケジュールはできているのかとの御質問にお答えします。

まず、市民ワークショップについては、6月30日から8月8日までの間に4回実施することとしており、1回目が水俣高校生による「未来の水俣への提言」を受けてのグループワーク、2回目が、水俣の現状を知るための学校形式のワークショップ、3回目と4回目は参加者が各テーブルを回ってアイデアを出し合うワールドカフェ形式でのワークショップを予定しております。

また、水俣市総合計画策定審議会については、6月から12月にかけて4回程度開催いたしまして、御審議いただく予定としております。1回目の審議会を6月14日に開催し、第6次水俣市総合計画の策定については、諮問をさせていただきました。

庁内組織については、関係部署の若手職員等30人による庁内プロジェクトチームを6月13日に発足し、今後6グループに分かれ、10月まで随時検討を進め、計画のたたき台を作成していくこととなっています。このたたき台をもとに、関係課長22人による総合計画策定委員会、私や部長級職員等10人で構成する庁議において検討を行い、よりよい計画案として磨き上げてまいります。

総合計画の素案が完成しましたら、素案段階で公表することとし、12月末までにパブリック・コメントを募集する予定です。その後、総合計画策定審議会からの答申を受けまして、第6次総合計画の基本構想（案）及び基本計画（案）を取りまとめ、平成31年3月議会へ上程させていただくこととします。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

1回目の質問で、総合計画策定に当たって、どのような構想をお持ちかという質問をしました。構想というのは、主題、仕組み、内容などあらゆる要素を考えることだというふうに私は思っています。

答弁の中で、総合計画の策定段階から、市民の皆様の意見を十分伺い、必要な政策を計画の中に盛り込んでいきたいというふうな答弁をされました。

質問は、市長が言われている市民というのは、水俣市民全体のことなのかどうか。それと、どのような方法で意見を聞かれるのか、お聞きをしたいと思います。

次に、国の動向について質問をしました。

国の動きは、デジタルファースト法あるいはITC戦略の策定に向けた基本方針など、地方のデジタル改革の重要性を掲げています。

国の動向についての質問では、地方創生について、答弁がありました。

その中で、地方から東京への人口流出抑制、東京から地方への流入を促進するための施策が推

進されるという答弁がありました。この解決策として、やはり地方に働く場の確保、これが必要ではないのかなというふうには思います。

熊本県の動向の質問に対して、それに関連したちょっと答弁がありませんでしたので、次の質問をしたいと思います。

県の動向で、企業誘致の動きについて把握等はされているのかどうか、1点ほど質問したいと思います。

次に、職員の働く環境について、少し心配をしています。

ふだんの業務、これもある。それと、第6次行財政改革大綱の策定、これも控えています。それと地方創生の戦略、これもある。それと、一番大切な新庁舎建てかえ、これの業務、これらの目の前の業務が数多くあるというこの現状、この中で質問ですけど、総合計画策定に力を注ぐことができるのかどうか、職員に対する相当のプレッシャーがかかるのではないのか、これを質問してみたいと思います。

次に、4番目の質問、これは、市民ワークショップ等以外の市民参画の機会は、答弁では広報みなまた、市のホームページ等で情報配信を行い、さまざまな方法でまちづくりのアイデアや意見を聞き、可能な限り、計画策定に反映させるという答弁がありました。具体的にどのような方法で市民の考えを引き出すのか、質問したいと思います。

次は、市民アンケートですが、私も資料をいただきました。その中を私なりにちょっと分析をしました。その結果、年代別の意見反映ができていないのかなという、そういう心配をしています。

そこで、質問します。

市民アンケート、策定審議委員に20代、30代の若い人がいないように思えますけど、市民ワークショップ参加募集時に若者の参加を考えるべきではないのか、質問します。

最後の質問は、庁内プロジェクトチームについて、質問をしたいと思います。

庁内プロジェクトチームと市民の意見交換の機会、これがあるのかどうか、以上、6点を2回目の質問とします。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、中村議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

1番目の市民の声を聞くということと、4番目に御質問をいただきましたいろんな部分を使って、市民参画の機会等をどうやってつくるのかということは、関連をしているかと思っておりますので、1と4は、同じ形で答弁をさせていただきます。

これは、広報みなまたの紙面で広く御意見等を寄せていただくように呼びかけを行いたいというふうに思っております。担当窓口等で受け付け等もしていただければというふうに考えております。

また、まちづくりの提案書の様式を市のホームページ等に掲載をいたしまして、アイデアや意見を述べていただいたり、SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、こういったものを活用する方法などもあるかというふうに思っておりますので、またそれ以外の詳細につきましては、今後また検討させていただければというふうに思っております。

それから、2番目の県内の企業誘致に関して、把握はしているのかという御質問でございます。

県の企業誘致の動きの把握につきましては、県企業立地課や熊本県企業誘致連絡協議会等により随時情報入手をいたしております。

また、熊本県が開催をしている市町村企業誘致担当研修会にも毎年参加をしているところでありますけれども、今後は県土の均衡ある発展に向けた企業誘致事業として、県南地域に限定した企業誘致に係る補助金等の支援制度について、説明がっておりますので、本市としましても積極的に活用していきたいというふうに考えております。

なお、個別の事業につきましては、第6次総合計画を策定する中で、その方向性について明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

それから、この第6次総合計画の策定以外にもいろいろな事業があつて、非常に職員も作業が煩雑になり、プレッシャーがあるんじゃないかという御質問でございました。職員に対するお心遣い、大変ありがたく感じているところでございます。

議員御指摘のとおり、市役所にはさまざまな業務がありまして、それらと並行する形で総合計画を策定するという事は容易なことではございません。しかしながら、それぞれの業務、計画などを同じ目標に向かって、チーム水俣として市役所全体で推進していこうとする総合計画の策定にかかわることは、職員にとっても貴重な経験であり、大変有意義なものであるというふうに考えております。

職員には相当のプレッシャーがかかるかもしれませんが、プレッシャーをばねとして、市の将来像や今後の政策について、議論をしていただくことは、各人の成長にもつながりますので、私も一緒になって精いっぱい取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、この市民アンケートには、若い人たちの声が反映されているのか、反映されていないのではないかというような御質問かと思えます。

この市民アンケートにつきましては、世帯単位で実施しているために、年代の把握は行っておりません。また、策定審議会については、学識経験者、市議会議員、商工業、観光、保険、医療、福祉、環境など、各分野から御推薦をいただいた方で構成をしております、年代については考慮をしております。しかし、市民ワークショップの参加者については、若い方に御参加いただくことは大変大切なことだというふうに思っております。

現時点での申込者の年代を見ますと、20代、30代の方からの申し込みも多く、今回は若い

世代にもまちづくりへの関心を持っていただいております、大変頼もしく思っているところであります。

それから、最後6番目の庁内プロジェクトチームと市民との意見交換の機会はないのかということでございますけれども、庁内プロジェクトチームと市民の意見交換の機会につきましては、市民ワークショップの場を想定しております。具体的には、庁内プロジェクトチームの各グループから数人ずつ市民ワークショップに参加をさせ、市民と同じテーブルで参加者と意見交換を行ってもらうことになっております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目の質問に入ります。

まず、1つ目の質問ですけど、結構実施計画というのがおくられているような気がするんですけど、質問は、第1期の実施計画は、いつごろできるのか、質問したいと思います。それと、総合計画策定時に議論してほしいことを私なりに少し考えてみました。

まず、湯の児・湯の鶴の観光をどう発展させていくのか。また、自治会活動、今、自治会長のなり手がなく、協力員がなり手がなく、いろんな現状が見えていますので、これをどう発展させていくのか。また、光通信設備建設、これが重要な部分になってくるのかなというふうに私自身が思っています。そのほか、まだ多くの課題があると思いますので、水俣市の将来がかかっていますので、夢のある総合計画ができること、これを私は期待をしています。

国は、地方のデジタル改革、先ほども言いましたけど、この改革として、地方の行政サービスの原則デジタル化、それとオープンデータの推進、活用、原則オープン化、ITデータ活用による行政生活サービスの高度化を掲げています。特に生活サービスの高度化ということですね。

熊本県は、県内6ブロックの将来像をまとめた地域ビジョンの中で、県南ブロックとして、企業立地を軸とした若者の雇用創出を掲げ、IT企業の小規模なサテライトオフィス誘致に力点を置くということをうたっています。

教育について、先ほど教育長の方針について、質問をしました。ICTを活用した教育を進める必要性、これは十分必要があるということと言われたのじゃないかなというふうに思っています。

それと、医療については、遠隔医療、これが主流になってくるんじゃないかなというふうに思っています。水俣の将来を考えると、戦略的に情報通信設備の充実、これが欠かせないのではないかなというふうに私は思っています。

そこで、最後の質問ですけど、第6次水俣市総合計画策定で、水俣の将来像を描くのに、光通信設備は欠かせないのではないのでしょうか。市長の見解をお伺いします。

以上、2点です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 中村議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目といたしまして、第1期の実施計画がいつごろできるのかという御質問でございました。

総合計画の基本構想及び基本計画につきましては、議会基本条例により議会の議決事件となっておりますので、平成31年3月議会において、基本構想案及び基本計画案について、議決をいただきましたならば、その後、実施計画の策定に取りかかることとしております。したがって、平成31年度の早い時期には、実施計画ができると考えておりますが、可能な限り、速やかに策定していきたいというふうに思っております。

それから、2点目のこの総合計画に関しまして、議員御指摘の情報通信網、光、そういったものが非常に重要ではないかというふうなことで、どう考えているかということでございます。

やはり、先ほどの教育長の答弁でもございましたように、やっぱりICT、そういった環境、光通信の環境といったものは、今後必要になってくるかというふうに思っております。そういったものもかなり予算等の検討もしていかなければいけないという、そういったものも含めまして、個別のそういった事業につきましては、今議員のほうからいろいろ御指摘、御意見をいただきましたので、第6次総合計画を策定する中で、その方向性については、明らかにしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、部活動の社会体育移行について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 部活動の社会体育移行についての御質問に順次お答えします。

まず、小学校部活動の社会体育移行の取り組みの現状はどのようになっているのか。現状把握している課題は何かとの御質問にお答えします。

現在、昨年11月に策定いたしました水俣市小学校運動部活動を社会体育へ移行するための基本方針に基づき、取り組みを進めているところです。

本年度に入り、小学校運動部活動の社会体育移行に伴う市内児童の運動環境の整備と調整を図るため、水俣っ子クラブ運営協議会を4月に設置しました。水俣っ子クラブとは、現在の部活動を社会体育として引き継いだクラブ活動の総称です。水俣っ子クラブの活動を支える水俣っ子クラブ運営協議会の委員は、小学校校長、PTA会長、体育協会、教育委員会で構成しており、私が会長を務めております。この運営協議会を今月もあす開催し、社会体育活動のベースとなる決

まりを定めた実施要領等の検討を行います。

また、児童数の減少などで現在の部活動をそのまま引き継ぐことが難しいところもありますので、小学校の各部活動に指導者派遣の要望を伺い、要望のあった種目団体と指導者派遣についての協議も行っております。

さらに、小学校においても、独自で校内委員会や検討会議が立ち上がり、社会体育移行の準備に取り組んでいますので、おおむね順調に進捗していると感じております。

現在、把握している課題としましては、指導者派遣や活動時間、道具類の保管等が主になります。特に、社会体育では指導者が仕事を終えてからの活動になりますので、部活動のように放課後すぐの活動が当てはまらない場合もあります。指導者派遣については、種目団体にもできるだけ要望に沿うよう努めていただいておりますので、保護者へも理解と協力を求めています。

次に、組織全体図はどのようなイメージなのかとの御質問にお答えします。

先ほどの答弁で申し上げました水俣っ子クラブで現在の部活動をできるだけ引き継ぐ方向ですが、それ以外の社会体育の受け皿として、種目団体主体のスポーツクラブ、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどがあります。そして、これら社会体育全体の活動を教育委員会や体育協会などがサポートしていきます。

次に、平成31年3月末の完全移行はできるのかとの御質問にお答えします。

小学校運動部活動の社会体育移行につきましては、平成27年3月に熊本県教育委員会から出された「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」に基づき県全体で進められていますので、方針どおり平成31年3月末までに移行を完了する予定です。

次に、中学校運動部活動はどうなるのかとの御質問にお答えします。

現在取り組んでいる運動部活動の社会体育移行は小学校が対象であり、中学校は含まれておりません。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

質問は、全体組織についてなんですけど、社会体育移行後の全体組織は、トップとして、水俣っ子クラブ運営協議会、その下に各学校ブロック連絡会、そしてその下に各クラブ保護者会があるということで理解していいのかどうか、1点質問します。

それから、その組織の中で各学校ブロック連絡会の設立、これが進んでいるのかどうか、これを2番目の質問とします。

次に、移行過程の課題について答弁をいただきました。移行について、保護者の理解がなければうまくいかないというふうに私は思っています。

そこで、3つ目の質問なんですけど、社会体育移行後の活動の中身等について、保護者の理解、これはできているのかどうか、質問したいと思います。

最後の質問は、各クラブの指導者の決定の現状、これがどうなっているのか。また、水俣市体育協会との連携等はどうなっているのか、以上、4点を2回目の質問とします。

○議長（福田 斉君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 4つございました。1点目、社会体育移行後の全体組織についての御質問でした。

トップとして、水俣っ子クラブ運営協議会、その下にある各学校ブロック連絡会、その下に各クラブ保護者会があるのかということですが、水俣っ子クラブの運営としましては、そのとおりでございます。

2点目、各ブロック連絡会の設立は進んでいるのかについてです。

既に各小学校で立ち上げられている校内委員会がもととなり、社会体育移行後、ブロック連絡会に名称を変更していきます。

3点目、社会体育移行後の活動の中身等について、保護者は理解できているのかについてです。水俣っ子クラブ運営協議会の中で、全体的な説明を行い、各小学校の校内委員会に出向いて、個別の説明も行っていますので、保護者の理解は進んでいると認識しております。

4点目、各クラブの指導者の決定の現状と市体育協会との連携についてです。

指導者の現状としましては、問題なく決まっているクラブもありますが、複数の学校への指導者派遣が難しい種目もございます。

また、市体育協会との連携ですが、指導者育成において、小学校の社会体育移行を新たに事業に盛り込んでいただくなど、積極的な御理解をいただいております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 3回目の質問なんですけど、3点質問したいと思います。

1点は、水俣っ子クラブ運営協議会、各学校ブロック連絡会、各クラブ保護者会の運営費についての補助金、これの支給等があるのかどうか、考えがあるのかどうか、質問します。

2番目の質問は、指導者に対しての補助金支給の考え、これがあるのかどうか。

3点目、各クラブで事故が起きたときの責任の所在、これがどうなるのか、以上、3点を質問します。よろしく申し上げます。

○議長（福田 斉君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 3つでございました。1点目は、水俣っ子クラブ運営協議会等の運営費について、支給等の考えはあるかについてです。

クラブ活動の通常の運営費については、保護者会費等を基本として、補助金支給等は現在のところ考えていません。しかし、社会体育移行時において、特別に費用がかかることについては、保護者に大きな負担がかからないよう努めていきます。

2点目、指導者に対しての補助金支給の考えはあるのかということですが、現在のところ、直接の補助金支給は考えていませんが、指導者育成に係る経費等については、市体育協会とも連携しながら、助成を行っていきます。

3点目、各クラブで事故が起きたときの責任の所在についてですが、クラブ活動を行う資格として、活動中の事故等の補償のため、児童及び指導者は必ず保険に加入することを義務づけ、保険での補償を徹底します。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 次に、水俣市地域おこし協力隊について、答弁を求めます。

関総務部長。

（総務部長 関洋一君登壇）

○総務部長（関 洋一君） 次に、水俣市地域おこし協力隊について、順次、お答えをいたします。

まず、地域おこし協力隊の活動をどう評価しているかとの御質問にお答えします。

地域おこし協力隊は、平成28年の11月と翌29年1月に各1名を任用し、久木野地域に配置をいたしました。その際、住民票を久木野地域に移動されており、現在もその地域で生活されています。

お二人の協力隊員は、着任後、地元自治会や集落支援員の協力を得ながら、初年度は、地域の方々との交流や地域資源の確認、地域の情報発信等を行っております。平成29年度は、さらに商品開発や休耕田の活用、景観整備など、新たな視点で地域の資源の掘り起こしを進めており、地域と協力して積極的に活動を行っていることが、久木野地域にいい影響を与えているものと評価しているところです。

次に、地域おこし協力隊を受け入れて、本市にどのような成果があったのかとの御質問にお答えします。

成果としましては、フェイスブックによる地域の情報発信や水俣高等学校の生徒に香り米のパッケージデザインを提案していただき、さらなる商品化に向け準備を進めたり、また、久木野地域で栽培した大根を寒漬けに加工することで、市内の市場へ卸し、収益を得ることもできました。

栽培したハーブについては、市内飲食店へ試供品として提供したところ、条件を整えば仕入れていただける可能性があるとのことで、地元の農産物が収益を生むための新たな仕組みができつつあるものと考えております。

また、大川地区の滝周辺の雑木を伐採し、滝へ通じる林道整備を行うなど景観づくりにも努め

ました。今後、観光資源として活用されることを期待しております。

次に、協力隊員1名が退任されたが、続けられなかった理由は何かとの御質問にお答えします。

退任された協力隊の方は、平成28年11月に着任し、平成30年3月31日に退任されました。約1年5カ月間にわたり、水俣市地域おこし協力隊として御活躍されました。

雇用は、単年度の任用で、最長3年間継続することができますが、前年度の任期を終え、今年度の任用は継続されず退任されるということになりました。

理由といたしましては、地域おこし協力隊の枠組みを超えて、自分のやりたいこと、自由な活動がしたいということでしたが、退任された現在も久木野地域に継続して居住し、起業に向けて活動していらっしゃいます。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 2回目の質問をします。時間が少し迫ってきました。

まず、協力隊員の成果についての答弁がありましたので、次の質問をしたいと思います。

香り米のパッケージ、ハーブ栽培等について、今取り組んでおられるということですが、今後、地元がもうかる仕組みづくりというのが目安としてあるのかどうか、1点、質問したいと思います。

2点目は、そのほかに新たな取り組みという考えを持っておられるのかどうか。

3点目ですけど、残念ながら1名の隊員が退任をされてしまいました。私たちが本当に先ほども述べましたとおり、協力隊員、これは水俣にとって必要だなということを本当に認識して、委員会の中でそういう議論をしたという経過があります。

それで、一応退任されましたけど、留任のための努力、これはされたのかどうか、お聞きしたいと思います。

4点目、退任されたことを重く受けとめ、今後、このようなことがないような対策というのをとられているのかどうか。

5点目ですけど、現在活動している協力隊員の方は、3年の任期が終わった後、水俣に残ってもらえるのかどうか。

以上、5点を2回目の質問とします。

○議長（福田 斉君） 関総務部長。

○総務部長（関 洋一君） 中村議員から5点の2次質問をいただきました。

まず、1つ目が、地元がもうかる、そのような仕組みづくりができる目安というか、そういったものがあるのかということだったんですけど、香り米とか、休耕田を活用して栽培したハーブ等につきましては、今まで水俣になかったものでございまして、地域で取り組みやすいもの、また御高齢の方が年金プラスアルファの収入を得られることを念頭に計画をされたものでござい

ます。

香り米は、今年度の秋以降をめどに市内での販売やインターネットでの販売を検討をしています。また、ハーブや寒漬けにつきましても、市内の飲食店や市場への販売を予定をしております。最初は、少量しか出荷できませんけれども、今年度の販売実績によりましては、今後生産規模を拡大して、事業化につなげられればと考えております。

それから、2点目でしたけど、そのほかに新たな取り組みの考えはあるのかという質問にお答えします。

今年度は、前年度の取り組みをさらに発展させていくほかに、野外活動事業としまして、久木野地域の山とか谷とか川とかを使った遊びや、キャンプ体験を誘致する。また、休耕田の活用策として、そこに花を植えて、観光資源としたり、また、農業体験を実施することで、交流人口をふやす取り組みなどを計画をしております。

次、3点目です。

本当に残念ながら、1名の隊員の方が退任されてしまいました。その際、留任のための努力はされたのかという質問でした。

この協力隊員については、久木野地域の自治会長と集落支援員を交えての会議を毎月実施をし、協力隊の事業の進捗状況等の報告を受け、その後、みんなで意見交換やアドバイス等を毎月実施をしてきました。この退任された方の退任したいという御相談を受けてからは、御本人とも話し合いを行ってまいりましたが、退任後も引き続き久木野地域にお住まいの予定であること、また、地域活性化については、今後も継続して協力していきたいということをおっしゃいますし、そういったこともございまして、御自身の御希望どおりの退任となったものでございます。

引き続き、久木野地域にお住まいになられていますので、今後も御相談があったら、お受けして、一緒にやっていきたいと思っております。

それから、4点目ですけど、隊員が退任されたことを重く受けとめて、今後このようなことがないように対策はとられたのかという御質問についてですけど、退任された方は、現在も久木野地域に居住されておりまして、地域おこし協力隊の目的の一つでございます定住定着にはつながったかなと考えております。

しかしながら、地域おこし協力隊の業務である地域ブランドや地場産品の開発など、地域協力活動の担い手が減ったということになりますので、地元自治会や集落支援員と協議し、さらなる事業進捗のフォローを行うなど、今後は退任される隊員が出ないように、支援を強化してまいりたいと思っております。

それから、第2次質問の最後になりますけど、現在活動されているもうお一方の協力隊員、この方、3年の任期が終わった後、水俣に残ってもらえるのかということでしたが、現在のところ

ろ、現居住地である久木野地域に継続して住んでいただける予定であると伺っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 水俣市の総合戦略の中で、定住促進として、平成31年の目標値を地域おこし協力隊員数5年で5人と定めてあります。

最後の質問1点だけです。

今後、協力隊員の募集、積極的に行っていくのかどうか、1点だけ質問します。

○議長（福田 斉君） 関総務部長。

○総務部長（関 洋一君） 3次質問、1点ですけど、今後、協力隊員の募集は、積極的に行っていくのかということでしたが、今後の募集につきましては、現在の地域おこし協力隊についての地元自治会や集落支援員の御意見とか、あるいは今後の成果等を踏まえまして、他の地域の自治会の御意向を伺いながら、募集を行いたいということ考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 皆さん、おはようございます。真志会の谷口明弘です。

サッカーワールドカップ日本代表の活躍が何かと暗いニュースの多かったこの国に元気を与えてくれています。試合開始前のセレモニーでピッチに大きな日の丸が広げられ、選手やサポーターの皆さんが歌う君が代が聞こえてきて、そのたびに熱い思いが込み上げてまいります。

さて、史上初の米朝首脳会談やワールドカップロシア大会などたくさんの重大ニュースがある中で、私個人としましては、6月18日に突如発生した大阪北部地震に大変大きな衝撃を覚えました。なぜなら自然災害の恐怖を改めて思い起こさせられたからです。

ブロック塀の倒壊や家具の転倒によって亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、多数の負傷者の皆様、火災、ライフラインへの被害など不自由な生活を送っていらっしゃる市民の皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧に国や自治体も取り組んでいただきたいと思います。

先日、水俣市婦人会の総会で水俣市危機管理防災室長谷川さんの防災への備えという講演を拝聴しましたが、災害はいつやってくるかわからない。ふだんからの備えと空振り覚悟で率先避難者になることが大事と説かれました。そのことの重要性を改めて思い知る今回の大阪北部地震でした。

水俣市でも6月20日の早朝に土砂災害警戒情報を告げるエリアメールが鳴り、ひやりとしましたが幸いにも人命にかかわるような大きな被害はありませんでした。例年ほど雨が降り続かないことしの梅雨ですが、平成15年宝川内地区を襲った土石流災害は7月20日の午前3時から4時に降った豪雨によって発生しました。

森林が約75%を占める水俣市では、土石流災害が最も発生の可能性が高いと言われている災害です。しかも、夜間に豪雨が降るというデータが出ております。自治体の情報を確認することはもちろんですが、過去に経験したことのない災害が自分の身にも起こり得るとの認識のもと、早目の避難行動をぜひお願いしたいと思います。

高岡市長の初めての所信表明を受けて、将来にわたって水俣市民の多くが住みよいまちと実感できるように、私なりの政策提言を交えながら、質問に臨みたいと思います。

それでは、通告に従い、以下質問します。

1、施政方針について。

①、財政状況の説明の中で、平成28年度決算での市債残高が147億3,500万円で、水俣市政始まって以来、最大の市債残高と言われました。近年の市債残高の推移はどのようなものか。さらに3年後には約200億に上る見込みと発表されました。その内訳はどのようなものか。

②、財政状況が厳しい中、道の駅・海の駅構想は今後どのように進めるのか。

③、今回の肉づけ予算の中で特に力を入れている施策は何か。

大項目2、教育関係について。

①、ICT整備事業「統合型校務支援システム」と電子黒板の導入について今後の活用方法をどのように考えているのか。

②、新規事業のスポーツアカデミア関係事業とはどのようなものか。

③、庁舎建てかえに関連して、市役所の駐車場の確保等の目的に第一小学校の敷地の一部を市役所敷地として使用することについて意見を申し上げたが、進展はあったのか。

大項目3、水俣病犠牲者慰霊式後のマスコミ取材にチッソ社長が「水俣病被害者救済法に基づく救済は終わっている」と発言し、その後に謝罪し、発言を撤回したことについて。

①、この件に関して市長の見解はどうか。

②、新聞報道によると、5月7日、日本共産党南部地区委員会の市議ら5名がチッソ水俣本部に、この件に関する抗議と要望をまとめた文書を届けたとあるが、どのような内容か把握してい

るか。

大項目4、ふるさと納税について。

①、ことしの目標金額は幾らか。

②、新たな取り組みはあるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 谷口明弘議員の御質問に順次お答えします。

まず、施政方針及び水俣病犠牲者慰霊式後のチッソ社長発言については私から、教育関係についてのうち、ICT整備事業の活用方法及びスポーツアカデミア関係事業については教育長から、教育関係についてのうち、庁舎建てかえに関連した市役所の駐車場の確保について及びふるさと納税については総合政策部長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、施政方針について順次お答えします。

まず、財政状況の説明の中で、平成28年度決算での市債残高が147億3,500万円で市政始まって以来、最大の市債残高と言われたが、近年の市債残高の推移はどのようなものかとの御質問にお答えします。

市債残高は、平成21年度に約122億3,300万円だったものが、平成28年度決算で約147億3,500万円と、7年間で約25億200万円の増加となっています。平成21年度と比較した市債の区分ごとの増減としましては、元利償還金の100%が地方交付税措置される臨時財政対策債が約20億1,500万円増加、元利償還金の70%が地方交付税措置される過疎対策事業債が約19億5,500万円増加しております。その他の市債区分の合計は約14億6,800万円の減少となっております。

市債残高が増加した要因としましては、臨時財政対策債の増加のほか、水俣市立総合医療センター西館の増改築工事に対する繰り出し、水俣芦北広域行政事務組合の消防本部等の庁舎建てかえに対する負担金、防災行政無線の更新などが挙げられます。

次に、さらに3年後には約200億円に上る見込みと発表されたが、その内訳はどのようなものかとの御質問にお答えします。

平成28年度の市債残高と比較しまして増加する市債の主な内訳を申し上げますと、市役所本庁舎の建設等に係る災害復旧事業債が約38億7,500万円伸びる見込みとなっております。この災害復旧事業債の元利償還金は地方交付税措置が最大の85.5%が見込まれております。

次に、水俣川河口臨海部振興構想事業等に充てられる過疎対策事業債が約13億7,700万円伸びる見込みとなっております。この過疎対策事業債の元利償還金は地方交付税措置が70%となって

おります。

次に、財政状況が厳しい中、道の駅・海の駅構想は今後どのように進めるのかとの御質問にお答えします。

道の駅・海の駅構想につきましては、これまでの計画をゼロベースで見直し、新たに構想をつくっていくこととしたため、今後の進め方については、具体的には決まっておられません。今後、建設場所の検討、財源の確保、関係機関との協議等、一つ一つ段階を踏みながら、より多くの観光客を誘致できる水俣の顔となるような施設の整備を進めていきたいと考えています。

次に、今回の肉づけ予算の中で特に力を入れている施策は何かとの御質問にお答えします。

今回、予算編成の中で特に重視しましたのは、地域の経済振興、市民の皆様の安心・安全な暮らしづくり、そして、地域の次世代人材の育成につながる教育環境の整備です。

まず、経済振興策の一つとして、水俣インターチェンジ（仮称）の開通を視野に入れた観光及び経済振興に係る施策に注力してまいりたいと考えております。水俣インターチェンジ（仮称）の開通を千載一遇のチャンスと捉え、インターチェンジの開通を記念したウオーキング大会等のイベントの実施、市内飲食店や宿泊施設で使用可能なクーポンの発行、メディアを活用した広報活動など、積極的なキャンペーンを実施し、この機会により多くの方に水俣を訪れていただきたいと考えております。また、店舗の魅力向上を目的とする店舗リフォーム助成制度の創設、水俣独自の農産物や水産物のブランド化を進めてまいります。

次に、市民の安心・安全な暮らしの基礎となる地域内の消防力の維持・強化を図ります。そのために、地域防災のかなめとして活躍していただいている消防団員の支援や団員の確保を図るために、地元商店街や事業所の御協力を仰ぎ、消防団員応援の店登録制度や消防団員協力事業所表示制度を広げてまいります。

最後に、本市の宝ともいふべき、水俣の子どもたちの成長を地域全体で支えていくための施策を実施いたします。中でも、特に、スポーツを通じて、子どもたちが心身ともに健康で、生き生きと活動できる環境を整備してまいりたいと考えております。一流アスリートと直接触れ合い、指導を受けることのできるスポーツアカデミア関連事業を実施してまいります。

また、今回、予算として計上しておりませんが、スポーツアカデミア関連事業とあわせ、水俣の児童・生徒の全国大会出場など、大きなステージでの活躍、夢の実現を応援し、その頑張りを見守る多くの市民を勇気づけたり、元気にしたりするために、企業等と連携し、キッズサポーター基金の創設を早急に進めてまいります。

このほか、今後は、学校給食費の段階的負担軽減、医療費助成制度の拡大の検討、水俣高校の活動支援など、さまざまな視点で、切れ目のない支援策を検討してまいります。

その結果として、子どもたちに郷土水俣を愛する気持ちを抱いてもらい、水俣に住み続けた

い、「母川回帰」のごとく水俣に戻りたい、故郷のために役立ちたいと思うような人材を輩出していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 市債残高につきましては、平成21年度以降からふえ続けている状況と、主なその使い道が、小中学校の耐震化であったり、総合医療センター西館の建てかえであったり、水俣芦北消防署の建てかえであったり、防災無線の整備であったりと市民の安心安全を守るために必要な事業であることは認識できました。

また、今後は、庁舎建てかえや水俣川河口臨海部振興構想事業、水俣芦北広域行政事務組合で進める芦北消防署建設等の負担金など億単位の費用がかかる事業が控えているために、3年後の市債残高が約200億円を上回る見込みであるという事実は、広く市民の皆様にも認識していただく必要があると思います。これらの事実を踏まえての質問ですが、市債残高が今後も積み上がっていくことで税制面、もしくは市民サービスの観点から、市民生活にどのような影響があると考えられるのかお尋ねします。

次に、道の駅・海の駅構想についてですが、さきの答弁にもありましたように、庁舎の建てかえや水俣川河口臨海部振興構想に多額の支出が見込まれる事業が控え、市債残高が200億に達する予想がある中、5億数千万円と積算されていた物産館の建設、しかもその8割を水俣市の独自財源で支出しなければならないという事実が判明した時点でゼロベースで見直す判断されたことは賢明な判断であると私は考えます。それらを踏まえて、1点質問させていただきます。

今議会に、道の駅・海の駅整備事業106万円の補正予算が提出されていますが、その使い道は何か、これをお尋ねします。

今回の肉づけ予算の中で、特に力を入れている施策としまして、真っ先に地域経済の振興を上げられたことは、市民の願いに沿ったものと考えます。

平成29年1月に慶應義塾大学が主体となって水俣市内の全世帯に対して行った水俣市民意識調査の集計結果にも、経済が下向きであると感じている世帯が6割、また7割の世帯が雇用が不足していると感じており、約半数の世帯が観光業、工業分野を拡大してほしいと感じているという結果が出ております。

また、教育環境の整備にも重点を置いて取り組むとのことですので、これから高岡市長が繰り出す施策に大いに期待したいと思っております。

質問といたしましては、先ほど申し上げました2問です。市債残高の市民への影響、また海の駅・道の駅の整備事業106万円の使途、この2点について、お尋ねします。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 谷口明弘議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目といたしまして、今後、市債残高が積み上がっていくことに対しての市民の生活にどのような影響を及ぼすのかという御質問であったかというふうに思っております。この市債残高が積み上がることによりまして、市民税が上がるなど、直ちに市民生活に影響を及ぼすということはございませんが、後年度の公債費、いわゆる借金の返済に係る経費が増加することとなります。

本市では、施設整備等で70%が交付税措置される過疎対策事業債を活用しまして、市役所本庁舎の建設につきましても、一般単独災害復旧事業債を活用でき、最大85.5%の交付税措置を受けることができますが、借金の返済の際には、市で一部手出しをする必要があり、その財源を捻出するために、後年度において、道路や施設の維持・修繕等の経常的な予算に制約がかかるおそれがございます。そのようにならないために、まずは事務事業の見直しや財政の健全化をより強力に推し進めていき、最小経費で最大の効果を追求し、あわせて財政状況を見きわめながら、必要な大型事業に取り組んでいき、市民生活に影響を及ぼさないようなかじ取りを行っていきたいというふうに考えております。

次に、今議会で道の駅・海の駅の事業費106万円が計上されているが、それはどのような内容かという御質問でございますが、今議会に提出しております道の駅・海の駅整備事業に係る補正予算については、今後、本事業を進めていくに当たり、補助金に関する協議、道の駅・海の駅認定申請等について、国や県などの関係機関との協議が必要になるため、旅費等を計上いたしております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 施政方針でも述べられましたが、高岡市長の任期中は、就任前に決まっていた複数の大型事業による厳しい財政状況の中でのかじ取りとなりました。物産館建設事業をゼロベースで見直すなど、外科的な手術は今後見込めないかもしれませんが、組織の合理化、事務事業の見直しや財政の健全化を進めるに当たり、先頭に立って、取り組んでいただきたいと思っております。

以上、要望にとどめまして、質問は終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、教育関係について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、教育関係について、順次お答えします。

まず、ICT整備事業、統合型校務支援システムと電子黒板の導入について、今後の活用方法をどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

ICT（情報通信技術）活用による統合型校務支援システムは、学校における働き方改革の一

環として、教職員の校務処理の効率化及び負担の軽減を図り、子どもと向き合う時間や本来教員の担うべき業務に専念できる環境の確保を目的として導入するものです。

本議会で上程しています予算が承認されたならば、今年度中に全小中学校に本システムを導入し、各学校への説明会や試験運用を行った上で、来年度から全校での本格運用を予定しております。

本システムの導入により校務の情報化が進むことで、教職員の校務作業に係る時間の短縮はもとより、校務作業の標準化、正確な集計作業やデータ視覚化による児童生徒の状況把握が可能となり、教育活動における質の改善が図られるものです。

また、電子黒板の導入は、学習指導要領の改訂により、小学校の英語教育が充実されることに伴い、授業数の増加を見込んで各小学校に1台ずつ増設を図るものです。

授業でのICT機器活用となる電子黒板は、設置や操作が容易で直接書き込みもでき、デジタル教材が効果的に使用されることで、児童の関心や理解を高め、思考力や表現力を伸ばし、英語への理解が深まり、発言する力が高まることを期待しています。このようにICTを活用することで、児童の学力向上や教育の質の向上、教職員の負担軽減が図られることから、今後も有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、新規事業のスポーツアカデミア関係事業とはどのようなものかとの御質問にお答えします。

スポーツアカデミア関係事業は、市長公約をもとにした新たな取り組みで、本年度策定される第6次総合計画にも盛り込んでいく予定です。事業内容としましては、スポーツを通じた人づくりが中心になります。その中でも、特に子どもたちの人材育成に力を入れていきたいと考えています。

今回の補正予算では、子どもたちが一流選手と接する機会をつくるための経費を主に計上しています。一流選手は、不断の努力の積み重ねによって自分の可能性を常に追求しており、その活躍や努力する姿は子どもたちに夢と希望を届け、チャレンジする勇気をもたらします。また、子どもたちが一流選手の技術や知識、経験、生き方を肌で感じて学ぶことは、将来に向けての大きな財産となります。

今年度は、例年エコパークで開催されております熊本県スポーツ振興事業団によるビクトリークリニックに合わせた事業を計画していますが、今後も継続して取り組み、多くの子どもたちにスポーツの魅力を広げ、明るい豊かなまちづくりにつなげていきたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 帆足総合政策部長。

（総合政策部長 帆足朋和君登壇）

○総合政策部長（帆足朋和君） 次に、庁舎建てかえに関連して、市役所の駐車場の確保等を目的

に第一小学校の敷地の一部を市役所敷地として使用することについて意見を申し上げたが、進展はあったのかとの御質問にお答えします。

これまでの経緯といたしましては、平成30年1月に、教育委員会及び第一小学校に対し、新庁舎建設基本・実施設計段階で、旧庁舎敷地における新庁舎等の配置計画を進めながら、駐車場スペースが不足する場合など、必要に応じて第一小学校の敷地の一部を市役所敷地として使用できないか相談していきたい旨の説明を行ったところです。

また、平成30年5月に、設計者から建物配置等の案が複数示され、いずれの案にしても駐車場が不足することが予想されることから、隣接する第一小学校の敷地の一部を駐車場として使用できないか、具体的に案を示しながら相談に伺ったところです。これに関しては、学校側の御意見を集約していただくようお願いしており、現在は、その回答を待っている状況です。

第一小学校の敷地については、駐車場の使用だけではなく、大規模災害時の活動拠点としての機能についても、あわせて検討したいと考えておりますので、今後も引き続き、教育委員会及び第一小学校や、その関係者と協議してまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 ICT教育につきましては、先ほども中村議員も取り上げていらっしゃいまして、今後、この分野といいますか、教育の場においては、必須の教育ツールだと考えております。

このICT教育につきましては、私、4年前、平成26年12月議会でも取り上げております。そのときに申し上げましたのは、津奈木町、また芦北町では電子黒板のみならず、既にもうタブレットを40台導入し、授業に活用しているということや、他の自治体と比べておくれをとっている現状をお伝えしました。先ほど、教育長の答弁にもデータとして水俣が少しおくらしている状況だという御報告もありまして、4年たってようやく電子黒板の追加配置が決まったのかというのが私の正直な感想です。

以前からたびたび申し上げておりますが、水俣市は教育予算にかける金額が他の自治体に劣ると、これは個人的に感じております。校舎の耐震化など、多額の予算を投じる事業が続いた部分を見れば、一概にそうとは言えないと反論が聞こえそうですけれども、子どもたちに確かな学力を身につけさせるための環境整備費などは、予算を削っていいという理由にはなりません。

以前も一例を挙げましたが、子どもたちが教室で使う学習機の天板の広さにしても、教科書のサイズがA4サイズに変わり、学習機のJIS規格が一回り大きく変更されている中、水俣市内の小中学校の机の更新はまだ進んでいるとは言いがたい現状ではないかと私は考えております。

話はずれましたけれども、市長の所信表明にも、本市の宝ともいふべき、水俣の子どもを大切に育てていくため、切れ目のない子育て支援策を講じるとともに、教育環境の充実に努めてまいりますと明確におっしゃられました。

質問ですが、ICT教育をさらに推進して、電子黒板の追加整備やタブレットの導入などの予算を拡充すべきと思いますが、教育長のお考えはいかがか、これをまず1つお尋ねします。

スポーツアカデミア関係事業につきましては、市長の公約をもとにした新規事業ということで、スポーツ界の一流選手と水俣の子どもたちが触れ合うことにより、将来、この水俣から日本を代表するような選手が誕生することを夢見て期待したいと思います。

質問といたしましては、今後もこの事業を継続していくということですが、来年度以降です。例えば、今水俣でも試合を行っていらっしゃるバスケットボールチームヴォルターズであったり、サッカーは熊本が地元のロアッソなどのチーム、また、高岡市長が水泳選手として活躍された時代に一緒に練習をされたとお聞きしている鈴木大地長官などを招聘できれば大変話題も大きく取り上げられ、子どもたちに大きな好影響を与えるのではないかと思います。今後どのような団体や選手を招く計画であるのかということをお尋ねします。

最後に、第一小学校の敷地の一部を新庁舎建設に伴い、駐車場などとして一部使用できないか相談が始まったとのことですが、第一小学校もこれをチャンスと捉えて、10年、20年先の第一小学校のあり方を見据えた変革に乗り出すべきと私は思います。

まず、大規模校であった名残である低学年棟と高学年棟に分けられた校舎の配置、私は既に閉校した深川小学校という小さな小学校出身ですが、1年生から6年生まで1つの校舎に学び、下駄箱や廊下で上級生と下級生がすれ違う環境のほうが、教育の環境としては望ましいと考えております。職員室の場所についても、本来は校庭を見渡せるような位置にあるべきではないでしょうか。放課後遊ぶ子どもたちの姿や声が職員室の窓越しに見える環境は子どもたちにも保護者にも、先生方にとっても安心できる環境だと思います。

しかし、これらを実現するには改修などの予算が必要となるわけで、今申し上げたのは私の考えですが、第一小学校が現在抱えているさまざまな問題の解決に、市役所庁舎の建てかえによって、敷地を使わせてほしいというわけですから、学校としての交換条件を出すにはよい機会ではないかと思うわけです。

第一小学校の卒業生の皆さんにはお叱りを受けるかもしれませんが、子どもの数が減少している中で、今後の第一小学校のあり方を見つめ直す機会とすべきと思い、このような話をしてみました。関係者の皆様におかれましては、これからいろいろな問題が出てくるかと思いますが、子どもたちの教育環境をよりよくすることを第一に進めていっていただきたいと思います。

今、お話をしましたが、このような話を聞かれまして、教育長はどのようなお考えを持たれたか、1点、お尋ねします。

以上です。

○議長（福田 齊君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 3つございました。まず、1点目ですけれども、ICT機器の導入などの予算拡充に関する私の考えについてですけれども、中村議員の質問でも答弁しましたとおり、私は現在の教育現場におけるICTの活用を含め、教育予算の確保については、子どもたちの学力向上や教育の質の向上のために、その効果の大きさと必要性を十分認識しております。そのためにも、今後も財源等を考慮しながら、教育予算の確保について、取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目、スポーツアカデミア事業について、今後、どのような団体や選手を招く計画であるのかについて、お答えします。

具体的な選手については、これから検討しなければなりません。水俣市や市民になじみのある選手として、バスケットボールの熊本ヴォルターズや、サッカーのロアッソ熊本の選手も今後の候補として考えていきたいと思っております。

3点目、新庁舎建設に伴う第一小学校の教育環境のあり方についてであると思っております。

教育委員会としましては、仮に第一小学校の敷地の一部が市役所の敷地として使用されることになれば、代替施設の検討や使用形態を見直す必要があり、第一小学校や関係各課等と十分に協議をする必要が出てまいりますので、議員がおっしゃる御意見も参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 参考までにですが、スクールバスの保有台数を教育委員会のほうで教えていただきましたところ、水俣市が7台に対して芦北町は二十数台保有していらっしゃる。県内の小中学校でエアコンの設置が進んでいく中、水俣はまだ手つかずの状態と。市の財政が厳しい状況であることはよく理解しておりますが、子どもたちの教育環境の充実を犠牲にしてまで進めなければならない優先する事業があるのでしょうか。市民の皆さんもそこにお金を使うことにはきっと理解を示してくださると思っております。

小島教育長は久しぶりの教職上がりの教育長ということで、妙に財政状況に配慮して、やりたい施策をやらないということではなくて、子どもたちを最優先にさまざまな施策を進めていただきたいとエールを送って、質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、水俣病犠牲者慰霊式後のマスコミ取材にチッソ社長が水俣病被害者救済法に基づく救済は終わっていると発言し、後に謝罪し、発言を撤回したことについて、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣病犠牲者慰霊式後のマスコミ取材にチッソ社長が、水俣病被害者救済法に基づく救済は終わっていると発言し、後に謝罪し、発言を撤回したことについて、順次、お答えします。

まずこの件に関しての市長の見解はどうかとの御質問にお答えします。

チッソの後藤社長の発言につきましては、5月1日に行われた水俣病犠牲者慰霊式後の環境大臣の記者会見で、マスコミからの質問により知りました。この発言に対しては、環境大臣や熊本県知事も、多くの方が認定申請をされ、訴訟を提起していることから、救済終了とは言いがたいと発言されており、私としましてもそのように考えております。

また、この発言が、被害者を含む関係者の皆さんに混乱や不安、不快を与えたのではないかと考え、発言の真意を確認するために、5月17日にチッソ水俣本部を訪問し、話を伺いました。

そこで社長の発言の真意について確認したところ、特措法の救済に関して、申請者全ての判定が終了し、一時金の支払い手続についてもチッソとして誠実に実施しているところであり、一定の区切りを迎えたとの認識を答えたものだが、誤解を招き、多くの方々に不安と不快の念を与えてしまったことを深くおわび申し上げたいとの趣旨の説明を受けました。

私としましては、今後は同じようなことのないようにしていただきたいと考えております。

次に、新聞報道によると、5月7日に日本共産党南部地区委員会の市議ら5名がチッソ水俣本部に、この件に関する抗議と要望をまとめた文書を届けたとあるが、どのような内容か把握しているかとの御質問にお答えします。

この件につきましては、新聞報道等で確認し、先ほど答弁させていただきましたチッソ訪問の際に、あわせて話を伺いました。

チッソからは、日本共産党熊本南部地区委員会から、水俣市議会議員を含む5名が来られ、後藤社長の発言に関する抗議と要望をまとめた申し入れ書を手渡されたと聞いております。

チッソの対応としては、いただいた申し入れ書は確実に社長にお渡しすることを伝えたということをお伺っておりますが、文書の内容等、詳細につきましては把握しておりません。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 実は、私も、この水俣病犠牲者慰霊式後の後藤社長のインタビュー記事が大きく取り上げられ、その後、共産党を初め各種団体の抗議の声が上がっているとの記事を読み、JNC水俣本部に出向いて直接話を伺いました。

後藤社長の発言に関しましては、後に謝罪され、発言を撤回されましたが、チッソの社長という立場での発言は常に世間の注目するところでもあります。

今回の発言によって被害者を含む関係者の皆さんに混乱や不安・不快を与えたこと、また環境大臣を初め多くの関係者を巻き込む事態となったことは遺憾であります。

特措法による救済に関しては一定の区切りを迎えたとの認識に私は理解をする立場であります
が、あえて、私からも今後の発言には十分に真意が伝わるよう細心の配慮をお願いしたいと思います
ます。

一方、共産党の要望書の内容については把握していないとの答弁でしたので、私とその訪問の
際に伺ったときにお聞きしたその内容の中で、私が特に違和感を覚えた部分を聞いていただきた
いと思います。

それは「潜在被害者を含む全ての水俣病被害者の救済に責任を負わずして自治体施策への協力
などを言い出すのは本末転倒である」という部分です。企業に対して積極的な社会貢献が求めら
れるこの御時世に、JNCさんも水俣市のイベントにさまざまな形で地域貢献されてきました。
加害企業には社会貢献などする資格はないと言わんばかりの主張に対しまして、地元企業との連
携を密にして雇用の面を含む経済の活性化を図ることを目指しておられる高岡市長、この主張に
対して、どのようにお考えになるかお尋ねします。1点です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 谷口明弘議員の2回目の御質問にお答えをします。

その共産党のほうからの文書ということで、今内容をいただきましたので、これまでチッソは
被害者救済に誠実に取り組んでおり、あわせて事業会社であるJNCにおいては、市民の雇用の
確保など、本市の経済活性化へ寄与していただいているというふうに思っております。

また、JNCがされている社会貢献活動として、市が把握している主なものといしまして
は、恋龍祭への参加や協賛、水俣花火大会 in 湯の児やローズマラソンなどのスポーツイベント
への協賛、ヴォルターズバスケットボール教室開催支援や市内新小学校1年生への自由帳の寄
贈、海と川のクリーンアップ作戦や湯の児チェリーラインなどの清掃活動への参加など、さまざ
まな地域貢献の活動に御協力をいただいております。

また、JNC社員につきましては、地域に帰れば、一市民として地域の消防団活動や自治会活
動などにも積極的に参加されており、本市の自治組織活動にも貢献いただいております。

さらに、市民の皆様も今後もJNCに対しては、さまざまな形で貢献をしていただきたいと考
えているのではないかと感じております。

あわせて、申し入れ書の内容につきましては、私としましては、被害者救済も地域への貢献に
ついても、それぞれ大事なことであり、両面ともそれぞれ取り組んでいただきたいと考えており
ます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 私も今の市長の答弁に全く賛成でございます。

共産党の抗議文には、加害企業が何をかいわんやであるなどの辛らつな言葉も見られましたが、私は水俣がこれ以上衰退しないためにもJNCを初めとする関連企業と水俣市が協力して地域の活性化に取り組まなければこのまちの未来はないと考えています。市民の多くもJNCに対して雇用の確保や経済活性化のみならず、地域イベントなどへの協賛や人的な貢献をさらに進めてほしいと思っています。

JNCにおかれましては、これまでどおり、被害者救済に真摯に向き合いながら、雇用の確保及び地域貢献にさらに積極的に取り組んでいただけるよう、それが多くの市民の望んでいることであると申し上げまして、質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、ふるさと納税について、答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

（総合政策部長 帆足朋和君登壇）

○総合政策部長（帆足朋和君） 次に、ふるさと納税について、順次お答えします。

まず、今年度の目標金額は幾らかとの御質問にお答えします。

平成30年度の寄附の目標額は5,000万円としております。

次に、新たな取り組みはあるのかとの御質問にお答えします。

新たな取り組みにつきましては、返礼品のアピールを強化するため、インターネットによる納税専用のポータルサイトであるふるさとチョイスの契約プランをグレードアップし、トップ画面の最新情報及びおすすめ投稿への掲載回数を増加しております。あわせて、希望者に対するメールマガジンの配信を開始しております。また、ふるさと納税を促進するための新たなパンフレットを作成し、本市にゆかりのある方へ積極的にお配りし、周知を図ってまいりたいと考えております。このほか、引き続き返礼品の開拓等に向け、関係機関との情報共有を図るとともに、事業者への戸別訪問を実施してまいります。

今後は、水俣に来ていただけるような体験型返礼品の拡充に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 まだ27分もあるので、ゆっくりしゃべろうかなと思います。

ふるさと納税は私の一般質問のライフワーク的なような質問で、またかと思われるかもしれませんが、また取り上げましたのでよろしく願いいたします。

昨年5月に、私たちは高岡市長が当代表を務めていらっしゃった真志会という会派で会派視察に出かけました。それは、ふるさと納税サミットというものでありました。市長も記憶に新しいものと思います。

私は以前、この質問をしたときに、それは前市長は、あなたが先に行って学んできなさいと言

われたのが、今でも強烈に頭に残っておりまして、市長はその辺は一緒に行かれたので、ふるさと納税の重要性はよく認識されておると思います。

そこで、私は以下のようなことを学んでまいりました。

ふるさと納税制度というのは、まちづくりでほかの自治体との差別化を図る道場であるというふうにおっしゃっていました。自治体が地方の商社になる、普通は、地方のお菓子屋さんやら、農家さんではまず会うことのできない高島屋さんであるとか、そういった名のあるデパートのバイヤーに直接会うことができる。ふるさと納税の返礼品は、寄附者が届いた商品を開封した瞬間が最高のプレゼンテーションであるということもおっしゃってありました。

ふるさと納税の返礼品が届いた瞬間、その箱包みを開けた瞬間にどれくらいインパクトを与えられるか、こん包資材のデザイン一つ一つをとっても、大変皆さん工夫を凝らしておられましたし、中に手書きのメッセージを入れておくことなどは重要なリピーター獲得のチャンスであるということも学んでまいりました。返礼品は、自治体の知恵勝負であるともおっしゃってありました。しかし、これは担当者頼みでは限界があるということもおっしゃってありました。

縦割りではなく、横串を入れる役割を担える人材が必ず必要、キーマンが必要ということをおっしゃってありまして、広報の活用、水俣で言えば広報みなまたなどを使うこともとても大事であり、うまくいっていない自治体に限って、面倒くさそうであるとか、お得だからやるというのは違うとか、やらない理由をやたら見つけたがるというようなこともおっしゃってありました。

それではまちの活性化は望めません。今回の研修で特に印象深かったのは、トラストバンクという会社が運営しているふるさとチョイス、そこの須永社長ですが、まちが元気になるのは、人・もの・金に加えて、情報であると。これからは、この情報が特に重要になる。この4つを動かす仕組みをつくることそのまちの活性化の鍵であるというようなことをおっしゃっていましたが、その手段としてふるさと納税は有効な手段の一つであると考えているという社長の信念めいた言葉がとても印象的でした。

ことしの目標額が5,000万円ということで、昨年より2,000万円アップしたこと、これは一定の評価をしますが、芦北町のようにもう既に1億円を超えている自治体を目指すには、担当者任せにはせず、農林水産課や経済観光課を巻き込んだ返礼品の開発や使い道を明確にして恩恵を受ける教育委員会や環境課、総務課などを巻き込んだ横の連携が必要不可欠であると思いますが、現時点でそのような体制があるのか、お尋ねします。

以上です。

○議長（福田 齊君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） ふるさと納税に関しまして、横の連携、庁内連携がとれているのかという御質問と思います。

庁内連携につきましては、ふるさと納税を所管いたします政策推進課において、関係部署との連携に努めております。例えばでございますが、地域の農産物に関連する返礼品につきましては、農林水産課と、また物産品や観光資源に関連する返礼品につきましては、経済観光課と連携を図りながら取り組んでおります。今後もより一層、密接に庁内連携をとってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 連携はとれているということでしたけれども、要は、相談は必ず行われているはずなので、それを連携とおっしゃれば連携と言えるわけです。

プロジェクトチームを立ち上げるぐらいの、そういった意気込みでやらないと、億を超える寄附金というのはなかなか稼げないんじゃないかと私は思っておりますので、今後、いろいろと検討していただければと思います。

高岡市長も議員時代にふるさと納税には積極的に推進する立場でありましたので、一般質問にも御自身も取り上げられておりました。

ふるさと納税の有効性は釈迦に説法ということで、ここでは省きますが、まずはふるさと納税の担当者も変わったようですし、担当課の職員のモチベーションを上げるためにもですね、以前、あなたが行けばと言われたんですけれども、今回はぜひその担当者もふるさと納税サミット等に派遣していただければと思いますが、その点について、1点質問いたしまして、質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 今年度のふるさと納税サミットへの職員の派遣についてでございますけれども、必要に応じまして、予算の範囲内で行いたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で谷口明弘議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時46分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 こんにちは。無限21の藤本壽子です。大変眠い時間になりましたが、御清聴いただ

きますようお願いいたします。

梅雨とはいえ、晴れた日は真夏のように暑くなってきました。さて、梅雨の明けたという沖縄では、6月23日、慰霊の日の式典が行われました。73年前の旧日本軍による組織的戦闘が終わった日であったとのこと。沖縄では、島民の4人に1人、20万人の人々が犠牲になりました。そして今も終わらない戦争、辺野古新基地建設に翁長知事は、きっぱりとこれからも反対していくと苦しい心情を訴えました。早ければ8月には、あの美しい名護の海が本当に埋め立てられてしまうのかと思うと、憤りで胸がいっぱいになります。

さて、水俣市も形は変わっても国の事業として高速道路の建設が進められております。山を削り、川のと真ん中に橋げた、家屋の移転、村は形を変えていきます。私の住んでいる地域も高速道路の建設地となり、増水、騒音、立ち退きと、住民は困惑の中にいます。先日も説明会に出ましたが、トンネルに発破をするため、振動があるかもしれませんよという説明に住民からは、不安の声が多数上がっていました。

人間の利便性のために、山や川や大地は壊されていきます。沖縄の悲しみと同じかもしれないと思いました。ただ、違うのは、沖縄県民は、命にかえ、そう思っている、今を生きるというあかしの平和を願っている、慰霊の日の女子中学生の詩「生きる」は、決して同じことを繰り返さないその県民の思いを代弁していると胸がいっぱいになりました。

水俣に生きる私も決して同じことを繰り返さないと心に誓いながら、質問に入りたいと思います。

大きな1番です。水俣市の商店街の活性化について。

この質問を今回しようと思いましたが、皆さんも気がついておられると思いますが、大きな今文具店が閉まっていたり、それから、衣料品の老舗のお店が今月いっばいで閉じられるということを知りまして、本当に切実な問題だというふうに思いまして、今回は商店街の活性化について、考えてみることにしました。

- ①、水俣市の商店街の空き店舗数は、どれくらいあるのか。
- ②、市がかかわる範囲で、新規出店者の申し込みは、どれくらいあるのか。
- ③、商店街の後継者は、どれくらいいるのか。
- ④、現在、行っている商店街への支援策は、どのようなものか。

次は、大きな2番です。

今回、市長がかわりまして、ゼロベースで見直すということですので、改めて質問をしたいと思います。

- ①、道の駅・海の駅構想とは、どのようなものか。
- ②、平成29年度予算に設計業務に係る費用が計上されていたが、今後の実施計画は、どのよう

になっていくのか。

③、事業変更について、農業や漁業関係者へは、どのように理解してもらっているのか。

④、今回の30年度補正予算に、道の駅・海の駅整備事業があり、関係機関との協議に係る費用が計上されています。これについては、どのような内容で進めるのか。

最後に、川内原発事故時の原子力防災対策についてお尋ねをします。

先日も大阪で震度6という大きな地震がございました。改めて質問をいたします。

①、6月11日、水俣市防災会議において、「原子力防災福島に学ぶ」というテーマで講演会が行われたが、原発事故の対策として平時から、どのようなことをしておくべきと提示されたのか。

②、この講演を糧に防災会議の中でどのような議論を進めていくのか。

③、出水市との避難訓練は、どのようになっているのか。

④、高岡市長の原子力防災対策への所信をお尋ねいたします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市の商店街の活性化については産業建設部長から、道の駅・海の駅の整備計画については副市長から、川内原発事故時の原子力防災対策については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（福田 斉君） 水俣市の商店街の活性化について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 初めに、水俣市の商店街の活性化について、順次お答えします。

まず、水俣市の商店街の空き店舗数は、どれくらいあるのかとの御質問にお答えします。

平成29年度、熊本県商店街実態調査に基づき、市内7つの商店街を調査しておりますが、平成29年3月末時点での空き店舗数は、合計16店舗となっております。

次に、市がかかわる範囲で、新規出店者申し込みは、年間どれくらいあるのかとの御質問にお答えします。

本市では、魅力ある商店街づくりを推進し、商店街及び、中心市街地の活性化を図ることを目的とした水俣市いきいき商店街づくり事業等支援補助金を設けております。この中で、空き店舗を活用した創業等支援事業として、市内商店街の空き店舗への新規出店時に、家賃月額額の2分の1、上限3万円の補助金を最大1年間、所属する商店会を通じて、交付しております。本制度を

活用して、市内商店街に新規出店した店舗数は、平成25年度から29年度までの5年間で、合計11店舗、年平均2.2店舗という状況となっております。

次に、商店街の後継者は、どれくらいいるのかとの御質問にお答えします。

市内商店街における各個店の後継者については、現時点では正確に把握しておりませんが、今後は、商工会議所と連携し、実態の把握に努めてまいります。

次に、現在行っている商店街への支援策は、どのようなものかとの御質問にお答えします。

先ほど御紹介いたしました水俣市いきいき商店街づくり事業等支援補助金では、商店街への新規出店に対する家賃補助制度や商店街内における活性化を目的としたイベント等の開催に伴う関連費用等を補助対象としております。

また、商店街に限りませんが、新規事業といたしまして、平成30年度に予定されている南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ（仮称）、この開通に向けて、物産展等における本市の特産物等の販売や、観光PRを実施する事業へ補助を行います地場企業販路開拓・観光PR支援補助金（仮称）及び、魅力ある店舗づくりを行う改装経費へ補助を行います店舗リフォーム助成制度（仮称）、これらの予算を今回の6月議会で計上させていただいております。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

まず、空き店舗のことをございますけれども、商店街の空き家の状況ということで、実は平成23年度に行われた調査がございます。それによりますと、先ほど答弁の中では、母数が、要するに何店舗、7つの商店街であるかという母数の提示がございましたけれども、その当方で144店舗です。そして、空き店舗が23年当時は14件、現在は2店舗ふえたということが出来ます。まあ、緩やかな空き店舗数ということが言えると思うんです。空き家率は10%近くになっています。

私は、今回、この質問をするに当たって、先ほど申し上げました23年度に報告書を、現在国立水俣病研究センターの原田利恵さんという方が市の職員の方と一緒にアンケートをとって回られて、非常に丁寧なアンケートをとっておられるんですけども、そのときの報告の中に、空き家になっていく要因ということをございます。

4つございます。1つは、店主の高齢化が進んでいるということ、2番に、店主の流動性が低い、店主が動かないということですね、それから、約7割が水俣出身であって、店舗は創業時からの方が多いということ、そして3番目に、建物形態の6割が店舗とそれから住居が兼用になっていまして、かつ自己所有で、そのため廃業時にシャッター化する傾向が顕著ではないかという報告でした。そして4番目に、残念なことに後継者が確保できていない。子どもに限らず、誰かに引き継いでもらいたいと希望する店舗を除く残りの4割が廃業を決めているというこ

とでございました。

私もこのことでいろいろと調査をしようと思ったわけなんですけれども、私のお聞きした範囲では、最も売上げが多かったときというのが、昭和40年代から50年代だということでありました。現在は、半分から3分の1ぐらいまで落ち込んでいます。ある店主の方は、今までの20年間ぐらいの売上げを全部私に見せていただいたんですけれども、本当に売上げがだんだんだんだん落ちているということを感じました。

現在、市としては、空き店舗のことでいいますと、今後どうしていくかということで、空き店舗活用事業というのを取り組んでいただいているということなんですけれども、ここで、1番目の質問をしたいと思います。

この支援策の前に、アンケートの結果に見られる水俣市の傾向について、さっき申し述べました4つですけれども、もう少し詳しく店主や家主さんと話をさせていただいて、どのような条件であれば、店を貸すことができるか、空き家バンクじゃないんですけれども、商店バンクということをも丁寧に進めていただけないかということをもまず質問の1番にしたいと思います。

そして、売上げを上げるということを質問したいと思うんですけれども、今回私はできるだけ商店街の方々の生の声を聞きたいということで、訪問させていただきました。記録として残っているのは、たった16軒なんですけれども、その中でお聞きしたのは、創業は、明治からしているところが2軒、大正からされているところが2軒、昭和の初期が2軒、16軒のうちですね。それから、11軒は戦後ということで、やはり戦後が一番多かったですけれども、その店に座っていると、本当に店の方々の歴史というものにお話を聞きながら、感銘することが多くありました。昔はチッソの方々が自転車隊でずっと通っておられて、お客も多かったんだよという話などもされておられました。

そこで、今後、アンケートではなかったんですけれども、どのようなことを望むかということをもその16軒の方にお聞きしました。その中から質問をしたいと思います。

2番目の質問ですけれども、市内で新規事業となる公共事業などには、その材料などに商店街のものを優先して使っているのか。これが2番目ですね。

3番目に、みなくるバスは、商店街にお客が効率よく来るように運行を考えているのか。

4番目は、2014年に創業したという店主から、若い方でしたけれども、経営塾やセミナー、そういうのがあれば、勉強ができるんだけれどもなという要望を聞きました。

ここでは、この4つのことを質問したいと思います、お願いします。

○議長（福田 齊君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 藤本議員の2つ目の質問にお答えいたします。

まず、第1の質問でございますが、空き店舗の扱いを丁寧に進めていただけないかということ

でございましたと思います。

これにつきましては、市長からも申しついておりますけれども、企業と必ず話をしながら、空き店舗等につきましても丁寧に進めていってくださいますということを聞いておりますので、そのようにしたいと思っております。

続きまして、セミナーが少ないという声を聞いたということでございますけれども、本市では、平成26年度に策定いたしました水俣市産業振興戦略2015に基づき、平成27年度から環境と社会的利益を重視しながら、利益を生み出す持続可能なビジネスの創出を目的とした「四方よし経営の学び舎」を実施しているほか、他支援機関が実施するセミナー等について、メールマガジン等で周知を行っております。

また、商工会議所におかれましても、例年、会員向けの各種セミナーを実施されており、また、その他、支援機関が実施しているセミナー等についても周知を行っております。

今後も引き続き関係機関が実施する各種セミナー等の周知に努めるとともに、ニーズに即した経営塾やセミナー等を必要に応じて企画してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 関総務部長。

○総務部長（関 洋一君） 残りの2つについては、私からお答えさせていただきます。

まず、市が行う事業について、なるべく市内の商店街を活用する、市内の商店街で買っていただけということでしたが、市が行う物品購入等の発注に際しましては、市内業者で可能なものは市内業者に発注するようにしておりますし、それを基本方針としております。今後も、この方針のもと、市内商店街の受注機会の確保を図りたいと思います。

それから、あと1点がみなくなるバスで、商店街に人が来やすいような運行にしてみたいがということですが、みなくなるバスにつきましては、もう限られた運行本数の中で、市民の方々が通院とか、あるいは商店街に買い物の足として利用できるようにしております。特に市街地中心部におきましては、商店街の利用に配慮したルートとバス停の配置、それから運行ダイヤで運行しておるつもりでございます。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、3回目の質問をします。

まず、なぜ売り上げが落ちてきたのかということの現状の分析をこの16軒の方々に聞きましたけれども、その中で出ておりましたのは、やはり何と言っても大型店への客の流出、それから、ああ、そうなんだと改めて思いましたけれども、今は最大のライバルは通信販売らしいんですね。そうすると、もうなかなか太刀打ちができないという状況があるということをお聞きしました。

この間、商店街の方の中でもそれに対してどうにかしたいということで、さまざまな活性化の

動きをされています。積極的に近隣のまちのほうにも商品を購入してもらうための広域でのチラシへの掲載をしたので、例えば、ある家具屋さんですけれども、出水から買いに来られるということも聞きました。

それからまた、まちゼミだとかスイーツのまちづくりだとか、本当はかなり知名度が上がってきているということで、努力されているということも感じます。それですけれども、やはりもう少し、もう一步、何か水俣市は統一したコンセプトというのが必要なんじゃないかなというふうに私は思いました。

それで、いつもここに立ったときに、同じところのことを申し上げて、大変恐縮なんですけれども、たまたまことしの春に大分の豊後高田市にまた視察に参りました。もう3度目ぐらいだと思うんですけれども、御存じのとおり、昭和のまちで有名なところですよ。人口もちょうど同じぐらいになりました。水俣と同じ規模ですけれども、人口は社会増に転じています。

この昭和のまちとしての町並みの整備をする前は、本当に寂れていく一方だったんだそうですね。その中で、知恵を出し合って、何とかしたいということで、皆さんが一つのコンセプトを昭和に持ってこられた。そして、私たちが見せていただいた総延長550メートルの商店街ですけれども、ここには、年間40万人の観光客が訪れられるということになっております。

ここで私が提案したいのは、先ほども申し上げましたけれども、一つの店にお伺いしたときに、2時間ぐらい座っていたら、やはりその店の歴史だとか、それから訪れる方々の姿、そういうのを見ていながら、やはり私はこのまちのそれぞれの店の歴史をもっと売ってもいいんじゃないかというふうに感じまして、一つは、この昭和のまちには、まちをずっと案内するボランティアの方たちがおられまして、私たちはその方にいざなわれて、ずっと1軒1軒を回っていったんですけれども、その店の一つずつの歴史と、それからその食べ物も、こんなふうにつくられているということを紹介していただいて、やはりどうしても買いたくなるわけですね。そのボランティアの方の話の話を聞くと、購買意欲が湧いてくるということがあります。

そういった仕組みということもぜひ考えていただきたいというふうに思っていて、今申し上げたのは、大きなところでは、やはり水俣市は一つの大きなコンセプトを持っていく必要があるのではないかというふうに思いますので、そのことを1つ質問したいと思います。

それから、最後は要望です。

この質問の始まりというのが、申し上げましたように、ある衣料品のお店が閉じるということで、そのことが胸を打って始めたんですけれども、その商店には、いつもバス待ちのお年寄りの方々の姿がありました。私は、高齢者がふえていく水俣の現状を嘆いてばかりいてはいけないというふうに思うんですね。

昭和のまちがある豊後高田では、お年寄りのまちということも考えてみるとおもしろいという

ことで、昭和のまちよりも本当は昔は本通りであったところ、神社とか史跡とか病院とかあったようなところなんですけれども、そこを玉津プラチナ通りということで、高齢者が楽しいまちというのをつくっておられます。

大変おもしろいな、参考になったなと思いましたが、豊後高田に地域協力隊の人が来られているんですけれども、その地域協力隊の人がプラチナ通りの中で、映画館をされているんですね。その映画館には、年間3,000人ぐらいの方たちが訪れられて、そして暇なときは、カラオケ場にもなるということなんですけれども、そのように水俣市もいろんな形で発想の転換をして、もう一度寂れていくと言われているこの商店街に光を当ててもらえないかというふうに思いまして、要望をさせていただきたいと思います。

私は、環境のまちというのが一番のコンセプトなので、町中をやっぱり徹底的に花や緑に覆われたまちにしてみるとか、さっき言いましたお年寄りのまちとしてのよみがえりをするなど、きちんとしたコンセプトが必要かと思しますので、ぜひ市民とともに話し合える場をつくっていただけないかというふうに思いますので、質問はその1つです。よろしくお願いします。

○議長（福田 斉君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 藤本議員の3回目の質問にお答えさせていただきます。

水俣市の商店街もコンセプトを持って、特色ある商店街づくりが必要だと思うという御質問だったと思います。

本市の商店街につきましては、市民に親しまれる商店街として、地域に根差した取り組みが実施されております。また、特色ある商店街づくりを推進されているお店の方もいらっしゃいます。

本市としましては、今後も各商店街のニーズや実情に即した支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、道の駅・海の駅の整備計画について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、道の駅・海の駅の整備計画について、順次、お答えします。

まず、道の駅・海の駅構想とは、どのようなものかとの御質問にお答えします。

道の駅・海の駅構想については、平成30年度末の水俣インターチェンジ（仮称）供用開始予定を見据えて、道の駅みなまたのさらなる交流人口増加を促進するため、また、現在の道の駅に加え、海の駅及びびみなとオアシスの登録も視野に入れ、物産館の整備を計画しておりました。

しかし、建設場所や事業費など内容を検討、精査した結果、ゼロベースで見直すことにしました。

今後、水俣の顔となる施設を整備するため、新たな道の駅・海の駅構想を検討していきたいと考えております。

次に、平成29年度予算に設計業務に係る費用が計上されていたが、今後の実施設計はどのようなようになっていくのかとの御質問にお答えします。

平成29年度予算に計上しておりました実施設計業務委託については、平成29年9月に、地元設計業者と契約し、今年度への予算繰り越しを経て、契約を延長しておりましたが、事業をゼロベースで見直すこととなったため、今月づけで契約を解除しております。

次に、事業変更について、農業や漁業関係者へは、どのように理解してもらっているのかとの御質問にお答えします。

事業変更につきましては、ゼロベースでの見直しとなったため、今後、事業方針が決まり次第、各関係者には、改めて御理解をいただくとともに、事業に対してのアドバイスをいただきたいと考えております。

次に、今回の30年度補正予算に、道の駅・海の駅整備事業があり、関係機関との協議に係る費用が計上されている。これについては、どのような内容で進めるのかとの御質問にお答えします。

今議会に提出しております道の駅・海の駅整備事業に係る補正予算については、106万円を計上しております。今後、本事業を進めていくに当たり、補助金に関する協議、道の駅・海の駅の認定申請等について、国や県などの関係機関との協議が必要になることから、それに要するための旅費等を計上しております。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をします。

道の駅・海の駅は、平成27年度からもう整備計画がされていたということですね。そして来年の水俣インターチェンジの供用開始を予定に見据えて、海の駅及びみなとオアシスの登録も視野に入れ、物産館を整備、平成28年度には、基本設計を完了し、そして、平成29年度に入り、内容を詳細に設計する実施設計を行ったという答弁でありました。

そこで、1つ目の質問ですけれども、この基本設計の経費には、含めてだと思うんですが1,600万ほどかかっているというふうに思っています。実施設計にももちろん経費がかかっているわけなんですけれども、この設計費というのは、無駄になるということでしょうか。これが1番目の質問です。

次に、実施設計においては、あしきた農業協同組合や水俣市漁業協同組合などの関係機関と協議を行い、物産館のレイアウトや農水産物の販売などについてアドバイスをいただき、実施設計の参考にしたと3月議会で答弁がありました。

まだ、実質的な取引をしていないので、その方への損失はないんですよということでもあった

と思いますが、市長がもう一度ゆっくり検討したいという中身は、この関係者には伝わっていないのではないかというふうに懸念されますけれども、これについては、どのように思われるのか。これが質問の2です。

次に、県の関係者にもお尋ねしました。

海の駅、みなとオアシスについては、どんなふうに今捉えられておられるんですかというふうにお電話を差し上げましたら「そうですね、水俣市のほうの盛り上がりをお待ちしております」というお返事でした。

私見ですけれども、なかなか盛り上がりというのは、海産物とかも少ないので、難しいところもあるかもしれないんですけれども、ただ、前市長がおっしゃっておられましたけれども、今の水俣のよみがえりつつある海を展示するということをお聞きして、私はぐっと心が動きました。

政策として、前市長は、そういうことで進めたいということをおられたというふうに思うんですけれども、高岡市長は、予算を出されているわけなんですけれども、どのような方向で考えておられるのか、そのことをお尋ねしたい。この物産館について、海の駅・道の駅について、政策としてどのような方向性で持っていきたいということをお尋ねされるのか、それをお尋ねしたいと思います。

次に、4番目です、財源の問題です。

環境省が所管する環境首都創造事業の補助金交付申請の手続、残りの財源は、過疎対策事業債を充当するというので、3月議会でお聞きをしていました。

それをもって関係機関との協議にかかるということで、今回の費用106万ですか、出ていると思うんですけれども、当たり前ですね。財源がベースにならないと、この事業が進まないわけですので。

しかし、この財源をお願いするに当たっても市長のある程度のお考えがはっきりしない限り、私は前に進めることができないのではないかというふうに思っているのです。

関係機関の方に何て言えばいいのでしょうか。どのように進めたいと言えばいいのでしょうか。そのことをお尋ねしたいと思います。

質問は4つです。

○議長（福田 齊君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、基本設計、実施設計を行っているが、それは無駄になるのかという御質問でございます。

事業をゼロベースで見直しますので、建設場所や施設等の規模が変更になる場合は、改めてやり直すこととなりますので、今の基本設計、実施設計につきましては、比較検討資料として活用できるのではないかというふうに考えております。

続きまして、あしきた農業協同組合や水俣市漁業協同組合に対して、内容が変わることをどう伝えていくのかということでございますけれども、施設の場所や規模を見直すものでございまして、地元の農水産物の振興拠点という趣旨は変更ございません。

あしきた農業協同組合、水俣市漁業協同組合に対するスタンスの変更はありませんので、今後も引き続き御協力をお願いしてまいりたいというふうを考えております。

それから、方向性に関してでございますけれども、議員御指摘のとおり、方向性を確定しなければ、関係機関との協議に臨めませんので、できる限り早くコンセプトを定め、取り組んでまいりたいというふうを考えております。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 4つ目の御質問ですけれども、市長としての政策的な方向性ということでのお尋ねかと思いますが、私が就任しまして、この道の駅・海の駅の計画を聞いたときに、ただインター開業に間に合わせればいいというようなことがまず先に前提にあったかというふうな感じを受けまして、やはりただ箱物をつくればいいということではなくして、やはり水俣市の核となる、人が集まる、やっぱり来て喜んでいただける、そういったものをきちっとつくるためには、ここでゼロベースでしっかりと見直しをして、そういったものをつくっていかなければいけないというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、3回目の質問をいたします。

基本設計に使われた費用というのは、何らかの形でこれからも使いたいということで、答弁がありましたけれども、今回、補正予算の主なものとして、水俣市は、谷口明弘議員もおっしゃっていましたが、市債がどんどんふえてまいります。それで、例えば水俣川河口臨海事業だとか、袋インター、高速道路に関連して水道事業の予算など、公共事業に関する市の負担分が、それを補填するための予算というのがかなり多いのではないかとこのように私は思っています。

今回も高速道路の開通によって、トンネルを掘って土砂が出たわけなんですけれども、それを八幡プール先の埋め立てに使うということで、私は、どんなに環境に配慮したなぎさをつくっても海域の汚染は免れないのではないかとこのように懸念をしまして、ここで一人で反対をしましたが、また袋インターも本当に必要なのか、何回も質問いたしました。

それでも、人々の利便性やこの事業を進める目的として、企業誘致だとか、この臨海部構想の大きな利点としては、漁業関係者には、漁業の振興がありますよというふうにおっしゃいましたね。

大きな利点として、漁業関係者の振興があるという中には、やはり、海産物の加工、漁業振

興、その見返り、その先には、やはり海の駅のイメージがあったのではないかというふうに、私は捉えているのです。

正直いいまして、環境を壊すような大型の工事には、私は余り賛成はできませんけれども、漁業の振興、農業の振興ということについて、また、交流人口の増加対策ということには、真剣に取り組んでいただきたいというふうに思っているのです。そのためにも、この海の駅の中身というのをしっかりと考える必要があるというふうに私は思っています。

少し自分の考えを述べさせていただきたいと思うんですけども、先ほど、前市長がよみがえりつつある水俣の海を展示しようという考え方に少し心が動いたというふうに申し上げましたが、水俣の海はまだまだ問題は山積みですね。山積みですけども、回復しているものもあります。

例えば、アオサノリがとれるようになりました。アオサはとれていたんですけども、販売するということが難しかったんですね。

ちょっと私の私事になりますけれども、私の祖母は、長島出身で、長島で初めて、養殖をしたんですけども、その手がけて帰ってきたときに、私はアオサノリを全国に販売したいなというふうに思いました。そして販売をいたしました。そのときに、やはり生協から言われたのは、水俣のを私たちが売るんで、水銀は大丈夫ですかというふうに言われたんですね。それは30年ぐらい前の話でした。しかしながら、今水俣には、販売できるアオサノリができました。これは本当に感動的なことです。

私は、この海の駅に、その思いを実現させていただきたい、よみがえってきたというのは、たくさんはないかもしれないけれども、そのことをよみがえりつつある水俣の海というのをぜひ展示していただけないか。

そして、今申し上げたように、水俣の水産業の方たちは、東町のアオサノリを販売をしておりましたけれども、私たちは、不知火海の漁師さんたちに助けられてきました。売るものがないときでも、不知火海のものを買った人たちもいると思うんですね。だから、私は、この水俣の海、不知火海の玄関口として、不知火海のいろんな漁師さんたちのものを扱えばいいと思ってるんです。窓口になればいいんじゃないかなというふうに思って、自分自身も意識を変えたということがございました。

そこで、改めて質問をしたいと思うんですけども、予算を106万であっても、今後どうするかということを市長は考えていかれるわけなんですけれども、この海の駅・道の駅に対して、どのように思われていくのかということをもう一度お聞かせを願えないかというふうに思います。

それと、この質問の最後に、ぜひですね、私は利便性とか経済性とか水俣に見合った規模の道の駅でいいと思ってるんです。そんな大きなものをつくる必要もないと思いますけれども、スケジュールを決めて、きちんと進めていくことが必要ではないかというふうに思いますので、この

2点を質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、道の駅・海の駅の構想ということで、これは水俣川臨海部の振興構想とは全く別物なので、今、御質問の中にそういった形で関連づけたようなお話があったんですけども、これは海の駅のことに關してということで答弁してよろしいでしょうか。

それから、これは私の認識なんですけれども、今、藤本議員が言われていましたようによみがえりつつある海という形で、それに心を動かされたというふうにおっしゃっておられました。まだまだその問題が山積しているということなんです、私の認識としては、水俣の海はよみがえっているんじゃないかなと、いろんなところから来られる方に、このよみがえった海をたくさん発信したい。そして、来ていただいた方に感動していただいて、そして皆さんにそういった形で自分の地元に戻られたときには、水俣の応援団として、よみがえった海を発信していただきたいという思いで、私は今考えております。

そういった中で、御質問にお答えさせていただきますが、先ほども2回目の答弁でも申し上げましたように、この道の駅・海の駅構想に關しましては、ゼロベースで見直すということは、見直すに当たってのいろんなことはございましたけれども、まずは、先ほども申し上げましたように、やはりきちっとこの水俣の核となって、観光の核となるようなものをつくっていかねばいけないということがまず大前提にありましたので、そういった中で、先ほど藤本議員がおっしゃられたように、大きい小さいというのは私も関係ないというふうに思っております。中身の問題だというふうに思っておりますので、そこはしっかりと精査をしながら、検討をしながら、水俣に合った道の駅・海の駅とはどうあるべきかということをしっかり検討してつくっていく、そのためには、じっくりと考えて、いろんなことを検討しながら、決まったからには、速やかに実行に移すという形でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 暫時、休憩します。

午後2時15分 休憩

午後2時17分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川内原発事故時の原子力防災対策について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、川内原発事故時の原子力防災対策について、順次お答えいたします。

まず、6月11日に水俣市防災会議において、「原子力防災福島に学ぶ」というテーマで講演会が行われたが、原発事故の対策として平時から、どのようなことをしておくべきと提示されたのかとの御質問にお答えします。

今回の原子力防災講習会は、防災会議委員の原子力防災に関する基礎的な知識を深めること及び原子力防災意識の向上を図ることを目的として行いました。その中において、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、避難経路及び避難場所の明示など、平時から地域防災計画の中に、具体的対策として策定しておくことを提示されました。

次に、この講演を糧に、防災会議の中でどのような議論を進めていくのかとの御質問にお答えします。

今回の講演では、平時から地域防災計画の中に具体的対策を策定しておくことが必要との説明がありました。今後、原子力災害対策について議論を進めていくためには、まずは、熊本県及び鹿児島県、そして出水市といった関係自治体と連携し、原子力防災に係る情報収集を行うとともに、防災会議の中で議論を深めていただけるよう情報提供を行っていく必要があると考えています。その後、原子力災害対策計画の中身について議論を進めていきたいと考えています。

次に、出水市との避難訓練はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

来年2月に実施予定の平成30年度鹿児島県原子力防災訓練に参加し、出水市からの避難住民の受け入れ訓練を予定しております。

次に、私の原子力防災対策への所信をお尋ねしますとの御質問にお答えします。

本市は、川内原子力発電所より約50キロメートル離れており、原子力災害対策特別措置法に基づく5キロメートルから30キロメートル圏内のUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）には含まれておりません。現時点では、原子力緊急事態が発生した場合、国の原子力災害対策本部の指示に従った災害応急対策を講じていく所存です。一方、水俣市防災会議において、原子力災害対策計画について議論を進めていくこととしています。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁いただきましたので、2回目の質問をいたします。

講演されたのは、鹿児島大学だとかいろんな大学の准教授などをされまして、鹿児島市の防災専門アドバイザー委員をされておられた福德先生とお読みすると思うんですが、福德康雄氏であったと思います。

大まかには、政府の原子力防災の指針の範囲内の講演であったというふうに私は思いました。内容については、少し異論もありますけれども、今はこの講演の趣旨の中にあつた可能なことを進めていただきたいということをおもひまして、まずお願いしたいことの1番でございますけれども

も、特にこの議会で「水俣市防災会議の中で議論を始める」という趣旨がありまして、それをきちんと受けとめていただいで、議論が深まるようにしていただきたいんですけれども、防災会議の中で、今後進めていただきたいのは、答弁とちょっと重なるかもしれませんが、1番目に、水俣市民への原子力災害対策の周知、これをお願いしたいと思います、これが1番です。

次に、これに関連することですが、住民への連絡体制、加えて避難場所、避難経路、移動手段について準備をしていただきたい、これが2番目ですね。

それから、3番目なんですけれども、いつも私が申し上げているんですけれども、この準備に当たって、まず前提として解決しておくことがあるのではないかとというふうに、何度も議会で進言をしてきましたけれども、この御講演も福島事故に学ぶということであったと思うんですけれども、現在の国の指針ですとUPZ圏内ではしか対策はないわけなんですけれども、水俣は、福島の飯舘と同じ距離にありまして、飯舘は、避難者を受け入れていたけれども、結局ブルームが来て、自分たちも避難をしなければいけなかったということがございました。

このことをぜひ私たちの現状について、出水市ときちんと訓練の前提として話し合っていたきたい。出水市とできれば、鹿児島県と話をさせていただけないかというふうに思いまして、これを3つ目の質問にします。

それから、市長に質問をします。

実は、水俣市では、多くの不安なお母さんたちの声を受けまして、水俣の暮らしを守る・みんなの会という会がありまして、そこで3月14日に安定ヨウ素剤の学習会をされました。そのときは薬剤師さんがいらっしたんですけれども、このときは、危機管理防災課の課長も来られましたし、長谷川さんも来ていただいたと思います。

その後、今度は5月19日に、鹿児島のますみクリニック院長の青山先生がおいでになって、安定ヨウ素剤の配布をされました。配布の折には、東日本の震災で水俣のほうにいろいろなことがあって避難をしてきているという方たちもおられまして、大変胸が痛みました。

そこで市長に4つ目の質問ですけれども、最後の質問です。

安定ヨウ素剤の配布について、今後、どのように考えていかれるおつもりか、お尋ねをしたいと思います。

以上4つです。

○議長（福田 齊君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 2番目の御質問でございます。

4つございましたけれども、最初の1番、2番、3番目については、私のほうから御答弁させていただきますと思います。

まず、水俣市民への原子力災害対策の周知についてお願いできないかという御質問ござい

ます。

これにつきましては、原子力防災意識の向上や原子力防災の基礎知識を正しく理解していただくことは、原子力災害発生時におけるさまざまな対策について、重要なことでもありますので、市民を対象とした原子力防災講習会の機会を設定いたしまして、市民に原子力災害対策について、広く周知していきたいと考えております。

次に、住民への連絡体制、避難場所、避難経路、移動手段についての準備をしていただけないかという御質問でございました。

これにつきましては、住民への連絡体制については、防災行政無線戸別受信機、熊本県防災情報メールサービスなどの連絡手段を活用いたしまして、体制を維持しております。また、避難場所、避難経路、移動手段につきましては、熊本県及び鹿児島県、そして出水市といった関係自治体と連携し、まずは情報収集を行い、検討していきたいと考えております。

3番目でございます。

福島県の飯館村、これにつきまして、水俣市の状況を照らし合わせると言いますか、これと合わせまして、出水市と鹿児島県と話し合うに当たっての前提という形で、こういった水俣市の距離的な状況、これについて理解していただくようにできないだろうかというような趣旨だったと思います。

国の指針でもあります原子力災害対策の重点区域は、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）の圏内を対象としております。仮に福島県飯館村のように事故がUPZ圏外に拡大する可能性も踏まえ、今後、熊本県及び鹿児島県、そして出水市といった関係自治体と連携し、協議してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 藤本議員の2回目の質問の中の4番目ということで、答弁をさせていただきます。

安定ヨウ素剤の件に関してということですが、安定ヨウ素剤は、原子力発電所から5キロメートルのPAZ、予防的防護措置を準備する区域圏内において、平時は住民に事前に配布する体制を整備し、緊急時は避難と同時に服用することとされております。原発から30キロメートルのUPZ圏外にある本市におきましては、原子力災害が起きた場合、まず屋内退避を基本といたしております。

安定ヨウ素剤の配布及び服用は、原子力規制委員会の判断に基づく国の原子力災害対策本部の指示に従うものであり、今後、住民への事前配布に関しましては、放射性ヨウ素に対する効果的な服用のタイミングや副作用等の課題を整理していきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁いただきましたので、3回目の質問をします。

安定ヨウ素剤につきましては、帆足部長がおいでになる前の部長さんと一緒に兵庫県の篠山市に、そこは50キロ圏内でしたけれども、市を挙げて安定ヨウ素剤を準備しているというところでもございましたので、視察に行ったという経緯もございました。いろんな形で学んでいただいて、ぜひ水俣市のほうも安定ヨウ素剤の実現をしていただけないかというふうにここでは要望したいと思います。

そして、ことしに入って、4月5日に川内原発では、核燃料棒の1本から放射性物質が漏れるという事故がございました。その前もいろいろあったんですけども、一番近いことでは4月5日がそれでもございました。

そして、玄海原発のほうも、ちょうど私が玄海原発にたまたま行ったときでしたけれども、6年ぶりの稼働ということで、事前調査の中で配管に問題があるということで、再稼働できずにおりました。

原発は、地震がなくても事故が起こり得る可能性があります。何度も申し上げますけれども、全国の原発が稼働し始めてから福島以外でも事故は起こり続けて、専門家によると、大体7年に一度ぐらいは、過酷事故につながる事故が起こっているという統計を持っています。

そして、今、川内原発で一番心配しているのが、地震ではないでしょうか。先日も大阪で、震度6の地震がございましたけれども、このことが一番市民は心配してまして、そして、この議会の中で私たちは市民からの陳情を採択いたしました。

その内容は、昨年4月の熊本地震、この地震により、家屋の崩壊や交通網の寸断など、私たちは避難の困難さを目の当たりにしました。川内原発は、基準値振動があるんですが、最大化速度、それが620ガルで再稼働の審査を規制委員会からパスしているんですね。熊本地震では、益城町で1,580ガルでした。震度7ですけれども、1,580ガルを観測しているんです。

放射線防護のための知識や対策、それぞれの地域での協力が欠かせないということは、本当にこれは切実な問題ではないかというふうに、もうますます私は思っております、ぜひ早急に防災会議での議論を、できれば早急に行っていただきたいというふうに思っておりまして、このことを質問の1番にしたいと思います。

そして要望をいたします。

市長に要望させていただきたいんですけども、この間、川内原発が再稼働する前から、市民から8つの陳情が上がっております。議員時代の市長とは、1つの陳情以外、全て意見が分かれたと私は記憶しております。

前々市長のときですね、宮本市長のときには、脱原発首長会議に入られまして、その予算が西田市長就任の折に会費が計上されなかった、反対されたということを記憶しています。このとき

の理由は、多くの自治体が参加していないためということであったと記憶しておりますが、このときも市長と私の意見は違ったと思っています。大変残念でありました。

そこで、市長に改めて要望したいと思うのです。

原発の再稼働の是非については、見解が違っていても、実際に稼働している原発の防災については、市長にはぜひ市民を守る立場で原子力防災を推し進めていただきたいと、そのように思います。よろしく願いをいたします。質問は1つです。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 藤本議員の3回目の質問にお答えいたします。

今後とも水俣市の防災会議の中で議論を進めてほしいという御質問だったかというふうに思っております。

引き続き市民を対象とした原子力防災の講演の開催や熊本県及び鹿児島県、そして出水市といった関係自治体と連携をして、この原子力災害対策に関する議論を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後2時34分 休憩

午後2時43分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 皆さん、こんにちは。日本共産党の高岡朱美です。

天災は忘れたころにやってくると言いますが、大阪を中心に起きた震度6の地震は、また緩みかけていた防災意識を呼び覚ましてくれました。とうとい5人の命が犠牲になり、負傷者は400人以上に上っています。未然に防げたはずの犠牲に御家族を一生苦しませることの責任の重さを痛感させられました。

天災は避けられませんが、人災は、後世への大きな教訓にすることができます。

6月18日に行われた歴史上初の米朝首脳会談は、過去の大きな犠牲を繰り返すようなことはやめ、よりよい未来に向かって努力しようという合意に至った点で、画期的なものとなりました。

戦争になれば、どれだけの犠牲が出るか、シミュレーションを念頭に、どう今回の合意にこぎつけるか、北朝鮮、韓国、中国、アメリカは考えに考え行動していました。一方、日本だけは違

いました。圧力一辺倒に固執し、その結果、必要もない高額の武器を幾つも買わされています。イーリス・アショアの配備が計画されている萩市で説明会が行われました。こんなものに2,000億ものお金を使うより、社会保障に使ったほうが住民はよっぽど喜ぶという意見に拍手喝采だったといいます。

午前中の質疑でも、教育予算の乏しさを嘆く声がありました。自治体間の比較よりは、まずは国家間の比較を試みますと日本の政策の乏しさが、貧しさが見えてまいります。

そのような視点を使いながら、今回は貧困問題を初めに取り上げます。

順次質問をいたします。

大項目1、水俣市における貧困の現状と対策について。

①、2017年に熊本県子どもの生活実態調査が実施された。調査の結果から、本市の子育て世代の貧困の割合、程度はどれくらいであったか。

②、一般的にひとり親家庭の貧困率が高いと言われているが、本市のひとり親家庭世帯数はどれくらいで、世帯の可処分所得の平均はどれくらいか。

③、貧困世帯の相談窓口の役割を果たしているのはどこで、近年の相談数の推移や相談内容はどのようなものか。

④、学歴と貧困には相関関係があると言われている。アンケート調査や生活相談、学校の様子などからどのような印象を持っているか。

⑤、全国で児童虐待が問題になっているが、本市の傾向はどうか。

⑥、これまで市として取り組んできた支援策の中で、さらに強化する必要がある、または、今後取り組む必要があると思われるものは何か。

大項目2、これからの高齢者福祉・介護保険事業について。

①、2017年に市内の高齢者1,500人及び介護事業所を対象にとられたアンケートから見えてきたものは何か。

②、2017年6月に行われた地域包括ケアシステムの強化のための法改正や2018年4月に行われた介護報酬・診療報酬改定は、公的介護の方向性をどのように示しているか。

③、報道では2015年ごろから介護事業所の倒産が相次いでいる。水俣で施設の廃止や休止を届け出た介護事業所はあるか。

④、現状における介護サービスの需給バランスにはどのような課題があるか。

⑤、水俣市では、平成30年度の見直しで介護保険料が上がったが、今後のサービス需要の見込みや医療と介護の連携などにより、保険料はどう推移すると予想されるか。

大項目3、環境絵本大賞について。

①、事業の目的、実績、効果はどうだったか。

②、今後の事業計画はどうなっているか。

大項目4、観光振興について。

①、市の主な観光地、イベントにおける入込客数の推移はどうなっているか。また、徳富蘆花生誕150年イベントや大河ドラマ西郷どんの効果はいかがか。

②、高速道路の水俣インターチェンジ（仮称）ができることによる観光入込客数の増加見込みはどれぐらいか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 高岡朱美議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市における貧困の現状と対策については私から、これからの高齢者福祉・介護保険事業については福祉環境部長から、環境絵本大賞については教育長から、観光振興については産業建設部長から、それぞれお答えします。

初めに、水俣市における貧困の現状と対策について、順次お答えします。

まず、2017年に熊本県子どもの生活実態調査が実施された。調査の結果から本市の子育て世代の貧困の割合、程度はどれぐらいであったかとの御質問にお答えします。

本調査の結果、熊本県の子どもの貧困率は15%となっております。本市の子どもの貧困率については、県と同様の算出方法で算出した場合、14.4%となります。

次に、一般的にひとり親家庭の貧困率が高いと言われているが、本市のひとり親家庭世帯数はどれぐらいで、世帯の可処分所得の平均はどれぐらいかとの御質問にお答えします。

本市のひとり親家庭世帯数は、ひとり親医療費の助成対象世帯数で見ますと445世帯になります。世帯の可処分所得の平均は、熊本県子どもの生活実態調査から算出した場合、本市においては、平均で年間200万円程度になります。

次に、貧困世帯の相談窓口の役割を果たしているのはどこで、近年の相談数の推移や相談内容はどのようなものかとの御質問にお答えします。

貧困世帯の相談窓口につきましては、公的機関としまして、市福祉課の相談窓口を初め、市民相談室、民生・児童委員、水俣市社会福祉協議会などとなり、必要に応じて関係機関が連携して対応しているところです。

昨年度の生活困窮に関する相談数について主なものを申し上げますと、生活保護についての相談が78ケース、生活困窮者自立相談が55ケース、婦人相談員による生活困難等の相談が延べ160件となっており、件数は増加傾向にあります。また、相談内容については、生活保護に関するも

のや就労相談、家計問題など複雑多岐にわたっております。

次に、学歴と貧困には相関関係があると言われている。アンケート調査や生活相談、学校の様子などからどのような印象を持っているかとの御質問にお答えします。

学歴と貧困の相関関係につきましては、熊本県子どもの生活実態調査の中でも、保護者の就業形態のほか、学歴も所得分布に影響を与えているとの分析がされており、相関関係は少なからずあると考えております。

次に、全国で児童虐待が問題になっているが、本市の傾向はどうかとの御質問にお答えします。

本市における児童虐待の状況につきましては、家庭相談員の相談件数で見ますと、昨年度は延べ93件の相談がっております。児童虐待に関する相談件数は、減少傾向にありますが、相談内容が複雑化しているとの認識を持っております。

次に、これまで市として取り組んできた支援策の中で、さらに強化する必要がある、または、今後取り組む必要があると思われるものは何かとの御質問にお答えします。

まず、教育支援につきましては、貧困などさまざまな問題を抱える児童生徒の課題等を把握・分析し、その解決に向け、関係機関をつなぐ役割を持つスクールソーシャルワーカーを配置しておりますが、今議会でもさらに1名分の追加措置を補正予算に計上しているところであります。また、小中学校で実施している放課後補充教室等の取り組みを引き続き行い、教育支援を図ってまいりたいと考えております。

なお、シルバー人材センターにおいても、放課後学習支援事業（おさらい教室）の取り組みがなされております。

次に、生活の支援につきましては、生活困窮からの自立に向けた早期の支援を行うため、生活困窮者自立相談に取り組んでいるほか、ひとり親家庭の日常生活の支援にも引き続き取り組んでまいります。

次に、就労支援につきましては、ハローワークとも連携して、生活保護受給者やひとり親家庭の就労を支援する取り組みにも力を入れているほか、自立へ向けた能力開発や資格取得の支援も行い、世帯所得の向上へ向けた取り組みを進めてまいります。

次に、経済的支援につきましては、子育て世帯に対する経済的支援として、子ども子育て支援金、保育料等の軽減策、子どもやひとり親等の医療費助成制度、奨学金給付事業等を行っており、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。これらの取り組みを推進することで、貧困対策並びに子どもの貧困対策を図ってまいります。

また、これまでの取り組みに加え、私の所信表明でも述べましたとおり、子ども子育て支援金や子ども医療費助成制度の拡充、学校給食費の段階的負担軽減など、子育て世帯の経済的負担の軽減策について、次期総合計画策定の中でも検討をしてまいります。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をさせていただきます。

1990年半ばごろから始まった日本の貧困と格差は、今や大変大きな社会問題となっています。とりわけ子育て世帯の貧困率が国際的に見ても非常に高く、ひとり親世帯に至っては、2014年の統計で、OECD加盟34カ国中ワースト1位という衝撃の事実が突きつけられました。

これは大変だということで、2013年に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が議員立法で成立し、これを受けてようやく国が対策に乗り出しました。

法律では、都道府県による計画策定は努力義務となっています。熊本県は全国的に見ると比較的早い対応をしています。

まずは実態を明らかにするために、昨年、小学校5年生と中学校2年生の児童・保護者を対象にアンケートがとられました。その結果を幾つかお答えいただいております。

まず、本市の相対的貧困率は、14.4%とのことです。これを2012年のデータを使って所得であらわしますと、7人に1人の割合で年間可処分所得122万円、月にすると10万円で生活しなければならない状況に置かれているということです。ひとり親家庭は、445世帯あるとのことです。やはり全国的傾向と同様に生活は非常に厳しく、平均所得が200万円、月にすると16万円、これは1人がやっと食べていけるくらいだと思いますけれども、そういう状況で子育てをしておられるとのことです。

相談機関の状況について御紹介いただきました。生活困難などの婦人相談の件数が160件とのこと。ひとり親家庭では、女性が子どもを引き取ったケースで、貧困がより深刻になりますが、本市でも経済的困難から相談に来られるケースが多いと聞いております。いずれも増加傾向にあるというのは、何か大きな社会的原因が背後にあるということです。

虐待件数が延べではありますが、本市でも93件というのは、これもちょっと個人的には衝撃です。熊本県のアンケート分析では、読み取れませんが、東京都が行っているアンケート調査では経済的困窮にある家庭では、より高い割合で親が抑鬱状態になっているという結果が出ています。

相談内容にまでは立ち入れませんが、いずれにしてもすぐに解決できるような問題でないことは想像がつきます。対応に当たられている職員の方には大変頭の下がる思いです。

アンケート結果を私も見せていただいて、強く印象に残った回答が幾つかありました。138人が回答している中で、いずれも経済的な理由で、医療機関を受診できなかったと回答している方が6人、家賃やローンの支払いが滞ったが15人、ガス・水道がとまったというのが3人、そして保護者の不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうことがよくあると答えた方が9人います。

どこでも子どもの進学ですとか、冠婚葬祭など大きな出費があるときは、お金の用立てに悩むことはあると思います。しかし、これらの御家庭では、日々の生活を続けること自体が苦勞の連続です。水俣市の貧困の実態が少し見えたように思います。

そこで、2回目の質問をいたします。

市長、そして子どもと一番近いところにおられる教育長に、それぞれ見解を伺います。

1つは先進国であるこの日本で、なぜ貧困がここまで広がってきたとお考えでしょうか。

2つ目に、本市でもこういう御家庭が児童7人に1人の割合で存在しているわけですが、行政の長としてどのような感想をお持ちでしょうか。

次に、ここまでは子どもの貧困についてお尋ねしました。貧困に陥っているのは、子育て世代だけではなくありません。高齢者も大変です。同じ方法で65歳以上の貧困率を国際的に比較したのを見てみますと、日本の貧困率は2010年半ばのデータで19%、高齢者の5人に1人は貧困状態に置かれています。OECD35カ国の中で9番目の高さです。その原因は何といっても年金の少なさです。

比較するために、生活保護制度を引き合いに出したいと思います。生活保護制度は、生活に困窮する方に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。その支給額は居住地によって等級があり、水俣市の場合は、年齢によって増減しますが、およそ1カ月に6万4,000円、加えて住民税、固定資産税、国民健康保険税の減免または免除、そして住宅扶助、医療費扶助があります。一方、国民年金のみで生活されている方の給付額は、満額でもらわれている方でも1カ月5万4,500円です。ちなみに国民年金の給付額は、この10年間で年間で2万円も減っています。お聞きしましたら、水俣市には国民年金のみの方が現在1,426人おられるそうです。厚生年金の場合は、全国平均で男性16万6,000円、女性10万2,000円です。厚生年金の給付額も右肩下がりで減っています。

厚生年金の方はまだいいほうとして、国民年金の方で余り貯蓄がない、しかもおひとり暮らしという方の生活は本当に大変です。5万4,500円の年金収入であっても、月2,900円の介護保険料、後期高齢者医療保険料400円を年金から天引きされます。その残りで家賃や医療費などの支払いをしなければなりません。年金を40年もかけていながら、健康で文化的な最低限度の生活が送れていないんです。

ここに生の声があります。市内の民間の病院が、市営住宅にお住まいの方を対象にとったアンケートです。暮らし向きについてお聞きした中で、行政に対して要望があるか聞いたところ、年金だけの生活が難しい、家賃や食費が上がって困っている、これは牧ノ内住宅の方です。もう少し介護保険料が下がったらいいと思う。年金が少ない、年金生活者で介護保険を利用していない者に対してはそれなりに保険料を下げしてほしい。ほかに、親に認知症があるが、ムラがあって、

要介護1から要支援に介護度が下がった。施設サービスを切られ、介護のために仕事を57歳でやめざるを得なくなった。行政には介護者の都合をもう少し考えてほしい。また、子どもの医療費を高校生まで無料にしてほしいという要望もありました。

市営住宅には比較的低所得の方がお住まいです。そこで、3つ目のお尋ねをします。

市営住宅にお住まいの世帯のうち、生活保護を受けられている世帯は何世帯あるか。

4つ目です。同じく市営住宅にお住まいの世帯のうち、生活保護は受けていないが申請すれば受けられる可能性がある所得水準の世帯は何世帯で、そのうち18歳未満の子どもがいる世帯は何世帯か。

5つ目に、水俣市市営住宅条例第15条第1項には、入居者の収入が著しく低額であるときに家賃の減免、徴収猶予を認める規定があります。この運用基準はどうなっており、実際に運用された事例があるかお伺いします。

最後にもう一点です。子ども医療費を18歳まで拡充した場合の予算額はどれくらいか。

2回目の質問は、以上6点です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、高岡朱美議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、1番目の御質問といたしまして、この先進国である日本でなぜここまで貧困が広がったのかということと、行政の長としてどういう感想を持っているかということだったかと思えます。

日本は、相対的貧困率が先進国の中でも高くなっておりますけれども、経済・雇用状況や世帯間の格差が広がっていることなども影響をしているのではないかというふうに考えております。

また、そのような状況を踏まえて、本市といたしましても、子どもたちが生まれ育った環境によって、左右されることのないように、そういった社会の実現に向けて、国や県と協力をして、対策を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） なぜ貧困がここまで広がってきたのかについて、私の考えをお答えいたします。

市長が答弁をされましたように、日本は先進国の中で相対的貧困率が高いことに加えて、ワーキングプアの問題にありますように、子育て世代における貧困化が社会全体で顕在化しているように感じております。

私は経済的理由により、児童生徒に学ぶ機会の格差が生じることのないよう、対策を図っていくことが重要であると考えております。

○議長（福田 斉君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 高岡議員の2回目の御質問に、私のほうから市営住宅関係で

3、4、5の中の3番をお答えさせていただきます。

市営住宅に住む世帯のうち、生活保護を受けている世帯は何世帯あるのかというお尋ねでございました。

平成30年5月31日現在、市営住宅全入居世帯754世帯のうち、生活保護世帯は48世帯となっております。

○議長（福田 齊君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） それでは、私のほうから4番と5番目の御質問にお答えさせていただきます。

市営住宅に住む世帯のうち、生活保護を受けていないが、減免申請すれば、受けられる可能性がある世帯は何世帯で、そのうち18歳未満の子どもがいる世帯は何世帯かという質問だったと思います。

生活保護を受けてない入居者について、その収入の申告から公営住宅法施行令第1条第3号の規定に準じて算出した収入額により、減免対象となる可能性がある世帯数は、263世帯で、そのうち18歳未満の子どもがいる世帯数は31世帯となります。

続きまして、入居者の収入が著しく低価格であるときに、家賃減免、徴収猶予を認める規定があります。この運用基準はどうなっているのかという質問であったと思います。

水俣市営住宅条例第15条の運用基準といたしまして、水俣市営住宅家賃等減免及び徴収猶予事務取扱要項が、平成15年12月1日に告示、施行されております。

運用された事例といたしましては、平成20年度から26年度の間に、17件の家賃の減免を行っていましたが、その内訳は離職に伴う大幅な収入減を理由とする減免が16件、市の補修工事に伴う住宅使用不可を理由とする減免が1件でございました。

現在は、当要項に基づく家賃の減免は行っておりませんが、かわりに市営住宅条例第14条第4項に基づき、入居者の収入申告により、認定額を更正した上で、家賃を決定しておりますので、収入が減少した世帯につきましては、その額に応じて家賃の引き下げを行っております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 6個目の質問ということで、医療費の助成を18歳まで拡充した場合に、幾らかかるかという御質問だったかと思えます。

これは、年間に770万円の財源が必要になるというふうに見込まれております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 3回目の質問をさせていただきます。

まず、なぜ貧困がこんなに広がったのかについて市長と、それから教育長に見解を述べていただきました。

景気が悪い、だから雇用の問題、そして格差があるということで、しかし子どもを応援したいということでした。

教育長のほうからワーキングプアのお話が出ましたけれども、このワーキングプアという問題は、本当にそのとおりで、今まさに働いているのに貧乏という現象が若者を大変苦しめております。この貧困問題については、NHKを初め特集番組が組まれるほど社会問題化していますけれども、その原因については、根本的な部分について余り深くは触れられていないように思っております。番組側がそんたくして触れないようにしているのではないのかなと勘ぐりたくなる部分もあります。

子どもの貧困はつまり若い親世代の貧困です。若い親世代の収入源は市のアンケート結果でも出ていますように、自営業の方もいますが、大部分は給与収入です。その給与が、2000年をピークに右肩下がりに減ってきております。言葉では説明しにくいので、前もって参考資料をお渡ししております。お持ちの方は、資料の1ページ目を見ていただくと一目瞭然ですけれども、1997年を100としたときに、日本だけが下降し続けて、先進国で唯一マイナスとなっております。このきっかけは、小泉内閣による急進的な構造改革、つまり規制緩和と社会保障削減の路線です。これによってそれまでの伝統であった日本型雇用が破壊をされて、企業のリストラが自由になりました。このときに、予想外に労働者側が大きな抵抗を示すことはなく、その後、さらに労働コストの削減は続けられました。1996年には、派遣労働の対象業務が16種類から26種類に拡大する法改正が行われ、そして99年には原則自由化となりました。これ以降、非正規の労働者が急増してまいります。2枚目の資料2がそのグラフです。

全労働者のうち、非正規労働が占める割合は、2010年で35%に、この表にはありませんけれども、直近のデータでは既に40%を超えております。

また、次のページの資料2の②が示しているように、特にこの傾向は若い世代で急増しております。非正規の労働者は、文字どおり会社の調整弁です。会社の都合でいつでも解雇をされ、会社によっては、社会保険も雇用保険もかけず、賃金は正社員と同じ仕事をしていても6割程度しかない。また、賞与もなしというのが珍しくありません。

これは、実は日本特有です。他の先進国では正社員ではなくても同じ労働には、同じ賃金が払われるのが当たり前になっています。非正規の働き方では、どんなに働いても働いても貧困から抜け出すことは不可能です。

さらに問題は、労働形態がこのように大きく変わったにもかかわらず、日本では失業者のセーフティーネットとなる社会保障が極めて脆弱なままだということです。

雇用保険は、2005年では失業者の20%しか受け取っていないそうです。また、公的医療保険である国民健康保険も低額所得者をカバーするための社会保障であるにもかかわらず、年間保険料が平均14.7万円と高額なために、保険料を払えない人がふえて、収納率は年々下がっています。また、月1万6,340円の定額払いである国民年金の未納、または免除者がふえ続けるのはなおのことです。将来無年金者が相当ふえるだろうと予想されています。

失業保険のないままに解雇された労働者は、すぐに次の職を見つけなければ食いつなぐことができません。勢いどんなに条件が悪くても働かせてもらうということになります。この循環が、日本の非正規、パート労働者の賃金の低下を招き、また逆らえば自分も非正規になるのではないかという恐怖から、正社員の給与まで抑制され、長時間労働にも抵抗できない環境をつくっています。

十分機能しない社会保障の中で、最後のとりでになっているのが生活保護です。しかし、御存じとは思いますが、日本の生活保護の捕捉率は2割程度とされています。つまり、本当は利用できる条件を満たしているのに、利用していない人が8割います。それはなぜか、芸能人を使ったマスコミによる生活保護のバッシングや社会保障の増大が国家財政を危うくするなどの宣伝で、国民同士の敵対意識をあおっていることが大きく影響しています。これも日本特有の現象です。

では、本当に日本の社会保障は多過ぎるのか。次の資料3を見てください。

対GDPに占める社会保障費の割合を国際比較したものです。日本はアメリカに次いで少なく、中でも障害や失業や生活保護といった、いざというときのセーフティーネットのための支出が非常に小さいのが特徴です。

そして、もう一つ注目していただきたいのが、次の資料4の①と②です。教育に対する公的支出を国際比較したものです。何と日本は下から2番目です。アメリカですら、教育に対しては、もっと多く予算を割いています。②を見ると、無償である義務教育の期間ですら世界から見るとわずかな支出だということがわかります。つまり、日本の若い世代は、企業からは低賃金で働かされ、働けなくなっても国に救ってもらえず、世界一高い教育費の自己負担を強いられているんです。

こうして低賃金長時間労働の犠牲の上に築かれた富が次の資料5です。今や企業の内部留保は400兆円を超えました。この言ってみれば使い道の決まっていない預貯金を企業は消費の冷え込んだ日本国内に投資するようなことはありません。多くは海外に向けられます。

年配の人の中には、若者が仕事を選び過ぎているだの、忍耐が足りないだのということを結構言う人がいますが、決してそうではないということをここで申し上げたいんです。劣悪な働き方をさせられて、心を病んで、引きこもってしまったという人もたくさんいます。

優秀な正社員であっても無理な仕事を断れず、過労死するまで頑張ってしまうというケースは、これまで何度もニュースになってきました。

最後に、表の6を見ていただきたいのですが、児童虐待がここ数年で急増しております。最近の特徴として、父親による虐待がふえているそうです。貧困問題に詳しい後藤道夫都留文科大学名誉教授は、このことについて、若い父親が荒れていると言っていました。シングルマザーがふえているのにはこういうことも関係しているのではないかと思っています。

今、生活保護を受給した方に対する自立支援・就労支援、生活困窮者やひとり親に対する就労支援など、メニューは多くなっています。しかし、たとえここで技術を習得して社会に戻ったとしても、再び非正規として働くなら貧困状態は解決されません。本来は、貧困を生み出す社会の構造そのものを変えなければ、根本的な解決にはならないんです。

少し長くなりましたけれども、まずはこのことを長期的な課題として問題提起させていただいた上で、じゃあ、自治体として何ができるのか御質問させていただきます。

最初の御答弁で、新規の事業としてスクールソーシャルワーカーの市独自の採用を、そして、継承する事業として放課後補充教室、子ども子育て支援金、保育料軽減ほか一連の支援事業を挙げられました。また、今後目指すものとして子ども医療費無料化の拡充を挙げられていました。これは長年私も共産党も国・県・市に要望しておりましたし、公明党さんも熱心だったと思います。今回アンケートにも、お金がなくて医療機関にかかれなかったというリアルな実態が出てまいりました。これは完全に憲法25条違反です。直ちに高校生までの無料化に取り組むべきだと思います。

先ほど、市長答弁で予算規模は767万円程度ということでした。これは、すぐにもできるんじゃないでしょうか。市長、決断されませんか。まずこれが1点目の質問です。

また、あわせてですけれども、以前議会からも意見書を挙げていただいておりますので御存じと思いますが、この事業に対する熊本県の助成は、4歳未満までとなっております。全国的には就学前までが当たり前になっており、熊本県は全国最低レベルです。市も頑張っているんだから、まずは県が率先して医療費助成の拡充をすべきではないかということを繰り返し要望すべきだと思います。この点についても市長の御意見をお聞かせください。これが2点目です。

3点目に、市営住宅の家賃減免についてです。御答弁にありましたけれども、要項はあるものの、平成20年から平成26年には、純粹に低所得者に対する減免ではなく、一時的な減免とか、それから市側の事情ですね。市営住宅の建てかえとか、そのための減免はあったと。一方、収入申告によって、引き下げをしていると、これについては、多分どこでも同じことをされているんだと思うんですけれども、この要項を見せてもらいますと、対象になるのは、生活保護を下回る所得の方と規定されておりまして、その所得に応じて半分あるいは3分の2というふうになってお

ります。実際にはそのとおりの運用がされていないということなんですよ。

今現在、該当しそうな方が先ほど263世帯ありますと。その中に、子育て世帯の方が31世帯あるとおっしゃいました。この家賃というのは、固定支出であります。生活の質を大きく左右してくることで。もともと公営住宅の目的は、公営住宅法第1条にありますとおり、国及び地方公共団体が協力をして、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するというふうになっているわけで、今こそその役割を積極的に果たすべきなのではないでしょうか。この使われていない要項をきたものにしていただきたいと思えますけれども、これについて市長の考えはいかがでしょうか。

そして4点目に、教育支援について伺います。

これは貧困問題に取り組む多くの学者さんや活動家が異口同音に言われていることですが、貧困を再生産させない最も効果的な方法は教育だということです。教育はすぐに効果が見えるものではありませんが、人間の一生を左右するといっても過言ではありません。初等・中等教育には自治体が大きな責任を負っており、自治体が大いにかかわれるチャンスでもあります。現在、各学校に放課後補充教室の指導員1名を配置されています。それから、シルバー人材センターの放課後おさらい教室があるという御答弁でした。

シルバー人材センターのおさらい教室は、葛彩館と光童園で週3回行われています。ただ、これは退職された先生たちの雇用確保が目的で、3年間の国の補助事業です。シルバー人材のほうにお聞きしましたら、今年度いっぱい終了の予定だということでした。

この放課後おさらい教室については、平成28年の12月議会でも取り上げております。説明は省きますけれども、ぜひこれを市で引き取っていただいて、継続していただくとともに、各校区に広げていただきたいと思うんですけれども、この放課後おさらい教室の趣旨を地域の方に理解していただければ、お手伝いも期待できるのではないかと思います。これについては、教育長のお考えを伺って、質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 高岡朱美議員の3回目の御質問だったかというふうに思います。4点でよろしかったですかね。

まず、1点目の高校生までの医療費無償化について、すぐにでも取りかかればどうかということでしたけれども、私も施政方針でも述べておりますように、やっぱり子育て世代の方、子どもたちの教育というのは、非常に大事だというふうに考えております。それにも関係してくるこの医療費の問題もございます。これは、財源等の確保等もございますけれども、できるだけ早い時期にできればなというふうには思っております。

それから、2点目の医療費の助成の拡充を県のほうにもっと言うべきではないかということですが、引き続き県のほうにも話をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、3点目の市営住宅の減免の件について、条例が実際には適用されていないということで、それをどう考えるかという御質問だったかと思えます。

議員御指摘の家賃減免につきましては、県下14市の状況を調べましたところ、現在実施しているのが、熊本市のみでございました。本市の市営住宅で最も安価な家賃は、月額400円、最も高い家賃が月額2万7,900円、平均月額約1万1,400円と民間借家に比べ、安価な家賃設定となっており、市営住宅への入居を希望される方々には、団地の一覧表をもとに家賃や間取り等を事前に御説明をし、納得された上で、お申し込みや入居をいただいております。

一方、家賃で得られた収入は、市営住宅の管理費及び市債の返済にも充てられており、不足する金額は、市の単独費で賄っており、市民の皆様には御負担をいただいている状況であります。

本市の大変厳しい財政状況の中、最低家賃以下への減免措置は大変難しいと考えておりますので、先ほどお答えしましたとおり、引き続きこれまでと同様の対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 4つ目の質問、シルバー人材センターのおさらい教室を市で継続していただきたいという御質問にお答えします。

議員仰せのとおり、児童生徒が経済的理由により、学ぶ機会を失うという状況はあってはならないと考えております。教育委員会といたしましても、現在実施しております放課後補充教室を軸として、シルバー人材センター事業の成果を確認しながら、その必要性や財源等を考慮して、今後、手法等を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 次に、これからの高齢者福祉・介護保険事業について、答弁を求めます。

深江福祉環境部長。

（福祉環境部長 深江浩一郎君登壇）

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 次に、これからの高齢者福祉・介護保険事業について、順次お答えいたします。

まず、2017年に市内の高齢者1,500人及び介護事業所を対象にとられたアンケートから見えてきたものは何かとの御質問にお答えいたします。

第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定するに当たり、昨年3月に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしました。

本アンケート調査は、要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生

状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握する目的で、65歳以上の要介護認定を受けていない方を無作為に抽出して実施しております。

その結果、健康状態について、不安を持っている高齢者が全体の約3割、物忘れに不安を感じている高齢者が全体の約5割、食事に対して不安を持つ高齢者が全体の約3割に上る結果となっております。

また、昨年8月には、新たなサービス体系の確立、医療と介護の機能分担と連携強化、サービスの質の確保・向上を目的に市内85の事業所を対象にアンケートを実施いたしました。その結果、事業運営上の課題として、従業員の確保・定着のための賃金体系が最も多く、職員の処遇改善の向上が課題となっていることがわかりました。

次に、2017年6月に行われた地域包括ケアシステムの強化のための法改正や、2018年4月に行われた介護報酬・診療報酬改定は、公的介護の方向性をどのように示しているかとの御質問にお答えいたします。

国が示した公的介護の方向性といたしましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民一人一人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう平成30年度の介護報酬改定により、質が高く効率的な介護の提供体制を整備するため、以下の4つの方向性が示されています。

第1に、地域包括ケアシステムの推進、第2に、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、第3に、多様な人材の確保と生産性の向上、第4に、介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保が挙げられています。具体的な介護・診療報酬の改定については、地域包括ケアを深化・推進していく観点から、訪問看護体制の強化やみとり、入退院時の情報連携等、医療と介護の連携に係る加算等に関する改定が行われております。

次に、報道では2015年ごろから介護事業所の倒産が相次いでいる。水俣で施設の廃止や休止を届け出た介護事業所はあるのかとの御質問にお答えいたします。

施設サービスにつきましては、2015年から、廃止・休止となった事業所はありませんが、在宅サービス事業所につきましては、13カ所の事業所から廃止・休止の届け出がっております。

次に、現状における介護サービスの需給バランスにはどのような課題があるのかとの御質問にお答えいたします。

昨年度の本市における第1号被保険者1人当たりの給付月額を国の見える化システムで見ると、在宅サービスは全国平均並みとなっており、施設及び居住系サービスでは、全国平均の1.5倍の水準となっております。

今後、過疎化及び少子高齢化が急速に進むことから、国及び県の第7期介護保険事業計画では、施設サービスから在宅サービスに施策の柱をシフトしており、あわせて、市町村の創意工夫による新しい総合事業の推進等を重点施策に掲げております。このため、国全体の今後の動向と

同様に、本市においても、今後、施設・居住系のサービスは充足し、在宅サービスの需要が増していくことが予想されているところでございます。

次に、水俣市では、平成30年度の見直しで介護保険料が上がったが、今後のサービス需要の見込みや医療と介護の連携などにより、保険料はどう推移すると予想されるかとの御質問にお答えいたします。

本市の高齢者数及び高齢化率は、今後も上昇し、要介護認定者等も増加することが見込まれており、これに伴い、今後、本市の介護保険料は、さらに増大することが予測されます。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をさせていただきます。

安倍政権の骨太の方針は、2018年度の社会保障費削減目標を1,300億円としております。一方、水俣市の第7期介護保険事業計画を見ますと、現在の高齢化率は38.9%、2020年には、40.5%、それに伴って何らかの支援がないと生活できない状態になる方が、2,084人から2,364人とどんどん確実にふえていく予想がされています。

提供しなければならないサービスはふえるのに予算はふえないわけですから、今の国の方針が続く限り、高齢化が進む地方の介護・福祉の現場は非常に大変にならざるを得ません。

アンケートの内容についてお答えいただきましたが、現在介護認定されていない方にも予備軍と呼べる方が3割いらっしゃいます。そしてもっと深刻なのは、サービス提供側の共通の課題が人の確保の問題だということです。人が確保できないので賃金を上げたい。しかし、今の介護報酬では難しいという深刻な課題になっています。

国は、どのサービスにどれだけ報酬を払うかを操作して、サービスの量をふやしたり減らしたりしています。ことし4月に行われた介護報酬改定が、今後の方向性を示しています。

特徴を4つ挙げていただきました。非常に抽象的でわかりにくいので、平たく言い換えさせていただきますと、まず1つ目です。地域包括ケアシステムの推進というのは、今後は地域医療構想によって病床が減ることになります。患者さんには、なるべく早く退院してもらって、自宅で療養していただきます。そのために、訪問看護やみとりなど在宅医療には報酬を高く出しますということです。

2つ目は、自立支援、重度化防止に資する質の高い介護というのがありました。今、介護保険を利用している高齢者の状態が改善する、例えば、介護1だった人が要支援2になったなど、こういう成果を出した自治体には御褒美として交付金をふやしますとそういう意味です。

ちなみに今度の見直しでは、これを国は1丁目1番地と位置づけております。

今後、特別養護老人ホーム、老人保健施設、通所リハなどの介護施設に対しても、報酬の加算や減額などでプレッシャーをかけてくるのではないかと言われています。

3つ目です。多様な人材確保と生産性の向上、これはわかりやすいと思いますが、介護人材が足りない課題を元気な高齢者に短時間の研修を受けてもらうなどして、自治体で工夫して養成してくださいということです。また、介護ロボットを使ってもいいですよということも言っています。

最後は、介護サービスの適正化・重点化です。これは限られた財源をこれからは介護状態の重たい人を優先して使いますよと。比較的軽い人のための生活介護の報酬はさらに引き下げられ、在宅で重度の人を介護するサービスは高くなるというふうになっています。つまり、流れは、高齢者を施設から在宅へ、そして責任を地域に押しつけるものです。

一方、水俣市第7期ひまわりプランのアンケート結果では、自宅住まいの方が圧倒的に多くて、できるだけ長く自宅で暮らしたいという希望を持っておられます。この方たちの願いがかなうサポートをすることが、本来の介護保険の目的であり、先ほど答弁もあったとおり、訪問介護サービスの供給をふやす必要があります。ところが、2015年度以降、13事業所が閉鎖・休止しているとのことです。全て訪問介護の事業所です。原因は、2015年の介護報酬改定が大幅なマイナスになった影響で、特に小さな事業所がサービスを中止をしたり、機能転換を行ったためです。そういう中で、これからふえ続ける訪問介護の需要に応えなければなりません。特に、自治体が直接責任を負わなければならないのは、要支援1、要支援2の比較的介護度の軽い方たちへの対応です。

そこで、1点目の質問をします。比較的軽いとされている要支援1、要支援2の方の心身の状態というのは具体的にどのような状態で、どのような支援を必要としているのでしょうか。

また、もしサービスが全く届かなかった場合にはどのような事態が予想されるのでしょうか。

2点目です。今現在、その要支援1、要支援2に該当されている方は何名で、在宅サービスはどこが提供し、どのような課題があるのでしょうか。

3点目です。介護保険料の問題です。

住民の中には介護保険料の負担が重たいという実感があります。しかし、介護サービスの利用はふえる一方、国はお金を出さないと言っていますから、保険料を上げざるを得ないわけです。今回、利用料についても、現役並み所得の人は3割負担になることになりました。これまで無料だったケアプランの作成も有料にしようということも検討されています。

先ほども、自分は介護保険は利用していないんだから、保険料を下げしてほしいという声があることを紹介しました。保険料の値上げは市民の大きな不満につながります。これを避ける方法の一つとして、できるだけ長く介護状態にならない人をふやすという方法があると思います。市としての具体的な計画があるのか、質問は3点です。

○議長（福田 齊君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 高岡朱美議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。3点ございました。

1点目が要支援1、要支援2の方の心身の状態というのは具体的にどのような状態で、どのような支援を必要としているのか。それと、サービスが届かなかった場合には、ということが予測されるのかという御質問でございました。

要支援1及び2の心身の状態とは、身体または精神の障害のために、入浴、排せつ、食事など日常生活の基本的な動作について、6カ月にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減・悪化防止のために特に役立つ支援が必要と見込まれる状態、もしくは、身体または精神の障害のために6カ月にわたり、継続して日常生活を営む上で、障害があると見込まれる状態を言います。

なお、これらの方々が必要とされる支援は、食事への支援や物忘れや認知機能の低下を防止する支援が必要であると思われます。また、この方たちにサービスが届かなかった場合には、健康寿命の延伸や在宅生活の維持が困難になるなど、要介護認定状態の重度化が懸念されるところでございます。

2点目でございます。

要支援1、要支援2に該当される方は何名で、在宅サービスはどこが提供し、どのような課題があるのかというお尋ねでございました。

平成30年4月末現在、要支援1が235人、要支援2が277人でございます。また、在宅サービスの提供は、シルバー人材センター並びに通所介護事業所、訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護等の介護予防サービス事業所が行っておりますが、そのほかにも一般介護予防事業所やインフォーマルサービスとして多様な担い手で支えられております。また、課題といたしまして、現状では訪問看護を担う人材が不足していることが大きな課題であると思われております。

最後に3番目、介護保険を抑制するために市として具体的な計画があるのかというお尋ねでございました。

第7期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画では、地域特性を生かし、住民が日常生活の中で肩に力を入れずに取り組める創意工夫のある新しい総合事業を推進していくとともに、在宅生活を支えていくために必要となる医療と介護の連携の強化等に取り組んでいきたいと考えております。また、生活習慣病の早期発見・早期治療の出発点となる健診の受診率を向上させ、要介護状態の一因である生活習慣病対策にも保健部局と連携しながら事業を推進していくこととしております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 要支援1、要支援2の状態を説明していただきました。簡単に言うと、ほっておけば重度化する状態ということです。ですので、この段階で状態を維持するためのサポートをするということはとても大事なことです。

現在、要支援1、2合わせて512の方が対象です。しかし、この任務の担い手が不足しているという大きな課題があります。今後さらにサービス需要がふえることや、国が将来的には介護1、介護2まで対象範囲を広げることを考えておりますので、これらの課題は何としても解決してサービス提供が継続される体制をとる必要があると思います。

人材育成という面では、既に芦北町などの他市町村では、日常生活支援に特化した人材育成を目的に研修を始めています。お聞きしましたら、初回は10人の応募があったそうです。終了後は一般事業所に籍を置いてもらい、そこから派遣される体制をとっているということでした。

昨年度からシルバー人材センターが新たにこの事業の委託を受けています。日常生活支援の担当者として今登録されているのは12人というふうに聞いています。始めてはみたものの、仕事はなかなか大変のようです。

1つは事務経費の不足の問題です。もう一つは仕事内容の大変さです。登録者の中には既に介護の資格を持っておいでの方もいるそうですが、全く経験のない方にとっては、幾ら家事がお得意の方でも、他人の家に行って相手の好みに合わせて食事をつくるというのはやはり大変です。

これまでは、シルバー人材では、研修は1回しか行っていないというふうに聞いています。料理のコツもそうですけれども、相手の介護の状態を知識としてよく知っておくということは、会話をスムーズにする上でもとても役に立ちます。やはり研修が必要です。しかし、シルバー人材センターでは、研修の時間は手当に含まれません。なので強制することができないそうなんです。

また、先ほどの貧困問題の質問で、高齢者の貧困についても触れましたけれども、シルバー人材センターには、地域に貢献したいという気持ちで登録されている方もいますが、多くが生活を維持するために働きに来られています。こうした実情もしっかり踏まえる必要があります。

これらを考えますと、事業を継続発展させるには、一定の財政投入が必要だと思います。一般財源からの繰り入れも視野に入れて体制をつくるべきと思いますが、ここについては、市長のお考えを伺います。これが1点目です。

そして、元気な高齢者をふやすという取り組みについてお答えいただきました。これは私は以前も申し上げていますがけれども、財政面からも、個人の幸せという面からも最も望ましい方法だと考えております。

答弁では、新しい総合事業の推進や健診の受診率の向上、生活習慣病対策などを挙げられました。これらは従来型のものですけれども、今、鹿児島県が取り組んでいます健康ポイント制度、これについて、会派で視察に行っていました。伺ったのは、いちき串木野市です。ここで

は、健康増進のための体操教室や、講演会あるいは高齢者施設などでボランティアに参加をすると最高5,000円までの地域商品券に交換できるポイントを付与しています。加えて、こうした健康増進のために何かを主催した団体にもポイントを付与しており、これに地域の公民館の多くが参加をしています。ポイント目当てで現金な感じもしますが、こうした財政的なインセンティブというのは非常に効果があることはさまざまところで実証されています。

実際にいちき串木野市でもやってみたら、体操によってさまざまな数値が改善し、うれしくなってまた頑張る、そしていつの間にか健康や友達、そして5,000円の買い物券も手に入れたという結果が出ているそうです。

また、芦北町は今回介護保険料が上がりませんでした。さらに、玉東町では保険料が下がっております。どちらもやはりこういう地域での健康づくりが功を奏したというふうに話をされました。本市でもぜひ、この健康ポイント制度に取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。これが2点目です。

そして、そのためにも重要なのが職員の体制だと思います。これらの事業は、まず仕組みづくり、そして多くの住民の協力が必要で、調整することもたくさんあります。私を見る限りでは、介護保険関係に携わっている担当課職員はいつも残業しています。

介護の問題はこれから自治体の大変大きな課題です。一部に負担がかからないよう人員を強化すべきだと思いますけれども、御所見を伺います。

質問は3点です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 高岡朱美議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

まず、市のシルバー人材等の研修に対して、市のほうでも予算を充当できないかという御質問だったかと思います。

今後、サービスの需要と供給のバランスなどを考えながらですね、法定の負担割合以外の市費の上乗せなどによる追加単独事業の実施の可否等については、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（福田 齊君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 私のほうから2点ほど、健康ポイント制度について、積極的に取り組んでほしいが、いかがかということでした。

健康ポイント制度につきましては、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、介護保険にかかわる職員がいつも残業していると。介護の問題は、これから自治体で大変の大きな課題であると。一部に無理がかからない人員体制が必要だと、この点についての所見のお尋ねだったと思います。

近年の地方分権の推進に伴う国、県からの権限移譲を初め、介護保険等の関係法令の制定、改廃に伴い、新たな事務事業が増加しております。今後、組織機構の見直し及び人事配置等について、総務部局と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、環境絵本大賞について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、環境絵本大賞について、順次お答えします。

まず、事業の目的、実績、効果はどうだったかとの御質問にお答えします。

みなまた環境絵本大賞事業の目的として、子どもたちが、環境問題を身近に捉え、環境に優しい暮らしの大切さを実感してもらえよう、子どもたちにとってわかりやすい環境絵本出版等の事業を行ったものであります。

実績としましては、平成22年度出版の「ひょっこりじぞう」が1,500部、平成24年度出版の「古どうぐ〜るぐる」が1,050部、平成26年度出版の「すずこ」が870部、平成29年度出版の「たねをまいて」が160部の販売実績となっております。

この事業がもたらした効果としましては、市内外の多くの子どもたちが絵本を通して、環境を学ぶ、そして、環境の大切さを理解するきっかけとなったものと感じております。

また、市民賞こども部門に応募した中学生からは、水俣市民としてこれから先ももっと環境のことを学び、考え、未来へ向けて実行していけたらと思いますと感想をいただいております。環境問題について改めて考え直すいい機会を提供することができたと思っております。

次に、今後の事業計画はどうなっているかとの御質問にお答えします。

平成21年度から実施してきたみなまた環境絵本大賞受賞作品の絵本での出版につきましては、これまで西日本新聞社の協力を得て行ってまいりましたが、新聞社から、今後の絵本の出版は商業的に難しいとの見解をいただき、行政内部で協議した結果、事業開始から第4回みなまた環境絵本大賞までおおむね10年の節目をもって終了することとしました。

しかし、環境絵本大賞事業は、日本一の読書のまちづくり推進事業の一環としてこれまで行ってまいりましたので、創作童話ワークショップ等一部の事業は、図書館創作活動事業として、子どもたちの読書意欲の向上や創作力、表現力を高めるためのものとして引き続き行ってまいりたいと考えております。

なお、これまで作成した4冊の出版物につきましても、子どもたちへの環境教育、環境の大切さを知ってもらうためのツールとして、また、環境モデル都市に学ぶ水俣市への来訪者に対する啓発資料としての利用など、さまざまな場面での活用策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 時間がありませんので簡潔にお願いいたします。

高岡朱美議員。

○高岡朱美君 時間切れとなりました。4項目目の観光振興については、次回取り上げさせていただくということで、予告させていただきまして、この環境絵本のことですけれども、日本一の読書のまちづくり、次第に定着しているような気がいたします。

図書館のレイアウトもいつも工夫されておりますし、学校図書室も子どもが喜ぶような工夫がされています。

特に、私、この環境絵本大賞というのは、絵本を自治体が商業出版するということ自体が全国的にも非常に珍しいものでした。また、環境モデル都市水俣をより全国的に知ってもらおうきっかけになったというふうに思っております。残念ながら、商業出版という形が非常に厳しいということで、西日本の新聞社には大変貢献していただいたんですけども、売り上げも減っているということで、事情を理解いたしました。ただ、その一部の事業でありました創作ワークショップですね。これを残すということでしたので、内容について、ちょっと説明していただきたかったんですけども、簡単によかったら、説明してください。

○議長（福田 斉君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 御質問にお答えします。

今年度事業を実施するためには、6月議会において、補正予算の御承認をいただくこととなっておりますが、事業としては、創作童話ワークショップと子ども創作童話大賞の2つの事業を予定しております。

創作童話ワークショップでは、見たり、聞いたり、さわったりなどして五感で体験することを大事にしながら、創造する力を身につけるための教室であります。

講師にプロの児童文学作家を迎え、夏休み期間に小学校3年生から大人までを対象に開催する予定としております。

子ども創作童話大賞では、小学生及び中学生が創作活動でつくった詩や童話を発表する機会として、開催するものであります。年内に作品を募集し、プロの作家による審査を行い、来年2月ごろに表彰式を開催する予定としております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 童話作家とおっしゃっていたのは、多分本木先生のことだと思いますけれども、本木先生はですね、ずっとこの環境絵本大賞にかかわっていらっしゃって、環境問題にもすごく熱心な方で、本当に温かい方で、環境絵本大賞をやったことで、こういう先生との出会いができて、引き続きおつき合いいただけるということで、本当に水俣市ラッキーだったというふうに

思っております。

ぜひ、この事業を私、非常に評価しておりますので、なるべくたくさんの方の大人、子どもにかかわらず、声をかけていただいて、多くの方に文学の楽しさとか、そしてやっぱり本に触れるということは、視野を広げるということでもあります。

世界にはいろんな文化がある。そしていろんな価値観があるということを知る機会にもなると思うので、読書環境の整備をお願いいたします。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明27日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時37分 散会

平成30年6月27日

平成30年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成30年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成30年6月27日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時45分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（松 尾 裕 二 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 18人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福祉環境部長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総合政策部次長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）
総合政策部政策推進課長（設 楽 聡 君）	総務部財政課長（梅 下 俊 克 君）
福祉環境部環境課長（柿 本 英 行 君）	福祉環境部いきいき健康課長（竹 下 浩 久 君）
福祉環境部福祉課長（小 形 浩 充 君）	教育委員会事務局教育総務課長（岩 井 浩 昭 君）

○議事日程 第3号

平成30年6月27日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|------------------------|
| 1 桑原一知君 | 1 市長所信表明について |
| | (1) 市政運営に対する決意について |
| | (2) 市政運営の基本方針と主要施策について |
| | 2 雇用環境の整備について |
| | 3 農業政策について |
| 2 塩崎達朗君 | 1 市長の所信表明について |
| | 2 防災について |
| 3 野中重男君 | 1 施政方針について |
| | 2 水俣病について |
| | 3 チッソが所有するJNCの株式売却について |
| | 4 水俣川河口臨海部振興構想について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、柿本環境課長、竹下いきいき健康課長、小形福祉課長、岩井教育総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、桑原一知議員に許します。

(桑原一知君登壇)

○桑原一知君 皆さん、おはようございます。真志会の桑原一知です。

まず6月18日に大阪府北部で発生しました地震により、亡くなられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。また、この地震で小学校周りのブロック塀倒壊で、女子児童のとうとい命が奪われました。本市公共施設も危険な箇所がないか早急な点検については、小路議員が質問されますので、私は以下、通告に従い質問いたします。

1、市長所信表明について。

(1)、市政運営に対する決意について。

①、第6次水俣市総合計画の策定に当たり、将来の水俣市の姿、人口推移、財政をどのように捉えていこうとする計画なのか。

②、平成28年度決算の市債残高は、約147億3,500万円であり、3年後は約200億円に上がる見込みで、厳しい財政状況だと伺っている。限られた財源の中で、住民生活の利便性や公共施設などを整備するなど、今後は大型事業が控えており、財源の有効活用が一層求められると思うが、どのように進めるのか。

(2)、市政運営の基本方針と主要施策について。

①、教育環境の整備、充実を図る上で、普通教室のエアコン設置は重要と考えるが、今後の計画はどのようになっているか。

②、地域経済やまちの活性化のため、地元商工業者との連携はどのように進めるのか。

③、空き工場バンク制度創設で民間所有の空き用地や空き工場を活用されるとあるが、市所有の建物などを活用する考えはないか。

④、新たな観光客層を呼び込むための施策は何か。

⑤、本市は、海、山、温泉など豊かな観光資源やおいしい幸に恵まれている。この地域資源を生かした観光振興について考えは。

2、雇用環境の整備について。

①、UIJターンに対するサポートが必要と考えるが、本市の取り組みはどのようになっているか。

②、起業支援やテレワーク・サテライトオフィスなど、多彩な人材や企業の受け皿を整備することは、今後は必要と考えるがどうか。

③、新規就農や地域おこし協力隊など、金銭的な支援には期限がある。スターターで成功しても、その後のサポートがないように感じるが、今後の施策はあるのか。

3、農業政策について。

①、生産調整・減反政策の廃止に伴い、将来的に米の産地間競争が激化するのではと懸念される。ブランド米を初め、消費者が求める品種の選定や園芸作物のさらなる振興が必要であると考えるが、本市の販売戦略、作付誘導策など支援策はあるのか。

②、担い手の確保は、中山間地域の農業が生き残るための必要な要件である。農地の集積促進や新規作物の導入、米のブランド化などを見据え、どのような確保策を講じるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 桑原議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、市長所信表明については私から、雇用環境の整備については副市長から、農業政策については産業建設部長から、それぞれお答えします。

初めに、市長所信表明についての御質問のうち、市政運営に対する決意について、順次お答えいたします。

まず、第6次水俣市総合計画の策定に当たり、将来の水俣市の姿、人口推移、財政をどのように捉えていこうとする計画なのかとの御質問にお答えします。

将来の水俣市の姿につきましては、次代を担う子どもたちが誇り得る、経済基盤の強い、活力ある水俣を築いていきたいと考えています。経済と環境の両立を進めていく中で、経済基盤の強化が環境配慮型のまちづくり、福祉の充実、人材育成等に結びつき、地域全体に好循環をもたらすと考えます。

本市の人口推移につきましては、国立社会保障・人口問題研究所が本年3月に公表した資料によると、2025年の人口は約2万2,000人となり、現在より約3,000人減少する見込みです。

本市の財政状況につきましては、人口減少に伴う個人住民税の減少が見込まれるなど、今後歳入の増加は見込めない状況です。一方、扶助費や人件費等が増加し、その財源として財政調整基金等からの繰り入れが増加することとなります。また、今後、新庁舎建設、水俣川河口臨海部振興構想等の大型事業が控えており、市債残高はさらに増加する見込みです。これらの状況を踏まえた上で、政策の優先順位をつけ、取捨選択を行い、本市の今後の地域経営を進めるための指針として、第6次水俣市総合計画を策定していきたいと考えております。

次に、平成28年度決算の市債残高は、約147億3,500万円であり、3年後は約200億円に上がる見込みで、厳しい財政状況だと伺っている。限られた財源の中で、住民生活の利便性や公共施設などを整備するなど、今後は大型事業が控えており、財源の有効活用が一層求められると思うが、どのように進めるのかとの御質問にお答えします。

平成28年度決算の市債残高が市政始まって以来、最大となる中、今後、市役所本庁舎の建設を初め、水俣川河口臨海部振興構想事業など複数の大型事業が控えています。また、子育て対策、経済対策、生活環境整備、施設の老朽化対策など行政課題はほかにも山積している状況です。議員御指摘のとおり、以前にも増して、限られた財源の有効活用が一層求められる財政状況となってきました。

このような中、まずは、組織の合理化、事務・事業の見直し、財政の健全化の検討を進め、最小経費で最大の効果を上げる行政運営を追求するとともに、実施する事業を選択し、市民生活に影響を及ぼすことがないように財政状況をにらみながら、大型事業を進めていきたいと考えています。また、今年度に策定する第6次水俣市総合計画及び第6次水俣市行財政改革大綱においても財源の有効活用などの検討を進めていきたいと考えています。

次に、市政運営の基本方針と主要施策について、順次お答えします。

まず、教育環境の整備、充実を図る上で、普通教室のエアコン設置は重要と考えるが、今後の計画をお尋ねしますとの御質問にお答えします。

本市では、小中学校の普通教室及び特別教室へのエアコン設置の検討を行い、4カ年での整備を計画しました。事業費が高額となることから、財源の一部を国の交付金で賄うことを目的として、平成29年度から文部科学省の学校施設環境改善交付金の申請を継続して行っております。しかし、交付金の採択状況は厳しく、現時点で財源の目途が立っていないため、設置には至っていない状況であります。ただし、今年度、エアコンを設置するまでの代替措置として、現在、各小中学校に扇風機を配置するための準備を行っているところです。

今後は、エアコンの設置場所等をさらに精査した上で、引き続き財源の確保に努め、事業の実施を目指してまいりたいと考えています。

次に、地域経済やまちの活性化のために、地元商工業者との連携はどのように進めるのかとの御質問にお答えします。

本市経済の活性化については、本市経済の中心的分野であります商工業の活性化が不可欠であると認識しております。地元商工業者の皆様におかれては、それぞれにさまざまな課題を持ち、これらの課題の解決を図りながら、日々業務を行っておられることと思います。

市としましては、まずこれら事業者の抱える課題等について、事業者の方と意見交換を行い、把握していくことが重要であると考えています。そして、これらの課題解決に向けて、事業者の支援を行っている商工会議所や金融機関と十分に連携、意見を伺いながら、企業カルテとして情報を整理し、さまざまな施策に反映させ、商工業の活性化に結びつけていきたいと考えています。

次に、空き工場バンク制度創設では民間所有の空き用地や空き工場を活用されるとあるが、市所有の建物等を活用する考えはないかとの御質問にお答えします。

本市が所有する建物等で、現在未活用のものについて、今後活用できるものについては検討していきたいと考えておりますが、耐震基準を満たしていない建物で解体が必要なものや、国の補助を受けて建設したもので、譲渡等行うに当たっては手続や補助金の返還が必要なものなど、多額の費用や時間を要するものであることから、まず民間の所有する物件で活用可能なものがないか、調査を行いたいと考えております。

次に、新たな観光客層を呼び込むための施策は何かとの御質問にお答えします。

本市では、平成28年度から、地方創生の交付金を活用して、観光アクティビティプロモーション事業を実施しております。これは、湯の児でのスキューバダイビングやアウトリガーカヌー、スタンドアップパドルボード、湯の鶴での七滝トレッキングや矢筈岳登山などのアクティビティに、水俣の温泉やグルメをあわせて旅行商品とし、福岡や熊本、鹿児島などの都市圏の若者をターゲットにPR動画をSNSで発信し、また、パンフレットの作成や予約サイトの開設を実施するなど、みなまた観光物産協会等、関係機関と連携しながら事業を推進しております。今後も引き続き受け入れ体制づくりや、PR活動などを実施していきたいと考えています。

次に、本市は、海、山、温泉など豊かな観光資源やおいしい海と山の幸に恵まれている。この地域資源を生かした観光振興についての考えをお尋ねしますとの御質問にお答えします。

当市の観光資源としては、海の湯の児温泉、山の湯の鶴温泉、また、エコパーク水俣バラ園など、自然豊かな美しい地域資源を生かし、観光振興に取り組んでおります。また、おいしい海と山の幸として、サラダたまねぎ、みなまたしらす、かんきつ類、みなまた茶に、みなまたチャンポンとみなまたスイーツを合わせ、主要6品目とし、市内で開催する各種イベントと合わせて、水俣をPRしております。今後も、これらの地域資源を生かしつつ、関係団体と連携しながら、新たな観光素材の開拓等も視野に入れ、観光振興に取り組んでまいります。

○議長（福田 齊君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入りたいと思います。

まず、3年後の市債残高は約200億円に上がる見込みということで、市長にとっては、厳しいそして難しいかじ取りに挑まれることになると思います。自治体間競争の時代である今、心構えや取り組み次第で、水俣市の将来が大きく左右されると思います。ぜひ知恵と情熱を集結していただき、組織の合理化、事務・事業の見直し、財政の健全化を力強く進めていただき、最小経費で最大効果の実現を期待しております。

また、市の財政は、なかなか複雑でわかりにくいところがありますが、市の財政について理解をしている人がふえることで、水俣市の今の姿や展望について思いをはせる方々がふえるのではないかと感じています。私も、しっかりと高い意識を持って、財政について知る努力をし、理解を深めていきたいと改めて実感いたしました。

さて、将来の水俣の姿を想像するとき、子どもたちの元気な笑い声が響きわたり、まちには若者が集い、明るく活気が満ちあふれている。そんなまちを後生に託したいと私も強く思っております。

人口減少は本市だけでなく、日本全体の課題であり、国も抜本的な政策を打ち出すことができずにいます。今後も少子高齢化に伴い人口は減少していくものと思いますが、それを指をくわえて待っているよりは、いろんなチャレンジをして、人口減少を少しでも食い止められるような施策を期待していきたいと思っております。

そこで、やはり若い世代が収入を得て、結婚し、子どもをもうけて次の世代につないでいく循環をつくるのが重要であり、そのためにはやはり働く場所が必要です。働く場所を確保するためには、地元企業に元気になっていただく、元気になっていただければ、働く場所の確保はもちろん税金の確保や地域貢献、福祉など、まちづくりにも協力いただけたらと思っております。

1つ質問ですが、第6次水俣市総合計画の策定に当たり事業費については、優先順位を明確にし、取捨選択を行うということでした。そのためにも、その前にありました第5次水俣市総合計画での目標値の達成度を検証し、計画・実行・評価・改善というPDCAサイクルは活用されるのかお尋ねいたします。

エアコン設置については、水俣の保護者の方々から伺うことが非常に多い要望でもあります。

前回は質問をさせていただき、ほかの議員さんも今まで質問されていると思っておりますけれども、予算規模が高く、約7億と前回はお聞きしたんですけれども、かなり高額になります。

今回4カ年で整備計画ということで、設置台数や学校の優先順位も含め精査していただき、ぜひ進めていただきたいと思っております。これは要望にしておきます。

次に、地元商工業の課題解決に向けて、商工会議所や金融機関と十分に連携、意見交換を行い企業カルテを作成し、さまざまな施策に反映させ、商工業の活性化に結びつけるということですが、どのような情報を収集し、具体的な目的は何か、お尋ねいたします。

次に、空き工場バンク制度創設では、耐震基準を満たしていない建物で解体が必要なものや、補助金で建設し、譲渡に当たっては手続や補助金返還が必要なものなど、市所有の建物を活用するには、現状では難しいということでありました。民間所有の物件でのスタートだと認識したところです。できれば、私はここで言いたかったのは、三中とかほかの使っていない学校のほうをどうにか活用できないかなといった部分で質問をしたところでした。

次に観光施策ですが、休日にしかできない観光、例えば旅行、ドライブ、読書やショッピングなどいわゆる余暇の過ごし方に変化が今あらわれています。

観光庁の調査では日本人が行う余暇活動は1位の国内旅行を除き、ショッピングや映画鑑賞といった商業施設で過ごす活動がランキングの上位を占めているそうです。

しかしながら近年伸ばしてきているのが、歩くとか走るとか、動詞をキーワードにしたアクティビティだそうです。本市にも先ほど答弁でありましたように、さまざまなアクティビティのメニューがあります。そして、水俣には温泉やおいしい食もあり、私は観光資源はすばらしいものがあるのではないかと考えております。

都市圏の若者層をターゲットとされ、PR活動を実施されていますが、水俣に魅力を感じていただけるような情報発信を考えていただき、どんどん実行していただきたいと思います。

1点質問ですが、私は水俣の魅力になるのではないかと、市長のほうも少し考えていらっしゃると思いますけれども、水俣市沖に生息しているタツノオトシゴを観光の新しい目玉の一つにしてはどうかということを1点、質問いたします。

また、水俣というと、やはり湯の児・湯の鶴温泉は大切な観光資源であります。私も昨年、湯の児のある旅館さんに行ったときに、八代の方がちょうどいらっしゃって、話しかけられたんですけど「非常にいい温泉です。風景もすばらしい」と言われていました。

外から見ると、中から見ると、やはり違います。そういったいいところをいろんなところに発信していくということも必要ですし、湯の児・湯の鶴の旅館の方々との連携というのは重要ではないかと思っておりますけれども、現状と見解をお尋ねします。

以上、4点質問します。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えをいたします。全部で4つあったかと思っております。

まず、1点目の水俣市の総合計画、今、第5次推進しております。第6次を作成する前にその第5次の検証等が必要ではないかという御質問だったかと思っておりますが、第5次の水俣市総合計画につきましては、現在目標数値の達成度等の検証を行っているところであります。この検証により明らかになった評価に基づいて、各政策の改善点や優先順位などを整理して、PDCAサイクルを活用することで、第6次総合計画の策定へとつなげていきたいというふうに思っております。

次に、2点目として、どのような情報を収集して、その目的は何かということで、先ほど答弁いたしました企業カルテの作成ということで、これにつきましては、企業の基本的な情報から、企業の強み、これまでの相談内容、そして支援内容などを企業ごとに収集、記録、管理するということを想定しております。このような企業ごとに情報を収集、記録、管理することにより、個々の企業に合った適切な情報発信、支援を実施できるというふうに思っております。

3つ目に、観光の目玉としては、タツノオトシゴを活用してはどうかという御質問だったかと思っておりますが、水俣の海は、野生のタツノオトシゴが生息して繁殖を行う全国的にも大変珍しい場

所だというふうに言われております。そのタツノオトシゴを水俣の観光の目玉にすることも考えられますけれども、観光の面でPRすることで、この生息場所が特定をされたり、不特定のダイバーが訪れて、乱獲や自然破壊につながるというおそれも十分ございますので、まずはタツノオトシゴの保護、そして自然環境の保護を第一に考えて、その上で生態や自然環境に影響がなければ、観光の面での活用というものを考えていきたいというふうに思っております。

最後4点目、湯の児・湯の鶴の観光資源、湯の児・湯の鶴あたりとの連携がどうかということだったと思います。

現在、湯の児温泉では、みなまた春御膳のフェア、桜祭り、水俣花火大会などを、湯の鶴の温泉では、鈴虫祭り、紅葉祭など、水俣観光物産協会が中心となって、地元自治会、各旅館等と連携をしながら、事業を実施しております。

議員御指摘のとおり、湯の児温泉と湯の鶴温泉は当市の大切な観光資源でありますので、観光振興の柱になるものと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 各施策について、いろいろ今お話をいただきました。やはり、目標達成というのを前提に考えてきたときに、非常にこのPDCAというのは、私も重要だと思っております。

特に補助金を活用する場合とか、決められた期間で途中でやめるというわけにもいかないというふうに思いますので、であればなおさら、計画・実施・評価・改善というのは重要だと私も思いますので、第6次総合計画の策定については重要視をしていただきたいというふうに思います。

地元企業との協力・支援は非常に私も重要であり、また今後水俣にはとっても必要なものだと思います。

私も20年以上営業職で県内外の自治体に伺っていましたが、地元企業と連携・協力をしない自治体というのは一つもありませんでした。

先日の谷口明弘議員の質問にありましたけれども、チッソに対する共産党の抗議内容で、チッソが施策に協力するのは本末転倒であるということと言われたわけですが、私も高岡市長が答弁されたように水俣病補償も地域貢献も両方努力していただきたいと、私も同じ考えを持っております。

水俣にある全ての企業とさまざまな分野で今後も協力し、また地域貢献していただくことは水俣にとって、そして将来の水俣にとって重要だと強く感じています。今後とも地元企業との連携は最重要課題で取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして水俣と言えば、やはりもう温泉です。逆に言うと、温泉しかないというふうに私は思っております。これを全面的にPRすることが重要だと思います。そこにおいしい海・山の幸があ

りますので、そういったものもぜひ一緒に実施をしていくことも必要だと思います。

タツノオトシゴでの振興ですが、まず保護の観点ということですが、引き続き観光面で何か施策はないかという部分で検討を継続していただきたいと思います。

最後に主要施策の柱である皆で支える子育てしやすい水俣、長く地域を支えてきた地元商工業者とともに歩む水俣、また訪れたい水俣、安心・安全で、楽しく快適な暮らしができる水俣、さまざまな施策を今後実施するに当たり、非常に厳しい環境下ではありますが、邁進されることを期待して質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、雇用環境の整備について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、雇用環境の整備について、順次お答えします。

まず、U I J ターンに対するサポートが必要と考えるが、本市の取り組みはどのようになっているかとの御質問にお答えします。

本市にU I J ターンを希望されている方が雇用に関する情報を必要としている場合、情報の提供やニーズに応じたマッチング等の取り組みを行っております。また、県においては、熊本県U I J ターン就職支援センターや熊本県雇用環境整備協会等で、就職先の紹介や就職に係るサポート等が行われておりますので、これらとの連携を図ってまいることとしております。

次に、起業支援やテレワーク・サテライトオフィスなど、多彩な人材や企業の受け皿を整備することは、今後は必要と考えるがどうかとの御質問にお答えします。

起業支援につきましては、起業希望者向けのセミナー開催や起業希望者個々のステージに合わせた支援を実施するための予算を本議会に提案しているところでございます。

また、テレワークやサテライトオフィスにつきましては、通信技術の進歩により、近年民間企業において進んでいるところであり、本市としましても、このような状況をチャンスと捉え、今後進めてまいります。

空き工場バンクにより把握した空き店舗等へのサテライトオフィスの誘致等、関係機関の協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、新規就農や地域おこし協力隊など、金銭的な支援には期限がある。スターターで成功しても、その後のサポートがないように感じるが、今後の施策はあるのかとの御質問にお答えします。

まず、新規就農については、国の農業次世代人材投資事業により、単身農業者に対しては、年間150万円を上限に最大5年間資金を交付し、新規就農者の営農定着へ支援を行っております。本事業終了後も、交付対象者は、5年間就農状況報告を市に提出してもらう必要があり、金銭的

支援終了後も農業経営状況を把握することとなっております。その中で、規模拡大などの経営拡大に取り組む意向がある場合には、農業委員会や県やJAあしきたなどの関係機関と連携し、国・県などの補助事業を活用しながら、農業経営に対するサポートを行ってまいります。

地域おこし協力隊については、おおむね1年以上3年以下、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援等を行いながら、その地域への定住・定着を図る制度でありますので、地域おこし協力隊の任期終了後は、御自身で就業または起業されるなど自立していただくこととなります。そのため、起業にかかる経費を助成する制度の創設について、隊員等へ意見を聞きながら検討しているところでございます。

起業後のサポートにつきましては、経営相談や商品開発など内容に応じて、適切なアドバイスができる機関を紹介する等の支援をしてまいりたいと考えています。

○議長（福田 齊君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

私は錦町から福岡に住んで、現在水俣に住んでおりますので、Jターン組になるのではないかなというふうに思っています。この人口減少対策を考えると、地域外の若者を初めとするあらゆる職種の人材を呼び込むということは重要であると思います。

現在は、本市にUIJターンを希望される方が、働く場所に関する情報を必要とされている場合など、情報提供を主に取り組んでいらっしゃるということでした。

新規就農や地域おこし協力隊などの支援についても、経営に関するサポートや専門機関の紹介などの支援を行っていらっしゃるということでしたけれども、私がここで言う支援というのは、やっぱり補助金とかそういうお金ではなく、そういったサポート、販売戦略だとか、そういうところを差しているんですけれども、今そういった経営に関するサポートも、また困ったときの専門機関を紹介するということもされているということでした。

ただ、水俣を選んで移住定住、そして起業していただける方には、できれば空き店舗などの情報、あと住居に関する情報、あと本市の支援策も含め、情報提供をより一層伝えることが必要ではないかと感じたところです。その方々の知りたい情報は何か、本市の支援策に足りない物は何かということを知り・研究し、対応に生かしていただきたいと思います。

次に、近年ICTは急速に発展を遂げてきました。モバイルやタブレット端末の利用、オンライン会議、クラウド型業務システムなどは、今では当たり前のサービスとして普及しております。

情報技術の発展と通信環境の整備により、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が今可能になってきております。

そして最近、注目されているのがサテライトオフィスです。企業側のメリットとしては、コスト削減・通勤時間の短縮・人材の採用力強化・離職防止など、いろいろ挙げられています。そし

て、国や自治体もこのサテライトオフィスで地方創生の推進や地域活性化を図りたいという思惑もあるのではないかと思います。

熊本県でも県北、県央で企業誘致が進んでおります。ですが、県南は逆に言うとおくれているということを感じております。この熊本県でも県南地区のサテライトオフィス推進のため、動きが出てくるのではないかというふうに考えております。

九州では、宮崎県日南市がこのサテライトオフィス事業を進めています。約400メートルの小さな商店街に全国のIT企業のサテライトオフィスが集まってきています。自治体と企業とで地域課題の解決に当たりながら、会社の価値も上げていくということに、日南市ではマーケティング専門官を中心に今チャレンジをされているところです。

そこで、1点質問ですけれども、成功するには、成功している自治体のまねをすることが私は一番の近道であると考えています。そこで、マーケティング専門官登用の可能性や先進地視察も含め、今後の取り組みについて見解をお尋ねします。1点だけです。

○議長（福田 斉君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 桑原議員の2回目の質問は、サテライトオフィスの誘致など、うまくいっている自治体のまねをすることが近道であるのではないかというような御質問だったというふうに思います。

議員のおっしゃるマーケティング専門官につきましては、宮崎県日南市において、市外からの外貨を獲得し、市内雇用の拡大を目指すことを目的として、平成25年に登用されております。

日南市では、マーケティング専門官を中心に事業を推進し、報道によりますと、平成29年において、地元油津商店街へIT企業や飲食店等、29のテナントが新規に進出しているとのこと。この日南市の取り組みにつきましては、本市にとっても企業誘致や商店街振興の参考になるものですので、7月上旬に視察を行うこととしており、今後、研究していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 日南市に7月上旬に視察に行かれるということで、ぜひ参考にされて、よいところはぜひまねをしていただきたいというふうに思います。さまざまな職業の方々が、さまざまな働き方で水俣市を選んでいただけるように、受け入れ体制というのを整えていただきたいというふうに思います。いろいろ私もこのサテライトオフィスの推進をされている企業さんとかそういったところの情報を見たときに、やはりその地域を選ぶに当たって、幾つかポイントになる点がありました。

だめな誘致というのがありまして、それを見てみると、自然豊かで快適に仕事できることが目的ではないと。地域の課題を企業の技術で解決していくことが目的であると。これが誘致前の企業側が考えることだそうです。起業した後も書いてありまして、充実した設備や助成金で企業負

担はほとんどなく開設をさせてはいけないと。要は、企業にも負担があり、将来的に回収できるビジネスづくりを行政としても全面的に支援するということが必要ということを書いてありました。

先ほどの日南市のところで、やはり地域貢献もかなりされていまして、初めに5人ぐらいでスタートした会社が今20人ぐらいいらっしゃるらしいんですけども、地域の祭りだとかそういったものにも参加されているということで、なかなか商店街の活性化にもつながっておりますので、ぜひ視察に行かれた際には、いろいろ見てきていただきたいと思います。

熊本県では、既に天草市や菊池市など、このサテライトオフィスの事業で先に手を挙げていらっしゃるというふうに聞きました。本市も負けることなく、早目の行動をお願いし、この質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、農業政策について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、農業政策について、順次お答えします。

まず、生産調整・減反政策の廃止に伴い、将来的に米の産地間競争が激化するのではと懸念される。ブランド米を初め、消費者が求める品種の選定や園芸作物のさらなる振興が必要であると考えますが、本市の販売戦略、作付誘導策など支援策はあるのかとの御質問にお答えいたします。

米につきましては、今年度から、国による生産調整が廃止され、それに伴い、これまで行われて来た、10アール当たり7,500円の直接支払交付金が廃止されました。

交付金の廃止に伴い、耕作条件の悪い中山間地では、米の作付面積を減らす農家も見られ、今後の農地の維持について懸念されるところです。

このような中、議員御指摘のとおり、ブランド米を初め、消費者に選択される品種や作物の導入が必要であると認識しております。米について、熊本県における水稲の新品種である「くまさんの輝き」は、食味がよく、山麓準平たん地での作付に適した品種でもあることから、本市としても、作付の拡大を推進していくほか、市外へのPRの一つとして、中山間地における棚田のおいしい米を食味コンクールへ出展するなど、取り組んでいきたいと考えております。

また、中山間地に適した新規作物の導入につきましては、水俣・芦北1市2町とJAあしきた及び芦北地域振興局農業普及振興課で、アスパラガスなどの振興作物の選定に取り組んでおりますので、農業者に取り組みの意向をお聞きしながら、国・県などの補助事業等を活用して、支援していきたいと考えております。

次に、担い手の確保は、中山間地域の農業が生き残るための必要な要件である。農地の集積促進や新規作物の導入、米のブランド化などを見据え、どのような確保策を講じるのかとの御質問

にお答えします。

2015年の農林業センサスにおいて、本市の基幹的農業従事者の平均年齢は、69歳と高齢化が進んでおり、基幹的農業従事者数は、2010年から30人減少し、538人となっております。今後も、担い手の減少が懸念されることから、担い手の確保は、農業振興において、重要な課題の一つとなっております。

担い手の確保のためには、新規作物の導入や米のブランド化を推進しながら、青年新規就農者の定着のために資金を支給する国の農業次世代人材投資事業を活用し、若い農業者を確保するなどの取り組みを継続するとともに、農地の集積や生産条件を改善する基盤整備等を推進してまいります。

また、久木野地域などの集落営農法人への支援を初め、農業機械の共同利用組合や農作業受託組織、集落営農組織の立ち上げなど、地域の農業経営に合った新たな担い手の育成も推進していく必要があると考えております。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

この農業政策については、私も一般質問では何回も取り上げております。きのう谷口明弘議員がふるさと納税はライフワークと言われていましたけれども、私はこの農業政策については、そうではないかなというふうに思っております。

熊本県では、もう約15年かけてこの米の新品種「くまさんの輝き」というのを平成30年度にデビューをするということで、熊本県ではブランド化の開発というのは、私は非常におくれていたような気がします。ただ、この「くまさんの輝き」は、県産米のリーディング品種として大きな期待が今寄せられているところであります。

本市もこの流れにおくれることなく、チャレンジする農家には支援を行うことは非常に重要だと思っております。消費者に選んでいただけるものをつくり出すのは、簡単なことではありませんけれども、新に取り組みをされているアスパラガスなどの振興作物、早掘りタケノコというものもたしか施政方針のほうで出ていましたけれども、こういった部分、タケノコは多分鹿児島県が有名じゃないかなというふうに思うんですけれども、こういったところをぜひ見にいただいて、研究も行うことで、本市水俣の新しい新規作物になるように期待をしたいと思います。

また、担い手確保は非常に重要で、本市も高齢化が進んでおります。先ほど聞くと69歳ということで、私も何度か質問をさせていただく中で、すぐに解決ができる取り組みではないというふうのもわかっております。ですけれども、一つ一つこれは解決していくしかありませんので、1つは、農地集積の際に基盤整備のタイミングで農業をされている方々の意見を聞きながら、もしくはそこで若い方で頑張っている農家をされている方に話を聞かれて、農業法人や組織の編成につい

て、本気で話し合いをしていただくということが非常に重要じゃないかなというふうに思います。

そこで、集落営農法人や集落営農組織、機械利用、そういったものの立ち上げを今進めておられますけれども、進捗状況と課題は何かというのをお尋ねします。また、高齢化等で農用地などを貸したいという農家から農業経営の効率化を進める担い手へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、中間の受け皿で農地バンクという組織があると思います、農地中間管理機構ですかね。この農地中間管理機構の現状はどのようになっているか、お尋ねします。

以上2点です。

○議長（福田 斉君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 桑原議員の第2の質問にお答えいたします。

まず、営農法人や営農組織などの立ち上げに進捗状況と課題は何かということでございました。

農業者の減少と高齢化が懸念される中で、農地集積を進めると同時に地域農業の担い手として集落営農法人などの立ち上げができないか、市としても検討しているところです。

現在、久木野地区では既に取り組みがなされております。薄原、深川地区の農地集積の話し合いの中で、まずはコンバインなどの農業機械の共同利用と作業受託を行う組合の立ち上げができないかということ地域と市で話し合っております。このような組織の立ち上げは、アンケート調査からも必要性を感じる農家も多いようですが、農地の基盤整備の状況や組織を立ち上げた場合に、機械の維持管理等、金銭的な負担や事務処置をどのようにするかなど、地域内の農業者の合意形成が大きな課題となっております。

次に、農地中間管理機構の現状はどのようになっているかとの御質問であったと思います。農地中間管理機構は、農地の貸し借りの仕組みの1つで、熊本県では、農地バンク熊本として熊本農業公社が運営しています。運営の内容といたしましては、農地中間管理機構が農地を借りたい方と貸したい方の間に入って、貸し付け、借り入れの相談及び賃借料の徴収や支払いなどを行います。

現在、農地中間管理機構で貸し借りが行われている農地については、借り手が確保された農地が中心であり、基盤整備がなされた農地など、比較的耕作条件のよい農地が対象となっております。

貸借期間については、農地を貸したい方から10年間借り受け、農地を借りたい方に5年間ずつ貸し付けるのが中心で、本市において、平成27年4月以降、50件、およそ17ヘクタールの農地が貸し借りされております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 本市農業は、狭い農地条件だとか急傾斜ということで、条件が不利な部分もあると

思うんですね。農業者の高齢化、担い手不足など、現在厳しい状況に置かれているということで、逆に言うと、ちょっとポジティブに考えると、平地にはない清らかな水であったり、気候、風土条件を生かして収益性のある農業を営むことができる可能性があるのではないかというふうにも私はそういう地域じゃないかというふうにも思っています。

地域のさまざまな資源を生かして磨き上げ、創意工夫を凝らした農業に取り組むことにより、所得向上を図ることも私は期待ができるんじゃないかなというふうに思っています。

現在、集落営農法人組織で久木野、薄原地区というところで進められているということでしたので、できればそういった地区をモデル地区にするというのを、まず1つ成功しているところをつくるというのが非常に重要じゃないかなというふうに思っております。

ただ、合意形成には農業者の考え方であったり、手続であったり、そういう手間がかかるような作業もあると思いますけれども、そういったところは行政で支えることも必要ではないかなというふうに思っています。

ただ、農業について、やはり公助だけで進めるというのも私は違うんじゃないかなと。やはり、自助と共助というのがあっての公助だと思しますので、そういう役割分担を農業者、また行政のほうできちりと区分をしていただいて進めていただきたいなというふうに思っております。

農地バンクでは、50件で17ヘクタールの貸し借りがあるということでしたが、やはり借りるほうは農地がきれい、水路もあって、機械の出し入れがそう難しくない、やはり整備をされているところ、もしくは条件がいいところが対象になっているということでした。

基盤整備は重要で、今も進められていると思いますけれども、担当課の方々には大変御苦労だと思いますけれどもそういったところを1つでも2つでもふやしていただき、基盤整備をやっていただいて、若い方が農業をされるときに農業しやすいような環境づくりというのをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 以上で桑原一知議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時35分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩崎達朗議員に許します。

（塩崎達朗君登壇）

○塩崎達朗君 おはようございます。真志会の塩崎達朗です。

早いもので、1年の半分が過ぎようとしております。そのような中、この6月に入りさまざま

な出来事があります。

まず、アメリカのトランプ大統領と北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長の史上初の米朝首脳会談、非核化がどうなるのか、ちょっと見守っていきたいと思いますけれども、それと、サッカーワールドカップロシア大会、本当に日本の選手は一生懸命活躍しているところを見ていますと、なかなかこの一般質問の原稿をつくるのに手がとまってしまってから、次の日、次の日というような形でだんだんおくれていってしまいました。

そして、一番やはり自分たちが気になるのが大阪府の北部地震、死者5名、負傷者417名、住宅の被害は、全壊・半壊を含み6,300棟以上、2年前に熊本地震もありましたけれども、今、この日本中、どこで地震が起こるか全然わからない状態で、本当に皆さん気を揉んでおられるところもあると思いますけれども、そんな中、小学生の女子児童が、通学路で倒れてきた不法ブロック塀の下敷きになって亡くなりました。水俣市でも起こり得る事故と思います。通学路や空き家周辺の点検調査、早急な対処が必要と考えられます。お亡くなりになられた方や、負傷された方々へ心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を願っております。

地震・大雨による災害等は、いつ起こるかわかりません。自分の身は自分で守るを基本に行動することが大事だと思います。地域防災の担い手の消防団員の皆さんと地域防災マネジャーの活動に感謝し、通告に従い、質問に入りたいと思います。

大項目1、市長の所信表明について。

本市の財政状況は、平成28年度決算の市債残高が約147億3,500万円と市政始まって以来、最大の市債残高となった。昨年11月時点の試算によると、3年後の市債残高は約200億円に上がる見込みとなり、財源不足を補うための財政調整基金からの繰入金は8億円を超えた。今後はさらに効果的かつ効率的な財政運営が求められることとなるということを伺っております。

また、本市では全国の自治体と同様、人口減少、高齢化率の上昇、若年層は高校進学のプロセスから市外への流出が発生している。地域経済は疲弊しています。このような情勢の中で、主要な施策として切れ目のない子育て支援や地元商工業との意見交換等を行い、効果的な支援策を講じていき、地域経済の活性化を図ることによっていろいろな施策の実現度が上がると思います。

そこで質問いたします。

①、学校給食費の段階的負担軽減の検討とあるが、どのような財源を考えているのか。また、水俣市に生活困窮家庭はどれくらいあるのか。

②、医療費助成制度の対象者を、高校3年生まで広げることを検討するとあるが、どのような財源を考えているのか。

③、母川回帰のごとく、帰ってきて働きたい若者のために、奨学金返還の助成制度を設けてはどうか。

④、地場企業、水俣市の将来に向けた発展のために水俣港の役割は大変重要だと思うが、港の整備・拡張を国・県に要望することを考えていないか。

大項目2、防災について。

本市でも少子高齢化が進み、若者は市外へ就職していき、地域防災のかなめとして活躍する消防団員数の減少に歯どめがかからない状態です。そこで消防団の支援、団員の確保を目的として地元商店街や事業所に消防団応援の店として登録していただき、料金割引などのサービスを提供していただく消防団応援の店登録制度や、消防団に入っている従業員が火災や災害発生時に消防団活動に参加できるよう協力していただけるようにする消防団員協力事業所表示制度など、新たな施策で消防団員の活動しやすい環境を整えることで、地域防災力のさらなる向上につながると思います。

そこで質問です。

①、本市でも消防の機動分団を新設してはどうか。

②、要支援者名簿の作成・配布は、どのようになっているのか。

③、市庁舎建てかえ事業の中に、防災対策拠点として、災害用マンホールトイレやバイオ方式トイレを整備することは考えていないか。また、旧庁舎解体時期に合わせ、旧庁舎を利用した総合災害訓練を行ったらどうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 塩崎議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、市長の所信表明については私から、防災については総合政策部長から、それぞれお答えします。

初めに、市長の所信表明について、順次お答えします。

まず、学校給食費の段階的負担軽減の検討とあるがどのような財源を考えているのか。また、水俣市に生活困窮家庭はどれくらいあるのかとの御質問にお答えします。

本市における学校給食費は、小学生1食240円、月額4,200円、中学生1食280円、月額4,900円として保護者に負担いただき、安全で安心な食材を調理して提供しています。保護者の負担軽減の実施に向けては、これにかわる財源として、全額無償化した場合、年間約8,600万円を確保する必要があります。まずは市全体の事業を精査しながら、牛乳への補助金、主食代の市負担などさまざまな軽減策を検討し、段階的な負担軽減につなげていきたいと考えています。

また、水俣市に生活困窮家庭はどれくらいあるのかとのことですが、現在本市では、小中学校児

児童生徒のいる家庭で、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する必要な援助として、就学援助を実施しているところです。就学援助の対象である準要保護児童生徒に対しては学用品費や学校給食費等を給付しております。昨年の認定状況としましては、準要保護児童生徒が184名、加えて生活保護受給中の児童生徒、いわゆる要保護児童生徒が15名で、市内全校児童生徒1,794名のうち11.1%の割合となっています。

次に、医療費助成制度の対象者を高校3年生まで広げることを検討するとあるがどのような財源を考えているのかとの御質問にお答えします。

高校3年生まで助成対象を広げた場合の費用について、国保データベースシステムにより抽出した過去5年分の高校生の医療費に基づき試算を行った結果、年間約770万円の増額が見込まれます。現在、本市の子ども医療費助成の対象者は中学3年生までとしておりますが、このうち県補助金の対象となるのが4歳未満であり、その他については過疎対策事業債で対応しております。医療費助成対象者を高校3年生まで広げた場合の財源についても過疎対策事業債の充当を予定しております。

次に、母川回帰のごとく、水俣市へ帰ってきて働きたい若者のために、奨学金返還の助成制度を設けてはどうかとの御質問にお答えします。

議員がおっしゃられる奨学金返還の助成制度につきましては、県内では荒尾市が市内の中小企業で働く若者の奨学金返還助成制度として、平成30年度の新設を目指し、定例市議会へ予算を提案したと報道されております。

報道によりますと、対象は高卒以上の30歳以下で、市内に居住し、市内にある店舗や事務所へ就職後1年以上経過していることが条件であり、年間20万円を上限に返還額の3分の2を3年間助成するとあります。そのほか、福岡県北九州市や長崎県佐世保市等においても、同様の奨学金返還助成制度が設けられているところです。

本制度につきましては、郷土水俣を愛する、故郷のために役立ちたいと思うような人材が水俣に戻ってくる一つのきっかけとなる制度と認識しております。

しかしながら、他市で実施されている奨学金返還助成制度につきましては、その市の出身者だけを対象としているのではなく、幅広い人材確保という観点で実施されておりますので、移住定住施策等と合わせて、より効果的な制度についての研究を行ってまいりたいと思います。

次に、地場企業、水俣市の将来に向けた発展のために水俣港の役割は大変重要だと思うが、港の整備・拡張を国、県に要望することを考えていないかとの御質問にお答えします。

まず、水俣港は、現在、港湾法による地方港湾に位置づけられており、定義としましては、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾であります。平成12年までは、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する重要港湾でありましたが、港湾法の一

部改定により、水俣港は地方港湾に変更されました。しかしながら、同年、地域振興のために重要な役割を果たすことが期待できる特定地域振興重要港湾として指定されております。現在、水俣港の主な取扱品目につきましては、熊本県が公表しています平成29年度水俣港取り扱い貨物量によりますと、林産品の原木が全体の3割強を占め、次に化学工業品の化学薬品2割、化学肥料2割、鉱産品の砂・砂利1割の順となっております。

また、岸壁の構造上、2万トン級のぱしふいっくびいなすやふじ丸、にっぽん丸などのクルーズ船が接岸できる港湾でもあります。

今年度内に、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ（仮称）が供用開始され、高速交通網へのアクセスが構築されます。この交通アクセスの向上は、水俣港においても千載一遇のチャンスと捉え、本市の豊かな地域資源を前面に打ち出し、産業振興、観光客の集客、交流人口の増加に結びつき、地域活性化に寄与すると期待されます。これまで、水俣港活用による地域活性化勉強会を平成27年度から国、県、市の関係機関で行っており、大型クルーズ船を誘致するためには、林産品の輸出入に伴う野積み場の景観やクルーズ船を受け入れるための水深及びバース長が問題となっております。これらの課題を解消するため、引き続き国、県へ要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 2回目の質問に入りたいと思います。

まず、学校給食費の段階的負担軽減ということについてですけれども、小中学校の給食費を完全無償化するとしたら、年間8,600万円を確保する必要があり、いろいろと事業を精査し、さまざまな軽減策を検討し、段階的な負担軽減につなげていきたいとのことでした。ぜひ、時間はかかってもいいので、少しでも保護者の負担軽減というふうな形につながるようお願いしたいと思っております。

そこで1つ質問です。学校給食費の負担軽減の財源として、例えば、ふるさと納税を活用することはできないかと思うが、いかがでしょうかというのが1つです。

それと、医療費助成制度の対象者を、高校3年生まで広げたら、試算の結果、年間約770万円の増額が見込まれる。財源については過疎対策事業債で予定しているとのことですが、子育ての世帯には大変助かる制度と思います。これもひとつ思い切ってやってほしいところなんですけれども、そこで1つ質問いたします。

医療費助成制度の対象者を高校3年生まで広げるのは、いつから始められるのか。また、中学3年生までの医療費助成の金額というのは、これは年間幾らかかっているのかというのが1つです。

それと、奨学金返還助成制度というふうな感じでちょっとこれは新聞に載っていて、荒尾市の

やつが載っていたものですから、水俣から学校を卒業して出ていかれて、就職をされて、その中でやっぱり帰ってきたいと思う人もいっぱいおられると思います。

そこで、就職口がないよとか、そういうふうな形で言われますけれども、もしそういう制度を事業者さんのほうとか、市のほうで水俣の事業所に勤めたら、奨学金の返還を半分は補助しますよとか、いろいろなやり方があると思うんですけれども、そういった助成制度をつくってほしいなということで、質問したわけですけれども、日本学生支援機構の対応も含め、あらゆる奨学金の返還を助成する制度を設けることができれば、例えば、中央からこっちの地方へ帰ってこられたときの給料の目減り、目減りと言ったらおかしいな、格差を補うことができ、再就職の手助けとなり得るし、地場企業の人手不足解消の一助にもなるのではないかと思います。

より効果的な制度についての研究をぜひ行っていただいて、水俣市独自の奨学金返還助成制度というのをぜひ前向きに検討していただきたいと思います。これはもう要望ということでとめおきます。

あと、水俣港の活用についてなんですけれども、現在、特定地域振興重要港湾に指定されている水俣港ですが、林産品の原木、あと工業用品の輸出入が中心となっています。確かに地場企業の方たちはこの港を使って輸出入をされるということは、非常に経済効果もあっているんだろうと思います。ただ、水俣市の活性化を考えるとどうしても港を利用して、流動人口の増加が見込まれるような施策というのも必要ではないかと思います。

県下に漁港はたくさん点在しているわけですけれども、港湾は、重要港湾が、熊本港・八代港・三角港の3港がありまして、水俣港の特定地域振興重要港湾というのを含めると4港だけがこういう港を熊本県下で持っているというふうな形になります。この港を、これからの水俣市の活性化に生かさない手はないというふうに思っております。

岸壁の構造上、2万トン級の船が接岸できるのであれば、八代港に入るクルーズ船から、規模の小さなクルーズ船に乗りかえていただいて水俣港まで来てもらうと。そこからバスで市内の観光をしてもらうということもできるのかなと思うんですけれども。

あとはもう例えばの話ですけれども、数年前に自衛隊の掃海艇の訓練が水俣の近辺であったわけですけれども、そのときに一時停泊港として水俣の港を利用されたという経緯もありますので、そういったことも考えられたらどうかなと思います。

ここで質問ですけれども、今後、水俣港の整備・拡張を国、県に要望する場合、どのような方法があるのか、以上3点、質問をします。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、塩崎議員の2回目の質問にお答えをいたします。今、3点ということで、御質問いただきました。

まず1点目の学校給食費の負担軽減について、ふるさと納税を活用するなどの検討はないかということで、私も選挙のときからこの給食費の負担軽減については、段階的に、一遍にはできないにしても、段階的に少しずつでもいいから家庭の負担を減らすためにやっていきたいというようなことで、選挙戦でも訴えてまいりました。また、今、御提案をいただきましたふるさと納税の活用ということもございます。

この件に関しましては、市全体の事業と合わせて、例えば子育て支援というような具体的な名目で納税を募るといような新たな方法も検討しながら、段階的な負担軽減ということに持っていききたいというふうに思っております。

それから、2点目の現在中学校3年生までの医療費の助成ということで、高校3年生まで広げたらどうかということをございます。これに関しましても、きのうの質問でも答弁させていただきました。現在、第6次の水俣市総合計画を策定中でありまして、私のマニフェストとの整合性も図りながら、できるだけ早い段階で高校生までの医療費の助成をやりたいというふうに思っております。

それと、現在の助成の金額は幾らかということですが、本市の中学校3年生までの医療費助成額については、過去3年間の実績から算出した結果、年間8,700万円今助成しているということをございます。

それから、最後3点目の水俣港の活用についてということでの御質問でございますが、この水俣港というのは、熊本県が管理する港湾でありまして、各種産業界や起業者からの要望等につきましては、まず市でお話を聞かせていただいて、それから県に要望する形がいいのではないかとこのように考えております。

また、先ほど答弁をいたしましたように、本市は国から特定地域振興重要港湾ということに指定をされておりますので、全国でも同様に指定された13の港湾が所在する16の自治体で組織をされております特定地域振興重要港湾連絡協議会、こういったところでも要望や意見交換する場もございますので、そのような組織も活用しながら、要望などを伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 3回目の質問に入ります。

給食費の段階的負担軽減というふうな施策については、ふるさと納税の使い道として、子育て支援という具体的な名目で納税を募りたいと。確かに今まで水俣市のふるさと納税のやつを見ると、何に寄附をしてくださいじゃないけれども、ちょっと項目が物すごくわかりにくいというか、もっとこういうことに寄附をしてくださいというふうなやつが欲しかったと思うので、も

しそういうふうな形での負担軽減のためにどうしても寄附をしてくださいと、そういう項目をきちっとした部分でやっていただければ、納税のほうもちょっとでもふえるのかなと。また、ふえたらふえたで、その分、ふるさと納税の金額というのは、何にでも使っていけるような感じになりますので、ほかの施策にも足りない部分というのは出てくると思うんで、そういったやつを活用するというのは、非常にいいことだなと思っておりますので、ぜひそこは進めていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

あと、港に関してもそうですけれども、やはりせっかく水俣市にこの水俣港がある。今から港をつくってくださいといってもできる話じゃないんで、せっかくそこにあるというふうな形で港があるのであれば、やはり積極的に利活用するというふうな形で、まして水俣市の流動人口とか水俣市に恩恵が来るような、そういった使い道を皆さんでちょっと考えていただいて、いい施策があれば、それを港の使い方というふうな形でやっていただければ、もっと水俣も活性化という形が進んでいくんじゃないかなと。

地場企業の方々もいろいろな事業をやっておられるので、海外との取引とか、そういうふうな形も港があれば使いやすいとか、確かに水俣インターチェンジできますけれども、どうしても災害等でもし道が寸断されたりとかして高速が使えないよとか、そういうことも懸念されますので、港があれば、ある程度岸壁が壊れない限りは、船もつけれるのかなと、そういうふうな形で思いますので、ぜひ市長のほうには、いろいろと大変でしょうけれども、頑張ってくださいと思います。この質問は終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、防災について答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

（総合政策部長 帆足朋和君登壇）

○総合政策部長（帆足朋和君） 次に、防災について、順次お答えします。

まず、本市でも消防の機動分団を新設してはどうかとの御質問にお答えします。

本市では、市職員が地域の消防団の団員として、各地域で活動しております。また、消防団活動の円滑化を図るため、消防団員協力事業所表示制度を導入し、消防団員が勤務する民間企業の理解を高めていくこととしております。

本市としましては、地域や企業と連携しながら、まずは消防団員が活動しやすい環境を整備していくことが、重要であると考えております。

御質問のありました機動分団の新設につきましては、このような環境整備の中で、必要性について十分に見きわめていきたいと考えております。

次に、要支援者名簿の作成・配布はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

避難行動要支援者の名簿につきましては、名簿の登載要件を要介護認定3から5を受けている

方、身体障害者手帳1または2級の第1種の方などと定め、平成29年2月に614人の名簿を作成しました。

名簿の作成後は、平常時から地域の避難支援者に要支援者の情報提供を行うことで、避難支援の実効性を高める必要があることから、名簿登載の要支援者の方に個人情報提供について、同意確認調査を行いました。

この中で、同意の確認がとれた291人の名簿を本年2月から市の地域防災計画に定める水俣警察署、水俣芦北広域行政事務組合消防本部、水俣市社会福祉協議会といった団体並びに自主防災組織及び民生委員などの地域関係者の方々に提供させていただいております。

今後は、転入や転出、介護認定及び障害者手帳の等級変更などで新たに名簿対象者となられた方々について、名簿の更新等を行っていくこととしております。

次に、市庁舎建てかえ事業の中に、防災対策拠点として災害用マンホールトイレやバイオ方式トイレを整備することは考えていないか。また、旧庁舎解体時期に合わせ、旧庁舎を利用した総合災害訓練を行ったかどうかとの御質問にお答えします。

さきの東日本大震災や熊本地震の際には、トイレに関する多くの課題が指摘されています。本市におきましても水俣市新庁舎建設基本構想において、災害に対する安全性の確保を基本方針の一つと定め、その中で、防災拠点としての機能が効果的に発揮されるよう必要な諸室の整備を検討することとしておりますので、議員御指摘のとおり災害時のトイレについても、今後検討していくべき課題であると認識しているところです。

新庁舎建設に関しましては、現在、基本設計段階に入っており、防災対策拠点としての災害用マンホールトイレやバイオ方式トイレの整備については、6月29日から開催する市民ワークショップや庁内関係部署ヒアリング等での御意見を踏まえ、設計者と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、旧庁舎を利用した総合災害訓練についての御質問ですが、平成28年4月の熊本地震により旧庁舎が被災したことから、現在、旧庁舎本館及び別館への入室は非常に危険であり、立ち入りを禁止している状況です。そのため、訓練時における安全性が確保できないことから、旧庁舎を利用した訓練は困難であると考えております。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 2回目の質問に入ります。

まず、機動分団新設についてですけれども、消防団員が活動しやすい環境を整備していくことは非常に重要と思います。

市の職員の方が、地域の消防団に属し、活動しておられることは知っておりますが、消防団員数の減少、なり手不足を補うために確実に団員確保ができるのは、新たに市の職員となられた

方々かと思えます。機動分団を配備し、その方々にある一定の期間活動をしていただき、その後は各地域の消防団へ帰って活動してもらうというふうな感じで、また、初動体制がそこにおられるということで、迅速にとられると思えます。これについて、いかがかというのが1つです。

それとあと、要支援者名簿についてですけれども、結構自治会とかいろいろなところに配付されているというような形で、私まだ配付はされてないのかなと思っていましたけれども、もう配布は終わっていました。迅速な対応をしていただいたかなと思っております。

あと、これについては、どのように使っていくのかというのも物すごく大切になってくると思えますけれども、地域には、高齢者で夜は家族がいるが、日中は単身で過ごしているとか、一見して災害時に、自力または家族等の支援のみでは、避難が困難な方もおられると考えられ、要支援者名簿の登録に当たって、介護や障害等の要件に該当していない方は、この名簿に登載できないのかが1つ。

要支援者名簿作成に当たり、今回、同意の確認がとれなかった方が半数ほどおられるようですが、この方々も同じく避難行動要支援者の対象であると考えますが、今後どのように対応していくのか。要支援者名簿については、今の2つの質問をしたいと思えます。

あと、災害用トイレについてですけれども、災害時にトイレは、なかなか使用しづらいというふうな感じで思えます。現在、水俣市ではどのような災害用トイレを完備されているのか。また、数量はどれくらい用意されているのかお尋ねいたします。

総合災害訓練について、これはなかなか難しい、私も多分難しいだろうと思いつつながら、質問を入れたわけですけれども、なかなか地震で壊れた庁舎に人を入れるということは、これは絶対に本当にできないことであって、周辺もやはり危ないところがいっぱいあるので、なかなかそういうところに人を集めて災害訓練というのは、ちょっとできないかとは思いますが、旧庁舎本館及び別館への入室は非常に危険であり、立ち入りを禁止しているので訓練時における安全性の確保ができないので訓練は困難とのこと。建物が建っているときは無理というのは、もうさっき言ったような感じでわかっているんですけど、今度は建物を壊した瓦れきを少し残した状態での行方不明者の搜索とか、その方々の救出訓練等はできないのでしょうかというのを1つお尋ねします。

以上、5点ですかね。

○議長（福田 齊君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 今、5点、塩崎議員のほうから2回目の御質問をいただきました。

私のほうからは、機動分団の新設について、そして災害用トイレと総合災害訓練、この3点につきまして、お答えしたいと思っております。

まず、機動分団の新設についてでございますけれども、機動分団を配備し、その方たちに一定

の期間活動してもらった後、各地域の消防団へ帰ってもらって、活動してもらおうと。また、消防体制が迅速にとれると思うが、いかがかというような趣旨の御質問だったと思います。

議員御指摘のとおり、機動分団の新設は、迅速な消火活動に有効な手段として認識しておりますが、ポンプ車両等、装備の購入が必要となります。本市としましては、まずは、基本団員の確保と基本団員が活動しやすい環境を整備することが重要であると考えております。よって、機動分団の導入につきましては、今後、情報収集や課題の整理を行いながら、必要性を十分に見きわめていきたいと考えております。

続きまして、災害用トイレについてでございます。

水俣市において、どのような災害用トイレを管理しており、数量はどのぐらい用意してあるかといった御質問だったと思います。

本市の災害用トイレは、組み立て式簡易トイレ17基、それと抗菌凝固剤等がセットとなりました簡易トイレキット約5,000セットを深川生涯学習センターのほうに備蓄しております。

3点目の総合災害訓練についてでございます。

建物を壊し、瓦れきを残した状態での行方不明者の捜索や救出訓練等にはできないでしょうかというような御質問だったと思います。

旧庁舎の本館及び別館の解体工事は、現在進めている旧庁舎の本館、別館解体工事等設計に基づき取り組んでいるところです。解体工事の途中で工事現場を救出訓練等に使用することにつきましては、解体工事における目的外使用となり、監督官庁の許可等が必要となること、また、工事現場は防音シートや防じん対策としての散水、防水シートで囲っており、訓練スペースの確保が困難であること、さらには安全性を確保できるかなどの問題があり、現時点では困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 私のほうは、要支援者名簿について、2点お答え申し上げます。

まず、要支援者名簿の登録に当たって、介護や障害などの要件に該当していない方は名簿に登録できないのかという御質問であったと思います。

地域にお住まいの方で、介護や障害認定の申請や更新、あるいは福祉サービスの手続などをされていない方、自力、または家族の支援のみでは災害時の避難が困難な方などもおられると考えておりますので、議員御指摘の要件に該当していない方につきましても、御本人様の状況や家族の状況から、支援が必要であれば、同意を得て、名簿への登録を行っていますので、市に御連絡いただくか、民生委員の方などを通じて、御相談いただければと考えております。

次に、要支援者名簿について、同意されなかった方に対し、今後どのように対応していくのか

とのお尋ねでございました。

要支援者名簿に同意いただけなかった方についても、災害時の円滑な避難支援を実施する必要がありますので、同意がいただけるよう今後も同意の意向調査や広報紙、ホームページにおいて啓蒙を行い、制度への周知及び御理解を促していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 3回目の質問に入ります。

いろいろ防災関係、ちょっと御質問したわけですが、今、機動分団に関しては、やはり市内の消防団員の数が減少していくという中で、確実に団員数を確保していくというのは、市の職員になられた若い方が地域防災のために、水俣市の防災のためにということをつくっていただければ一番いいんですけれども、なんせ機材等を準備するには物すごいお金がかかってしまうと、それは本当に私も重々わかることなんですけれども、将来的に考えて、例えば、4月の消防点検、ちょっと拝見させていただいておったんですけれども、なかなか市内の分団の方たちはまだ団員数がある程度確保されているような感じはあったんですけれども、市内から外れた久木野地区とか湯の鶴地区もそうなのかもしれませんけれども、そういったところの団員さんを見ると、物すごく団員数が実際少ないのかなと思ってしまって、これから消防団の統廃合とか、そういったやつも考えていかれるのか、よくわかりませんが、何せ団員数を手っ取り早くと言ったらおかしいですけど、確保できるというふうな形は、やはりそういう機動分団をつくって、そこで地域防災のために活躍していただくと、また、そこで一緒に働いておられたら、何かあったときには、すぐ出動ができるというふうな形もあるし、今度、市長のほうからいろいろな提言が出ておまして、消防団応援の店の登録制度とか、事業所に対して、消防団員がおられるところは、もし火災、災害等があったときには積極的に協力をしていただいて、団員活動が円滑にできるようにしていただくというふうな形をお願いをしていかれると思うんですけれども、そういう制度で消防団員を応援していただくというのも物すごくいいことだと思っております。

ただ、その中で、やはり機動分団というのも頭の片隅にちょっと入れといていただいて、今後のことを防災という観点からどうなんだろうということをちょっと思っていたいただければと思います。

あと、災害用トイレですけれども、これは簡易トイレというふうな形で、多分、段ボールに便座がついていてみたいな感じで、あと凝固剤入れて、用を足したときに、その凝固剤で固めてというふうな形のやつだと思えるんですけれども、場所的にどういうところで、野っ原でやるわけじゃないんで、建物のトイレのところにその簡易トイレを設置してやりますよというふうな感じの話をお伺いしたんですけれども、もしそのトイレが使えなかった場合は、覆いになるような何

かそう言ったものは準備していないのかという話をしたら、それは今のところありませんということで、あと、工事現場とかに据えます簡易のトイレ、そのトイレを準備するような形でしますということだったんで、それも一理あるなと思いながら考えていたんですけども、なかなか災害が起こったときに、そういうのが早急に対処できるかという、そうでもないのかなと思いますし、備蓄されているところが今、深川の小学校跡地の倉庫1カ所に入れてあるということですが、これを何か分散して、確保するような形をとられたほうが迅速な対応ができるのではないかなというふうな感じでも思います。

個数が5,000個というふうな感じのお話だったんですけど、すごいなと思ってですね、その5,000個には驚きましたけれども、ぜひそういう災害用トイレ、またマンホールトイレというのは、本当に新庁舎をつくっていただくときに考えていただければというふうな感じで思っています。バイオ方式のトイレも結構、1基700万から800万みたいな感じで、ちょっと高いんですけども、水の循環とかそういうのも全部自分でやってしまいますので、電気もソーラーをつけていて、それでやるというふうな形で、管理が物すごく簡単にできるようなバイオ方式のトイレというのがありますので、それも一つ、こういうのがあるんだということを頭の片隅に置いておいてもらおうと助かります。

総合災害の訓練については、なかなか難しいというのは、先ほども言ったようにわかっておりましたけれども、水俣市内に救助犬を持っておられる方もおられます。水俣・芦北でそういう活動をされている人たちもおられますので、そういった救助犬というふうな形で訓練をしに行くのに、物すごく阿蘇とか遠いところに行って訓練をされるという話だったんで、水俣市でもそういう救助犬の搜索風景とかが見られれば、平成15年の土石流災害のときには、救助犬というような形で搜索をしていただいたという経緯もありますので、そういったところで、防災訓練がちょっとそういう瓦れきを使った救出者の訓練とかできないかなというふうな形で思ったところでした。

その中で、3回目の質問で、1つだけ質問いたします。

これは要支援者名簿の件ですけれども、要支援者名簿をどういうふうな形で伝えていくのか、こういう方がおられますよというような形で教えていくのかということ、今後、市は地域の自主防災組織や民生委員といった地域の関係者の方にどのような取り組みや協力をお願いしていくかという、その1点だけをお聞きして終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 塩崎議員の3回目の御質問にお答えいたします。

伝える、地域の自主防災組織や民生委員といった地域の関係者にどのような取り組みや協力をお願いしていくのかというお尋ねだったと思います。

災害時、行政、公助の支援は限られているものと想定いたします。したがって、地域で支え合いう共助の面から、地域の関係者には平時から避難支援が迅速に行えるよう、要支援者の情報の共有や地域での話し合い並びに日ごろの見守り活動等、積極的に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で塩崎達朗議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時27分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。一般質問に入ります。

初めに、私は市民の命と暮らしを守る立場から、質問します。

国際情勢では、朝鮮半島の南北首脳会談が成功し、史上初めて米朝首脳会談も行われました。

会談や合意を巡って、懐疑的に見る向きもありますけれども、今回の首脳同士の会談というのは、これまでの官僚レベルの合意とは全く重みの違う重要なものだったというふうに思います。

まず、会って話し合い、非核化や朝鮮戦争の終結などが話題になったこと自体が画期的なことではなかったでしょうか。これをしっかり見守っていきたいと思います。

国内の世論調査では七、八割の人が森友・加計問題などは納得できないと答え、働き方改革法案、カジノ実施法案にも五、六割の人が今国会での成立は必要ないと答えています。

さて、高岡市長と論戦を交わすのは今回が2回目になりますけれども、市政の基本問題について前回、3月議会の宿題を中心に質問したいと思います。

それでは、早速質問に入ります。

1、施政方針について。

①、市政において何が一番大切と考えるか。

2、水俣病について。

①、チッソの後藤舜吉社長は「水俣病特措法によって水俣病救済は終わっている」と発言しました。市長はこの発言をどう受けとめるか。

②、市長はチッソの水俣病被害者救済責任はどうあるべきだと考えているか。

3、チッソが所有するJNCの株式売却について。

①、市長は3月議会で株式の売却について「きちっとした経営基盤を築いていただいて、利益を出すことによって、やはりそういう救済のほうにも貢献をしていただくことも大事と考えている」と答弁しました。株式の売却によってどれくらいのお金が入ってきて、それはどのように使われると聞いているか。

②、また、同じ答弁で「救済のほうにも貢献をしていただくことも大事」と言われているが、ここでいう救済とはどのような被害者の救済か。

4、水俣川河口臨海部振興構想について。

①、この事業の補正予算では、歳入にチツソ及びJNCの負担が出てこないがなぜか。また、今後ともチツソとJNCには負担を求めないのか。

②、総事業費は34億円と説明があった。このうち起債は幾らになるか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、施政方針について、水俣病について及びチツソが所有するJNCの株式売却については私から、水俣川河口臨海部振興構想については産業建設部長から、それぞれお答えします。

初めに、施政方針について、市政において何が一番大切と考えるかとの御質問にお答えします。

本市は長年、水俣病問題に苦しんでまいりました。このようなつらい経験をしているまちだからこそ、生命・健康・環境を大切にするとともに、市民や企業、地域社会のつながりを中核に据え、次代を担う子どもたちが故郷を誇り得る、経済基盤の強い、活力ある水俣を築いていくことが、最も大切なことであると考えております。

そのために、地元企業が持っている力の強化を促し、地域に根差した足腰の強い産業づくりを推進してまいりたいと考えます。

経済基盤の強化は、必ず本市における新たな環境配慮型のまちづくり、福祉の充実、人材育成等に結びつき、地域全体に好循環をもたらすものであると信じております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁いただきましたので、2回目の質問をします。

今、答弁では、水俣病問題を初め、それらにずっと取り組んできた。命とか健康だとか、とても大切だということを冒頭におっしゃって、その上で企業の力、経済の活性化が大切で強い基盤をつくりたいという流れでおっしゃったと思います。

それで、私が議会で送っていただいてから、何人かの市長さんと会ってきましたし、議論も交

わしてきました。その中で、自民党の重鎮だった吉井前市長、産廃をとめ、水俣の一時代を築かれた宮本前市長の施政方針を今回振り返って文書で拝読いたしました。

地方自治法第1条の2第1項で、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとうたっています。この趣旨に沿って、お二人の方針は骨太に貫かれたというふうに思いました。

具体的なあらわれは、水俣病問題への姿勢でした。

吉井さんは、第1章で環境、健康、福祉のまちづくりを掲げ、その冒頭で水俣病問題を掲げました。水俣病問題は市政の最重要課題と位置づけて、この問題の解決なくして地域の再生、復興はありませんし、また意味を持たないと理解しているとまで言われました。そして国が関与した水俣病解決策についても提言されております。

宮本さんは、水俣病という公害被害を経験したまちとして、二度とこのような公害を引き起こさないために警鐘を鳴らし続けるとともに、環境破壊を起こさない循環型社会の構築のため、これまで市民と行政が協働で築き上げてきた環境モデル都市づくりを基盤とした環境にこだわったまちづくりを進めることを市政の基本とすると述べました。私はこれらを読んで、この2人の市長に共通しているのは、哲学がしっかりしているというふうに思ったことでした。

一方で、高岡市長が議会の冒頭でお述べになった施政方針についてずっと読みますと、今、命と健康が大事だというふうにおっしゃいましたけれども、水俣病に関する記述は一番最後のところに詳しく出てきますよね。そういう意味で明らかに違いがあるというふうに私は思いました。

人間にとって何が大切かということです。お金が幾らあってもそれを使えなければただの紙切れです。何の罪もない人たちの命が奪われ、健康が破壊され、傷つけられた、これが水俣病ではないでしょうか。こんな顕著な人権侵害は県内でも他市町にはありません。

水俣の最大の特徴は水俣病被害の激震地だということだと私は思います。そしてこれはいまだ解決しておりません。これをどうするかということが私は市長を初め市政に携わる私どもに今問われているのではないだろうかというふうに思っているんです。

それで、市長にお伺いします。

水俣病問題を市政全体の中でどのように位置づけるか、このことについて、市長のお考えを聞かせていただきたい、これが1点目です。

2点目にいきます。市長の施政方針演説の中で、水銀に関する水俣条約について取り組んでいくと約束されております。水銀フリーとは、水銀のない安全な生活環境、安全な地域のことを言うと思いますが、水俣市内にはあちこちに水銀が埋まっていると私は思っています。それらを全て調査し、それを除去して安全な地域をつくることを約束されたことと思います。これはどこから始められるのでしょうか、これが2点目です。質問は2つです。

水俣条約について、取り組んでいくということで、水銀フリーというのが施政方針演説の中に入っております。水銀フリーというのは、水銀のない安全な生活環境、安全な地域のことを言うと思いますが、市内には水銀があちこちに私はあると思っておりますが、それらを調査し、それを除去し、安全な地域にするということを施政方針演説で約束されたと思うんですけれども、これはどこから始められるんでしょうかということですか。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の2番目の質問にお答えいたします。

まず1つ目の質問として、水俣病問題をどう位置づけるかということですが、これはやはり本市の最重要課題だというふうに認識しております。

それから2番目の水俣条約水銀フリーで、どこから始めるかということですが、ちょっと私はその辺は、水俣のどこに水銀が埋まっている、そういったことを除去すると、そういったこととは若干ニュアンスが違うのかなと。そういうのも含めて、水銀フリーの社会ということはありませんけれども、水俣のどこに水銀があるかということは今後きちんと精査をしながら、そういったことも含めて対応していきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 いっぱい課題がありますから、時間とりたくないんですけれども、水銀フリーというのは、例えば体温計に入っている水銀がありますよね、金属水銀ありますよね。これらについて、熊本県は今回回収しましょうというふうにしていますよね。あるいは、それぞれ病院などに行きますと、昔は水銀の柱があって、空気を送ることによって、水銀柱が上がって行って、それで血圧をはかるという、デジタルではない水銀柱の体温計とか血圧計がまだ倉庫などに残っている可能性があるんです。そういうのを全部撤去しようというのが、熊本県が今やっていることです。それを含めて水銀をみんななくしていこう、人体被害があるからなくしていこうというのが水銀フリーの定義なんです。だから、これはいいこと言われた、ぜひそれをやってほしいということで、今回、これを取り上げたということですか。

僕が言ったことを含めて、もう一度考えて対応するということですので、ぜひここは市内に私はあちこち埋まっていると思います。カーバイド残渣があちこちありましたよね。今、警察が立っているところも水銀出てきましたよね。このままでは県が買えないといって、北九州まで送って溶鉱炉で焼いて、無害化しましたよね。同じようなことが市内にはあるんです。カーバイド残渣を捨てられたところがあるんです。

水銀フリーということは、この辺を調査して、水銀被害がもう一度起きないようにするということが水銀フリーなんです。これを約束されたわけだから、すごいことをお約束になったと思って、ぜひ進めていただきたいということで、ここは取り上げました。そういう趣旨です。

これはもう質問にしません。質問は、次にいきます。3回目の質問に入ります。

最初幾つか喋りますから、それはメモされなくていいです。ここから質問いきますよということですので、そこをお答えいただければ結構です。

まず、最初に私ども日本共産党の水俣病問題についての考え方について申し述べたいと思います。

我が党の先輩たちは、1959年（昭和34年）からこの問題に取り組んでおります。歴史を話すと長くなりますけれども、要点だけ申し上げます。

昭和40年代に裁判があり、チッソの全面敗訴があつて、水俣病の認定申請者が増大し、チッソは資金繰りに行き詰まりました。そのとき政府から出た2つの政策があります。1つは、このままどんどん認定患者が出てくると、お金が幾らあつても足りないということで、認定基準を厳しくするという事です。昭和52年に出た判断条件がそのことを意味します。

もう一つは何だったかという、政府資金を県を通じて県債という形でチッソに貸し付けるという方法です。これは水俣病患者への補償金の支払いに一時も支障を来してはならないという国民の声にも押されたものでした。これについては国会でも当時大議論になったというのが私の記憶にもあります。公害企業に政府が国民から集めたお金を貸し付けるわけですから、当然国会でも大議論になった、そのとおりです。

私たち日本共産党は、認定基準を厳しくすることは許されないということで政府を批判しましたが、県債での貸し付けについては、チッソを潰せという声が多くある中で発行し、資金を貸し付け、患者への支払いに支障を来さないようにしなければならない。同時に私たちは、チッソには水俣の環境復元、地域再生のために力を尽くす責任もあるという立場をこのときとって、賛成しました。これが後藤社長の発言で私ども、抗議に行ったときも一番最後のところで対応していただいた方に口頭で申し上げたとおりなんです。こういうことを申し上げました。

それで、その次なんです。水俣病の拡大は、国と県にも責任があるということで、加害責任を問いつける闘いがありました。患者さんたちが頑張り、全国の弁護士、医師団、労働組合、支援団体の方が支え、私たちも応援して、国と県にも加害責任があるということの判決を熊本地裁で初めて取りました。熊本地裁では、その後もう一回闘って、2回勝ちました。京都でも勝ちました。その当時、私は水俣病被害者の会事務局にいまして、渦中にいましたので、これらの動きはつぶさに承知しております。この判決が大阪の裁判にも生かされ、最高裁での判決になっています。これが流れなんです。

それで、ここから一つの変化が起きてくるんです。熊本地裁判決と大きな国民運動から新しい患者補償の枠組みが始まったということです。どういうことかという、これまで患者への全ての支払いがチッソでした。しかし、熊本の判決から国と県もこれに入ってくるようになったんで

す。それが1995年の政治解決です。一時金はチツソ、医療費、療養手当は国と県が分担したんですけれども、チツソが支払う一時金に充てるとして貸し付けていた県債、約300億円は後に返さなくていいよ、チツソに300億円貸したんだけれども、返さなくていいよということに国は措置をしました。さらにそれは特措法についても同じようになりました。

市長、この前、3月議会でおっしゃったように、900億円の一時金支払いのために国から借りたお金は支払い猶予の措置がとられたとおっしゃいましたよね。特措法では、そういう措置がされたんです。このように、チツソだけが払っていたものがこれらの判決から、国も入ってきて、ともに被害者に賠償などをするという仕組みができたんです。こういう流れがあります。

このような経過を踏まえた上で、私たちは県債が発行された経過、直接の第一義的な加害者であることを踏まえて、チツソはまず水俣病の被害者救済を最優先に取り組んで、その上で環境復元、地域再生にも力を尽くしてほしい、こういう立場を私どもはとってきました。今もその立場に変わりはありません。

そこで、質問に入ります。

1つは、これまで水俣市政が取り組んできた環境に配慮したまちづくり、さまざまの施策、循環型社会の構築の取り組みはこれは継続すると今おっしゃいましたし、方針でもおっしゃっています。ところで、この政策の基礎は、全ての水俣病被害者の救済だと私は思います。党派はどうか、水俣市の市長としてはこれをどう考えるかは、政治姿勢として、大変重要なことだと思いますけれども、市長のお考えを聞かせてください。これが1点目です。

2点目です。これから、庁舎建てかえ、水俣川河口臨海部振興構想等々で、3年後の市債残高、つまり水俣市の借金は200億円を超えるということをずっと施政方針等でも言われていますし、一般質問でも出てきました。

それで、平成34年つまり4年後には、公債費（元利返済額）が約23億円に上るだろうということも説明を受けました。一般会計が150億円だとしたら、そのうち15%を返済に充てなければなりません。これに公共下水道や病院事業など、他会計の起債を合算した実質公債費比率はもっと高くなり、市の財政は火の車状態になるのではないかというふうに実は心配しています。

そうすると、新たな政策展開が狭くなる、これは財政担当者からも詳しく説明を受けておられると思いますけれども、このような事態になることを防ぐには、起債を減らすなどの方策が必要だと思いますけれども、市長はどうお考えでしょうか。これが2点目です。

3点目いきます。起債の多くが過疎債だから、国から交付金として後で繰り入れられるので、心配ないというふうに思っている方もいるかもしれませんが、過疎債でも後年、交付税として入ってくるのは70%で、30%は自治体が自分の自主財源で返済しなければならないという構図になっています。過疎債の額が膨らめば、その分返済額もふえるというのは間違いありません。

ん。そして、過疎債は幾らでも発行できるかということ、目的と上限があり、縛りがあります。そうすると新たな政策展開もできなくなる可能性があります。これらの財政運営については、慎重にも慎重を期して進められる必要があると思いますけれども、お考えはどうでしょうか。

以上、3点です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の3回目の質問にお答えいたします。

まず1つ目の水俣病の解決について、どういう政治姿勢かということで、これは最も重要なことではないかということですが、当然、最も重要な課題であるというふうに認識しております。

それから、臨海部構想のことに関してですけれども、起債を減らさなければいけないんじゃないかということで、当然そういったものは、なるべく市の負担がないようにいろいろな財源を考えながら、取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

それから、3番目の慎重にも慎重を期して進めろということですが、当然そういった私が冒頭でも申し上げていましたように、これから起債がふえていくと、財政が厳しくなっていくという中で、やはり市に財政負担が少しでもかからないような形を今後検討しながら進めていくという形でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 次に、水俣病について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣病について順次、お答えします。

まず、チッソの後藤舜吉社長は「水俣病特措法によって水俣病の救済は終わっている」と発言した。市長はこの発言をどう思うかとの御質問にお答えします。

昨日、谷口明弘議員の御質問にもお答えしましたとおり、チッソの後藤社長の発言につきましては、環境大臣や熊本県知事と同じく、私も多くの方が認定申請をされ、訴訟を提起されている現状を踏まえると救済終了とは言いがたいと考えております。

また、5月17日にチッソ側から、社長の発言が多くの方々に不安と不快の念を与えてしまったことを深くおわび申し上げたいとの説明を受けており、私としましては、今後、同じことのないようにしていただきたいと考えております。

次に、市長はチッソの水俣病被害者救済責任はどうあるべきと考えているかとの御質問にお答えします。

被害を受けられた方の救済につきましては、これまで患者認定や平成7年の政治解決、平成21年の水俣病特措法などにより多くの方が救済された一方で、現在も救済を求め、認定申請や訴訟

を提起されている方がおられることも認識しており、救済が終了したと言える状況ではないと考えております。

私としましては、こうした状況を踏まえた上で、チッソにおいて、真摯に水俣病問題に向き合い、取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問に入ります。

1番目については、きのうの御答弁でありましたので、多分そのようなお答えになるだろうなというふうには判断しておりました。

それで2回目の質問をします。

こういうのがあったというのは御存じでしょうか。それを紹介するつもりで市長に聞きますけれども、昭和48年の3月に水俣病の最初の訴訟の判決がございました。昭和48年3月20日でしたけれども、それで48年7月から8月にかけて、水俣病患者団体幾つもございましたので、補償協定が結ばれています。その中で、こういうのがあります。「水俣市とその周辺はもとより、不知火海全域に患者がいることを認識せず、患者の発見のための努力を怠り、現在に至るも水俣病の被害の深刻さ、広さはきわめつくされている事態をもたらした。チッソ株式会社はこれら潜在患者に対する責任を痛感し、これら患者の発見に努め、患者の救済に全力を挙げることを約束する」これが協定なんです。患者団体とチッソとの間で結ばれた協定です。

それで、これまでは認定になった患者さんに対する補償は滞りなく、県債の発行を受けて進められているというふうに思います。潜在患者の発見に努めということについては、私はそんなことはされたのかなというふうに思っていて、チッソはこの協定に基づいて、患者の発見をされたと市長は思っているのでしょうか。それとも御存じなかったですか。そこをお知らせください、これが1点目です。

2点目です。水俣病認定申請者や現在進行中の裁判原告以外に患者はいないと思うか、それともまだ潜在患者がいると思うか、これが2点目です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の2回目の質問にお答えをいたします。

まず1番目の昭和48年の協定ということに関しては、私は存じ上げておりません。

それから、2番目の潜在患者がいると思うかということに関しましてですけれども、今現在、訴訟であったり、認定申請であったりということが行われているという現状は存じ上げております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 現状については、今認定申請している、裁判している人がいるということは現状については知っているということで、まだ潜在患者がいるかどうかについては、答弁を避けられたというふうに私は理解しました。

それで、3回目の質問です。

チツソにおいても潜在患者の発見を実はされていなくて、行政もまだ患者がいるかいないか調査をしていないんです、不知火海全域で。このような中で、もう患者はいないなど誰も私は言えないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、市長は、どうお考えになりますか。これが1点目です。

2番目です。民間医師団は多くの不知火海沿岸の住民を調査してきました。1万人検診のデータもまとめました。不知火海沿岸に患者が存在し、年代も昭和44年12月以降生まれの人にも高い確率で患者の存在を証明しています。まだ名乗り出ていない患者がいるとも考えられます。

チツソには協定を守って患者発掘をなささい、国・県には調査をなささいというふうに、この現地の水俣市長からおっしゃったらいかがでしょうか。調査してくださいということで、言われたらどうでしょうか、これが2点目です。

以上、2点です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の3回目の質問にお答えいたします。

潜在患者がいるかどうかということの再度の質問かと思えますけれども、先ほど申し上げましたように、認定申請であったり、訴訟を提起されている方はいるということは存じ上げております。

それから2回目の調査をすべきではないかということですが、これに関しましては、現在、特措法により国が実施して、地方自治体はその実施に協力をするというような規定もされておりますので、国のほうでの手法の研究中ということでお聞きしておりますので、そういったもの、国の動き等を注視してまいりたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） チツソが所有するJNCの株式売却について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、チツソが所有するJNCの株式売却について、順次お答えします。

まず、市長は3月議会で株式の売却について、「きちっとした経営基盤を築いていただいて、利益を出すことによって、やはりそういう救済のほうにも貢献をしていただくことも大事と考えている」と答弁した。株式の売却によってどれくらいのお金が入ってきて、それはどのように使われると聞いているかとの御質問にお答えします。

さきの3月議会における野中議員からのチッソが所有するJNCの株式売却についての御質問への答弁を踏まえまして、JNCの株式の売却益の見込みについては承知しておりませんが、仮に特措法に基づきチッソがJNCの株式を売却した場合には、同法第19条第1項に定める補償賦課金等に充てられるものと理解しております。

次に、また同じ答弁で「救済のほうにも貢献していただくことも大事」と言われているが、ここでいう救済とはどのような被害者の救済かとの御質問にお答えします。

被害を受けられた方への救済につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、これまで数々の救済策により多くの方が救済されている一方で、現在も救済を求めて認定申請をされ、訴訟を提起されている方がおられますので、救済が終了したと言える状況ではないと考えます。

また、チッソとしても、5月18日に出されました謝罪文書において、継続補償はもとより、公健法や訴訟に基づく新たな補償責任発生の可能性も認識し、これらの責任についてもこれまで通り真摯に対応していく方針としており、私としてもこうした方針が適切に履行されるよう、注視してまいりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をします。

特措法では、19条1項、補償等に充てるというふうに確かに書いてあると思います。

2回目の質問に入ります。

もう一つ、3月議会の一般質問の中で、株式を売却して、補償に充てるお金を積み立てて、国と県から借りている公的資金と銀行団から借りているお金を返済して、あと残ったら、もう消滅するんじゃないかということをお私3月議会でしました。

そのときに市長は、消滅するんじゃないかと私の質問に対して、私はそういうふうには考えていないと言われたんですけども、そのように考えてないということは、何をおっしゃったんでしょうか。その先がよくわかりません。考えていないという中身を教えてくださいいいでしょうか。これが1点目です。

2点目は、市長の考え方が反映しているかどうかわかりませんが、市長は、チッソは救済に貢献というふうに言われました。チッソは貢献するんでしょうか。以上2点です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の質問ということで、まず1番目のチッソが消滅してしまうことは考えてないということで、そういった状況になるということは私は考えてないということで、3月の答弁はしたつもりでございます。

それから、貢献ということで、それは幅広いことでもあると思うんですけども、やはり私が今言っております経営基盤の強化、それはもうチッソに限らず、JNCに限らず、いろんな企業

がございます。そういったところで、いろんな方々が体力をつけていただいて、経営基盤をしっかりと強固なものにしていただくことによって、地域経済が回っていくと、そういったものによる貢献ということも含めてということであると私は考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 私が申し上げていることが、どうも伝わらなかったかなというふうに思っているんですけども、例えばですね、貢献という言葉は、漢字をそのまま並べると、貢ぎ物を献ずるという意味ですよ、貢献といいますよね。チッソが救済に貢献するというのは、自分のことですから、貢献しようがないんですよと、僕は思うんです。貢ぎ物をささげるのが貢献だとしたら、僕はチッソの立場というのは被害者救済に当たる当事者だというふうに思うんですけども、それが貢献なのかなというふうに思われるのが、ちょっとよくわかりません。

ですから、それこそ私は一番最初の施政方針のところでしたんですけども、患者救済をしっかりと第一義的な当事者としてやっていただいて、当然、国と県もそれに一緒にやらなきゃいけないんです。負担比率は少なかったとしてもやんなきゃいけないんです。これをしっかりとやって、そして地域に貢献するというのが貢献ということなんではないかなと思うんですけど、救済への貢献じゃなくて、地域に貢献ということなんではないかなと思うんですけども、その私が今述べたようなことで、市長も考えておられるということでもいいですか。

以上、1点です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えをいたします。

言葉をいろいろ取り上げれば、いろいろ言葉尻じゃないですけども、一々そういう文言だけをあげつらって言えば、いろいろなことが出てくるかと思えますけど、考え方としては、チッソに関しましては、やはりそういった救済には真摯に取り組んでいただくということだというふうに思っております。

また、そういったことによって地域貢献もきちっとしていただくということで考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 水俣川河口臨海部振興構想について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想について、順次お答えします。

まず、この事業の補正予算では、歳入にチッソ及びJNCの負担が出てこないがなぜか。また、今後ともチッソとJNCには、負担を求めないのかとの御質問にお答えします。

本事業につきましては、丸島漁港を中心とする水産業及び産業団地並びに、その周辺を中心と

した産業の活性化を主たる目的に、水俣市が行う事業でございますので、負担金を設定することは、難しいのではないかと考えております。

また、今後ともチツソとJNCには負担を求めないのかとのことにつきましては、これまでも臨海部の埋め立て工事に使用する南九州西回り自動車道建設残土の仮置き場所を御提供いただくなど、本事業に御協力いただいているところであり、今後も状況に応じて、協議してまいりたいと考えております。

次に、総事業費は34億円と説明があった。このうち起債は幾らになるのかとの御質問にお答えします。

この水俣川河口臨海部振興構想事業は、大きく臨海部、河口部、現道部の3つのエリアで構成されております。臨海部は、現在の丸島漁港の北側、水俣産業団地の沖に新たに護岸を築造し、公有水面を埋め立て、産業振興に係る土地を創出し、海域においては、藻場育成と干潟の機能を有するゾーンを形成します。河口部は、水俣川河口の左岸側、530メートルの既設護岸の表面を補強し、背後の道路の拡幅を行います。現道部は、市道昭和・白浜町線から、環境クリーンセンターの横を通る市道を改良するものであります。

先ほどの事業費34億円は、このうちの臨海部及び河口部の整備に係る事業費です。この財源につきましては、臨海部は、環境首都水俣・芦北地域創造補助金や社会資本整備総合交付金、河口部では、社会資本整備総合交付金を活用する計画で、関係機関と協議を行い、おおむね内諾を得ております。その他の財源としましては、起債を充てることとなりますが、過疎対策事業債を想定しております。

事業費34億円に対する起債額は、幾らかとの御質問ですが、補助金につきましては、年度ごとに採択されますため、全体事業費における交付額が決定しておりませんので、起債額も正確な金額ではございませんが、おおよそ24億円くらいになるのではないかと見込んでおります。

また、干潟の造成等につきましても、今後、新たな補助金を模索して、起債額の抑制に努めたいと思っております。

本市の財政負担の軽減のために、さらにそのほかの補助金が活用できないか、検討してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁ありがとうございました。

復唱しますと、水産業、あるいは経済の活性化等が主たる事業で、水俣市が主体となって進めるので、求めるのは難しいというのが1点目だったですね。

2点目は、総事業費は確定していないので正確には出せないけれども、おおむね24億円くらいかというのが結論だったと思います。

それで、この問題についてもどう考えるかということで、私ども議員団の考え方を先に述べたいと思います。

私たちは、この臨海部の護岸工事は必要な事業だと考えています。不知火海を縦に走る日奈久布田川断層は2年前に動きまして、断層の北部で熊本地震を発生させ、大きな被害を発生させました。また、大阪では、予知がほとんど考えられてないところで、断層が動いて起きていますから、確率が高いと言われるところはもう確実に起きるだろうということを考えると、これは必要な事業だというふうに私どもも思います。

一番私どもが危惧するのは、大きな地震が来て、この護岸が崩壊すれば、有機水銀を含む内容物が流れ出す可能性があるのではないかということなんです。

何度もこの議会で言ったことがありますけれども、チツソの社長と工場長が刑事責任を問われた裁判では、熊本検察庁はかなり詳しい資料を収集して、業務上過失致死傷罪を立証し、2人の有罪を昭和63年に最高裁で確定させています。その判決で発生源と特定されたのがこの八幡プール群です。もしこの八幡プール群が崩壊すれば、再汚染を引き起こす可能性があります。これだけは避けなければならないということで、そのような理由から護岸工事は必要だと私どもも思っています。

では、誰がその防護措置をとるべきなのかということなんです。

チツソには、さきに紹介した水俣病刑事事件で八幡プール群が汚染源と特定され、再び汚染が広がらないよう厳密な管理をする責任があったと私は思います。そして、国と県は厳密な防護措置をとることをチツソに求めて、とらせなければならなかったというふうに思います。しかし、これをとってきませんでした。それらがされないままに、水俣市が今大きな負債を抱えて事業主体になる、そういう構図に今なっています。

なぜ、このような構図になったのか。やっぱり経過を説明する必要があります。

2002年、平成14年にチツソから水俣市に寄附の申し出があり、水俣市はこれを受け取りました。そして、ここは、護岸が傷んでいたために、人は入れますけれども、車などが入ると護岸が崩壊する可能性があるとして一度も市民には供用されずに現在まで至っています。市道として受け取ったのに一度も供用されていないというのが、この道路です。

そして2014年、平成26年ごろからは、水俣川河口臨海部振興構想というのが動き出します。

そして、今回の補正では、これらの計画に西回り自動車道建設で出た廃土を入れて埋立地をつくり、海岸部の護岸をより堅固にし、丸島新港のそばにはなぎさを建設するなどの計画が追加されているというふうに思います。

今回の補正予算の中身については、部長から説明ありましたがけれども、1つは河口部の道路、構造物の補修工事、現在の護岸の外に鋼矢板を打ち込んで、現在の護岸を外からコンクリートで

覆うものです、これが1つ目ですね。2つ目、海に面した部分の護岸については、現在の護岸の約80メートル沖に鋼矢版を打ち込む。その内側に山から持ってきた土を入れる。3番目は、臨海部に水産振興の目的で養浜海岸をつくる整備調査費を今回計上されています。3つ合わせるとどうなるかという、財源は国土交通省2,546万円、環境省と県7,785万円、国、7,006万円、県779万円、国と県の小計は1億330万円です、24%、市債3億1,170万円、全体の予算の75%です。一般財源7万円、合計で4億1,500万円になると思います。これを前提に質問に入ります。

最後に質問をまとめますので、もうちょっと耳を貸してください。

この事業はそもそも何の目的で計画されてきたのかということ振り返らなければいけません。

2016年（平成28年）の3月議会で本山副市長は以下のように答弁しています。これは議事録に載っている話です。

「点検したところ、ここの護岸は、ひび割れが施設全体に確認されており、陸側から海側へ連続している。内部の鉄筋が腐食し、コンクリートに空洞ができています。剥離、剥落、欠損も多く確認されている。海面に傾いた護岸が、背面土圧によって押し出されていて、不同沈下が生じ、護岸にずれが生じています。今後、護岸事態の倒壊のおそれがある。総合評価としては、補修による対応は困難であり、改築が望ましい。そして、現在の護岸では地震などによって倒壊の不安があり、安全性の確保が重要である。護岸を強化整備することで安全を確保したい」これが2016年（平成28年度）の3月議会での本山副市長の答弁です。

もう一つあります。2016年6月、我が党の田村貴昭衆議院議員が環境省の官僚と会っています。そのとき官僚は何と言ったか。「水俣市、熊本県とは震災前から話している。今回震災を受けて八幡プールの護岸を強化するということが計画が進んできた」と護岸強化が中心であると話しています。

さらに2016年9月議会、本山副市長答弁は再び目的について、第1は、従来から懸念している八幡プールの護岸補強、第2は、西回り自動車道の土を使って埋め立て、新たな土地をつくる。第3は、丸島港及び産業団地への産業道路整備、以上の経過があります。

ですから、冒頭部長がおっしゃった水産振興だとか、あるいは経済活性化だとかというのは、これは当初の目的からどんどん外れていっているんですよ、というふうに思いませんか。

それで、質問に入ります。

今回補正予算で出された事業は、これまでの延長線上のものですか。それとも、新たに始まったものというふうに考えたらいいんでしょうか、これが1点目です。

2点目です。市長は3月議会で、チツの負担を求めるか否か、国と県と協議するというふうに私の質問についてお答えになりました。協議はされたのか、したとしたらいつ誰とされたのか、これが2点目です。

3点目です。国土交通省、環境省、熊本県からは、今回と同様の比率の支出金が出ると考えておられるでしょうか。

以上、3点です。読み取れなかったら、改めて説明します。

○議長（福田 斉君） ちょっと時計とめてください。

午後2時23分 休憩

午後2時23分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 野中議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、この臨海部構想事業が新たに始まったのか、趣旨が違うというふうな御質問でございました。

26年ぐらいから、ここにつきましては、水産業の振興及び産業団地の拡充という目的をスタートとして実施してまいりました。

次に、国と県と協議は行いましたかということだと思います。

国と県につきましては、今のところまだ協議は行っておりません。

最後に、補助金について、次からも同じように出るのかということだと思います。

これは、先ほども答弁いたしましたとおり、毎年度交付申請をしてみないとわかりませんので、内諾は大体得ておりますけれども、確定ではございません。

以上です。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 26年ごろから水産業だとか産業振興だとか計画をやってきたんだというふうに言われて、私もそうかなと思っていたんですけど、この問題、僕はずっと一般質問してきました。その中で、本山副市長は、たまたま28年の3月議会と28年の9月議会だけ、きょう紹介しましたけれども、そのほかで取り上げたときも同じように目的は3つぐらいずっと挙げていらっしゃるんですよ。今、2回目の御答弁をいただいたんですけども、その中でも護岸の補強というのが全部抜けちゃうんですよ。

だから、これは行政の継続性、あるいは議会答弁と違うことになっているんで、これはちょっともう一度考えていただかなきゃいかなのじゃないかなというふうに思っています。それはもう質問にしませんので。

それから、もう一点ですけれども、チッソへの負担を求めるか否か、国と県と協議するとおっしゃったのは市長なんですよ、3月議会です。900億円の特措法の一時金の支払いについて、県債

が出たわけですよ、チツソのね。それは、これまで借りた分の返済がまだ滞っているから、とても900億円の支払いについては、もう支払わなきゃいけないんだけど、払えるお金がないんで、それを先送りしましょうという決定があったんですよ。

それを受けて市長が、この900億円についての返済は猶予されたんだから、そういうチツソは事業体であって、この件について負担を求めているのかどうかということ判断つかないんで、国と県に聞いてみるというふうには市長がおっしゃったんですよ。わかりましたと、それはもうぜひ伺ってくださいというふうには私は思って、3月議会はそのまま聞いておりました。議事録には残していただいたんです。

それで、議事録に残っているんですけども、そのことは実行されたんでしょうかということできょう聞いたという話なんです、流れとしてはですね。でも、聞いておられないということですから、ということは、国と県には聞かずに、市長判断でもチツソには負担を求めることはしないということでしたということを考えていいんでしょうか。これが1点目です。

3回目の質問をしますけれども、この事業については、護岸部分の補強が主たる目的であるということは、もうこれまでの経過を見れば明確です。だから、汚染者負担原則及び内容物の流出を防ぐ責任がやっぱりチツソとJNCには私はあるというふうに思います。

それで、負担を求めるのは当然じゃないかなというふうに思いますけれども、改めて見解をお聞かせいただきたい、これが2点目ですね。

3点目いきます。

水俣市は、実は私は何度も一般質問でいろんな調査をしてみませんかということを通じてきたんですよ。いろいろと聞いてみますと、熊本県が周辺海域で海水の調査をしていると。その海水の調査の結果は、国の基準以上の水銀の溶出はなかったということで調査してなかったという経過があります。

しかし、県の水銀の溶出基準1リットル当たりどれぐらいの量が出ているかというのがいわゆる溶出基準になるんですけども、0.0005ミリグラムパーリットル、1リットルの中に0.0005ミリグラムあるかないかが溶出していて危険かどうかという判断基準になっているんですけども、この基準は世界的には通用しないんですよ。なぜかという、魚類は、1万倍から10万倍濃縮すると言われてます。これは分析等をやっている学者の人たちに聞いてもらえればわかる話です。

例えば、0.0005に1万を乗じてください、乗じるということは掛けるということですね。掛け算するということです。そうすると、総水銀で5 PPMになるじゃありませんか。厚生省の安全基準は0.4 PPMですよ、総水銀で。その10倍の値になっちゃうんですよ、1万倍すると。濃縮すると、どんどん魚肉の水銀値は高くなっていくということなんですよ。

だから、これを世界に通用しないこういう基準で物を言っているということ自体が、私はもうおかしいと思いますので、改めて市道の部分の土壌調査をする、周辺海域での魚介類の調査をする、そしてもう有害物は出ていないということ、汚染はないということを調査で明確にすべきではないかというふうに思うんですけども、これはいかががでしょうか。これが3点目です。

4点目、いいでしょうか。

この事業についての補正予算での起債は3億1,000万円ですよね。我が党の衆議院議員が環境省と会ってくれました。環境省に会ってくれということで、詳しい手紙を書いて、この間の経過も書いて、環境省の大臣幹官房何とか課というところの役人と会ってくれましたけれども、それによると、水俣市が計画している来年度からの事業はハード事業であって、来年からは、ことしのような支出金はないですよというふうに述べています。そうすると、さらに水俣市の起債はふえていくんではないか。最初は24億ぐらいとおっしゃいましたよね。これがさらにふえていくんではないかと、国からの支出金が減るわけですから。というふうになると、これはこれでまた大変なことになるというふうに実は思っているんです。

起債がふえるとどうなるかというのは冒頭言いました。それで、やっぱりチッソやJNCからの負担をもらおうと、そして、起債額を少なくすると、これしかないんじゃないかなというふうに思っているんです。

例えば今度の一般質問の議論を聞いていまして、学校にエアコンをつけるのに、何億円かかると。あるいは給食の無料化するのに何千万かかるとか、幾つかやらなきゃいけないことがある、しかし財源は苦勞しているんだということを市長ずっとおっしゃいました。今回の議会でもおっしゃいました。そのとおりでらうなと思っています。多分、悩まれているだろうなと思います。

そういうのを解決するためにも、もらうべきところからちゃんともらって、そして給食費だとか高校までの医療費の無料化だとか、あるいは学校にエアコンを設置するだとか、介護保険料、ことしの3月議会で上がりましたよね。第7期になるときに上げましたよね。合計で約9,000万ですよ。65歳の人たちが1年間に納める保険料、ふえた分が9,000万円です。そういうところの補助をするだとかすると、もっと市民生活は守られるんじゃないでしょうか。そういう選択を市長はされるべきだというふうに私は思うんですけども、いかがでしょうか。

最後のところは、市長のお考えを聞かせていただければと思います。前3つは、部長のところ結構です。

以上、3回目の質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 休憩します。

午後2時34分 休憩

○議長（福田 斉君） 再開します。

城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 野中議員の3番目の質問にお答えいたします。

まず、協議をするということをしてないということで、これは市長の判断なのかという御質問だったと思います、1点目はですね。

これにつきましては、これまで公有水面埋立申請の手續に注力をしておりまして、まだ協議に至っていないのが事実でございますので、今後、熊本県、国あたりにも話を持ちかけてみたいと思っております。

次に、2つ目の御質問ですが、チツソやJNCに対して、負担を求める必要があるんじゃないかという御質問だったと思います。

これにつきましては、今回の水俣川河口臨海部振興構想事業は、チツソが費用の一部を負担して、しゅんせつ、埋め立てを行った水俣湾公害防止事業とは異なっております。水産業や経済の活性化を主たる目的に水俣市が実施する事業でありますので、チツソ、JNCに負担という形で費用を割り当てて、実施する事業ではないと考えております。

続きまして、海水の調査とか市道の土壌調査をやるべきではないかという御質問だったと思います。

海水の調査につきましては、毎年県のほうで実施されております。また、土壌調査につきましては、今のところ市でやるという計画はございません。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 4つ目の質問でございますけれども、国、県の起債額、そういったものでいくと負担がふえてくるんじゃないかということですが、これは毎年補助を申請するものでございますので、金額が減るとかふえるとかいうことは、現在確定はされておられませんので、そこは減るという前提は考えておりません。

そして、チツソに負担をとという話、これはまた最初の質問とかぶるのかもしれませんが、今までも先ほどから答弁しておりますように、土砂等の仮置き場を提供していただいたり、そういった意味でも協力をしていただいております。また今後、そういったものに関しても協議をしながら、そして国、県とも協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○野中重男君 議長、答弁漏れが1つあるんですよ。

○議長（福田 斉君） ちょっと休憩します。

午後2時44分 休憩

午後2時44分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

質問者から答弁漏れの指摘がありましたので、再度答弁を求めます。

城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 失礼しました。

県に相談してから負担があるかないかと決めるべきじゃないかということでございましたと思います。

負担というのは、結局この事業で事業負担金というのがありません、はっきり言いまして。それで、今後、市長が3月議会で答弁されましたのは、何らかの形で負担なり、御協力なりしていただきたいと考えているということで、それを国や県に相談したいという趣旨で答弁されたものと私は理解しております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明28日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時45分 散会

平成30年6月28日

平成30年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成30年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成30年6月28日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後2時45分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
次 長（松 尾 裕 二 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 19人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福祉環境部長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総合政策部次長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）
総合政策部政策推進課長（設 楽 聡 君）	総 務 部 財 政 課 長（梅 下 俊 克 君）
福祉環境部環境課長（柿 本 英 行 君）	福祉環境部いきいき健康課長（竹 下 浩 久 君）
福祉環境部福祉課長（小 形 浩 充 君）	教育委員会事務局教育総務課長（岩 井 浩 昭 君）
教育委員会事務局スポーツ振興課長（緒 方 卓 也 君）	

○議事日程 第4号

平成30年6月28日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 田中睦君
1 市長の基本姿勢について
(1) 市民や職員との対話について
(2) 水俣病問題について
2 小学校運動部活動の社会体育への移行について
3 小中学校教員の超過勤務削減について
- 2 牧下恭之君
1 消防団について
2 重度障がい者医療について
3 介護保険料引き下げについて
- 3 小路貴紀君
1 平成30年度施政方針について
2 農業振興及び政策について
3 観光及び教育行政における外国語を話せる人材の確保について
4 小中学校の安全対策について

(付託委員会)

第2 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第3 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)

第4 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)

第5 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算 (第12号) (各委)

第6 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(厚生文教)

第7 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定
について (厚生文教)

第8 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業
の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係
る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の
一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第9 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 平成30年度水俣市一般会計補正予算 (第1号) (各委)

第10 議第54号 水俣市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第11 議第55号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)

第12 議第56号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条
例の制定について (総務産業)

第13 議第57号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第14 議第58号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第15 議第59号 平成30年度水俣市一般会計補正予算 (第2号) (各委)

第16 議第60号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算 (第1号) (厚生文教)

第17 議第61号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) (総務産業)

第18 議第62号 平成30年度水俣市病院事業会計補正予算 (第1号) (厚生文教)

第19 議第63号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算 (第1号) (総務産業)

第20 議第64号 市道の路線認定について (総務産業)

第21 議第66号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長 (福田 斉君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長 (福田 斉君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定による株式会社みなまた環境テクノセンター及び公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告各1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、柿本環境課長、竹下いきいき健康課長、小形福祉課長、岩井教育総務課長、緒方スポーツ振興課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、田中 睦議員に許します。

（田中 睦君登壇）

○田中 睦君 皆さん、おはようございます。無限21の田中睦です。

ことしになって初めての一般質問で、執行部の皆さんの顔ぶれも大きく変わった中でのこととなります。市長、教育長とは初めてのやりとりができるということで、緊張感とともに多少の楽しみも持ってこの場に立っております。

特に市長とは、私が議員になって同じ委員会に所属しましたので、いろいろとそのときに教えてもらったことを覚えております。特に、委員会での視察の際は、列車の中でかなり長い時間話をさせていただいたことを覚えております。会派は違いましたが、水俣市議会議員としてアプローチの道筋には違いがあるかもしれないが、目指す方向は大きくは変わらないというようなことを、既に当時2期務めておられましたベテランの域に入っておられる高岡議員と新米議員の私が結構熱く語り合ったことが心に残っております。大変有意義な時間だったと今でも思っているところです。きょうはそのときと立場は変わりましたが、また意見交換ができるということを楽しみにしております。

では、通告に従って質問に入ります。

1、市長の基本姿勢について。

(1)、市民や職員との対話について。

①、市民や職員との対話が必要との認識をお持ちでしょうか。

②、対話が必要だとすれば、その場をどうつくっていかうとしておられるのかをお聞かせください。

(2)、水俣病問題について。

①、軸足をどこに置かれるのか。これまで市長は、患者・被害者と加害企業の間に入って、双方をつないでいくということをおっしゃっております。私は、これは第三者的ではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

②、チッソ社長の「救済は終わった」という発言に対する所見を伺いたいと思います。

次に、小学校運動部活動の社会体育への移行についてお尋ねします。

①、これまでの進捗状況をお尋ねします。検討委員会やその中の作業部会、運営協議会などどのようなことが論議されたのでしょうか。

②、基本方針で示された活動エリアが中学校ブロックから小学校ブロックに変わった経緯について、お尋ねします。

大きな3番、小中学校教員の超過勤務削減について質問します。

①、教員の超過勤務は減っているのでしょうか。

②、勤務時間の客観的把握については、昨年12月議会において方策を検討するという答弁があります。現在、どのようにして勤務時間の客観的な把握を行っておられるのでしょうか。

③、ストレスチェックについてお尋ねします。これも12月議会で、結果が届き次第、適切に対応するとの答弁をいただいております。そこで、昨年度実施されたストレスチェックの結果から、どのようなことがわかったのかをお知らせください。

④、最後に、今回導入が計画されている統合型校務支援システムについてお尋ねします。

統合型校務支援システムとは一体どのようなもので、その導入は現場の先生方の負担軽減につながるのかをお尋ねします。

以上が本壇からの質問です。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 田中睦議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長の基本姿勢については私から、小学校運動部活動の社会体育への移行について及び小中学校教員の超過勤務削減については教育長から、それぞれお答えします。

初めに、市長の基本姿勢についての御質問のうち、市民や職員との対話について、順次お答えします。

まず、市民や職員との対話が必要との認識を持っているかとの御質問にお答えします。

私は、これまで3期11年、市議としての政治活動の中で、常に市民と向き合い、多くの方々と対話を重視してまいりました。また、庁内では、それぞれの職員の持つ知識と見識をフルに活

用し、チーム水俣として、行政運営を行っていくために、風通しのよい職場づくりを目指しております。

よって、市民の皆様及び職員との対話は、必要不可欠なものであるという認識を持っております。

次に、対話の場をどうつくるのかとの御質問にお答えします。

市民の皆様との対話の場といたしましては、地域や企業で開催される会議や会合などに、できる限り出席させていただき、対話をさせていただきたいと考えております。直接お会いできない方やお忙しい方に対しては、市の広報紙やホームページで意見募集を行うなど、幅広く多くの皆様の声をお聞きしてまいりたいと思います。

また、職員に対しては、定期的で開催される庁議や課長会議の中での活発な意見交換に加え、日常的に各職場に出向き、対話をするよう努めてまいります。

今後もさまざまな場面で、対話の場をつくってまいりたいと考えております。

次に、水俣病問題について、順次お答えします。

まず、軸足をどこに置くのか。患者・被害者と加害企業の間に入って双方をつないでいくとは、第三者的ではないかと思うがどうかとの御質問にお答えします。

軸足をどこに置くのかとの御質問ですが、水俣病問題は、本市としても最重要課題であると十分認識しておりますが、市民の中には、患者・被害者や原因企業に勤めている方など、さまざまな市民の方がおられます。そのような市民の御意見を真摯に受けとめ、市民に軸足を置いた市政を行っていきたいと考えております。

また、患者・被害者と原因企業の間に入って双方をつないでいくとは、第三者的ではないかという御質問ですが、水俣病が公式確認されてから62年が経過している現在でも、患者・被害者と原因企業との間に少なからず距離があるということが問題の一つであると考えております。

また、このような状況を解決するためには、患者・被害者や原因企業の声を十分聞き、両者をつなぐ役割が必要であると感じており、このつなぐ役割が水俣市の長である私がしなければならないものと考えております。

このことから、私としましては、決して議員御指摘の第三者的立場ということではなく、患者・被害者や原因企業の声聞き、双方をつなぐ役目であると考えております。

次に、チッソ社長の「救済は終わった」との発言に対する所見をお尋ねしますとの御質問にお答えします。

先日、谷口明弘議員及び野中議員の御質問でもお答えし、繰り返しとなりますが、チッソの後藤社長の発言につきましては、環境大臣や熊本県知事と同じく私も、多くの人が認定申請や訴訟を提起されている現状を踏まえると救済終了とは言いがたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 田中睦議員。

○田中 睦君 ただいまの答弁で、市民や職員との対話は必要不可欠だと考えておられることで、その確認ができたものと思っております。

職員との対話については、定期的な会議だけでなく、日常的に各職場に出向いて対話をするよう努めるということだったと思いますが、それは現在行っておられるのか。それとも、今後の努力事項なのかを確認させていただきたいというふうに思います。これが1点目です。

2点目は、市報の市長コラムについてです。宮本市長、それから西田前市長とも市報にコラムを出しておられましたが、現在はありません。市長が変わられてから、市長の考えが伝わってこないという市民の声を聞いたことがあります。

市長コラムは政策面だけでなく、市長の人となりや伝わるコーナーでもありました。それだけに市長コラムを期待する市民も多いのではないかと考えています。私もそれを期待する1人です。市報のコラムをやめられた理由があれば、お尋ねしたいと思います。また、ほかの方法での情報発信を考えておられるのでしたらお聞かせください。

次に、職員との対話に関連してお尋ねをします。

市長は、フレックスタイム制の導入ということをおっしゃっております。このフレックスタイム制導入というのは、職員からの要望、あるいは職員からの声の反映なのかどうかをお尋ねします。

市民や職員との対話に関する質問は、以上の3点です。

次に、水俣病問題についてお尋ねします。

水俣病については、公式確認から62年以上がたっています。公式確認というのは行政が水俣病を認知したということであって、水俣病の発生はそれよりも前と考えなければならないというふうに思います。現在でも認定申請をしている方がおられますし、損害賠償を求める訴訟、認定義務づけの訴訟など、司法の場に訴えておられる方も多数おられます。

また、未認定患者救済のための特措法は「あとう限りの救済」とうたったものの、地域や年代での線引きなど、問題は残ったままです。被害の実態把握につながる健康調査、これは、私は本来、国・県がやるべきだと思うのですが、この健康調査も実施がされておられません。このような状況の中、救済の終了とはいいがたいという市長の認識は至極当然だと思います。救済はまだまだ終わっていないという認識のもと、水俣病問題解決に向けて取り組んでいただきたい。

さて、市長は、加害・被害の立場の声を聞き、双方をつなぐ役割を果たしていくと、これは決して第三者的立場ではないという答弁だったかと思えます。

私は、以前もこの場で言いましたが、何よりも被害の側の声に重きを置いて対処してほしい、その思いは今も変わりません。水俣病問題に対する基本姿勢にかかわることですから、再度、市

長の見解をお示しいただきたいと、これが1点。

市長は議員のとき、当時の市長に対して、いつも国や県に声を伝えると言うけれども、伝えるだけでなく具体的な行動が必要ではないかといった質問をしておられます。今回は、答弁する立場におられます。水俣病問題の解決のためには、どのような行動をしようと考えておられるのかをお聞かせください。

水俣病問題に関しては、2点です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 田中睦議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

全部で5点あったかと思いますが、まず1番目の職員との対話ということでの御質問で、今現在、例えば、庁内を回ってしているのかというようなこと、それとも今後の努力目標なのかという御質問だったかと思いますが、今のところ、それぞれの課を回って、職員との対話をしているということは今やっておりません。

ただ、いろんな場で職員と顔を合わせたり、私の部屋にいろいろな用事で来ていただける職員とか、そういった方たちに対しては、今現在でも現在の職場の状況であったり、本人の気持ちであったりということを知ることができているという形はしております。

今後ともそういった形で、ただ業務中でありますので、職場を回ってというのも非常に職員としても、仕事をしている中にそれがいいのかどうかということも判断をしながら、適宜そういったところは状況を見ながら、職員との会話を重ねていきたいというふうに思っております。

それから、2番目の市長コラムについてやらないのかということでもございましたけれども、これはもう私見になるかもしれませんが、広報紙あたりに写真を出してどうのこうのということを余り私は個人的に好まないといえますか、市報にもなるべくもう私は写真は出さないでくれということを行っているところでもございます。

ただ、そう言いながらも、公の立場であるところでは、きちっとしたものを示していかなければいけないのかなというふうに思っております。

そういった中で、私も水俣市の目指す姿として、これまで以上に積極的にそういったものは発信をしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

そのために、広報紙の活用というのはもちろんですが、情報発信のツールとして、市のホームページやそれからフェイスブック、市長への手紙など、そういった媒体も合わせて、今後また活用していきたいなというふうに思っております。

コラムに関しましても、必要があれば、市民の皆様情報発信といえますか、いろいろなことをお知らせしなきゃいけないというときには、そういったものも今後出していくことも必要かなというふうには考えております。

それから、3番目のフレックスタイムについてということで、これは職員からの声なのかという御質問だったかと思いますが、これは、私、選挙期間中もそうなんですが、その前から、例えば、市民の方から窓口業務で証明書等を取りに来るのに、平日仕事が終わって来てもなかなか取れないという声も聞いておりました。

ですから、それぞれの課によっては、例えば、朝、定時には出勤をしなくてもいい部署もあるかもしれないし、逆に早く来て、早く帰るとか、そういったこともできる課もあるかもしれません。そういったところをきちっと検証しながら、やはり市民サービスという部分では、今5時15分に業務を終了しておりますけれども、やはり会社帰りにそういった証明書が取れる、そういったことで、例えば6時まであいてるとか、6時半まであいてるとか、そういったことも毎日ではなくてもいいんですけど、市民サービスという部分では、今後考えていかなければいけない問題なのかなという部分もあります。

そういった市民の声、そして職員からの声としては、これからこの後に田中議員が御質問される小学校の社会体育移行、そういった部分で指導者の問題等もありまして、例えば、職員でもスポーツ、いろいろやっている職員もおります。じゃあ、そういった方々が早く出勤をして、例えば4時ぐらいに業務が上がれば、そういった方も地域の指導者として協力ができるんじゃないかと、そういったところにまで、単なる働き方改革、そういったものだけではなくして、市民の中に入っていくという、職員も市民の中に入って行って、そういう活動ができるということも考えて、職員からもそういう声も若干聞いておりましたので、職員、そして市民合わせて両方の声を聞きながら、このフレックスタイムというものを今後、導入できないかというふうに考えております。

それから、4番目の被害者の方の立場に立ってやるべきではないかということでございました。

私が市政を運営する中で、この水俣病問題というのは、先ほども答弁いたしましたように、本市の中でも最重要課題というふうな認識は十分しております。

議員御指摘のもっと被害者に寄り添う必要があるという点につきましては、先ほど答弁もさせていただいたんですが、市民の中には、患者・被害者や原因企業に勤めておられる方もおられます。さまざまな市民がおられるということで、そのようないろんな方の市民の御意見を真摯に受けとめて、私としては市民に軸足を置いた市政を行っていきたいというふうに考えております。

それから、トップとしてどのような行動をするのかということでございますけれども、私が2月に市長に就任をさせていただいて、4カ月になりますけれども、この水俣病問題の解決については、現在機会を捉えて、患者団体等から話を伺いながら、市長としてどのような行動をすべきかということについて、現在も考えているところでございます。

引き続き、さまざまな関係者の方の御意見を十分に聞きながら、必要な情報については、今ま

で以上に国、県にも伝えていきたいというふうに考えておりますし、それにも増して、市として取り組むことについては、私が先頭に立って、きちっと行動をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 水俣病問題の解決に向けての行動については、関係者の意見を十分に聞きながら現在考えているところということでもいいかと思いますが、市長は失礼な言い方になるかもしれませんが、議員時代には余り患者・被害者との接触はなかったような印象を私は持っております。

市長就任以来、患者・被害者団体、それから語り部の会の皆さんとも何回も会っておられるということは、私も承知しております。どうぞ今後も積極的に意見交換を重ねて、1回だけに終わるということではなくて、重ねていただいて、国・県への働きかけに生かしていただきたいというふうに思っております。

その上で1点、私の意見を交えて質問をいたします。

歴史を少し振り返ってみたいというふうに思っています。1959年暮れに患者とチツソが見舞金契約というのを交わしています。このとき、患者とチツソ両者の間に入った調停委員5名の中に、当時の熊本県知事、それから水俣市長も入っておられます。

この見舞金契約の内容は死者30万円の一時金、それから生存者については大人が年間10万円、未成年者については3万円というものです。金額の低さもありますが、この見舞金契約の第5条には、次のようなことが書かれています。「将来、水俣病の原因がチツソにあるということがわかってこれ以上の要求はしない」と、これはどう考えても患者側に立った内容にはなっていないと。加害企業であるチツソに有利な内容になっています。

ですから、裁判ではこの見舞金契約は公序良俗に反するので無効であるというふうに判断されました。見舞金契約においては間に入った調停委員が、裁判で無効と言われるような企業に有利な内容を導き出しています。

つまり、間に入ってつなぐことはややもすると加害被害の場合は加害の側に、強者弱者の場合は強者に、差別被差別の場合は差別者の側に加担する危険性をはらんでいるということを示しているというふうに思います。市長におかれては、間違っても加害の側、差別者の側には立たないという決意のほどを最後にお聞かせください。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の田中議員の御質問でございますけれども、先ほどから申し上げておりますけれども、この問題というのは、本当に本市の重要な問題であるというふうに思っております。

そういった中で、私も市のトップとして、どちら側ということではなく、先ほどから申し上げているように、いろいろな市民、被害者の方もおられるし、原因企業で働いておられる方、全てが市民ということで、私はその全ての市民の方々の立場に立って判断をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、どちらとかということではなく、全ての市民のために市のトップとして私は行政運営をしていかなければいけないという思いでおりますので、そういった形で行動をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、小学校運動部活動の社会体育への移行について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、小学校運動部活動の社会体育への移行について、順次お答えします。

まず、これまでの進捗状況について、検討委員会、作業部会、運営協議会などで議論されたことは何かとの御質問にお答えします。

これまで検討委員会を5回、作業部会を9回開催し、本年度4月に水俣っ子クラブ運営協議会を立ち上げております。検討委員会では、熊本県教育委員会の方針に沿った本市の社会体育移行の基本的な方向性を主に協議しており、作業部会は検討委員会の下部組織として保護者アンケートや種目団体ヒアリングの内容等を取りまとめ、水俣市小学校運動部活動を社会体育へ移行するための基本方針の素案づくりを行いました。

また、水俣っ子クラブ運営協議会では、社会体育移行に伴う具体的な課題について協議をしております。

次に、基本方針で示された中学校ブロックから小学校ブロックに変わった経緯をお尋ねしますとの御質問にお答えします。

平成29年11月に策定した当初の基本方針では、中学校ブロックでの組織を想定していましたが、その後、各小学校の校内委員会等で検討が行われ、小学校ブロックで対応してもらいたいとの要望が出されました。この要望を受け、中学校ブロックの取りまとめが困難であることがわかりましたので、平成30年3月に開催した第5回検討委員会において、中学校ブロックから小学校ブロックへの変更を行いました。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 私はこの小学校運動部活動の社会体育への移行については、4度目の質問になります。

これまでは、動きが遅いとか、来年度からの完全移行に間に合うのかといったスピードアップ

を言ってきました。基本的には来年度からの完全移行がスムーズに行われることを願っての質問であります。

2番目の質問の小学校ブロックへの変更については、各小学校からの要望を受けてということ、柔軟に対応されたものだというふうに思っています。子どもたちや保護者からすれば活動場所が変わらないということは安心感にもつながるといふふうに思います。

答弁の中で、4月に立ち上げた水俣っ子クラブ運営協議会で社会体育移行に伴う具体的な課題について協議しているというふうに言われましたが、私が一番知りたかったのはその点です。つまり、具体的な課題についての協議の中身です。保護者の皆さんも同じではないかというふうに思っています。考えられる課題についての論議がどの程度進んでいるかということです。

幾つか質問をします。

まず、指導者の確保についてお尋ねをします。今の時点で指導者としてどれくらい協力できる方がいらっしゃるのでしょうか。もちろん、各種目団体の協力が必要ですが、数的に言って、何割くらい確保できているのでしょうか、その点について、まずお尋ねをしたいと思います。

例えば、ざっと言って、全体で100人ぐらいは必要なのに、今は3割程度とか、6割ぐらいはめどが付きそうだとか、そういうことです。

2つ目は、社会体育移行に伴って、保護者の経済的負担がふえないかという点です。

前にも同じ質問をしました。そのときには、できるだけ負担感が伴わない形でという答弁でした。保護者の負担増にならないための手だては考えられているのかをお尋ねします。

3つ目です。指導に当たっては、社会人の協力というのが必要になりますが、仕事を終えてからの指導になると、子どもたちからすると活動の時間帯が現在行われている学校の部活動よりも遅くなる可能性が高いと思われます。放課後から社会体育活動開始までの子どもたちの時間の過ごし方や安全の確保については、どのようなことが話し合われているのでしょうか。

以前の答弁では、重要な案件だということにとまっております。そのときはまだ議論されてなかったようでしたので、現時点ではある程度の議論も進み、何か具体的な案も出ているのではないかと、質問をいたしました。

○議長（福田 齊君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の2回目の御質問にお答えします。3点ございました。

1点目、指導者確保については、種目団体に御協力をいただき進めているところでございます。また、地域人材の掘り起こしについてですけれども、社会体育移行の機会に指導へ携わりたいというお話もありますので、今後も幅広い指導者確保に努めてまいります。なお、現在、35%確保できております。

2点目です。保護者の経済的負担をなくすため、補助金などは考えていないかについてです。

クラブ活動の通常の運営費については、保護者会費等を基本として、補助金支給等は今のところ考えてはおりません。

しかし、社会体育移行において、特別に費用がかかることについては、保護者に大きな負担がかからないよう努めていきたいと思っております。

3点目です。子どもたちが放課後から活動開始までの時間について、現在、どれぐらい協議が進んでいるか、その進捗状況の質問だったと思います。

活動開始時刻が遅くなることによる子どもたちの過ごし方については、保護者が交代で見守ることや一度帰宅するなどの対応が必要になるとは思いますが、第一小学校の陸上部や袋小学校のサッカー部などのように、既に保護者の見守り体制ができているところもあります。

従来から社会体育活動を実施している出水市も参考にしておりますけれども、社会体育が定着をしておりますので、活動にかかる経費、会費や子どもたちの見守りを保護者が交代で行うことなどが当たり前となっており、負担に感じることはないとのことでした。

ただし、本市では、部活動が長年続いておりますので、すぐに出水市のような対応をとることは難しいと思っておりますので、今後も保護者の理解を得ながら、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 田中陸議員。

○田中 睦君 ありがとうございます。

子どもたちの安全確保、活動までの時間帯をどう過ごすか。確かにもう何年も社会体育の活動をやっておられるほかの市にあっては、特に近いところでは今紹介があった出水市ですけれども、そういうところでは、それが当たり前になっているので、何も問題はないというようなことだと思います。

今、まだ水俣市は、部活動が当たり前という状態ですので、今後、社会体育に移行するまでに相当なエネルギーが要るし、社会体育に移行してからもいろいろ問題点と申しますか、そういうのも出てくるかと思いますが、ぜひスムーズに移行ができますように、今の段階で考えられるいろいろな課題については、ぜひ十分な協議をしていっていただきたいと。そして不安の解消に努めていただきたいというふうに思っています。

一般質問の初日だったかと思いますが、中村議員への答弁の中で、助成に関して、指導者への直接的なもの、例えば謝金等が該当するのかなというふうに思いますが、そういうものは、助成の該当ではないと。ただ、関連する部分については、助成をするというような答弁だったかというふうに思います。

例えば、指導者の研修とか、研修に行く費用とか、市のほうで研修する機会を設けられること

になるかもしれませんが、その指導者の研修に関する費用、それから保険あたりは、助成の対象になるような気がしますが、いかがでしょうか、それが1点です。

それから、中学校の運動部活動についても、県のほうは、まだ何も言っていないと思うわけですが、ぜひ早目に市として検討しておくことは必要ではないかというふうに思っています。それは、最近ずっと言われている先生方の負担軽減につながるというふうに思いますので、その観点からもまだ県のほうが言ってきていないのでということではなく、ぜひ今回小学校の運動部活動が社会体育に移行するということの協議が進められておりますので、ぜひ中学校の件についても準備をしておくことが大事ではないかというふうに思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（福田 斉君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の3回目の御質問にお答えします。

まず1点目、指導者への謝金についてということでしたけれども、重ねてになりますけれども、指導者への直接の謝金は現在考えておりませんが、指導にかかる講習会等の経費につきましては、市の体育協会等と連携して、助成を行っていきたいというふうに考えております。また、加入する保険への補助はできないのかということですが、それにつきましては、今のところ各クラブで対応していただくよう考えております。

2点目の御質問、中学校の運動部活動についてですけれども、今回は小学校運動部活動を対象としておりまして、中学校につきましては、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 次に、小中学校教員の超過勤務削減について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、小中学校教員の超過勤務削減について、順次お答えします。

まず、教員の超過勤務は減っているのかとの御質問にお答えします。

平成28年度の超過勤務時間が月100時間を超えた教職員の割合は、17.1%であり、延べ392人いました。小中学校別の割合では、小学校12.1%、中学校26.3%でした。平成29年度の超過勤務時間が月100時間を超えた教職員の割合は、9.3%であり、延べ201人でした。小中学校別の割合では、小学校7.2%、中学校12.3%でした。過去3年間の4、5月を比較すると、平成28年が19.9%、平成29年が17.4%、平成30年が7.3%となっており、年度初めの繁忙期においても、大きく減少しております。

次に、勤務時間の客観的な把握は、どのように行っているのかとの御質問にお答えします。

平成29年1月20日に厚生労働省から出された労働時間の適正な把握のために使用者が講ずるべ

き措置に関するガイドラインでは、使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録することとあり、勤務時間の把握を自己申告以外の客観的方法で把握することが求められております。

そこで、教育委員会では、従来の自己申告や管理職の視認等に頼らない客観的な勤務時間の把握方法としてバーコードリーダーによる勤務時間の管理を平成30年5月から試行し、6月から実施しております。具体的には、ノートパソコンを各学校に配備し、勤務時間管理ソフトで教職員一人一人が個人のIDバーコードを出退勤時間に読み込み、記録管理することで運用しております。

次に、昨年度実施されたストレスチェックの結果からどのようなことがわかったのかとの御質問にお答えします。

学校ごとのストレスの状況を把握するため、久木野小学校を除く10校で集計・分析しました。ストレスチェックの分析結果は、仕事の負担、職場のサポートの観点から、標準が100になるように数値化されていますが、市内学校全体としての数値は92でした。120を超えると、職場で何らかの問題が発生している場合が多いと判断されますが、120を超えている学校は1校もありませんでした。緊急に改善を要する学校はなく、各学校の日々の取り組みにより、職場環境の整備が図られていると判断したところでございます。

次に、統合型校務支援システムとはどのようなもので、その導入は教員の負担軽減につながるのかとの御質問にお答えします。

まず、統合型校務支援システムとは、学校における働き方改革の一環として、ICT（情報通信技術）を活用することで、教職員の校務処理の効率化及び負担の軽減を図り、子どもと向き合う時間や本来教員の担うべき業務に専念できる環境の確保を目的として導入するものです。

本議会で上程しています予算が承認されたならば、今年度中に全小中学校に本システムを導入し、各学校への説明会や試験運用を行った上で、来年度から全校での本格運用を予定しております。また、本システムの導入による教員の負担軽減については、次の2点で効果が見込まれます。

1点目は、校務の情報化が進むことによる教職員の校務作業に係る時間の短縮です。具体例を挙げるならば、通知表や指導要録、調査書など、今まで別々に情報を入力していたものが、一度入力することでデータの転用が可能となり、作成時間を大幅に短縮できます。また、入力の回数が減ることで、人為的なミスが少なくなり、点検に要する時間も短縮できます。

2点目は、学校独自に実施している校務作業を標準化することによるメリットです。今回導入するソフトは、近隣の芦北町、津奈木町を含めた県内24の自治体で既に使用されており、教職員の異動時の校務作業の変化によるストレス軽減にもつながります。

○議長（福田 齊君） 田中陸議員。

○田中 睦君 一昨年、それから昨年と、超過勤務が月に100時間を超えた人の割合、延べ人数ともに減少していることは大変いい傾向だと思います。

ただ、月に100時間という数字は、過労死ラインを超えた数字であって、この100時間という数字での論議自体が問題があるというふうに思います。これまでとの比較で100時間をもとに議論をしておりますが、全体として半数近く減っているということ、中でも中学校の先生の割合が半分以下になったことは評価できると思います。

そこで1つ質問します。超過勤務が月に100時間を超えた職員の割合を3年前からの数字で比べてみると、平成27年度が17.2%、それから先ほど答弁されましたように、28年度が17.1%、昨年度が9.3%と急激に減ってきていると。その要因をどういうふうに捉えておられますか。あわせて、年度初め、4月、5月の数字も一気に10%以上減っております。この要因についても一緒にお答えいただきたいというふうに思います。

ただ、私が現場の先生方から聞いた中には、超過勤務時間数を報告する際に、少な目に記入することがあると、そういうことを聞いております。昨年までのこの数字は自己申告による数字ですから、ひょっとすると、そういうことがあるのではないかと。もし、そういうことがあれば、超過勤務の減少の数字というのは、少し割引して捉えなくてははいけません。

ただ、教育委員会としては各学校から上がってきた数字で判断されたことなので、これはこれでいたし方ないというふうに思います。要は先生方の報告が正しいものでなければ意味がないわけで、自己申告のマイナス面が出ている可能性があるということを指摘しておきたいと思います。

ことし6月からバーコードリーダーによる勤務時間の把握が行われているので、今申し上げたような自己申告のマイナス面というは解消されるものと期待しています。しかし、数字を少な目に報告することの問題については、次の質問と関連づけて後でまたお尋ねをいたします。

2つ目の質問です。

昨年度から、超過勤務が月に80時間を超えた職員の報告が県から求められるようになったというのを聞いておりますが、その報告内容は人数なのか、それとも名前まで報告するのかをお聞かせください。

これまでは超過勤務の報告というのは、月末にまとめて提出していたようで、翌月にならないと実態の把握ができなかったというふうに聞いております。それがバーコードリーダー導入により、その月の途中でも時間外勤務の実態が把握でき、管理職からの指導や声かけができる利点があります。

例えば、6月のきょう時点で、あなたはちょっと超過勤務が多いよと、もう少し早く帰るようにしなさいといったような声かけがしやすいという利点があると、ある校長先生から、これは聞きました。

ぜひ、このバーコードリーダー導入が超過勤務削減に活用できるようにしてほしいというふう
に思っております。これは要望です。

ストレスチェックの結果については、数字を示されましたが、その仕組みは詳しくわからない
わけですが、要するに、緊急に改善を要するような学校はないということだったので、ぜひこの
状態を維持してほしいというふうにあります。

統合型校務支援システム導入については、先に導入しておられる学校の先生に尋ねてみました。

それによると、例えば、出席簿の集計が自動的にできる、それが通知表、あるいは指導要録に
も連動しているので、事務作業が軽減されているということでした。

たった1つの例ですけれども、ほかにも先生方の本来の業務である授業準備とか、あるいは子
どもさんと向き合う時間の確保、そういうものに役立っていけばいいなというふうにある
ところでは。

質問は、超過勤務が減ってきた要因と県に報告する内容、この2点です。

○議長（福田 齊君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の2回目の質問にお答えします。2点あったと思います。

まず1点目、超過勤務の時間の割合が減少した要因についてですけれども、初日の中村議員の
御質問でも答弁しましたとおり、これまで教職員の働き方改革については、帰りやすい雰囲気
をつくる、私の定時退勤日の掲示などによる意識改革、効果的な業務分担や互いにカバーし合
える体制づくり、行事の後に次年度の計画案作成まで行う業務の効率化などに取り組んできた
ところでは、これらの取り組みが減少の要因だと思います。

また、年度当初に超過勤務時間の減少が顕著である要因としましては、先ほども申し上げ
ましたけれども、行事の後に次年度の計画案作成まで行う事後プラン等による業務の効率化
が最大の要因と考えております。

特に、事務分掌等が変わる年度初めにつきましては、互いにカバーし合える体制づくり
や適切な業務分担、何より帰りやすい環境づくりに努めているところです。

このような取り組みの相乗効果によって、減少につながったというふうにある
と考えております。

2点目の御質問は、県に何を報告しているかということでは、熊本県からの報告様式
にのっとり、80時間を超えた教職員の名前と人数を一覧表にして、県に報告している
ところでございます。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 田中陸議員。

○田中 陸君 3回目の質問に入ります。

2回目の質問の中で少し触れましたが、超過勤務時間を過少申告する職員がいる
ということは

否定できないというふうに思っています。

それは、今の御答弁であったように、超過勤務が月に80時間を超えると県に自分の名前が挙がるということを好ましく思わない人は多いはずです。ですから、バーコードリーダー導入によって、勤務時間の客観的把握ができる環境は整いました。これがぜひ超過勤務削減につながることを期待しております。それから、先生方の正確な数字の報告ということもぜひ今後とも進めていっていただきたいというふうに思っています。

最後に、先生方が心身ともに元気に、本来の業務に専念できるような環境づくりに向けての決意をお聞かせいただきたいというふうに思います。

なお、時間外勤務を減らせと毎回言いながら、この一般質問への対応のために担当の職員さんに残業をさせてしまったことを心苦しく思いつつ、質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の3回目の御質問にお答えします。

働き方改革につきましては、中村議員の御質問でも答弁しましたとおり、私の所信として掲げた重要な課題と捉えておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、6月からバーコードリーダーを入れましたので、勤務時間の客観的な把握にも努めて、また正確性と信頼性も高まるものというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 以上で田中睦議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（福田 齊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。公明党の牧下恭之でございます。

それでは、通告に従い、順次質問いたします。

初めに、消防団について。

火事や災害時はもちろん、ふだんも地域に密着した啓発活動などでなくてはならない消防団ですが、少子高齢化や昼間は不在となる会社員の増加などで団員数は減少傾向にあり、住民の安全、安心を守るという機能の低下が懸念されています。

全国の消防団員数は、昭和30年に200万人を割り込み、平成2年では100万人を割り込みました。現在は約86万人となっています。その中で、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する消防団員を機能別消防団と言いますが、年々増加しております。さらに、女性消防団も増加傾向となっています。

以下、4点お尋ねをいたします。

消防団員報酬等の地方交付税算入額は、団員年額3万6,500円となっているが、水俣市消防団員報酬は年額2万円であります。どのような算定基準で決めているのか。機能別団員制度の設置が必要と思うがいかがか。女性消防団の結成時の状況と現状はどうなっているのか。女性消防団の募集と育成にどう取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

次に、重度障害者医療について。

障害者が住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、適時適切な医療を提供することが必要です。重度の障害のある方は、定期的、継続的な診療を要することも多く、頻繁に通院や入院を余儀なくされている状況であります。

現在、子ども医療費助成は、医療サービスの現物給付が実施されておりますが、身体、知的、精神の重度障害者の場合は、医療機関で自己負担額を一旦支払った上で、市への申請手続を経て還付を受ける償還払いが長く続いている状況であります。全国的に見ると、この重度障害者医療費において、現物給付を実施しているのは、都市部を中心とする22都府県であり、九州では福岡のみとなっています。

現物給付導入の大きな足かせとなっているのが、市町村に交付される国民健康保険国庫負担金の減額調整措置を通じた国のペナルティーの仕組みであります。

公明党では、現物給付による医療サービスの拡大に向けて、この国保ペナルティーの廃止を長年にわたり国に対して粘り強く要望してまいりました。そのかいあって、やっと本年度からは未就学児に対する現物給付の医療費助成はペナルティーの対象から除外されることとなり、一定の前進が見られたことは歓迎するところであります。しかし、我が党としてはペナルティー制度そのものの全廃を引き続き国に要望してまいります。

しかし、一方で、障害のある方々は、当面の利便性の向上を図る必要があります。そこで、受診時に医療機関で自己負担分を支払うものの、その後、障害者の受診データを各医療機関から水俣市が入手し、一括処理することにより、障害者は市役所に毎月出向いての還付手続をする必要がなくなる。本人や家族の負担が大きく軽減される自動償還払い方式を提案するが、いかがかお尋ねいたします。

また、国保水俣市立総合医療センターでは、熊本メディカルネットワークに参加しているが、その内容はこういったものか、お尋ねをいたします。

次に、介護保険料引き下げについて。

高齢化が進む我が国では、介護保険制度をどう維持していくか。とりわけ保険料負担の緩和と介護人材の確保が求められています。

厚生労働省は、65歳以上の高齢者が支払う2018年度から2020年度の介護保険料の全国平均が5,869円になったと公表をしました。ちなみに水俣市は6,500円となっています。これは前期2015年度から2017年度の6.4%、額にして355円の増額で、介護保険が始まった2000年度の平均保険料の2倍を超えています。

保険料アップの背景には、急速な高齢化による介護サービスの利用増加があります。厚労省は保険料の平均が、2025年度に最大約7,200円、高齢者人口がピークに近づく2040年度に最大約9,200円まで上昇すると推計しています。

実際、公明党が進める100万人訪問・調査運動でも「保険料がもう少し安ければ」といった声が相次いでいます。既に高齢者の負担感は強く、保険料の上昇を抑える手だてが不可欠になっています。

今年度から3年間で第7期ですが、第8期までに介護保険料の引き下げにどう取り組んで行くのかお尋ねいたします。

大半の自治体が保険料を引き上げる中で、保険料を引き下げた90の自治体があります。前期の27自治体に比べて大幅に増加しています。この要因は何だと思いか。

これらは、水俣市の取り組みとどう違うのか。

保険料を引き下げた先進地の調査をされたことがあるか、お尋ねをいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、消防団については私から、重度障害者医療について及び介護保険料引き下げについては福祉環境部長から、それぞれお答えします。

初めに、消防団について、順次お答えします。

まず、消防団員報酬等の地方交付税算入額は、団員年額3万6,500円となっているが、水俣市消防団の団員報酬は年額2万円です。どのような算定基準で決めているのかとの御質問にお答えします。

本市における消防団員の団員報酬は、特に算定基準はありませんが、県内他市の状況等を調査し、人口規模が変わらないところを参考に算定しております。

次に、機能別団員制度の設置が必要と思うがいかがかとの御質問にお答えします。

機能別団員制度の設置は、消防団OBを活用し、地元の初期消火に限定して活動を行うなど、地域消防力の強化に有効な手段であると認識しておりますが、本市では、消防団員の減少に歯どめをかけるため、広報紙で消防団を紹介したり、今後、消防団員協力事業所表示制度を導入するなど、まずは、基本団員の確保に努め、必要があれば、機能別団員制度の設置も考えていきたいと思っております。

次に、女性消防団の結成時の状況と現状はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

女性消防団員は、市民からの応募や地元分団からの推薦により、平成11年7月に7名を採用しておりますが、現在の在籍数は1名になっております。

次に、女性消防団員の募集と育成にどう取り組んでいくのかとの御質問にお答えします。

本市の消防団員数は、人口減少などの影響で年々減少傾向にあり、消防団員の確保は重要な課題であると考えております。

その中でも、女性ならではの視点で防災・消防活動に参加していただく女性消防団への入団促進は喫緊の課題であり、広報紙やホームページで女性消防団員の募集を積極的に行いたいと考えております。

また、現在、女性消防団員の活動についての取り決めなどが特にないため、規則等を定めるなど、女性がより幅広い分野で消防団員として活動できるよう環境の整備を行いながら、さまざまな研修に参加していただき、女性消防団員の育成を図っていききたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 消防団の活動範囲は多岐にわたっています。火災の鎮圧と地震・風水害など大規模災害時の救助・救出・避難誘導・警戒に関する業務や平常時における訓練や住民への啓発・広報活動・防火指導・救急指導等、瞬時の判断が要求される責任が重い活動を展開されています。

そこで、消防団員減少の対策として、消防団員報酬の増額も一つの手段だと思います。県下他市と比べ本市の団員報酬はどのくらいの位置にあるのか。今後、団員報酬を増額する考えはないのか、お尋ねいたします。

女性消防団は全国的に年々増加傾向にあります。それだけに女性消防団の使命と役割に期待されているところであります。

女性消防団の活動内容について、お尋ねいたします。

地方財政措置の拡充が平成26年度3月交付分から、前年に比して実員数が増加した市町村を新たに算定対象とするよう拡充されました。そこで、機能別団員及び女性消防団員の大幅な拡充を図るためにも、今までにない取り組みが必要と思っておりますが、どう取り組んで行くのかお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、牧下議員の2回目の御質問にお答えをいたします。3点御質問がございました。

まず1点目に、消防団員の減少に歯どめをかけるために、報酬の増額も必要ではないかという御質問であります。まず消防団員の報酬を県内14市で比較をいたしますと、一番高いのが上天草市の3万1,700円、一番低いのが山鹿市の1万5,000円で、本市は菊池市、合志市と並び2万円であり、県内では7番目となります。

次に、本市の消防団員報酬は、平成23年4月に1万5,000円から2万円に13年ぶりに改定を行っております。団員報酬の増額は、消防団員の確保に有効であると認識をしておりますので、今後検討していきたいというふうに思っております。

また、本市で消防団員の報酬のほかにも、消防ポンプ車の更新を毎年行い、格納庫の修繕に対する補助金の交付など、引き続き消防団設備の充実等を図り、消防団員の活動しやすい環境を整えていきたいというふうに考えております。

それから、2番目の御質問ですけれども、女性消防団の活動内容についてという御質問でございますが、女性消防団員の活動内容といたしましては、具体的には、ひとり暮らしの高齢者宅や幼稚園、保育園を訪問しての火災予防の指導であるとか、広報活動、災害時の救急救護活動などを考えております。

3つ目の女性消防団員等の大幅な拡充のためには、今までにない取り組みなどが必要ではないかということで、どう取り組んでいくのかという御質問でございますが、先ほど答弁をさせていただきましたように、機能別の団員制度は地域消防力の強化に有効であるという認識は持っております。まずは基本団員の確保に努めまして、課題の整理、情報の収集などを行っていききたいというふうに考えております。

次に、女性消防団員の数は現在1名ということから、まずは広報紙やホームページで団員募集を行いたいというふうに思います。

女性消防団員が活動をしやすいように、団本部とが協議をしながら、規則等の整備を行い、女性ならではの視点で本市の防災、消防活動に参加していただけるように努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、重度障害者医療について、答弁を求めます。

深江福祉環境部長。

（福祉環境部長 深江浩一郎君登壇）

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 次に、重度障害者医療について、順次お答えいたします。

まず、受診時に医療機関で自己負担分を支払うものの、その後、障害者の受診データを各医療機関から水俣市が入手し、一括処理することにより、障害者は市役所に毎月出向いての還付手続をする必要がなくなる。本人や御家族の負担が大きく軽減される自動償還払い方式を提案するが、いかがかとの御質問にお答えいたします。

本市の重度心身障害者医療費の助成については、医療機関等受診後に、本市の窓口で申請していただく償還払い方式により実施しておりますが、議員御提案の自動償還払い方式については、助成対象者が医療機関等で受診した際に、自己負担金を医療機関等へお支払いいただき、診療データが国民健康保険団体連合会を経由し、各市町村へ送られ、助成対象者が市町村へ申請手続を行わなくても自動的に助成されるというものでございます。

この方式は、助成対象者本人や御家族の負担軽減につながると考えられますが、熊本県国民健康保険団体連合会においては、自動償還払い方式には対応しておりませんので、実施には、県や各関係機関との調整、システム改修等が必要であると考えられます。

また、自動償還払い方式については、県内市町村が同時に移行するのが望ましいと考えられますので、今後、県内他市等と連携し、既に実施の他県の状況を踏まえながら、福祉担当主管課長会議等において、必要性を伝えていきたいと考えております。

次に、国保水俣市立総合医療センターは、くまもとメディカルネットワークに参加しているが、その内容はこういったものかとの御質問にお答えいたします。

くまもとメディカルネットワークとは、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護施設等をネットワークで結び、患者さんの診療、調剤、介護に必要な情報を共有し、医療・介護サービスに生かすシステムであります。

患者さんの受診時の状況や治療歴、検査データ、画像データなどを施設間で共有できるようになり、より質の高い医療や介護を受けることができるようになります。なお、事業主体は、熊本県医師会となっており、総合医療センターは、平成27年12月からこのネットワークに参加しております。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 あくまで、医療費給付事業の実施主体は市町村であります。

山梨県、奈良県など7県が障害者医療費で導入されている給付方式が還付手続を求めない自動償還払いであります。本年度からは沖縄県もこの方式に移行すると聞いております。さらに、大分県でも2019年度中に全市町村で実施を目指して取り組んでいます。

自動償還払いの実施で、重度障害者の還付手続が不要となることに加えまして、国保ペナルティーを回避できる大きなメリットがあります。自動償還払い方式の実現に向けて、県内市町村の機運を高めるために、どう対応するのかお尋ねをいたします。

子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置は、本年度から未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整を行わないこととなったが、その額は幾らか。また、小中学生のペナルティー額は幾らになるか、お尋ねいたします。

重心医療対象者は約800人で、通院が毎月200人から300人ぐらいと聞いております。その個人負担金額は毎月総合で20万4,000円から30万6,000円となります。現物給付の考えがないかお尋ねいたします。

高岡市長の目指す項目の中に、高校生までの医療費の拡充があったが、その時期と合わせて、現物給付を実施する考えがないかお尋ねをいたします。

○議長（福田 齊君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えいたします。4点ございましたと思います。

まず、自動償還払い方式の実現に向けて、どう対応するのかとお尋ねでございました。

先ほど、お答えしましたとおり、まずは福祉担当主管課長会議等で積極的に発言し、県内の市町村及び熊本県の担当部署に伝えていきたいと考えております。

次に、子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置は本年度から未就学児までを対象とする医療費助成について、国保の減額調整を行うこととなったが、その額は幾らか。また、小中学校のペナルティー額は幾らかという御質問でございました。

本市の平成29年度における未就学児の医療費は、984万3,680円で、減額調整額は136万7,288円でございます。このうち、国庫負担額は、43万7,532円となっております。

次に、小中学校の医療費は、1,101万8,020円、減額調整額は、173万3,135円となっており、国庫負担額は、55万4,603円でございます。

次に、重心医療対象者に個人負担金を現物給付の考えはないのかというお尋ねでございました。

現物給付の実施により、受診患者数及び医療費の増加が想定され、実施していない市町村との公平性、また減額調整措置による国庫負担金の減額といった財政的な見地から、総合的に勘案する必要がございます。

したがって、自動償還払い方式と同様、関係機関との調整やシステムの改修等も必要となってきますので、近隣市町村の動向を注視していく必要がありますが、現在のところ、現物給付は考えておりません。

次に、高校生までの医療費の拡充の時期と合わせて、現物給付を実施する考えはないのかというお尋ねでございました。

実施を想定した場合のメリット・デメリットの分析とあわせて、近隣市町村の動向を今後注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 重度障害者の方々は、大変な状況の中で通院をされています。さらに、毎月自己負担分の還付申請を市役所にと、本人及び家族の心労ははかり知れません。現物給付か自動償還払いかを早急に実施することが、水俣市の安心安全、住みやすい水俣を築く第一歩であると思いますが、いかがか、最後にお尋ねをいたします。

○議長（福田 斉君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 牧下議員の3回目の御質問にお答え申し上げます。

現物給付か児童償還払いかを早急に実施することが、水俣市の安心安全、住みやすい水俣を築く第一歩であると思うが、いかがかというお尋ねでございました。

先ほど御答弁したとおり、自動償還払いの早期の実施に向けて、まずは福祉担当主管課長会議等で意見を申し上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、介護保険料引き下げについて、答弁を求めます。

深江福祉環境部長。

（福祉環境部長 深江浩一郎君登壇）

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 次に、介護保険料引き下げについて、順次お答えいたします。

まず、今年度から3年間で第7期ですが、第8期までに介護保険料の引き下げにどう取り組んでいくのかとの御質問にお答えいたします。

介護保険料を引き下げするためには、人生100年時代を見据え、若い世代からの健康づくりと介護予防により健康寿命の延伸を図っていくことが大変重要であると考えております。

健康寿命の延伸に向け、小児期から生活習慣病の発症を予防し、青壮年期では早期発見と早期治療に重点を置き、高齢期においては重症化予防をさらに推進してまいります。

あわせて、昨年4月から開始した新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）において、自立とふるさと力をキーワードに、できるだけ介護保険に頼らず健康で自立した生活が送られるよう、個人の主体的な介護予防への取り組みを推進していくこととしております。

また、自助・互助・共助・公助の考え方のもとに、地域の中で、ふるさと力を高め、元気な高齢者が介護の担い手として、要支援及び虚弱な高齢者を相互に支え、社会全体の負担を軽くし、介護給付に係る費用を抑える仕組みを強化していきます。

次に、大半の自治体が保険料を引き上げる中で、保険料を引き下げた90の自治体があります。前期の27自治体に比べて大幅に増加しています。この要因は何だと思ふかとの御質問にお答えいたします。

介護保険料の設定には、高齢者数の増加や要支援・要介護認定率の上昇、在宅及び施設サービスの給付率などが影響いたします。保険料を引き下げた自治体を見ると、地域の特性を生かし、住民が日常生活の中で肩に力を入れずに取り組める創意工夫のある新しい総合事業への移行や、医療と介護の連携が円滑に行われていることなどが要因だと思われます。

次に、これらは水俣市の取り組みとどう違うのかとの御質問にお答えいたします。

まず、保険料を引き下げた自治体は、保健部局との連携で健康づくりや介護予防が活発に行われております。本市の健康指標を見ると、生活習慣病の早期発見・早期治療の出発点となる健診の受診率は、県下45市町村中、42位と低迷が続いております。

また、医療費の動向は、個人の生活の質の低下を招くおそれがある虚血性心疾患、脳内出血、腎不全の受診割合が県下でも高く、糖尿病や高血圧、高脂血症が重症化した状況にあり、おのずと介護の認定率も県内で高い状況にあります。

現在は、これらの指標も、医師会を初め各関係機関の御協力を得て、少しずつではありますが、改善の兆候が見えてきておりますので、今後も引き続き、保健部局や関係機関との連携を密にしながら事業を推進してまいります。

次に、保険料を引き下げた先進地の調査をされたことがあるかとの御質問にお答えいたします。

厚生労働省は、各自治体の地域の特性に合った地域包括ケアシステムの構築に向け、現状分析や各自治体が行っている各施策について情報を提供する見える化システムを開発し、平成27年度から本格稼働をしておりますので、本市では、この見える化システムを活用し、先進地域での取り組み等について調査を行っております。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 保険給付費の財源構成は、国が25%、県が12.5%、水俣市が12.5%、65歳以上が23%、40歳から64歳が27%となっています。

介護給付費・地域支援事業費は、第5期が平成24年度が約31億円、25年度が約32億円、26年度約33億円で3カ年では約96億円となっています。基準月額介護保険料は5,350円です。

第6期の平成27年度は約34億円、28年度は約34億円、29年度は約35億円、3カ年では約103億円で第5期よりも7億円も増加し、基準月額介護保険料は5,983円で第5期よりも633円増加しています。

長崎県佐々町は、人口1万3,906人で高齢化率は22.6%のまちです。2008年に介護予防ボランティアの養成を開始しました。修了者による体操や手芸の介護予防活動などが効果を上げ、当初20%を超えていた要介護認定率が13%台に低下をしました。その結果、ことしの4月から保険料が344円引き下げられました。

浜松市は人口約79万人で、高齢化率26.7%です。介護保険料は水俣市では11段階ですが、14段

階に分けてあります。基準金額は4,981円で水俣市よりも1,519円安く設定をされております。

浜松市の地域介護予防活動支援事業では、3年がかりで、健康づくりボランティア活動の組織づくりをされています。1年目は、基礎講座を開き、自分自身の健康を守りながら、地域の健康を考えましょう。2年目は、行政の要請でなく、自分たちでできることを1年間かけて考えていただく。3年目は、地域の健康課題に沿った活動をしていただいているようであります。

地域・環境は異なると思いますが、こうした成功事例を幅広く共有すべきであると思います。

水俣市においても、介護予防活動に取り組んでいると思います。予防の推進にどう取り組んでいくのか。

介護給付費用を抑える仕組みづくりとして、浜松市が実施しているポイント制度を導入できないか。

健診受診率の向上が全てに影響すると思います。受診率向上にどのような取り組みをしていくのか。お尋ねをいたします。

○議長（福田 齊君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えいたします。3点ございました。

まず1点目が、予防の推進にどう取り組んでいくのかということでございます。

本年3月に策定いたしました水俣市健康増進計画、食育推進計画に沿って、市民のライフステージに応じた健康づくりや生活習慣病の予防のさらなる推進に今後も取り組んでまいります。

次に、介護給付費用を抑える仕組みとして、ポイント制度を導入できないかという御質問でございました。

議員御指摘の健康ポイント制度につきましては、実施に向けて検討を行うこととしております。

それと、健診受診率の向上が全てに影響すると思うが、受診率向上に向けて、どのような取り組みをしていくのかというお尋ねにお答えいたします。

特定健診につきましては、健診未受診者のうち、約80%の方が医療機関で治療中であり、平成25年度から本人の同意を得て、医療機関から検査データの情報提供をしてもらうことで、受診率は若干上昇してまいりました。

今後、さらに情報提供方法の簡素化を初め、各医療機関から協力が得られやすい仕組みづくりについて、医師会等の関係機関と連携して取り組んでいく予定でございます。

また、未受診者への受診勧奨の取り組みとあわせて、健診を受けることに対する動機づけが働く仕組みとして、受診者への健康ポイントの付与等、受診した方が疾病の早期発見、重度化予防につながり、健診を受けてよかったと感じ、社会的にも評価される新たな健診体制の構築に今後取り組んでまいります。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 水俣市は、高齢化率が37%と高いこと、健診受診率が低いこと、また、糖尿病が重症化した厳しい環境であります。

先進地の予防対策を取り込み、水俣市ならではの予防対策を実現していただきたいと希望します。

最後に、予防対策に臨む意気込みをお尋ねして、質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 牧下議員の3回目の御質問にお答えいたします。

予防対策に臨む意気込みをというお尋ねでございました。

先ほど御説明いたしました、市民の健康寿命の延伸に向け、小児期から生活習慣病の発症を予防し、健診の受診率をまずは向上させることで、早期発見と早期治療につなげてまいりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

午前11時18分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 皆さん、こんにちは。水進会の小路貴紀です。

まずは、大阪北部地震でお亡くなりになられた方へお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様方へお見舞いを申し上げます。

さて、水俣で締めと言え、チャンポンかラーメンでしょうが、本定例会の一般質問も締めとなりました。サッカーワールドカップのように議会事務局からはロスタイム5分のボードが掲げられるかもしれませんが、与えられた時間を大切に最後までしっかりと務めたいと思いますので、目は閉じて、お耳だけはおかし願えればと思います。

前回の定例会後に多くの市民の方々と話をする機会がありました。まちで声をかけられたり、直接電話をいただいたり、はたまた温泉施設のサウナの中で声をかけられました。それは、市議会だよりにある私の一般質問ではない記事を拝見されたものであり、その中にありました市議会に直接かかわり、チッソの意向を正確に把握できるものという文脈のことでした。これは私ではないかということでした。ある意味、市議会だよりを読んでいただいているというありがたさ

と、受け取り方の解釈によっては当該者になってしまう怖さ、そして全く関係ない人を巻き込んでしまうおそれがあることを学びました。幸いにも、声をかけていただいた方からは、事の本質を理解していただけたことはせめてもの救いでした。

本定例会における一般質問は、施政方針に関するものが多く、三役及び各部長の全員が登壇されました。私も施政方針を中心に私的見解を踏まえて、建設的かつ提案型の姿勢で臨みたいと考えます。

以下、通告に従い、質問します。

1、平成30年度施政方針について。

①、児童・生徒をスポーツの面で支援していく新たな取り組みとして期待されているキッズサポーター基金について、基金創設に向けた進捗状況はどうなっているか、お尋ねします。

②、水俣市交流促進奨励金について、より使い勝手がいいものに改善するための見直しとはどういうことか、お尋ねします。

③、魅力ある水俣高校にしていくためにも、環境アカデミアで提携・連携している大学への進学枠を設けるなど、関係先と協議していくべきと考えるがどうか、お尋ねします。

2、農業振興及び政策について。

①、グローバルGAP（ギャップ）とはどういうものか、お尋ねします。

②、本市におけるグローバルGAP（ギャップ）の取り組み状況はどうなっているか、お尋ねします。

③、本市における稼げる農業を育成していくための課題と今後必要と思われる取り組みは何か、お尋ねします。

3、観光及び教育行政における外国語を話せる人材の確保について。

①、本市における外国人の居住者数は何人か、お尋ねします。

②、観光における通訳及び新小学校学習指導要領の英語教育の充実に向けた人材確保策として、現状の課題とその対策は何か、お尋ねします。

4、小中学校の安全対策について。

①、6月18日に発生した大阪北部地震によってブロック塀の倒壊によりとうとい命が奪われた。小中学校施設におけるブロック塀の現状はどうなっているか、お尋ねします。

②、登下校路におけるブロック塀や用水路などの危険箇所の抽出はできているのか、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 小路議員の御質問に順次お答えします。

まず、平成30年度施政方針については私から、農業振興及び政策については産業建設部長から、観光及び教育行政における外国語を話せる人材の確保については副市長から、小中学校の安全対策については教育長から、それぞれお答えします。

初めに、平成30年度施政方針について、順次お答えします。

まず、児童・生徒をスポーツの面で支援していく新たな取り組みとして期待されるキッズサポーター基金について、基金創設に向けた進捗状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

現行のスポーツ振興へ向けての基金といたしましては、水俣市スポーツ振興基金があり、全国大会等へ出場する際の旅費や看板等の設置にかかる経費などを補助しています。

キッズサポーター基金創設に向けた進捗状況ですが、現行制度の補助対象の拡充や寄附の受け入れ方法等を検討しており、必要となる条例や要綱の改正などの対応を早急に行っていきたいと考えております。

次に、水俣市交流促進奨励金について、より使い勝手がいいものに改善するための見直しとは、どういうことかとの御質問にお答えします。

水俣市交流促進奨励金は、観光振興や経済発展に効果が見込まれる旅行会社等による企画旅行、スポーツイベント、合宿、会議等コンベンションなどの誘致により、本市の交流促進に寄与した事業の主催者に対して、本市の宿泊施設への宿泊者数50人以上を対象に、宿泊者数に応じて、5万円、7万5,000円、10万円を助成するものとして平成19年度に創設いたしました。

過去3年間の実績としましては、延べ40団体、6,751人の宿泊者に対し、277万5,000円の奨励金交付を行いました。

この奨励金制度により、他の観光地との差別化を図ったことで、確実に本市の交流人口の増加、観光振興や経済発展につながったものと思われまます。

しかしながら、団体旅行の主流が中型バス1台、定員28名の規模となる近年では、旅行会社等による企画旅行での利用は難しく、交付申請の約9割がスポーツイベントや合宿となっております。

このことから、1人当たりの観光消費額が高いと思われる旅行会社等による企画旅行等の誘致推進とスポーツイベント・合宿等の誘致推進をそれぞれの目的に応じた奨励金制度に分けることで、対象者にとってより幅広く、より利用しやすい制度となるよう見直しを行っていきたいと考えております。

次に、魅力ある水俣高校にしていくためにも、環境アカデミアで提携・連携している大学への

進学枠を設ける等、関係先と協議していくべきと考えるがどうかとの御質問にお答えします。

現在、水俣市においては、熊本大学、熊本県立大学、崇城大学、慶應義塾大学、九州大学、東洋大学、海外では、台湾の国立台北科技大学及び南榮科技大学と連携協定を締結しております。

進学枠に関する関係先との協議につきましては、生徒が一定基準の学力を満たしていることなどの条件が必須かと思われます。今後、水俣高校の御意見も伺いながら、連携協定を締結している各大学と進学枠を設けることが可能かどうかについて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 まず、キッズサポーター基金についてですけれども、現行のスポーツ振興基金による補助制度があることは理解しております。補助制度がない近隣自治体と比較すれば、制度があるだけでも子どもたちや保護者への支援に寄与してきていると思っております。

一方で、教育やスポーツ面での支援が充実している芦北町との制度比較を口にされる保護者の話を聞くことも多々あります。

現在の財源はスポーツ振興基金からのみであり、市長が公約に掲げられたキッズサポーター基金の財源は市民の皆様や企業などからの寄附であり、地域全体でスポーツを通して青少年育成につなげていくものと、私は理解しております。

少子化を迎え、スポーツに取り組む子どもたちがより一層少なくなりつつある中で、子どもたちの元気な声が地域で聞こえなくなるのは寂しい限りです。進捗状況としては、現行制度の補助対象や寄附の受け入れ方法などを検討中とのことですが、新たなキッズサポーター基金に対する市民や企業の方々の一番の関心事は、どこに寄附をすればいいのかということでございます。

行政としては、全てを網羅した条例や要綱を考えがちだと思いますが、どこに寄附をすればいいのかという市民や企業のニーズに対して、まず取り組むべきことは基金に寄附ができる条例をつくることだと思います。いわゆる寄附できる箱をつくってやることです。

寄附がどれくらい集まるかを把握できれば、補助対象の拡充も検討しやすくなります。将来的にはスポーツ振興基金もキッズサポーター基金の一部財源にしていくことも可能であると考えます。

そこで、質問いたします。

補助については、現行制度で運用されております。補助を拡充していくのであれば、寄附によるキッズサポーター基金の財源がどれくらいで運用できるかを把握する必要があります。よって、早急に検討すべきは、市民や企業の方々が寄附できる仕組みをつくることであり、ニーズにも対応できると考えます。まずは寄附できる、寄附しやすい条例などを制定することが先決だと思いますが、いかががお尋ねいたします。

次に、水俣市交流促進奨励金についてです。

現在の奨励金制度によって、水俣を訪れてもらうことでの交流人口の増加及び宿泊者の増加につながっていることはよいことだと思います。ただ、企画旅行での利用が難しい現状において、スポーツイベント・合宿などとの奨励金制度をすみ分けしたいとのことですが、企画旅行などの誘致は旅行会社等へのPR活動が必要になってくると思われまますので、ぜひとも本市からの積極的なアプローチをよろしくお願ひしたいと思ひます。

スポーツイベントや合宿ですが、それらを目的にエコパークを訪れる方々は明らかにふえてると私も実感しております。地元の方々、県内外の方々を含めて、たくさんのスポーツ愛好家がエコパークを利用され、県南における充実したスポーツ施設として認知・活用されることを大いに期待しているところであります。

ある自治体の話ですが、県内のチームが一堂に会するスポーツ大会の開会式において、地元市長みずから本市のような奨励金を会場で直接手渡すことで、参加チームから好評を得ていると聞いております。大人の大会で宿泊が前提であれば、夜の懇親会に利用してもらうことで、結果的に地元での消費につながる効果もあります。本市の制度は、利用手続を経て、実際の宿泊者の確定を行ってから事後精算になっていると思ひます。

そこで、交流促進奨励金について、2点質問いたします。

まず、より使い勝手がいいものに改善するため、宿泊を伴うスポーツ大会や合宿の当日に奨励金を支払うことで、地元での消費を促し、結果的に奨励金を地元で還元させることもできると思ひますが、いかがかお尋ねいたします。

2つ目に、本奨励金による成果は着実に上がっております。しかしながら、利用に際しては先着順ということもあり、年度の下期から年度末にかけては予算がなくなることも予想され、結果的に本市での宿泊機会を逸してしまうことも考えられます。今後、本奨励金に関して当初及び補正予算も含めて充実していくべきと考えますが、いかがかお尋ねします。

次に、水俣高校と環境アカデミアとの関係についてですが、水俣高校の支援事業として、連携している大学との共同研究や遠隔講義、ワークショップを実施するなど、一定の成果は得られつつあると思ひます。

また、水俣高校は文部科学省の指定事業として平成28年度にスーパーグローバルハイスクール（以下、SGHと言う）に指定され、平成32年度までの5カ年計画で質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備が進められていると認識しております。

既に5カ年計画の折り返しを迎える中、引き続きSGHに指定されるかの確約はありません。そういった中で、どういった実績を残していくかも重要になると考えます。

そこで、質問いたします。

現在連携している国内の国公立6大学への水俣高校生の進学合格状況について、平成29年度

の実績はどうなっているか、お尋ねします。

以上4点です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、小路議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目は、このキッズサポーターの基金ということで、まずは寄附をしていただく皆様方に、寄附ができる仕組みを早くつくるべきではないかという御質問かというふうに思っております。

このキッズサポーター基金に関しましては、私の選挙中からの公約でもございますので、早急に庁内調整を図りまして、受け入れの体制から先に整備をしていきたいというふうに思っております。

それから2番目の奨励金を大会当日に払うことによって、地元で還元させることもできるのではないかという御質問だったと思います。

本奨励金の制度は、水俣市補助金等の交付規則並びに水俣市の交流促進奨励金交付要綱に基づいて、交付を行っております。申請等の手続としましては、まず事業の計画段階で、申請書と事業内容、宿泊人数等が確認できる書類を提出していただいて、その内容が適正かどうかを確認し、交付決定を行っております。

次に、事業実施後、実績の報告書に旅館、ホテルから発行される宿泊実績証明書を添えて提出していただいて、確定した宿泊者の延べ人数に応じた交付額の確定を行います。その後、申請者からの交付請求書を受け付け、奨励金を支払うこととなっております。

現行の規則、要綱の規定においては、宿泊者の延べ人数が確定する前に申請者に対して奨励金を交付するという事は難しいものと考えております。

しかしながら、申請者における奨励金の用途には、制限を設けていないことから、各申請者の裁量によって、広く活用できる形となっております。

次に、この奨励金が非常に人気があるといいますか、すぐ使い切ってしまうのでということで、補正なり当初なりでもっと充実をしていくべきではないかという御質問であったと思います。

この奨励金制度につきましては、本市の交流人口の増加、そして観光振興や経済発展につながるものとして、これまでの実績を踏まえながら、今後の要望等にも適切に対応できるように予算措置を行ってまいりたいというふうに考えております。

最後、4番目の水俣高校の進学状況ということで、平成29年度の実績はどうかという御質問ですが、先ほど答弁で申し上げました連携している大学へは、熊本大学へ1名、熊本県立大学へ3名、崇城大学へ11名というふうに聞いております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 キッズサポーター基金については、庁内調整に早急に取り組みたいという答弁でございましたので、ぜひとも快く寄附をしたいと思っておられる方に対して、早急に対応していただくようにぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3回目の質問としまして、環境アカデミアで連携しておる大学のうち、今ほどの答弁で、水俣高校生の進学合格状況は熊本大学1名、熊本県立大学3名、崇城大学11名の3大学ということでした。

また、その他連携している九州大学、慶應義塾大学、東洋大学の進学はあっていないということかというふうに思います。

現状、市外への高校進学者がふえつつある背景としまして、部活動で選択する場合もある一方、ほとんどが大学への進学機会の選択制が高い高校を選んでいると思われれます。

また、児童・生徒の保護者からは、水俣には学習塾が不足しているとの声もあり、出水市の学習塾へ通う子どもたちの高校進学を選択は市外の傾向が強くなっていると感じています。

市外の高校に通わずとも、水俣高校から大学へ進学できる選択制を広げていくことは急務であり、そういった環境が整うことで、市外へ通学する際の定期代や送迎などの保護者負担も軽減できると思います。

連携している大学も国公立の名立たる大学です。連携大学との共同研究などのカリキュラムに水俣高校生が参画し、大学側が求める学力を修めた生徒については、推薦枠を選択できる環境をぜひともつくってやるべきだと思います。

市外の高校へ通わずとも、水俣高校には大学進学への選択性が高いことをこれからの子どもたちや保護者の方々に認知してもらうことで、魅力ある水俣高校にしていけないのでしょうか。また、市外からも水俣高校を選択してくれる生徒がふえる環境をつくってやることにもつながります。

水俣高校がSGHの事業を継続している今だからこそ、環境アカデミアの提携大学のみならず、SGHを指定する文部科学省も巻き込んだ協議を望む次第です。

そこで、1点のみ質問いたします。

少子高齢化が進む過疎地域の地方創生策として、地方のSGH指定高校からの大学進学機会と選択制を広げられる先進モデルに本市がなることを目指してほしいと思います。そのためにも、本市が主体性を持って関係先と具体的に協議していく姿勢が望ましいと考えますが、いかにかお尋ねいたします。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の3回目の御質問にお答えいたします。

水俣高校が今後、大学との連携によって、進学枠をとれる、そのモデル校になるように努力をすべきだという御質問かというふうに思っております。

私が施政方針でも述べましたとおり、水俣高校は地元で唯一の高校でありまして、私としましては、水俣市立水俣高校と同義であるというふうに捉えております。

地域全体で支えていかなければならないというふうに考えているところでございますので、進学枠への協議に関しましては、今後努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、農業振興及び政策について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、農業振興及び政策について、順次お答えします。

まず、グローバルGAP（ギャップ）とはどういうものかとの御質問にお答えします。

GAPとは、Good Agricultural Practiceの頭文字をとった言葉で、農業生産工程管理と呼ばれ、農産物をつくる際に、適正な手順やものの管理を行い、食品の安全や労働安全、環境保全等を確保するものと受け取っております。

GAPについては、各国の事情や条件で、複数の取り組みがなされていますが、グローバルGAPとは、ヨーロッパで策定されたもので、国際認証として、世界で最も普及した取り組みと言われております。

また、GAPによる取り組みを行い、第三者機関の審査により、認証を受けることで、世界の流通で求められる食品安全に対する取り組みが、客観的に評価を受けることができます。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでは、選手村等で調達される食材の調達基準の中に、GAPの取り組みが位置づけられることから、グローバルGAPの認証を受けることで、その農業者の農産物が、仕入れの対象となるほか、国内大型小売店を初め、ヨーロッパのほとんどのスーパーマーケットで、GAPの認証を調達基準に採用されており、グローバルGAPの認証取得は、農産物の輸出や大型小売店との取引を行う際に必要とされる取り組みとなりつつあります。

次に、本市におけるグローバルGAP（ギャップ）の取り組み状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市において、グローバルGAPの認証を受けた農業者は、把握しておりませんが、グローバルGAPに取り組み、認証を受けたいと希望される農業者の話は、お伺いしているところです。

そのため、GAPの取り組みについて、1月に市内の茶農家を対象に、研修会を開催し、取り組みについて、アンケートを実施したところですが、農家による理解度もさまざまで、まと

まった取り組みの合意には、至っていない状況です。

また、減農薬・減化学肥料栽培に取り組む農業者へ交付される国の環境保全型農業直接支払交付金についても、国際水準であるGAPへ取り組むことが、要件化されたことから、対象となる農業者に対して、研修会を開催し、GAPへの取り組みに対する理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、本市における稼げる農業を育成していくための課題と、今後必要と思われる取り組みは何かとの御質問にお答えします。

稼げる農業を育成していくことは、本市農業振興における重点項目であり、これまでも高性能農業機械の導入や農業用施設整備への支援など、さまざまな取り組みを実施してまいりました。

今後は、農業者の高齢化や担い手不足などのさまざまな課題はありますが、サラたまちゃんやデコボンなどの基幹作物に続く、高単価作物の導入を初め、販路の拡大など、さまざまな取り組みを行う必要があると、認識しております。

今回、議員から御質問がありましたグローバルGAPへの取り組みや認証取得についても、販路の拡大につながる稼げる農業を育てるための重要な取り組みの一つであると、考えております。

しかし、GAPの認証取得における経費も安価ではなく、かなりの事務処理が必要なことを考えますと、農家単独ではなく、団体による取り組みが望ましいと思えることから、農家の合意形成を図ることも、課題の一つと考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 GAPと言えば、衣料品メーカーを思い浮かべられるかもしれませんが、農業の話として、最近、雑誌やテレビなどでもGAPを耳にするようになりましたが、まだまだ情報は少ないようです。

先ほどの答弁で、グローバルGAPはヨーロッパで策定され、国際認証として世界で最も普及した取り組みであると言われました。

国際認証の中で有名なものの中に、ISOがあります。本市も環境ISOの14001を認証取得しておりますが、グローバル化が進展する中であっては、単一国あるいは経済活動圏を同じくするEUなどが、国際認証のスタンダード化を狙い、また定めることで、国際競争力の優位性を保とうとする動きが背景にあると考えられます。

農業におけるGAPも同様であり、日本の農業の事情を考慮してくれるものではなく、日本で通用する農産物でも世界で見たとき、国際認証を取得していなければ、新鮮であっても全く通用しないということになります。

去る5月26日に熊本でグローバルGAPの研修会に桑原議員と出席してまいりました。農水課長にもお声かけしましたところ、出席していただきました。日本の農業の現状と将来、また世界

の動向などについて、わかりやすい講演でした。

2015年における農業者の耕作地1人当たりの全国平均6ヘクタールを将来的に確保しようとするれば、当然、農業従事者は減少しますので、2020年は1人当たりの平均が10.5ヘクタール、2025年には19.2ヘクタールと、1人当たりの負担が大きくなる。この19.2ヘクタールという数字は現在、北海道で行われている大規模農業を全国各地で展開しなければいけないレベルとのことでした。

また、全国に300校程度ある農業高校の卒業生が就農する割合はわずか3%しかないという統計もあるとのことでした。

結論から言えば、日本の農業の将来に向けては手おくれである。しかしながら、国民の安全安心な食を確保するために、農業の衰退に歯どめをかける必要性や農業で生活していくための取り組みの方向性を熟弁されていました。

そういった中で、今後、ますますGAPの重要性が高まり、注目されていくのではと個人的には感じた次第です。

そこで、1点質問いたします。

先ほどの答弁で、減農薬・減化学肥料栽培へ取り組む農業者へ交付される国の環境保全型農業直接支払交付金についても、国際水準GAPへ取り組むことが要件化されたと言われました。こういった情報について、本市の認識度と農業者がどの程度理解されていると思うか、お尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 小路議員の2つ目の御質問にお答えします。

環境保全型農業直接支払交付金にGAPの取り組みが要件化されたということで、その認識を市はどのように理解されているかという質問であったと思います。

環境保全型農業直接支払交付金に国際水準であるGAPへの取り組みが要件化されたことにつきましては、組織の代表者を中心に、文書と口頭で説明をしたところですが、認識度はまだまだ不十分であると受け取っております。

今後研修会を開催する予定でございますが、農家の認識を深めるためにも複数回開催したいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 本市もさることながら、農業者に対する行政側からの情報提供はまだまだこれからだと感じました。

しかしながら、情報を知らず、また知る機会を逸することで、本市の農業が衰退しまうことは

避けなければなりません。

このGAPを知る上で、勘違いしてはならないのは、単純に無農薬などの農産物でなければならないということではありません。農薬も使ってよい、肥料も使ってよいわけです。ただし、いつ、どれくらいの量を誰がまいたかなどの作業実績を全てデータ化することで、農産物の品質を保証するものです。また、作業機械なども全て記録することになります。

ただ、GAPによる農産物の認証には、1品目当たり50万円ほどかかるとも言われております。先ほどの答弁でもありましたけれども、同じ農産物なら一農家ではなく、グループ化することでスケールメリットを出していくことは可能だと思います。データ管理のノウハウについては、コンサルタント会社と連携することで農業者の負担を軽減することも可能ですが、当然、コンサルタント料は必要となります。これだけを見ると、GAPの認証取得にはお金だけがかかって、もうからないと思われるかもしれません。しかし、コンサルタント会社では販路先の確保・拡大も業務としてかかわってくれますので、農業者は安心して生産量の拡大に取り組むメリットもあります。

先ほどの答弁でありましたように、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックでは、選手村などで調達される食材にGAPの取り組みが位置づけられるということでした。

このことは、GAPの取り組みが浸透していない日本において、東京オリンピック・パラリンピックの食材全てを日本産では賄えないかもしれないということです。恐らく各国からGAP認証の農産物が日本に持ち込まれる可能性が高いということです。日本の農産物は新鮮だから安全という方程式は世界には通用いたしません。むしろ、GAPの認証がおくれている日本の農産物は、安全が担保されていないという評価にしかならないのが実情のようです。

国内の大型小売店でもGAP認証を調達基準に採用しているとの答弁もありました。調べてみますとイオンやコストコがそういった動きを始めているようですが、本市の農産物がそういった店舗に流通していないから大丈夫という考えがあるかもしれません。でも、お茶に関して言えば、お茶のペットボトルを生産・販売している飲料メーカーにおいては、原料茶葉のGAP認証を調達基準に採用する動きもあるやに聞いております。そうなれば、本市のお茶農家が対応を迫られることも十分考えられます。仮に、情報不足や取り組みが遅くなることで、いつの間にか流通・販路からはじき出されてしまうことも予想されます。

個人的な推察ですが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催前後には、より一層グローバルGAPが注目を浴びるのではないかと思う次第です。

本市もこれまで農業への行政支援を継続している中で、従来型だけではなく、将来の動向を注視しながらの適宜な対応が求められるのではないのでしょうか。

仮に、グローバルGAPを認証しようとする場合、時間も費用もかかりますが、GAPによっ

て本市の農産物に付加価値がついて、稼げる農業へ育成していけるのであれば、GAPへの取り組みを本市の行政支援の中核に位置づけることも今後、考えていくべきではないでしょうか。

そこで、1点質問いたします。

グローバルGAPの認証取得については費用が伴います。やる気のある農業者及びグループ農業者に対しては、新たな行政支援策として、認証やコンサルタントにかかる費用の一部を補助する制度を構築してほしいと考えますが、いかががお尋ねします。

○議長（福田 斉君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 小路議員の3番目の御質問にお答えいたします。

GAPの認証取得にかかる経費が結構お金が高いということで、市としても補助をしていく仕組みをつくれないうこととございました。

農業者の合意形成などの課題もございますが、グローバルGAPに取り組むなど、稼げる農業に取り組む意欲のある農業者に対しては、市としましても、国、県などの補助事業を活用しながら、支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、観光及び教育行政における外国語を話せる人材の確保について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、観光及び教育行政における外国語を話せる人材の確保について、順次お答えします。

まず、本市における外国人の居住者数は何人かとの御質問にお答えします。

平成30年5月末の住民基本台帳記載の外国人数は63人です。

次に、観光における通訳及び新小学校学習指導要領の英語教育の充実に向けた人材確保策として現状の課題とその対策は何かとの御質問にお答えします。

観光における通訳については、訪日外国人対策、いわゆるインバウンド対策として、官民一体となって受け入れ環境の整備を行っており、大型クルーズ船で訪れる観光客へのおもてなしを図るために、民間の観光施設に派遣された通訳に対して市から報酬を支払っており、現時点では特に課題等はお聞きしておりません。

また、市内の観光関係団体に対し、市主催のインバウンド勉強会を開催しており、今後の増加が予想される訪日外国人に対する接遇の向上など、まち全体でおもてなし意識の向上を図る取り組みを行っております。

新小学校学習指導要領の外国語教育の充実に向けた人材確保の課題については、小学校におけ

る外国語科、外国語活動の先行実施に伴い、本市では昨年度まで1名だった外国語活動支援員を今年度から3名に増員し、市内全小学校に派遣することで、外国語教育の充実を図るなど対策を行ったところです。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 まず、今ほどの答弁に関しまして、確認の質問をさせていただきます。

まず1点目に、観光における民間の観光施設に派遣された通訳ということにつきまして、どこが、どのような方法で手配して、どこから派遣されるのか、お尋ねします。

2つ目に、小学校における外国語活動支援員について、現在の1名と今年度から増員される2名の方々はどのような方なのか、お尋ねします。

以上2点です。

○議長（福田 斉君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 小路議員の2回目の質問について、第1問目の民間の観光施設に派遣されました通訳は、どこがどのような方法で手配して、どこから派遣されるのかについてお答えします。

現在、観光における通訳が派遣されている観光施設は、八代港からクルーズ船のバスツアーが立ち寄る福田農場と観光物産館まつぼっくりで、当初はそれらの施設からの依頼により、県が通訳を手配し、その後はそれぞれの施設が直接通訳と連絡をとり、個々に手配しているとのことでした。

これまで観光における通訳は、平成29年度の実績を見ると、延べ17人が派遣されており、市町村別に見ると、八代市、鹿児島県出水市から各4人、宇城市と芦北町から各3人、宇土市、薩摩川内市、水俣市から各1人となっております。

続きまして、2問目の小学校における外国語活動支援員について、現在の1名と今年度から増員される2名の方々はどのような方なのかについてお答えします。

既に配置されている3名の外国語活動支援員は、英語検定3級レベル以上の能力を持たれておられる方などを条件に募集して、面接の上、技能、知識、経験及び適正を判断し、市教育委員会で採用された方々です。

業務内容としましては、市内小学校における外国語授業の指導補助となります。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 縦割り行政の中では、観光と教育は別物と捉えられがちですけれども、どちらにも共通するのは、外国語を話せる人材が必要ということでございます。

英語を初めとする外国語を話せる人材について、市内在住の方が活躍できるよう仕事を提供できないか、場合によっては、市外の方が仕事を得られることで移住してもらうことができない

か。将来的には、中学校やS G H指定の水俣高校に対して、外国語の支援につなげることができないだろうか。そのことによって、いろんな外国文化や習慣を学べる、経験できるまちづくりにつなげられないか。観光行政とか教育行政といった枠組みにとられない魅力的な事業が展開できないだろうか、その思いから質問した次第です。

ただ、外国語活動支援員は主に英語、通訳については、中国を初めとする東南アジアからの訪日外国人への対応が主だと思います。

観光について本市は、八代港に入港する大型クルーズ船によるインバウンドの一部を水俣で受け入れることを施策の一つにしております。

大型クルーズ船について、熊本県の蒲島知事は、世界とつながる熊本の創造を掲げ、入港数をふやすことを積極的に打ち出しておられます。平成30年度は年間70回、平成32年度には年間100回を想定しています。

また、八代港旅客ターミナルの岸壁は、アメリカの会社と今後40年間の利用契約を締結するなど、熊本県の観光施策の中でもとりわけ力が入れられております。その観光客を本市に呼び込む取り組みが求められていると思います。

訪日外国人、特に中国人の爆買い志向は以前よりも弱まりつつあり、現在は体験型に移行している傾向もあります。本市も体験型の創意工夫で滞在時間を延長し、地域経済への波及効果を高めていくことが必要かもしれません。

中国を初めとする東南アジア諸国と日本の文化や習慣に似ているものがあります。仏教であれば、ろうそくや線香の習慣があります。ろうそくづくりをはぜのき館で体験できます。お茶やウーロン茶などの習慣については、本市の地元生産者と連携することで、体験型を提供することも可能ではないかと思う次第です。海で泳ぐ機会が少ない国の方にとっては、湯の児海水浴場も穏やかで安全な観光施設になると思います。

体験型を充実させていくためには、バスに随行される通訳に頼るよりも、水俣の観光施設をよく知っている現地の通訳者がいれば、助かります。

そのためにも、現在、市内在住の外国人などに活躍してもらったり、必要に応じては1人でも2人でも外国語を話せる市外の方が移住してもらえればと思うところがあります。

通訳だけではなく、外国人の方が水俣の観光をプロデュースできるような仕事を得ることができれば、モチベーションも上がると思います。

さらには、外国人の人脈でSNSを利用した情報発信により、観光入込客増につながる効果も期待したい面もあります。机上計算ではない、思わぬ取り組みで観光入込客増につなげている自治体も多くあります。

要は、繰り返しになりますが、縦割りで考えるのではなく、包括的に外国語が話せる人材の確

保と、その方々が活躍できるまち、水俣になればとの思いがあります。

そこで、1点質問いたします。

市内外、日本人や外国人問わず、外国語を話せる人材の確保のためには、地元での通訳業務や外国語活動支援などの外国語にかかわる仕事を提供できれば、定住の機会もふやせます。英語を中心とした外国語活動の支援も小学校のみならず、いろんな外国語を学べる機会を中学校やSGH指定の水俣高校へも広げていけないものでしょうか。

観光だけではなく、教育分野にも効果を波及させる水俣独自の付加価値化を目指す取り組みを県に対してアピールと連携強化を提案し、縦割り行政を打破した他市にはない先進的なモデルを構築して欲しいと考えますが、いかがかお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 小路議員の3回目の御質問の外国語を話せる人材を確保するために、外国語にかかわる仕事を提供するでございますとか、または教育行政に関し、外国語の活動の支援を中学校から水俣高校へ広げていくことが期待できるのではないかと。そのためには、県へのアピールや連携強化を提案して、先進的なモデルを構築して欲しいというような御質問であったかと思えます。

観光における通訳につきましては、英語のみならず、韓国語、中国語と多様な言語に対応することが必要なこと、平成29年度の外国人宿泊者数の割合は、全体の宿泊者数の0.5%ほどしかないことから、現時点では観光施設からの需要も少なく、通訳業務を仕事として安定的に提供するのが難しいのが現状でございます。

また、教育における小中学校の外国語教育に係る支援のあり方につきましては、先進事例の情報収集でありますとか、今後の効果を検証しながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、小中学校の安全対策について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、小中学校の安全対策について、順次お答えします。

まず、6月18日に発生した大阪北部地震によってブロック塀の倒壊によりとうとうとい命が奪われた。小中学校施設におけるブロック塀の現状はどうなっているかとの御質問にお答えします。

これまで、本市の学校施設における安全対策につきましては、国の指針に沿って、主に校舎の耐震化を優先的に実施し、その後、天井材や内外壁等の非構造部材の耐震化を順次進めているところです。

御質問のブロック塀につきましては、設置から35年から40年を経過するものが多く、日ごろから学校と教育委員会が学校施設の安全管理をする中で、老朽化等の状況により対策を必要とする

箇所が見つければ、早急に現場確認を行い、必要に応じて改修等の対応を実施しております。

昨年度は水俣第二小学校のJNC株式会社水俣製造所側のブロック塀を撤去し、新たにフェンスを設置いたしました。また、本年度も昨年度に引き続き、水俣第二小学校の株式会社協栄青果市場側のブロック塀と水俣第一小学校大運動場南側ブロック塀の更新工事を予定しております。

なお、大阪北部地震発生を受けて、各学校にブロック塀等にひび割れやぐらつき等の危険箇所がないか、早急に確認するように指示をしました。

さらに文部科学省から全国の学校設置者に学校施設のブロック塀の安全点検等を実施するよう通知がありましたので、順次対応しているところでございます。

次に、登下校路におけるブロック塀や用水路等の危険箇所の抽出はできているのかとの御質問にお答えします。

本市では、児童生徒が安全に通学することを目的とし、平成24年度に国、県、警察、学校と市の教育委員会、土木課が連携し、小学校の登下校路の合同点検を実施し、用水路等の危険箇所を抽出しております。

また、平成27年度に合同点検の実施関係者とPTA関係者で構成する水俣市交通安全推進会議を設置いたしました。その後、同年度11月に合同点検の結果に基づき、水俣市通学路交通安全プログラムを策定し、各学校に登下校路の安全確保について指導しております。さらに、学校によっては、校区内の安全マップ等を独自に作成しておられます。

今後は、さきに述べました学校施設のブロック塀の安全点検等の結果も踏まえ、引き続き登下校路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 ただいまの答弁で、日ごろからの安全管理の中で、必要に応じて改修などの対応を実施されており、既に昨年度から本年度にかけて更新工事を実施、予定されていることをお聞きし、少し安心いたしました。

また、大阪北部地震の発生を受けて、危険箇所がないか早急な確認を指示されていること、さらに文部科学省の通知を受けて順次対応されているとのことですが、ここで質問いたします。

文部科学省の通知による本市の学校施設のブロック塀の安全点検などの結果について、公表することは可能か、お尋ねいたします。

次に、登下校路における危険箇所の抽出はできているとのことでした。

私もPTA役員の方にお話をお聞きしまして、学校によっては安全マップが作成されている実情も確認できました。

6月18日に発生した大阪北部地震によってブロック塀の倒壊により、2名の方がお亡くなりになりました。登校中の9歳女子児童と日ごろから児童の登下校を見守っておられた80歳男性が被

害に遭われました。

また、登校中の女子児童は学校施設のブロック塀が原因であり、さらに痛ましい光景として見えたことは、通学路として設けられていた色分けしたグリーンベルト帯を歩行中であったということです。

先ほどの文部科学省通知による安全点検の結果次第では、学校施設の対策に要する費用等は、国及び県の支援も策定される可能性があるかもしれません。

一方、登下校路における学校施設外のブロック塀については、民間施設及び個人所有になると思います。個人所有というのは、いわゆる自宅周りのブロック塀ということになります。

仮に、個人所有のブロック塀が危険と思われる場合、単に個人所有者へ改修をお願いしても費用が伴うことから、指摘するにも容易ではありません。個人所有で費用が伴うとなれば、早急な対策も実施しづらくなる懸念もあります。本市の財源が潤沢であれば、それなりの補助制度を条例化することも可能でしょうが、残念ながら期待薄が現状と認識せざるを得ません。

そこで、質問いたします。

児童・生徒の登下校路における民間施設、特に個人所有のブロック塀の安全対策を進める必要がある場合、行政側から早急な改修を促していきやすくするためにも国及び県に対して補助制度の支援を要望していくことも必要な取り組みと考えますが、いかがかお尋ねいたします。

以上、2点です。

○議長（福田 齊君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。2点ございました。

まず1点目ですけれども、安全点検の結果につきましては、熊本県が結果を公表する予定となっております。

次に、民間のブロック塀の安全対策についてですけれども、先日、市内の学校から登下校路にある空き家のブロック塀が危険であるとの連絡がありましたので、庁内の関係部署と連携して対応に当たり、所有者に安全対策をお願いする旨の文書をお送りすることに至ったところでございます。しかし、民間のブロック塀は、数多くありますので、御質問の支援策について、国、県への要望を含め、市長部局と協議しながら、検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 改修が必要とされる個人所有のブロック塀の安全対策については、既にテレビ報道等で自治体のみでの対応では限界があると指摘されております。国や県、他自治体の動向を注視していただくことを要望したいと思います。

最後に、ロスタイムのボードが出ないまま、これで私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（福田 斉君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後2時32分 休憩

午後2時38分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、議第46号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第3、議第47号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第4、議第48号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

○議長（福田 斉君） 日程第5、議第49号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の
指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

○議長（福田 斉君） 日程第6、議第50号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人
員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第7、議第51号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの
事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー
ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関
する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第8、議第52号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

○議長（福田 斉君） 日程第9、議第53号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第54号 水俣市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第10、議第54号水俣市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第55号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第11、議第55号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第56号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第12、議第56号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第57号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第13、議第57号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第58号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第14、議第58号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第59号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

○議長（福田 斉君） 日程第15、議第59号平成30年度水俣市一般会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第60号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（福田 斉君） 日程第16、議第60号平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第61号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（福田 斉君） 日程第17、議第61号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第18 議第62号 平成30年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第18、議第62号平成30年度水俣市病院事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第19 議第63号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第19、議第63号平成30年度水俣市水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第20 議第64号 市道の路線認定について

○議長(福田 斉君) 日程第20、議第64号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第21 議第66号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第21、議第66号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議第66号

水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年6月28日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市税条例の一部を改正する条例

第1条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2中第22項を第23項とし、第21項の次に次の1項を加える。

22 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

第2条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成30年6月6日から適用する。ただし、第2条に掲げる規定は、平成31年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（提案理由）

生産性向上特別措置法の施行に伴い、水俣市税条例の一部を改正する必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第66号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法が改正され、関連法である生産性向上特別措置法が平成30年6月6日に施行されたことに伴い、本市条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、中小事業者等が一定の生産性向上を図るために取得した設備、装置等に係る固定資産税の課税標準の特例で、市町村条例で定める割合の制定等であります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第66号について、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時44分 休憩

午後2時44分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第66号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第46号から議第66号までの議案20件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長(福田 斉君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、7月5日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、7月4日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時45分 散会

平成30年7月5日

平成30年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成30年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成30年7月5日（木曜日）

午前10時4分 開議

午後11時16分 閉会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（松 尾 裕 二 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福祉環境部長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総合政策部次長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）
総合政策部政策推進課長（設 楽 聡 君）	総 務 部 財 政 課 長（梅 下 俊 克 君）

○議事日程 第5号

平成30年7月5日 午前10時4分開議

第1 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

第2 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第3 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

第5 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

第9 議第54号 水俣市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第55号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第56号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第57号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第58号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 第14 議第59号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第15 議第60号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議第61号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議第62号 平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第18 議第63号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第19 議第64号 市道の路線認定について
- 第20 議第66号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第1号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度及び、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について
- 1 陳第2号 「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」に対する市民説明会を求める陳情について
- 1 陳第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第22 議第67号 人権擁護委員候補者の推薦について

第23 決議第1号 水俣川河口臨海部振興構想予算にチッソ及びJNCの負担を求める決議について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時4分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案1件、野中重男議員外1人から決議案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

日程第5 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

- 日程第9 議第54号 水俣市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第55号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第56号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第57号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第58号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第59号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第60号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第61号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第62号 平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第63号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議第64号 市道の路線認定について
- 日程第20 議第66号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 齊君） 日程第1、議第46号専決処分の報告及び承認についてから、日程第20、議第66号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定についてまで20件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長田口憲雄議員。

（総務産業委員長 田口憲雄君登壇）

○総務産業委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、専決処分されました議第46号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要したもので、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、個人市民税における給与所得控除及び公的年金等控除並びに基礎控除の見直し、たばこ税における税率の引上げ及び加熱式たばこの課税方式の見直し、固定資産税における課税標準の特例で市町村条例で定める割合の制定等であるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本条例の制定により、市民税及びたばこ税の年間の増収見込みについてただしたのに対し、市民税は約140万円、たばこ税は約600万円の増収が見込まれるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第47号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、国民健康保険税の算定における課税限度額の引上げと、低所得者軽減措置の拡充であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第48号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」の施行に伴い、条例の施行に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、消防団員等が、公務中、事故で休業補償が発生した場合に、損害補償の算定基礎となる額の扶養親族加算額を改正するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第49号平成29年度水俣市一般会計補正予算第12号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っている。

その財源として、第13款国庫支出金、第17款繰入金、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、電算システム管理運用経費を計上している。

地方債の補正として、過疎対策事業ほか5件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、昨年度、消防団第5部の自動車ポンプ車が更新されたが、運転免許制度改正による影響についてただしたのに対し、新免許制度の普通免許では、3.5トン以上の自動車ポンプ車は運転できなくなった。よって、今後のポンプ車の更新においては地区の状況や希望を取りながら協議していきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第53号平成30年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

本案は、平成30年4月24日の豪雨に係る災害復旧等の予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第10款災害復旧費に公共土木施設災害復旧費を計上している。

その財源としては、第17款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第54号水俣市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、病院事業の職員定数を増員し、総合医療センターにおける医療機能の充実を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、医療センターにおいてハイケアユニット病床を設置することとなった経緯についてただしたのに対し、県で策定された地域医療構想において、水俣・芦北地域における高度急性期病床が、2025年に35床必要というデータが示された。このことから、医療センターとして、高度急性期病床の設置について病院の改革プランに盛り込み、今回10床の設置を計画したとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第55号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、職員の住居手当について、他市との均衡を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第56号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、家庭相談員の報酬について、同様の相談業務を行う婦人相談員の報酬との均衡を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第58号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地及び河原団地の一部住宅の廃止に伴う除却により、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、河原団地の入居者の状況及び解体後の使用目的についてただしたのに対し、残る1棟に1軒の入居者がおられ、住み替えについて、今後も話をしていきたい。また、解体後の使用目的は現時点で決まっていないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号平成30年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費等の調整ほか、市長選挙の実施に伴い、政策的事業に係る経費や投資的経費を追加する、いわゆる肉付け予算として編成したものである。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整ほか、第2款総務費に、研究者招へい事業、水俣環境アカデミア活動推進事業、第5款農林水産業費に、漁港施設等維持管理費、中山間地域等直接支払事業、水俣川河口臨海部振興構想事業、市町村営林道開設事業、第6款商工費に、水俣川河口臨海部振興構想事業、湯の見地区観光開発事業、産業振興戦略策定事業、店舗リフォーム助成事業、水俣観光誘客事業、第7款土木費に、袋インター関連道路改良事業、市内一円河川等維持補修費、公営住宅整備事業、公共施設等適正管理推進事業、築地・丸島町線補修事業、第8款消費費に、消防防災施設整備事業、第10款災害復旧費に公共土木施設災害復旧費を計上している。

なお、財源としては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第15款財産収入、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、漁港施設等維持管理費を追加している。

債務負担行為の補正として、牧ノ内団地4号棟・集会所建設事業を追加している。

また、地方債の補正として、公共施設等適正管理推進事業1件を追加、過疎対策事業ほか4件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣インターチェンジ（仮称）の開通に向けた事業の内容についてただしたのに対し、開通イベントとして、先に開通している近隣のインターチェンジでも実施されたウォーキングイベントを計画している。また、開通前後の2か月ほどを対象として、水俣の観光地や観光施設、飲食店等にお越しいただくための、キャンペーンやスタンプラリーを行うほか、水俣にお越しいただいた方のイメージアップのための店舗リフォーム補助事業、水俣を知ってもらうための販路開拓及び観光PRに向けた物産展出店に対する補助を計画しているとの答弁がありました。

また、水俣川河口臨海部振興構想事業に係る市民への説明会の実施についてただしたのに対し、現在、作成している環境保全図書の完成後に実施したいと考えているとの答弁がありました。

なお、本議案については、採決の際に、委員2名の棄権があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ835万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ10億6,507万4,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款公共下水道事業費において、職員の異動に伴う人件費の減額のほか、旅費、需用費、委託料、工事請負費及び負担金を増額している。

これらの財源としては、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第7款市債をもって調整している。
このほか、地方債の補正として、公共下水道事業ほか1件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、公共下水道事業債は交付税措置の割合についてただしたのに対し、37パーセントであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第63号平成30年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成30年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を37万2,000円減額して、補正後の額を4億9,921万3,000円に、収益的支出の額を131万5,000円減額して、補正後の額を4億711万3,000円とするものである。

また、第4条に定める資本的収入の額を1億円増額して、補正後の額を1億4,450万5,000円に、資本的支出の額を1億1万2,000円増額して、補正後の額を3億6,346万円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入には児童手当繰入金の減額、収益的支出には職員の人事異動に伴う人件費の増減を計上し、資本的収入には一般会計からの繰入金の増額を、資本的支出には工事請負費の増額を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、資本的支出の管路整備費として計上している配水管布設工事の工事場所はどこか。また、今後同様の工事の実施予定についてただしたのに対し、月浦、古城1丁目、浜町、八ノ窪及び浦上町の配水管工事である。同様の配水管の耐震化工事は、市民の方にできるだけ安心、安全に水を供給するために今後も進めていかなければならないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第64号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、水俣市丸島町3丁目の県道水俣港大黒町線に接道する公衆用道路であるが、関係する地権者からの寄附の申し出があり、水俣市道認定基準を満たすことから、新たに本路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、市道認定の条件についてただしたのに対し、代表的なもので、道路の有効幅員が4メートル以上、勾配が12パーセント以下、道路側溝は両方に設けるなどの項目があるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に議第66号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法が改正され、関連法である生産性向上特別措置法が平成30年6月6日に施行されたことに伴い、本市条例の一部を改正するものである。

改正の内容としては、中小事業者等が一定の生産性向上を図るために取得した設備、装置等に係る固定資産税の課税標準の特例で、市町村条例で定める割合の制定等であるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、先端設備等の一定の生産性向上を図るための設備とはどのようなものかとただしたのに対し、現在所有している機械から、新たに導入する機械が生産性を1パーセント以上向上するという工業会等から証明書を交付されたものが対象になっているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） 厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第49号平成29年度水俣市一般会計補正予算第12号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っている。

その財源として、第20款市債をもって調整している。

地方債の補正として、過疎対策事業等の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第50号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成30年3月22日に公布されたことに伴い、条例の施行に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者に「病床を有する診療所を開設している者」を追加するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第51号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が平成30年3月22日に一部改正されたことに伴い、条例の施行に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び指定夜間対応型訪問介護の訪問介護員の要件を明確化するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第52号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が平成30年3月22日に一部改正されたことに伴い、引用する条項について改正する必要が生じ、条例の施行に急施を要したため、専決処分を行ったものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第53号平成30年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

本案は、平成30年4月24日の豪雨に係る災害復旧等の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第10款災害復旧費に文教施設災害復旧費を計上している。

その財源としては、第17款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第57号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行等に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号平成30年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費等の調整のほか、市長選挙の実施に伴い当初予算を骨格予算としたため、政策的事業に係る経費や投資的経費を追加する、いわゆる肉付け予算として編成したものである。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、次世代育成支援施設整備事業、子ども・子育て世帯応援事業、第4款衛生費に、病院事業会計負担金、水道事業会計負担金、第9款教育費に、公立小中学校ICT整備事業、ふるさと水俣発信事業、第10款災害復旧費に文教施設災害復旧費などを計上している。

なお、財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第19款諸収入、第20款市債をもつ

て調整している。

また、地方債の補正として、水道事業を追加、過疎対策事業等の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、統合型校務支援ソフトの導入費用についてただしたのに対し、1,668万6,000円を予定しているとの答弁がありました。

また、次年度以降、ソフトのライセンス費用等は発生するのかとただしたのに対し、一括で購入するため、費用は発生せず、5年間は無償でバージョンアップも行っていただくことになっているとの答弁がありました。

家庭部門低炭素総合事業補助金について、現行の補助金要綱では、予算の範囲内において、先着順の受付で、募集を1月末の締め切りとしているとの説明であったが、例えば、2月、3月に申請、着工しようとする場合は受けつけられないのかとただしたのに対し、そのとおりであり、現行では、受付、交付決定後に、着工をしなければ、補助金の対象外となるとの答弁がありました。

なお、委員から、市民が家の新築を考える際に随時、補助金の受付ができるように、現行の補助金要綱や予算額についても、見直し、検討されたいとの要望がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第60号平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ600万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ35億3,501万円とするものである。

補正の内容としては、一般介護予防事業の実施に伴う、第3款地域支援事業の増額を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金、第6款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第62号平成30年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成30年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を2億1,500万円増額して、補正後の収益的収入の額を71億8,208万4,000円とするものである。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を2億6,220万円増額して、補正後の資本的収入の額を5億4,998万5,000円に、資本的支出の額を2億6,238万2,000円増額して、補正後の資本的支出の額を10億7,588万8,000円とするものである。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び減債積立金で補てんすることとしている。

補正の内容としては、収益的収入に一般会計からの繰入金を計上し、資本的収入及び支出については、ハイケアユニット病床新設に伴う企業債及び建設改良費の増額を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成30年6月29日

総務産業常任委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 福田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第46号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第47号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第12号）付託分	承 認	全員賛成
議第53号	専決処分の報告及び承認について 専第10号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第1号）付託分	承 認	全員賛成
議第54号	水俣市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第55号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第56号	水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第58号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第59号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第2号）付託分	原案可決	賛成多数
議第61号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第63号	平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第64号	市道の路線認定について	原案可決	全員賛成
議第66号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成30年6月29日

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第12号）付託分	承 認	全員賛成
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第52号	専決処分の報告及び承認について 専第9号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第53号	専決処分の報告及び承認について 専第10号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第1号）付託分	承 認	全員賛成
議第57号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第59号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第2号）付託分	原案可決	全員賛成
議第60号	平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第62号	平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

○議長（福田 斉君） これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

○議長（福田 斉君） これから採決します。

議第46号専決処分の報告及び承認についてから、議第53号専決処分の報告及び承認についてまで、8件を一括して採決します。

本8件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本8件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本8件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第54号水俣市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第58号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてまで、5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本5件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本5件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

（野中重男君・高岡朱美君・藤本壽子君 退場）

○議長（福田 斉君） 次に、議第59号平成30年度水俣市一般会計補正予算第2号についてを採決します。

本件は、起立により採決します。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福田 斉君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

（野中重男君・高岡朱美君・藤本壽子君 入場）

○議長（福田 斉君） 次に、議第60号平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号から、議第66号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定についてまで6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本6件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本6件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第21 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第1号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度及び、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について
- 1 陳第2号 「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」に対する市民説明会を求める陳情について
- 1 陳第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（福田 斉君） 日程第21、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成30年6月29日

総務産業常任委員長 田 口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第1号	最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度及び、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第2号	「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」に対する市民説明会を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第4号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため

一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
--	----------------

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成30年6月29日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成30年6月28日

議会運営委員長 野 中 重 男

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第22 議第67号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（福田 斉君） 日程第22、議第67号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議第67号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成30年7月5日提出

水俣市長 高 岡 利 治

住 所 水俣市月浦126番地1

氏 名 前嶋 道子

生年月日 昭和26年11月28日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第67号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、松本直美委員が本年9月30日をもって退任となりますが、後任として前嶋道子氏を推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格、識見ともにすぐれた方で、PTA役員や学童クラブ支援員など地域の子育て支援活動へ積極的に取り組まれてこられ、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案をいたしました議第67号について、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま、市長から提案理由の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

○議長（福田 斉君） 議第67号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案による者を適任と認めることに決定しました。

日程第23 決議第1号 水俣川河口臨海部振興構想予算にチッソ及びJNCの負担を求める決議について

○議長（福田 斉君） 日程第23、決議第1号水俣川河口臨海部振興構想予算にチッソ及びJNCの負担を求める決議についてを議題とします。

決議第1号

水俣川河口臨海部振興構想予算にチッソ及びJNCの負担を求める決議について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年7月5日

提出者議員 野 中 重 男
〃 高 岡 朱 美

水俣市議会議長 福 田 斉 様

（別紙）

水俣川河口臨海部振興構想予算にチッソ及びJNCの負担を求める決議

今回の議会に提案された水俣川河口臨海部振興構想予算は、

- ① 水俣川河口部の道路構造物補修工事（現在の護岸の外側に鋼矢版を打ち込み、護岸をコンクリートで補修）
- ② 海に面した部分の護岸工事（現在の護岸の約80メートル沖に鋼矢版を打ち込み、その内側に土を入れる）
- ③ 養浜海岸整備調査費など

である。財源は国土交通省2,546万円、環境省と県7,785万円（国7,006万円、県779万円）、市債3億1,170万円である。このうち、護岸工事について、平成28年3月議会で当時の副市長は、以下のように答弁している。

「点検したところ、ここの護岸はひび割れが施設全体に確認されており、陸側から海側へ連続している。内部の鉄筋が腐食し、コンクリートに空洞ができています。剥離、剥落、欠損も多く確認されています。海面に傾いた護岸が、背面土圧によって押し出されて、不同沈下が生じ、護岸にずれが生じています。今後、護岸自体の倒壊に至る恐れがある。総合評価としては、補修による対応は困難であり、改築が望ましい。そして、現在の護岸では地震などによって倒壊の不安があり、安全性の確保が重要である。護岸を強化整備することで安全を確保したい」。

また、平成28年6月、環境省の担当者は、「この事業は、水俣市、熊本県とは震災前から話している。今回震災を受けて八幡プールの護岸を強化するということが計画が進んできた。」と話している。

さらに、平成28年9月議会では、前述の副市長が再び答弁に立ち、事業の目的について

「第1は従来から懸念している八幡プールの護岸補強。第2は、西回り自動車道の排土を埋め立てることによる新たな土地の造成。第3は、丸島港及び産業団地への産業道路整備」と述べた。

これらの発言は、この事業が明らかに、八幡プール群の護岸防御事業が目的であること示している。

この護岸が守っている土地は、昭和63年の最高裁判決で、当時のチッソ社長及び工場長が業務上過失致死傷罪に問われた（有罪が確定）際に、「汚染源」とされた土地であり、所有者であるチッソが将来にわたって再汚染しないための管理をする責任があった。また、国、県はそのように指導する立場にあった。その責任を果たさないまま、平成14年に水俣市に周辺道路が譲渡された。

この経過を考えれば、今回の事業については、市民にだけ大きな負担をかけず、チッソにも汚染者の立場、ま

た、道路完成後の受益者の立場で相応の負担を求めることは当然である。

よって、市長提案の水俣川河口臨海部振興構想予算に、チッソ及びJNCの負担を求めることを決議する。

平成30年7月5日

水俣市議会

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

提出者代表野中重男議員。

（提出者代表 野中重男議員登壇）

○野中重男君 決議第1号について、案文を読み上げて提案理由といたします。

水俣川河口臨海部振興構想予算にチッソ及びJNCの負担を求める決議

今回の議会に提案された水俣川河口臨海部振興構想予算は、

- ① 水俣川河口部の道路構造物補修工事（現在の護岸の外側に鋼矢版を打ち込み、護岸をコンクリートで補修）
- ② 海に面した部分の護岸工事（現在の護岸の約80メートル沖に鋼矢版を打ち込み、その内側に山土を入れる）
- ③ 養浜海岸整備調査費など

である。財源は国土交通省2,546万円、環境省と県7,785万円（国7,006万円、県779万円）、市債3億1,170万円である。

このうち、護岸工事について、平成28年3月議会で当時の副市長は、以下のように答弁している。

「点検したところ、ここの護岸はひび割れが施設全体に確認されており、陸側から海側へ連続している。内部の鉄筋が腐食し、コンクリートに空洞ができています。剥離、剥落、欠損も多く確認されている。海面に傾いた護岸が、背面土圧によって押し出されて、不同沈下が生じ、護岸にずれが生じている。今後、護岸自体の倒壊に至る恐れがある。総合評価としては、補修による対応は困難であり、改築が望ましい。そして、現在の護岸では地震などによって倒壊の不安があり、安全性の確保が重要である。護岸を強化整備することで安全を確保したい」。

また、平成28年6月、環境省の担当者は、「この事業は、水俣市、熊本県とは震災前から話している。今回震災を受けて八幡プールの護岸を強化するということが計画が進んできた。」と話している。

さらに、平成28年9月議会では、前述の副市長が再び答弁に立ち、事業の目的について「第1は従来から懸念している八幡プールの護岸補強。第2は、西回り自動車道の排土を埋め立てることによる新たな土地の造成。第3は、丸島港及び産業団地への産業道路整備」と述べた。これらの発言は、この事業が明らかに、八幡プール群の護岸防御事業が目的であること示している。

この護岸が守っている土地は、昭和63年の最高裁判決で、当時のチッソ社長及び工場長が業務上過失致死傷罪に問われた（有罪が確定）際に、「汚染源」とされた土地であり、所有者であるチッソが将来にわたって再汚染しないための管理をする責任があった。また、国、県はそのように指導する立場にあった。その責任を果たさないまま、平成14年に水俣市に周辺道路が譲渡された。

この経過を考えれば、今回の事業については、市民にだけ大きな負担をかけず、チッソにも汚染者の立場、また、道路完成後の受益者の立場で相応の負担を求めることは当然である。

よって、市長提案の水俣川河口臨海部振興構想予算に、チッソ及びJNCの負担を求めることを決議する。

平成30年7月5日

水俣市議会

以上、議員の皆さんの御賛同をお願いし、提案理由といたします。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま、提出者代表から提案理由の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論される議員は、挙手をお願いしますが、初めに反対の討論をされる議員の挙手を求めます。

（反対の討論をする者の挙手あり）

○議長（福田 斉君） 次に、賛成の討論をされる議員の挙手を求めます。

（賛成の討論をする者の挙手あり）

○議長（福田 斉君） それでは、討論を行います。

初めに小路議員。

○小路貴紀君 水進会の小路貴紀です。

水俣川河口臨海部振興構想予算にチッソ及びJNCの負担を求める決議について、反対の立場から討論します。

まず、水俣川河口臨海部振興構想の目的は、丸島漁港を中心とした水産業の振興と、産業団地周辺の産業振興及び地域経済の活性化を図ることであると、平成26年12月議会で当時の市長が明確に答弁されております。

それ以後の議会一般質問等を踏まえた執行部の対応や見解に相違はないと認識しております。

しかしながら、本決議に記されている事業目的は「第1は従来から懸念している八幡プールの護岸補強。第2は西回り自動車道の排土を埋め立てることによる新たな土地の造成。第3は、丸島港及び産業団地への産業道路整備」であるとの平成28年9月議会における当時の副市長の答弁をあげられて、第1は、第2は、第3は、と表記することであたかも八幡プール群の護岸防御が事業目的の優先順位が高いかのように読み取れます。

平成29年9月議会の会議録を見ますと、野中議員の一般質問に対する執行部からの答弁のやりとりがある中で、当時の副市長は「まず1つが、従来から懸念していた八幡プールの護岸補強でございます。2つ目は、水俣市内から排出される南九州西回り自動車道の建設排土を有効利用して、市内に新たな土地を生み出すことでございます。3つ目は、丸島漁港及び産業団地へアクセスする産業道路を整備し、地域の活性化を図ることでございます。」と答弁されております。

このことからしても、事業目的に優先順位をつけているとは言えず、単に行うべき事業を羅列されただけということがわかります。

また、質問が護岸道路に関する内容が主だったことを思えば、わかりやすく最初の方に答弁ただけであり、質問者に対する配慮だったのではと推察する次第です。

よって、決議の中にわざわざ第1は、第2は、第3は、という表記に変えることで、意図的に印象付けられていること。さらには議会会議録を正しく引用して記載されなかったのはなぜなのか、大いに理解に苦しみます。

なお、このやりとりで八幡プール沖の護岸補強と答弁されておりますが、正しくは八幡プールに隣接する道路の護岸であると認識すべきです。この点については、現在の執行部も同様の見解であると思います。

あわせて、平成28年3月議会の会議録に野中議員が本振興構想事業に関して、「予算説明会資料では、水俣川河口臨海部の道路整備を進めると書いてございます。現在の道路の護岸はどのような状態でしょうか。」と質問されております。現在の道路の護岸と明確に指摘されていることから、同様の見解であろうと考えるべきであり、当時の答弁には言葉が不足していただくと認識すべきと考えます。

次に、本振興構想におけるチッソ及びJNCの負担を求めることに合理性があるかについて、

整理します。

この点についても、過去の議会会議録を確認しました。

平成28年3月議会において、今後の財源についてどのように想定されているかに対しては、「今いろいろ打ち合わせ、協議等を行わせていただいているところでございますけれども、国や県の補助事業等の対象となるように努めて、市の持ち出しになる部分も、可能な限り地方交付税等で措置される過疎対策事業債とか、そういうような起債が使えないかという形で、今検討を行っており、今後も市の負担を抑えられるよう努力していきたいというふうに考えております。」と、執行部からの答弁がっております。

平成28年9月議会では、工事や工法、費用負担等について国・県やチッソ等と相談したらどうかという質問に対して、「臨海構想に伴う事業の実施につきましては、地場産業の振興、地域経済の活性化を図るための非常に重要な、かつ大規模な事業となります。そのため、事業実施におきましても多額の予算が伴うことから、ある程度、長期間、国や県と協議を進めてまいっております。当然ですけれども、今後とも国や県と相談しながら、できるだけ負担が少ないような方向にならないかということで、協議してまいりたいと思っております。」と、執行部から答弁がっております。

財源に関すること、費用負担に関することについて、これまでの執行部の答弁からは、チッソに求める考えは一切示されておりません。

また、平成28年12月議会では、9月議会の振り返りとして、チッソからの寄贈をもとに戻すということについても調べてみるとの答弁だったが、これは調べたのかという質問に対して、「市の顧問弁護士に相談しましたところ、負担付贈与につきましては、受贈者である市が贈与者であるチッソに対して、何らかの債務負担を約束した契約ではないため、今回の譲渡については、単なる贈与となり、法律をもって返還することは難しいだろうとの見解でした。また、道路として寄贈を受けている以上、その目的は達していることから、瑕疵担保も問えないだろうとの判断でした。」と、執行部から答弁がっております。

本定例議会の一般質問においても、本振興構想の事業主体は市であり、チッソに負担を求めるべきものではない。チッソには南九州西回り自動車道の工事で排出される土の仮置き場所として協力をいただいている旨の答弁がっております。

これら全ては、野中議員の一般質問に対する答弁です。こういった実情がある中で、決議に記載されている内容は過去の経緯と整合性がありません。合理性及び客観性に欠けていることがわかっているにも関わらず、本市議会として決議することはあまりにも強引であり、良識と見識を問われかねません。チッソが負担する必要がないことに対して、本市議会として決議することは、危険過ぎますし、本市議会が間違った判断を下した場合の責任の所在について、議員の皆様

は考えておられるのでしょうか。決議をするだけで、直接議会には責任が及ぶものではないからといった考えが背景にあるとすれば、余りにも無責任であると考えます。

以上、本振興構想における主たる目的は、水産業振興と産業振興であること。また、チッソに負担を求める確固たる根拠がなく、本市議会として判断できる事由が見当たらないことが明白であります。

よって、水俣川河口臨海部振興構想予算にチッソ及びJNCの負担を求める決議については、決議に記されている内容が、過去に市執行部から答弁されてきた内容や経緯との整合性が見られないこと、また議会会議録から正しく引用されていないこと、あわせて本市議会の総意として決議するには合理性及び客観性に著しく欠けるとの理由によりまして、反対するものであります。

議員の皆様方におかれましては、良識ある判断を切にお願い申し上げまして、御賛同くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

私は、決議第1号水俣川河口臨海部振興構想予算にチッソ及びJNCの負担を求める決議の提案者の一人として、議員の皆様にご賛同を求める立場から討論を行います。

チッソ水俣工場総務課が従業員向けに発行していた「水俣工場新聞」は、昭和30年11月5日付けに、次のような記事を掲載しています。

見出しは「水俣川尻に大埋立地！護岸工事近く完成」となっています。記事を読みます。

「1日200トン、すなわちトラック40台分のカーバイト残渣が、工場から排出される。これを海に流すと魚が死んでしまうので、空地を見つけては残渣のプールとして、それに流し込んでいたが、空地もなくなり、海を埋め立てることになった。近く護岸工事が完成するというのは、水俣川の河口左岸のところ、総工費約4,300万円、海と川に面した部分の護岸工事の延長は、1,600メートルにも及び、36万立方メートルの残渣を捨てることができる。これが埋め立てられると、約1万8千坪の埋立地が新たにできることとなり、前に埋め立てを終わった部分を合わせると、水俣川尻左岸の埋立地区は10万坪となり、旧工場や梅戸を除く水俣工場の面積に近い広さの土地が出現することになる。この護岸工事について、春日井土建課長に聞いてみた。」

途中略します。

「『地盤が緩くて困ったそうですね。』「そうです。戦時中は残渣や石炭殻を海に捨てていましたので、それが相当の厚さで海にたまっていて、地盤が緩く、堤をつくっても下から崩れてきたりして苦労しました。』「護岸工事の完成は？」「もうすぐです。もうでき上がった丸島寄りの部分には残渣の放流を始めています。」

なるほど残渣を捨て始めた丸島寄りは、山から見おろすと美しい淡青色を拡がらせている。』

これが、水俣市が今から整備しようとしている八幡プール群とその護岸の成り立ちです。

昭和31年に水俣病が公式に発見され、原因としてチッソ水俣工場の排水が疑われ、水俣湾方面が大騒ぎになりました。チッソは、昭和33年9月に排水を水俣湾から水俣川河口の八幡プール群へ変更しました。このことによって汚染は不知火海全域に広がり、水俣川河口と以北の町にも患者を発生させたとして社長と工場長が最高裁で有罪判決を受けました。

その排水はその後10年間、水俣湾や八幡プール群に流され続け、残渣は埋め立てられ、汚染した魚を食べた人々を、遠くは天草から、鹿児島県伊佐市まで水俣病に罹患させました。

水俣病の補償制度が被害者にとって、いかに理不尽なものであるかを説明するのに、よく交通事故による補償との比較がされます。なんの落ち度もない人を事故に巻き込めば、重症であろうが、軽症であろうが、誠意をもって償うのが世間の常識です。

しかし、水俣病においてはその常識が通用しません。被害者自らが被害を立証するために世間に身をさらし、言われぬ中傷に耐え、寒空のもとで何日も座り込まなければなりません。それでも最終的には、加害者側が決めた根拠のない線引きによって、救済されなかった人がたくさんいます。

あとう限りの救済をうたった水俣病特措法は、救済の対象を昭和44年11月生まれまでとしています。そのため、同じ家族の中で救済された人とされなかった人がいることは珍しくありません。昭和44年生まれといえは働き盛りです。Aさんは44年12月生まれ、Bさんは昭和45年生まれで救済の対象外となり、療養費すら受けられませんでした。しかし、二人とも座薬を使わなければならぬほどのひどい頭痛が毎日あります。茶碗をよく落とし、からすまがりも一日数度起きます。Aさんはそれでも仕事を続けていますが、帰ったら寝るだけの生活。Bさんは体調の悪さから仕事が続けられなくなり、母親の年金に頼っている人生に、もう長生きはしたくないと言いました。

つつましい暮らしをしていた多くの家族から、笑顔までも奪った震源地である八幡プール埋立地の内容物は、今現在も埋め立てられた当時の状態のままです。そして護岸は、永久的に汚染を閉じ込めておけるものではなく、将来にわたる監視と補修を必要とします。これらにかかる莫大な費用のほとんどを、多くの水俣病被害者を含む水俣市民の負債をもって充て、土地の造成者であり、汚染者であるチッソに何の負担も課さないなど道義上許されるものではありません。

よって私は、被害者や市民の声をもとに、水俣川河口臨海部振興構想予算にチッソ及びJNCの負担を求めるこの決議は議決されるべきと考えます。

議員の皆様の賛同を心からお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、谷口明弘議員。

○谷口明弘君 真志会の谷口明弘です。

水俣川河口臨海部振興構想予算にチツソ及びJNCの負担を求める決議について、反対の立場から討論します。

反対の理由は主に3つあります。

まず、この事業についてはタイトルにもありますように水俣川河口臨海部の振興を主な目的としたもので、道路の幅が狭い丸島港へのアクセス道路の確保、緊急車両の侵入経路の確保、新たな土地の造成によって産業団地の整備や企業誘致によって将来的に税収増も可能となること、護岸の補強もいつかは手をつけなければならない事業ではあるが、西回り自動車道の排土を埋め立てに使うことで国土交通省からの補助を受けられ、市の負担が軽減されることなど、この振興構想は水俣市が政策的に進める事業であることは明らかであります。これまでの市の答弁もその主張は一貫しております。

2つ目に、道路完成後の受益者負担のことを書いてありますが、市道の建設・改修に完成後の受益者負担を求める前例を作ることとなれば、今後市内一円の市道の整備に、市民がお金を出すことを市から強要される恐れが生じます。

3つ目に、2002年（平成14年）に水俣市が周辺道路を譲渡された時、市道認定には議会の承認が必要ですが、記録を確認すると全会一致で市道として認定しています。その瞬間から水俣市は市道に続く護岸についても、安全に管理する義務を負うことになりました。市道として管理するということは、それに続く護岸の安全性についても、市が担保することを議会も認めたことと同じではないでしょうか。にもかかわらず、この決議文を採択することは議会の見識を問われかねないと考えます。

また、ただ今承認されました議案第59号平成30年度一般会計補正予算（第2号）、これをたった今、この場で可決されたわけですが、ということは今いらっしゃる、採決から退席された議員もいらっしゃいますが、残られた議員はこの予算に対して賛成されたわけですから、ぜひその点を考えていただきたいと思います。

申し上げたいのは今回の事業は公害防止事業ではなく、水俣市がまちづくりのために政策的に進める事業であること。そのことをみなさんよくお考えになって、私は反対の立場であります。議員のみなさんの御賛同をよろしくお願いします。

○議長（福田 齊君） 次に、谷口眞次議員。

○谷口眞次君 無限21の谷口眞次です。

決議第1号水俣川河口臨海部振興構想予算にチツソ及びJNCの負担を求める決議について、賛成の立場から討論します。

今議会、高岡市長は施政方針の中で、「今後複数の大型事業が控えており、3年後の市債残高

は200億円に上る見込みである。今年度の肉付け補正予算についても、財政調整基金からの繰入金金が8億円を超えた。今後さらに効果的かつ効率的な財政運営が求められる。最小経費で最大効果を追求する。議員や市民、職員とともに、これらの難題に真正面から取り組んでいく。」と市政運営の決意を述べられました。

私もこの財政難の課題については、全く同じ思いであります。

そこで、この事業につきましても、市民の安心安全、不知火海の環境を守るために、より強固に、より慎重に、そして市民の負担を極力軽減していかなければなりません。

今年度の事業費は、国交省が2,546万円、環境省と県が7,785万円、市債が3億1,170万円です。今後10年間でこの渚の造成工事、護岸整備、埋め立て工事などの予算は総額34億円が見込まれています。その予算もいまだ確定はしていません。市としてもこれ以上の市債を増やし、市民生活に影響がないよう、あらゆる手だてを模索しながら進めていかなければなりません。国・県との協議も大変重要でしょう。しっかりと進めていく中で、この決議案についても、数少ない予算確保の選択肢の一つではないでしょうか。

市の事業であるため、市としてはなかなか言いにくいところもありますが、私ども議員には様々な意見が聞こえてきます。汚染者負担は当然だろう。いやいやチツソにこれ以上の負担はあんまりだろう。という声も様々です。もちろん私もJNCの現状も十分理解をしております。現在排土の仮置き場の提供や地域貢献、様々な地域活動の参加もされています。今後とも水俣のトップ企業として発展していただきたいと多くの市民は願っています。私もなくてはならない大事な企業だと認識いたしております。

しかし、この事業に関しましては、水俣市に寄付された土地であり、市の事業でもありますが、これまでの経過を考えれば、もともとチツソの処分場であった八幡プールの縁を通っている道路で、老朽化し通行止めとなっていたところに、さらに熊本地震によって危険度が高まってきました。優先順位がどうのこうのではなくて、当初から護岸自体が崩壊の恐れがあったので、護岸の強化整備をし、安全性の確保を目的とした事業であることは明確であります。よって、汚染者の立場、道路完成後の受益者の立場を考慮すれば、金額がどうのこうのではありません。できる限りの負担をお願いすべきではないでしょうか。

私ども今回の予算には賛成しました。しかしながら、この事業はまだ10年間続きます。いろんな形で負担をお願いすべきではないでしょうか。今議会でも様々な事業を進めて欲しいとの提案がありました。この貴重な負担金をいただくことで市の借金が少しでも軽減できれば、学校へのエアコンの設置、給食費の段階的な軽減。高校生までの医療費の無料化などの事業が1つでも2つでも実現可能になってくるのではないのでしょうか。

市民生活向上の一助になればとの思いで、ぜひともこの決議に対する御賛同をよろしくお願い

しまして賛成討論を終わります。

○議長（福田 斉君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

決議第1号水俣川河口臨海部振興構想予算にチツソ及びJNCの負担を求める決議についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福田 斉君） 起立少数であります。

したがって本件は、否決されました。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成30年第2回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 福田 齊

署名議員 桑原 一知

署名議員 谷口 眞次

平成30年6月第2回水俣市議会定例会（6月13日～7月5日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第46号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市税条例等の一部を改正 する条例の制定について	6月13日	総務産業	7月5日 承認	
議第47号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市国民健康保険税条例の 一部を改正する条例の制定に ついて	6月13日	総務産業	7月5日 承認	
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 水俣市消防団員等公務災害補 償条例の一部を改正する条例 の制定について	6月13日	総務産業	7月5日 承認	
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成29年度水俣市一般会計補 正予算（第12号）	6月13日	各 委	7月5日 承認	
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 水俣市介護保険法に基づく指 定地域密着型介護老人福祉施 設の指定に係る入所定員等に 関する条例の一部を改正する 条例の制定について	6月13日	厚生文教	7月5日 承認	
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 水俣市介護保険法に基づく指 定地域密着型サービスの事業 の人員、設備及び運営に係る 基準に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	6月13日	厚生文教	7月5日 承認	
議第52号	専決処分の報告及び承認について 専第9号 水俣市介護保険法に基づく指 定地域密着型介護予防サー ビスの事業の人員、設備及び運 営並びに指定地域密着型介護 予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法 に係る基準に関する条例の一 部を改正する条例の制定につ いて	6月13日	厚生文教	7月5日 承認	
議第53号	専決処分の報告及び承認について 専第10号 平成30年度水俣市一般会計補 正予算（第1号）	6月13日	各 委	7月5日 承認	
議第54号	水俣市職員定数条例の一部を改正する条例 の制定について	6月13日	総務産業	7月5日 原案可決	
議第55号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	6月13日	総務産業	7月5日 原案可決	

議第56号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	6月13日	総務産業	7月5日 原案可決	
議第57号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	6月13日	厚生文教	7月5日 原案可決	
議第58号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	6月13日	総務産業	7月5日 原案可決	
議第59号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	6月13日	各 委	7月5日 原案可決	
議第60号	平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月13日	厚生文教	7月5日 原案可決	
議第61号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月13日	総務産業	7月5日 原案可決	
議第62号	平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	6月13日	厚生文教	7月5日 原案可決	
議第63号	平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	6月13日	総務産業	7月5日 原案可決	
議第64号	市道の路線認定について	6月13日	総務産業	7月5日 原案可決	
議第65号	教育委員会委員の任命について （本田恵津子君）	6月13日	省 略	6月13日 同 意	
議第66号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	6月28日	総務産業	7月5日 原案可決	
議第67号	人権擁護委員候補者の推薦について （前嶋道子君）	7月5日	省 略	7月5日 適 任	

〔決 議〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
決議第1号	水俣川河口臨海部振興構想予算にチッソ及びJNCの負担を求める決議について	7月5日	省 略	7月5日 否 決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告2号	繰越明許費の報告について	6月13日
報告3号	繰越明許費の報告について	6月13日
報告4号	繰越明許費の報告について	6月13日
報告5号	予算の繰越しの報告について	6月13日
報告6号	予算の繰越しの報告について	6月13日
報告7号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	6月13日
報告8号	株式会社みなまたの経営状況報告について	6月13日

報告9号	専決処分の報告について	6月13日
報告10号	株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告について	6月28日
報告11号	公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告について	6月28日

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	7月5日	総務産業	7月5日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	7月5日	厚生文教	7月5日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	7月5日	議会運営	7月5日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第1号	最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度及び、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について	水俣市浦上町 3-93 中山 徹	総務産業	6月13日	7月5日 継続審査
陳第2号	「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」に対する市民説明会を求める陳情について	水俣市陣内 1-10-33 山下 善寛	総務産業	6月26日	7月5日 継続審査

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第4号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について	水俣市栄町1丁目 1-25 北蘭 正人	総務産業	平成29年 6月22日	7月5日 継続審査